昭和九年八月十五日印刷
昭和九年八月二十日發行

國譯一切經　律部　十六

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者　渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝二一一六番

製本所　兩角製本所

索　引

(頁數は通頁を表す)

——律部十六索引終——

なり。親里は不犯なり。

（三）

九一 若し、怖畏ある阿練若處に、不病にして、內にて受食せば突吉羅なり。佛の所說の如くんば、比丘は居士に語りて言ふべし。「此の中に怖畏有り。」と。居士は比丘に問ふて曰く、「此の中に賊あるや、不や。有らば、我れ當に、王に語げん。」と。比丘應に「無し。」と言はば界外にて受くべし。不犯なり。若し道中に食するは不犯なり。比丘が居士を遮して「入る莫れ」と言ひ、自ら入るは不犯なり。比丘若しは狂へるは不犯なり。

（四）

九二 問ふ。頗し、比丘が學家中に受食して不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは先に請せらる、若しは病なるは不犯なり。

波羅提々舍尼竟り。

毘尼摩得勒伽略說、七千偈、一偈に三十二文字有り。七千偈に便ち、二十二萬四千言有り。十卷を成す。

（終）

若し比丘、佛衣と等量に衣を作り及び過ぎて作れば波逸提を得。

【八八】優波離問に缺く

【八九】第一在俗家從非親尼取食戒。「若し比丘不病にして聚落中に入り非親里比丘尼の所より自手に食を受くれば是の比丘應に餘比丘に向ひて是の罪を說くべし、長老我れ可呵法不是處に墮せり、是の法悔すべし、我れ今發露悔過すと、是れを波羅提提舍尼法と名づく。」

【九〇】第二、在俗偏心受食戒、「諸比丘、白衣の家にて食を請ずるに有り、是の中比丘尼ありて指示して言はく、是の比丘に飯を與へよ是の比丘に羹を與へよと。諸比丘應に是の比丘尼に語るべし、小らく住し諸比丘の食竟るを待てと、若し諸比丘中一比丘の是の比丘尼に小らく住し諸比丘の食竟るを待てと語るもの有る無ければ是の一切の諸比丘應に餘比丘に向ひて言ふべし、長老我れ等可呵法、不是處に墮せり、是の法悔す可きなり、我れ今發露悔過すと。是れを波羅提提舍尼法と名づく。」

【九一】第四有難蘭若受食戒、「比丘僧有り阿練兒處に住し疑、怖畏有らんに。若し比丘是の阿練兒住處に疑怖畏の難有るを知り僧未だ差せずして僧坊外にて自手に食を受けず僧坊內にて受くれば是の比丘は應に餘比丘に向ひて罪を說いて言ふべし、長老我れ可呵法、不是處に墮せり、是の法悔すべし、我れ今發露悔過すと。是れを波羅提提舍尼法と名づく。」

【九二】第三、學家受食戒、「諸學家あり、僧學家羯磨を作し竟る、若し比丘是の如き學家にて、先きに請ぜられざるに後來りて自手に食を受けんに是の比丘應に餘比丘に向ひて罪を說き、是の言を作すべし、長老我れ可呵法、不是處に墮せり、是の法悔す可し、我れ今發露悔過すと、是れを波羅提提舍尼法と名づく。」

(八一) 問ふ、頗し、修伽陀の八指を過ぎて、牀脚を作りて波夜提を犯さざる有りや。

答ふ、有り。若し牙、摩尼を用ひて作らば突吉羅なり。

(八十一)

(八二) 問ふ、佛の所說の如くんば、若し衆僧の坐牀、臥牀を自ら兜羅綿を以つて絮縫して牀に著け、併し去れば波夜提なり。

(八三) 頗し併し去りて不犯なる有りや。

答ふ、有り。若し餘物を以つて作らば突吉羅なり。

(八十二)

(八四) 雨衣戒、(八五) 覆瘡衣戒、(八六) 尼師壇戒、(八七) 佛衣等量戒の不淨も亦た是の如し。

問波夜提竟り。

(八八) 問波羅提提舍尼事

(一)

(八九) 白衣舍にては、三種の人の邊に從つて受食せば突吉羅なり。謂く、賊住人、本犯戒人、本不和合人なり。比丘空中に在りて受食し、比丘界內に在りて、界外の比丘尼邊に從つて受食せば不犯なり。親里に從つて受食せば不犯なり。非親里に同意して受くれば不犯なり。遣使手印して受くるも不犯なり。

(二)

(九〇) 若し比丘にして、白衣家に入り食を乞ふに、比丘尼は居士に語りて、「是の比丘に食を與へよ」と言ひ、比丘受食せば突吉羅なり。他の爲めに受食するは突吉羅なり。遣使手印して受くるは突吉羅

【八一】 第八十五、過量牀足戒、「若し比丘床を作らんと欲する者は當に量に應じて作るべし、量とは足の高さ八指なり、梐に入るを除く、是れを過ぎて作れば波逸提なり。」

【八二】 第八十六、兜羅綿牀褥戒、「若し比丘、自ら兜羅綿を以つて臥具に貯へ、若しは人をして貯へしむれば波逸提なり。」

【八三】 海頗有不犯併去不犯耶を解去不犯耶と讀む。

【八四】 第八十七雨衣過量戒。「若し比丘雨浴衣を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の六摖手、廣さ二摖なり是れを過ぎて作れば波逸提なり。」

【八五】 第八十八、覆瘡衣過量戒、「若し比丘、覆瘡衣を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の四摖手、廣さ二摖手なり、是れを過ぎて作れば波逸提なり。」

【八六】 第八十九、過量尼師壇戒、「若し比丘、尼師壇を作らんと欲すれば當に量に應じて作るべし、量とは長さ佛の二摖手、廣さ一摖手及び、縷際に一摖手を益すなり。是を過ぎて作れば波逸提なり。」

【八七】 第九十、與佛等量衣戒、

答ふ、三處なり。謂く、阿練若處、聚落中、神足にて空中を行くは、白せずして入りて不犯なり。伴が解せずして、性住比丘が「白せずして聚落に入りたり」と語るは不犯なり。地に在り、空中に白して入るは不犯なり。相ひ違るも亦た是の如し。界內界外は白して入れば不犯なり。有比丘なるに白せずして入らば波夜提なり。白せずして非人出家の入るは不犯なり。乃至汚染比丘尼及餘の沙門波羅門等の白せずして入るは不犯なり。

（七十六）

[七六]問ふ、頗し比丘、請を受け已つて、食前食後に白せずして去り、二三家に至りて不犯なる有りや。

答ふ、有り。若し有衣食請に去るは不犯なり。五種食に非ざれば不犯なり。

（七十七）

[七七]問ふ、若し比丘夜未だ曉とならず、未だ[七八]寶を藏せざるに、城門に至らば突吉羅なり。四天王、夜叉等の城門に至るは突吉羅なり。

（七十八）

[七九]若し比丘にして、說戒時に是の言を作す。「我れ初めて知る。是れ戒なり、と。」と。〔言ひて〕不犯なるありや。

（七十九）

答ふ、謂く、不共戒なり。共戒は波夜提なり。比丘尼も是の如し。

[八〇]若し比丘にして角牙齒骨を以つて、針房を作らば波夜提なり。

頗し作りて不犯なる有りや。〔答ふ。〕他の爲めに作るは突吉羅なり。他が作りて與ふるは不犯なり。

（八十）

【七六】第八十一、不囑同利入聚落戒。「若し比丘他の僧を請ずるを許し中前中後に行いて餘家に到れば波逸提なり。」

【七七】第八十二、突入王宮戒。「若し比丘、水澆頂ノ刹利王の夜未だ過ぎず未だ寶を藏せざるに若し門閫及び門閫處を過ぐれば、急因緣を除き波逸提なり。」

【七八】寶は王夫人、未藏寶は夫人の起きて服をつけざるなり。

【七九】第八十三、恐擧先言戒。「若し比丘、說戒の時是の言を作さん、我れ今始めて是ノ事の戒經中に入り、半月の次來るに隨ひて說かるるを知れりと、諸比丘は是の比丘の先きに曾て再三此の戒を說くを聞けることを知る、何に況んや復過ぐるをや是の比丘知らざるを以つて脫を得ることあらず、所犯の事に隨ひて應に如法に悔過せしむべし應に更に呵して折伏せしむべし、汝利き失無す是れ惡不善なり、說戒の時戒を尊重せず一心に聽かずと、是の事を以つての故に波逸提を得。」

【八〇】第八十四、骨牙角針筒戒。「若し比丘骨・牙・齒・角にて針筒を作れば波逸提なり。」

頗し比丘にして屛處にて聽きて不犯なる有りや。
答ふ、有り。比丘尼の鬪諍を聽くは突吉羅なり。乃至沙彌尼の鬪諍を聽くも亦是の如し。比丘尼も亦た是の如し。本犯戒乃至汚染比尼が鬪諍を聽くは突吉羅なり。學戒が聽くは波夜提なり。

(七十二)

[七二]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、僧が事を斷ずる時に、默然として起ち去るは波夜提なり。
頗し默然として起ち去りて不犯なる有りや。
答ふ、有り。若し比丘が未だ白を作さゞるに起ち大小の行處に至り、還りて語り已つて去るは不犯なり。去る時に聞處を捨せざれば不犯なり。

(七十三)

[七三]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、上座を恭敬せざれば波夜提なり。
頗し、比丘にして上座に語りて波夜提を犯さゞる有りや。
答ふ、有り。若し上座事を斷ずる時、中間に非法事を説き、年少比丘法を説き中に於いて語るは不犯なり。相違するも亦た是の如し。

(七十四)

[七三]問ふ、米の苦酒の、澄淸にして膩無きを非時に飲むを得るや、不や。答ふ、飲むを得ず。
問ふ、根漿、華莖果漿を飲むを得るや、不や。答ふ、得。幾時にか飲むや。乃至未だ自性を捨てざる時に飲むを得。[七四]時を過ぐれば飲むを得ず。

(七十五)

[七五]問ふ、幾處にか、白せずして聚落に入り不犯なるや。

【七二】第七十七、不與欲戒。「若し比丘僧の事を斷ずる時、默然として起ち去れば波逸提なり」。

【七三】第七十八、不受諫戒、「若し比丘、恭敬せざれば波逸提なり。」

【七三】第七十九、飲酒戒、「若し比丘、酒を飲めば波逸提なり。」

【七四】時を過ぎれば酒化する。

【七五】第八十、非時入聚落戒、「若し比丘非時に聚落に入り餘比丘に白せざれば波逸提なり」、急因縁を除く、急因縁とは若しは聚落に火を失せる、若しは八難中の一一の難起りて去くは不犯なり。」

と名づく。應に滅擯すべし。

（六十八）

六七 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、自手にて地を掘り、人をして掘らしむれば波夜提なり。何等の地を掘るや。若しは不燒、不壞地なり。燒、壞地を掘るは突吉羅なり。

（六十九）

六八 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、四月を過ぎて請を受くれば波夜提なり。頗し、四月を過ぎて受けて不犯なる有り耶。答ふ、有り。四月請を受け、四事中の一々を請し已り、中に於いて餘を索むれば突吉羅なり。四月を過ぎ已つて、餘事請に、餘事を索むれば波夜提なり。安居中の請食に更に食を索むるは突吉羅なり。病みて索むるは不犯なり。

（七十）

六九 問ふ、佛の所說の如くんば、「若し比丘、是の中に應に學すべし云云（應に廣說すべし）」と。頗し比丘にして、是の語を作して不犯なる有りや。答ふ、有り。若し、非法を學ばしめんとするを學ばざるは不犯なり。受法の比丘が不受法の比丘をして五法を學ばしめんとするを學ばざるは不犯なり。不受法の比丘が受法の比丘に語りて、「是の法を學ぶべし」と言ひ、「我れ學ばず。」といはゞ突吉羅なり。非人出家に語り、乃至中國語を以つて邊地に語り、邊地語にて中國に語るを「學ばざる」は突吉羅なり。學戒が「不學を」語るは波夜提なり。

（七十一）

七〇 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、諸比丘の鬪諍するを默然として屛處にて聽くは波夜提なり。

【六七】　第七十三、掘地戒、「若し比丘、自手に地を掘り若しは他を敎へて掘らしめ是の言を作さん、汝是の處を掘れと波逸提なり。」

【六八】　第七十四、過受四月藥請戒、「若し比丘、四月自恣請を受け、過ぐれば常請を除き、數數請を除き、別請を除き復た更に索れば波逸提なり。」

【六九】　第七十五、拒勸學戒。「若し比丘、說戒の時是の言を作さん、我れ是の戒を受學せず、先きに當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し摩多羅迦を持する者に問ふべしと、波逸提なり、若し比丘法を知らんと欲する者は應に此の戒に從ひて學し已りて當に餘比丘の修多羅を持し、比尼を持し摩多羅迦を持する者に問ふべし、應に是の如く問ふべし、是の語云何んと、是の事應に爾すべきなり。」

【七〇】　第七十六屛聽四諍戒、「若し比丘、餘比丘と共に鬪諍し已り盜かに往きて立聽すれば、彼の比丘の所說我れ當に憶持せんとて、波逸提なり。」

人が邊地人を誘じ、邊地人が中國人を誘ずるは皆突吉羅なり。

（六十五）

六四 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、男子なきに女人と共道を行くは波夜提なり。
頗し、比丘にして女人と共に道を行きて不犯なる有りや。
答ふ、有り。化女と共に道を行くは突吉羅なり。天女、乃至富單那女と共に道を行くは突吉羅なり。非人等の出家が女人と共に道を行くは突吉羅なり。非人とは前に說けるが如し。
本犯戒乃至聾、盲、瘖、瘂等の女人と共に道を行くは突吉羅なり。童女、黄門、三根と共に道を行くは突吉羅なり。

（六十六）

六五 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、賊と共に道を行くは波夜提なり。
頗し、賊と共に道を行きて不犯なる有りや。
答ふ、有り。本犯戒、乃至汚染比丘尼、聾、盲、瘖、瘂乃至非人等の賊と共に道を行くは突吉羅なり。非人出家の賊と共に道を行くも亦た是の如し。

（六十七）

六六 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、二十年に滿たざる人に受具戒を與へんに、波夜提なり。
頗し二十年に滿たざる人に受具戒を與へて不犯なる有り耶。
答ふ、有り。不滿二十年なるも滿想にて受具足戒を與へ、共に食し、共に住するも不犯なり。彼の人と幾時住するや。答ふ、乃至未決定時なり。決定し知り已れば應に比丘地に在らしむべからず。應に更に受具戒を與ふべし。若し受具戒を與へざれば三布薩、若しは白四羯磨を經るも是れを賊住

【六四】第七十、與人期行戒、「若し比丘、女人と、共に期して道を行き乃ち一聚落に至れば波逸提なり。」

【六五】第に十一、與賊期行戒、「若し比丘、賊と共に期して同道を行けば乃ち一聚落に至り波逸提なり。」

【六六】第七十一、與年不滿戒。「若し比丘、未だ二十歲滿たざる人に受具足戒を與ふれば波逸提なり、是の人、具足戒を得ず、諸比丘も亦呵すべし、是の事應に爾すべきなり。」

（六十二）

[六二] 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、比丘の衣鉢等を藏するは波夜提なり。頗し、比丘の衣鉢等の物を藏して不犯なるありや。

答ふ、有り。非人出家の衣鉢等の物を藏するは突吉羅なり。相違するも亦た是の如し。遣使手印して藏するも亦た是の如し。

尼薩耆の衣鉢を藏するは突吉羅なり。癡狂、乃至重病人の衣鉢等の物を藏するは突吉羅なり。受法比丘が不受法比丘の衣鉢等の物を藏するは突吉羅なり。諸餘の沙門波羅門の衣物等を藏するは突吉羅なり。

（六十三）

[六三] 受法比丘が不受法比丘に衣を與へ終りて、語らずして輙ち用ゆれば突吉羅なり。相違するも亦た是の如し。本犯戒乃至汚染比丘尼、非人、乃至富單那等の出家に衣を與へ已つて、語らずして輙ち用ふれば突吉羅なり。

學戒が比丘に衣を與へ已つて語らずして輙ち用ゆれば波夜提なり。性住比丘が彼れに衣を與へ已りて、語らずして輙ち用ふれば突吉羅なり。

問ふ、幾種人が衣を受持するや。答ふ、五種人なり。七種人に淨施す。

（六十四）

[六四] 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、無根の僧残罪を以つて比丘を謗ずるは波夜提なり。頗し、謗じて不犯なる有りや。

答ふ、有り。非人出家を謗ずる、非人出家が比丘を謗ずるは皆な突吉羅なり。

學戒人が謗ずるは波夜提なり。學戒人を謗ずるは突吉羅なり。癡、狂、乃至中國人を謗じ、中國

【六二】 第六十七、藏他衣鉢戒、「若し比丘、他比丘の鉢、若しは戸鉤、革屣、針筒を藏せん、是の如く法に隨へる所須物を若しは自ら藏し、若しは他に教へて藏すれば乃至戲笑にも波逸提なり。」

【六三】 第六十八、眞實淨不語取戒。「若し比丘、他の比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼に、衣を與へ、他還さざるに便ち強いて奪ひ取りて著すれば波逸提なり。」

【六四】 第六十九、無根謗戒、「若し比丘、無根僧伽婆尸沙法を以つて他比丘を謗ずれば波逸提なり。」

如し。

(五十九)

[五八]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして水中に戲をなせば波夜提なり。
頗し比丘の水中に戲をなして不犯なる有りや。
答ふ、有り。本犯戒人乃至非人出家等の水中に戲をなすは突吉羅なり。水を除きて餘事で戲るゝは突吉羅なり。
學戒人の戲るゝは波夜提なり。戲に五種の戲笑ありや。樂みて掉沒す。

(六十)

[五九]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして女人と共に宿すれば波夜提なり。
云何が女人なる。答ふ、身の捉ふべき者なり。
天女と共に宿するは突吉羅なり。龍女、畜生女等と共に宿するは突吉羅なり。
若し比丘にして、草林、樹林、竹林、樹孔中に女人と共に宿すれば突吉羅なり。
學戒人が女人と共に宿すれば波夜提なり。本犯戒人が女人と共に宿すれば突吉羅なり。
天女、緊那羅女、鬼女等と共に宿するも亦た是の如し。

(六十一)

[六〇]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、比丘を恐怖せしむれば波夜提なり。
頗し、比丘にして比丘を恐怖して不犯なる有りや。
答ふ、有り。非人出家比丘を恐怖するは突吉羅なり。非人出家が比丘を恐怖するは突吉羅なり。
中國人が邊地人を恐怖し、邊地人が中國人を怖れしむるは突吉羅なり。遣使手印して怖れしむるは突吉羅なり。

天を指すものである。(蜜六54右)

【五四】第六十、半月俗過戒、「若し比丘、減半月に浴すれば因緣を除き波逸提なり、因緣とは春殘一月半夏初一月是の二月半の大熱時・病時・風時・雨時・作時・行時なり。」

【五五】第六十一、奪畜生命戒。「若し比丘、故らに畜生の命を奪へば波逸提なり。」

【五六】第六十二、疑惱比丘戒。「若し比丘、故らに餘比丘を、疑悔せしむ須臾時にても心を安隱ならざらしめんと、是の因緣を以つてし異存ければ波逸提なり。」

【五七】第六十三、擊攊比丘戒、「若し比丘、指を以つて他を擊攊すれば波逸提なり。」

【五八】第六十四、水中戲戒。「若し比丘、水中に戲すれば波逸提なり。」

【五九】第六十五、共女人宿戒、「若し比丘、女人と同舍に宿すれば波逸提なり。」

【六〇】第六十六、怖比丘戒、「若し比丘、自ら他比丘を、恐怖し若しは他を敎へて恐怖すれば乃至戲笑にも波逸提なり。」

五四問ふ、佛の所說の如くんば、半月に應に浴すべし。半月內に浴せば波夜提なり。頗し比丘減半月の內に浴して不犯なる有りや。

答ふ、有り。若し雨を被りて漬る所の因緣等は不犯なり。

（五十六）

五五問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして故らに、畜生の命を奪ふは波夜提なり。頗し、故らに畜生の命を奪つて不犯なる有りや。答ふ、有り。狂、癡乃至重病は不犯なり。本犯戒人、乃至非人出家の故らに畜生命を奪ふは突吉羅なり。

學戒人の故らに畜生命を奪ふは波夜提なり。沙彌の故らに奪命するは突吉羅なり。

（五十七）

五六問ふ、佛の所說の如くんば、若比丘にして故らに他の比丘をして疑悔せしむるは波夜提なり。頗し、比丘にして、故らに他を疑悔せしめて、不犯なる有りや。

答ふ、有り。受具足戒を除きて、餘事を以つて疑悔せしむるは突吉羅なり。本犯戒人の性住比丘を疑悔せしむるは突吉羅なり。乃至遣使、手印してなすは突吉羅なり。

中國人の邊地人をして、邊地人の中國人をして疑悔せしむるは突吉羅なり。

（五十八）

五七問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、〔他比丘を〕指挃すれば波夜提なり。頗し、比丘にして指挃して不犯なる有りや。

答ふ、有り。若し比丘の身根壞するを挃せば突吉羅なり。水を以つて身根を滞すは突吉羅なり。

倶に身根壞して挃するは突吉羅なり。

・未受具戒人を挃するは突吉羅なり。本犯戒等が比丘を挃するは突吉羅なり。相違するも亦た是の

れ我が師なりと言ふべからず、亦諸比丘の後に隨ひて行くべからず、諸の餘沙彌比丘と共に同房し二宿し得るも汝は今得ず、癡人滅し去れ、此に住すべからずと、若し比丘是の滅擯沙彌を知りて便ち畜へ經愼し共事共宿すれば波逸提なり。」

【五〇】第五十九、着新衣戒、「若し比丘、新衣を得れば應に三種色中一一の種に隨ひて是の衣色を壞すべし、若しは靑、若しは泥、若しは茜なり、若し比丘三種を以つて衣色を壞せず新衣を著すれば波逸提なり。」

【五一】第五十八、捉寶戒、「若し比丘若しは寶、若しは似寶を自ら、捉擧し人に敎へて捉擧すれば波逸提なり、因緣を除く、因緣とは若しは寶、若しは似寶、僧坊內に在り、若しは住處內に在れば是の如き心を以つて、取れ、有未來らば當に還すべしと、是の事應に爾すべきなり。」

【五二】女寶とは女人である。王夫人を義寶と言ふ。此れは僧伽婆尸沙の第二に相當せん。

【五三】優波離問に依れば比丘は人所有の金銀の器具は得るも用ひるを得ず、無所有のものなれば用ひるを得として居る。故に此の非人は天龍等の

言ふは皆な突吉羅なり。

學戒人の欲を與へ已つて後に與へずと言ふは波夜提なり。

(五十一)

[四八]若し比丘にして、擯比丘の邊に於いて出罪し、法、食を共にするは波夜提なり。

狂、癡乃至重病比丘の所に於いて出罪するは突吉羅なり。

(五十二)

[四九]若し沙彌有りて是の言を作す。「我れは如來法を知る。云云」(是の事は應に廣說すべし)と。諸比丘が與に滅羯磨を作し、後に沙彌が懺悔し已れば、應に捨すべきや、不や。答ふ、應に捨すべし。

(五十三)

[五〇]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして新衣を得れば、應に三種に壞色すべし。壞色せざれば波夜提なり。

頗し比丘にして壞色せずして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く、不淨衣なり。

(五十四)

[五一]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、自ら寶を取らば波夜提なり。

頗し、比丘にして自ら寶を取りて佛伽婆尸沙を犯ずるありや。答ふ、有り。[五二]女寶、似女寶を取らば佛伽婆尸沙を犯ず。

盜心取は波羅夷なり。輪寶、摩尼寶は突吉羅なり。象寶、馬寶を捉ふるは不犯なり。

(五十五)

[五三]非人の金銀の坐臥の具を得ば坐臥し、器を得ば用ひて食すべし。

【四八】第五十五、隨擧戒、「若し比丘、比丘の是の如き語を作し如法に悔せず惡邪見を捨てずして如法に擯出されしを知り便ち與に事を共にし住を共にし室宿を共同すれば波逸提なり。」

【四九】第五十七、隨擯沙彌戒。「若し沙彌是の語を作さん、我れ佛の法義を知る、婬欲を行ずるは能く道を障げずと、諸比丘應に是の如く沙彌を教へて言ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れは佛の法義を知る、婬欲を行ずるは能く道を障げずと莫れ、佛を謗すること莫れ、佛を謗するは不善なり、佛は是の語を作したまはず、汝當に知るべし、佛は種種の因緣もて訶責したまふ、婬欲は能く道を障礙す、汝當に是の惡見を捨つべしと。若し是の沙彌諸比丘是の如く訶する時堅持して捨てざれば諸比丘應に再三教へて是事を捨てしむべし、再三教ゆる時若し捨つれば善し、捨てざれは諸比丘應に是の如く沙彌に語るべし、汝今より佛は是

頗し、比丘有りて露地に火を然して不犯なる有りや。答ふ、有り。本犯戒人乃至汚染比丘尼は突吉羅なり。非人等の出家の然火するは突吉羅なり。三種人等の然火は不犯なり。聾、盲等の然火は突吉羅なり。中國人が邊地人の爲に、邊地人が中國人の爲に然火するは突吉羅なり。遣使手印して然火するは突吉羅なり。酥油、石蜜等を燒くは突吉羅なり。諸天龍、乃至富單那等の然火せしむるは不犯なり。衆僧の爲にし、性住比丘の爲に然火するは不犯なり。

（四十九）

[四六] 問ふ、佛の所說の如くんば、比丘が未受具戒人と共に二夜を過ぎて宿するは波夜提なり。頗し比丘の二夜を過ぎて宿して不犯なるありや。

答ふ、有り。黃門、二根と二夜を過ぎて宿するは突吉羅なり。化人と共に二夜を過ぎて宿するは突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人が未受具戒人と共に宿して二夜を過ぐるは突吉羅なり。比丘の聾、盲、瘖、瘂が未受具戒人と共に宿して二夜を過ぐるは突吉羅なり。

非人出家作比丘が性住比丘と共に宿して二夜を過ぎるは突吉羅なり。相違するも亦た是の如し。非人とは前に說けるが如し。

學戒人の未受具戒人と共に宿して二夜を過ぎるは突吉羅なり。

（五十）

[四七] 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、如法に僧事に欲を與へ竟りて、後に與へずと言ふは波夜提なり。

頗し、與へ已つて、後に與へずと言ひて、不犯なる有りや。答ふ、有り。受法比丘が、不受法比丘に欲を與へ已つて、後に與へずと言ふは突吉羅なり。相ひ違るも亦た是の如し。

本犯戒乃至汚染比丘尼、聾、盲、瘖、瘂及非人出家等の作比丘が欲を與へ已つて、後に與へずと

【四六】第五十四、共未受具人宿過限戒、「若し比丘、未受大戒人と舍を共にして宿せんに二夜を過ぐれば波逸提なり。」

【四七】第五十三、與欲後悔戒。「若し比丘、如法僧事に欲を與へ竟り後に悔して言はん、我れ與ふべからずと、波逸提なり。」

答ふ、有り。本犯戒等の四種の人、聾盲等を打つは突吉羅なり。彼れ性住比丘を打つも亦た是の如し。天龍を打つも亦た是の如し。天龍等の出家が比丘を打つも亦た是の如し。性住比丘が彼の比丘を打つも亦た是の如し。

頗し、比丘が比丘を打ちて白千の罪を得する有りや。答ふ、有り。若し比丘、大衆中に、瞋恚して手に沙、豆等を把り、諸比丘に擲げれば、著くに隨つて、爾の所に波夜提を得す。不著は突吉羅なり。

(四十六)

[四三]問ふ、佛の所説の如くんば、若比丘にして、知りて麁罪を覆藏せば波夜提なり。頗し覆藏して犯さゞるありや。

答ふ、有り。本犯戒乃至汚染比丘人の麁罪を覆藏するは突吉羅なり。彼の五種人が比丘の麁罪を覆藏するも亦た是の如し。學戒人が麁罪を覆藏するは波夜提なり。非人出家人の麁罪を、聾、盲等の麁罪を覆藏するは突吉羅なり。彼の比丘の麁罪を覆藏するも亦た是の如し。

(四十七)

[四四]問ふ、佛の所説の如くんば、比丘説りて言ふ。「汝、來れ、當に汝に多くの美食を與へん。」と。彼れ〔到りて與へずして〕此の言を作す。「汝は去れ」と。(是の事は應に廣説すべし。)

頗し、比丘にして、是の語を作して波夜提を犯さゞるありや。

答ふ、有り。本犯戒等の五種の人、非人出家等を遣し、遣して、還さば突吉羅なり。彼等が遣して、還らすも亦た是の如し。聾、盲等も亦た是の如し。中國人が邊地人を遣し、邊地人が中國人を遣るも亦た是の如し。遣使、手印するも亦た是の如し。及び餘の沙門婆羅門も亦た是の如し。

(四十八)

[四五]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、無病なるに露地に火を然せば波夜提なり。

【四三】 第五十、覆他麁罪戒、「若し比丘、他比丘の重罪あるを知りて覆藏し乃ち一夜に至れば波逸提なり。」

【四四】 第五十一、驅他出聚戒。「若し比丘餘比丘に語らん、來れ共に諸家に到らんと、諸家に到り已りて是の比丘食を與ふるを教へず、便ち是の言を作す、汝去れ、汝と共に坐し語るを樂しまず、我れ獨り坐し獨り語るを、樂しむと、彼を惱まさんと欲するが故に、是の因緣を以つてし異なる無ければ波逸提なり。」

【四五】 第五十二、露地燃火戒。「若し比丘、無病にして露地に燃火し向はん、若しは草木、牛屎、木皮、糞掃を燃し若しは自ら燃し若しは人をして燃さしむれば波逸提なり。」

問ふ、若し比丘にして知りて食家中に强坐して、波夜提を不犯なるありや。答ふ、有り。天龍の家に坐するは突吉羅なり。乃至富單那等の家の中も亦た是の如し。童女、黃門、二根、壞根の〔家〕は皆突吉羅なり。三種人は不犯なり。聾、盲等五種及び非人出家も亦た是の如し。立つも亦た是の如し。諸食を除いて〔立つは〕不犯なり。

（四十二）

[三八]佛の所說の如くんば若し比丘にして裸形外道女に自手にて食を與ふれば波夜提なり。頗し、自手にて食を與へて不犯なるありや。答ふ、有り。宿食を與ふるは突吉羅を犯す。他をして與へしむれば突吉羅なり。敎化せんと欲して與ふるは不犯なり。親里に與ふるは突吉羅なり。地に放つて與ふるは突吉羅なり。分を作し已つて地に著けて、語つて、「隨意に食せよ」と言ふは突吉羅なり。

（四十三）

[三九]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、往いて軍を看れば波夜提なり。頗し、比丘にして軍を觀て不犯なる有りや。答ふ、有り。若し、捉ふるを得たる多賊が、比丘を厭ぜんが爲めに故らに往いて看るは不犯なり。天龍、乃至富單那の軍を看るは突吉羅なり。

（四十四）

[四〇]過再宿り、或ひは[四一]看鬪戰戒も亦た是の如し。

（四十五）

[四二]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして瞋恚して、比丘を打たば波夜提なり。頗し比丘にして打ちて不犯なるありや。

【三八】第四十四、與外道食戒。「若し比丘、裸形外道、外道女に自手にて飲食を與ふれば波逸提なり。」

【三九】第四十五、看軍戒。「若し比丘故らに往いて軍の發行を看れば因緣あるを除き波逸提なり。」

【四〇】第四十六、有緣軍中過限戒。「若し比丘、因緣有り往いて軍中に宿せんに、二夜を過ぐれば波逸提なり。」

【四一】第四十七、觀軍合戰戒。「若し比丘、二夜軍中に宿し、時に往いて軍陣を看、器仗・矛旗・幢幡を著して兩陣の合戰するを看れば波逸提なり。」

【四二】第四十八、瞋打比丘戒。「若し比丘、瞋恚し不喜心を發して餘比丘を打てば波逸提なり。」尙ほ第四十九戒には搏比丘戒ありて律文は左の通りである。「若し比丘瞋恚し不喜心を發して掌を擧げて他に向へば波逸提なり。」

ざるも、得食するや、不や。答ふ、得食す。何を以つての故に。膩を食するに非ざる故なり。
問ふ若し比丘、酥油の瓶を捉りて應に棄つ。得食するや不や。答ふ、或ひは得し、或ひは得せず。
二種の人あり。有慚と無慚なり。無慚の者は、捉へば得食なり。有慚の者は誤り捉へて得食す。
若し比丘、食を取り沙彌に與へんと欲す。沙彌は比丘に與ふ。得食するや。不や。答ふ、得食す。
沙彌與へざれば索むるを得るや、不や。答ふ、索むるを得ず。
比丘にして沙彌の食を擧して、沙彌に與ふ。沙彌は比丘に與ふ。得食するや、不や。答ふ、得食す。

鹹水は應に受くべきや、不や。答ふ、更に鹽を著くるならば應に受くべし。著けざるならば須らく受くべからず。濁水は面を見たるは須受すべからず。面を見ざるは應に受くべし。
受法學戒人が不受法比丘に食を與へんに、得食するや、不や。答ふ、得食せず。不受法學戒人は受法比丘に食を與へ得るや、不や。答ふ、得食せず。不受法の比丘が受法比丘に食を與へんに、得食するや、不や。答ふ、得せず。相違するも亦た是の如し。

(三十九)

[三四] 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、無病なるに、美食を索むるは波夜提なり。頗し、比丘にして、美食を索めて、不犯なるありや。答ふ、有り。親里より索むるは不犯なり。

(四十)

[三五] 若し比丘にして、蟲水を飲み、飲むに隨つて蟲を殺さば、爾の所に隨つて波夜提を得す。

(四十一)

[三六] 問ふ、頗し比丘にして食家中に坐して、食して邊罪を犯す有りや。答ふ、有り。[三七] 欲食を食せば波羅夷なり。

【三四】第四十、索美食戒。「若し比丘、不病にして白衣の家中に、是の如き美食あり、乳・酪・生酥・熟酥・油・魚・肉脯なり、自の爲に是の如き食を索むれば波逸提なり。」
【三五】第四十一戒。飲虫水戒。若ー比丘、水の虫あるを知りて用ふれば波逸提なり。
【三六】第四十二、食家强坐戒。若比丘有食の家中にて强いて坐すれば波逸提なり。
【三七】食とは婬欲法にして、第一波羅夷婬戒を犯ず。

ざる有りや。

答ふ、有り。謂く本犯戒、乃至比丘尼を汚染せるものは突吉羅なり。

學界人は食に數々に自恣食せば波夜提なり。

（三十五）

[二七]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして別衆食せば波夜提なり。

頗し、比丘にして、別衆食するも波夜提を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。謂く六種の因緣の一々の因緣によりて食するものは不犯なり。五正食を除いて餘食を食するは不犯なり。

（三十六）

[二八]問ふ、佛の所說の如くんば、非時食せば波夜提なり。

頗し比丘にして、非時食して不犯なるありや。答ふ、有り。[二九]一方を用ひて閻浮提に時食せば不犯なり。

（三十七）

[三〇]問ふ、弗于逮倶耶尼の宿食は得食するや、不や。答ふ得食せず。鬱單越の宿食は得食するや不や。答ふ、得食す。

問ふ、[三一]幾種の宿食か比丘の不得食なるや。答ふ、三種なり。僧、比丘、學戒のなり。四種の宿食を得食す。謂く比丘尼、式叉摩那、學戒比丘尼、沙彌沙彌尼なり。

比丘尼も亦た是の如し。

（三十八）

[三二]問ふ、若し鉢の極めて膩（あぶら）あるは瞿摩耶土の屑を用ひて、極めて意を用ひて膩を[三三]三洗す。故去ら

【二七】第三十六、別衆食戒、「若し比丘別衆食すれば波逸提なり、因緣を除く、因緣とは病時、作衣時、道行時、船行時、大衆會時、沙門請時なり。

【二八】第三十七、非時食戒、「若し比丘、非時に噉食すれば波逸提なり。」

【二九】有三方用＝有二方用と讀む。二者とは弗于逮倶耶尼、と鬱單越なり。

【三〇】第三十八、宿殘食戒、「若し比丘學殘宿の佉陀尼、蒲闍尼を噉へば波逸提なり。」

【三一】本論第二卷に、「三種人宿食、比丘不得食。何等三、謂賊住本不和合學戒。頗有比丘食宿食不犯耶。答有。若比丘尼宿食。比丘得食、比丘宿食比丘尼得食」（寒七64b）とある。

【三二】第三十九、不受食戒。「若し比丘、不受食を口中に著くれば波逸提なり、水及び揚枝を除く。」

【三三】優波離問に洗方を說いて曰く、「若手、若鉢、若二若三澡豆洗。殘餘膩氣不盡、名爲洗不。答若用心若二若三澡豆洗。名爲洗也。」と。（蛩六53左）

親里の食處に於いて再食するは不犯なり。黄門、二根乃至聾、盲、瘖、瘂の食處に於いて再食するは突吉羅なり。癡、狂、乃至重病の再食は不犯なり。

學戒の再食は波夜提なり。

（三十二）

[二四] 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、白衣舍に入りて乞食せんに、諸の信向の婆羅門居士が自恣に衆多食を與られれば、比丘は應に二、三鉢を取るべし。過ぎて取らば波夜提なり。頗し、過ぎて取りて、不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く、天龍、夜叉、外道の家にて過ぎて取れば突吉羅なり。彼に在りて坐食するは不犯なり。二三鉢を取り已つて更に乞ふは突吉羅なり。受法比丘が不受法比丘の檀越家に到て、二三鉢を過ぎて取るは突吉羅なり。相違るも亦た是の如し。非人の出家も亦た是の如し。本犯戒「等」の四等も亦た是の如し。聾、盲等も亦た是の如し。

學戒人の過ぎて取るは波夜提なり。

（三十三）

[二五] 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、食し已つて、自恣に、殘念法を受けずして、更に食せば波夜提なり。頗し、比丘にして更に食して不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く、病にして不足を食するなり。酥密も亦た是の如し。

是の如き不淨食を食し已つて自恣に、殘食法を受くるも、受食を成ぜざるものは波夜提なり。不淨食とは謂く五正食なり。

（三十四）

[二六] 問ふ、若し、比丘食し已つて、自恣に更に殘食法を受、食中に數々自恣に「食し」て波夜提を犯さ

【二四】第三十三、取歸婦賈容食戒。「若し比丘白衣の家に往き、自恣請じて多く餅麨を與へんに諸比丘須ふれば應に二三鉢取るべし、是れを過ぎて取れば波逸提なり、二三鉢取り已りて外に出で餘比丘に語りて、共分せよ、是の事應に爾すべきなり。」

【二五】第三十四、足食戒。「若し比丘、食し竟り坐處より起ちて去る有らんに、殘食法を受けずして若し噉食すれば波逸提なり。」

【二六】第三十五、勸足食戒。「若し比丘、比丘の食し已り自恣請無きを知り相惱せしめんと欲するが故に勸め蒲闍尼、佉陀尼を食せしめん、是の因緣を以つてし異なければ波逸提なり。」

學戒人の得食して食するは波夜提なり。非人出家の得食して食するは突吉羅なり。
非人出家の比丘尼と作れるものあり、比丘が彼れに於いて得食を食せば突吉羅なり。他の爲めに作されたる得食を知りて食せば突吉羅なり。不知は不犯なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人の所讃歎の得食を食するは突吉羅なり。受法のものと不受法のものゝ展轉するも突吉羅なり。遣使し手印せるものも是の如し。

（三十）

〔三〇〕問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして處々に食せば、因緣を除いて波夜提なり。頗し比丘にして、二處に請を受けて波夜提を犯ぜざる有り耶。答ふ、有り。
若し比丘にして先きに無衣の請食を受け、後に、有衣の請食を受くるは不犯なり。二處の有衣食の請食を受けて不犯なり。一は得衣し、一は覓衣して請食を受くれば不犯なり。比丘に語りて言ふ「此の食を就れ。當に汝の爲めに覓衣をなさん。」と食するも不犯なり。比丘に語りて、餘處に食し隨意食を食せん」と、不犯なり。五種の食を除きて隨意に餘食を食するは不犯なり。
問ふ、比丘にして二處に無衣食を受けて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く、本犯戒、乃至汚染比丘尼人の二請を受くるは突吉羅なり。聾、盲、瘖、瘂乃至非人の出家の〔三一〕二請を受くるは突吉羅なり。狂、癡乃至重病は不犯なり。

（三十一）

〔三二〕問ふ。佛の所說の如くんば〔三三〕一宿處に於いて、無病比丘は一食を聽され、一食を過ぐれば波夜提なり。頗し比丘にして一食を過ぎて不犯なるありや。答ふ、有り。謂く非人の宿處にて無病にて再食するも不犯なり。非人とは前きに說けるが如し。比丘の、宿處に於いて過一食をなすは不犯なり。餘の沙門婆羅門の食處に於いて過一食するは突吉羅なり。

「若し比丘、比丘尼の讃歎にて食を得たるを知りて食すれば波逸提なり、檀越の先きに請ぜるを除く。此の「得食を食す」の得食とは離波離問に「若比丘尼先破戒。若賊住、若先來白衣、若不能女、若二道合一道、若諸擯人不共住人。種々不共住人、若作書、若遣使若示相若展轉、讃因緣故得食突吉羅」とあるに依つて其の意を解すべきである。

〔三〇〕第三十一展轉食戒、「若し比丘數數食すれば波逸提なり、時を除く、時とは、病時、施衣時なり、是れを時と名づく。」

〔三一〕受一請は受二請と讀む。

〔三二〕第三十二、施一食處過受戒、「若し比丘無病にして福德舍に、過一食すれば波逸提なり。」

〔三三〕一宿處は十誦律文の福德舍であり、巴利律等の功德屋で、自己の功德を積まんとして沙門の遊行せるに一食一宿を施す所である。

と聾、盲も亦た是の如し。

受法比丘が不受法比丘尼と共に共道を行くは突吉羅なり。相ひ違るも亦た是の如し。

學戒人の共に道を行くは波夜提なり。黄門と共に比丘尼の道を行くは突吉羅なり。

（二十六）

[一六]乘船戒も亦た應に是の如く廣說すべし。

（二十七）

[一七]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘、女人と共に屛處に坐せば波夜提を犯す。頗し共坐して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。

謂く、本犯戒、乃至比丘尼を汚染せるものは突吉羅なり。比丘が狂、癡、乃至重病と共に屛處に坐するも不犯なり。聾、盲、瘖、瘂及び、非人等の出家が共に屛處に坐すは突吉羅なり。非人とは前きに說けるが如し。天女と共に坐するは突吉羅なり。富單那女の坐するも亦た是の如し。

黄門、二根、童女と共に屛處に坐するは突吉羅なり。比丘の聾、盲、瘖、瘂、乃至狂、癡、重病と共に屛處に坐するは皆突吉羅なり。學戒人の女人と共に屛處に坐するは波夜提なり。

（二十八）

[一八]共比丘尼屛處坐戒も亦た是の如し。童女を除く。

（二十九）

[一九]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、比丘尼の讃歎にて得食せば波夜提なり。頗し比丘にして、讃歎食を得て不犯なる有り耶。答ふ、有り。

謂く、本犯戒、乃至汚染比丘尼人の得食して食するは突吉羅なり。比丘の狂、癡、乃至重病なるが得食して食せば不犯なり。聾、盲人が得食して食するは突吉羅なり。

【一六】第二十五、與尼同船戒。「若し比丘、比丘尼と共に期して一船に載り水を上り水を下れば波逸提なり、直渡を除く」。

【一七】第二十九、獨與女人坐戒。「若し比丘獨し一女人と露地に共に坐すれば波逸提なり。」十誦にはこゝに相當する、與女人屛處戒なし與女人坐戒が第二十九戒に有り。然しこれは露處坐の戒である。離波離問には、本文の相當個所には、「問。頗比丘獨與女人露地坐。不得波逸提耶。答有。」として居る。故に、十誦の第二十九戒の相當と見らる。但し、十誦には第四十三戒に屛與女坐戒あり、その律文は次の樣である。「若し比丘有食家中にて獨り一女人と舍內に强坐すれば波逸提なり。」

【一八】第二十八、獨與尼屛處坐戒。「若し比丘獨り一比丘尼と屛覆處に共に坐すれば波逸提なり。」

【一九】第三十、食尼歎食戒。

なり。遣使、手印するは突吉羅なり。受法のものが不受法のものを語るは突吉羅なり。

（二十三）

[二二]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、非親里の比丘尼の與めに衣を作れば波夜提なり。頗し、爲めに作りて不犯なる有りや。答ふ、有り。

謂く、本犯戒、乃至比丘尼を汚染せるものが衣を僞作するは突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人の爲めに衣を作るは突吉羅なり。

比丘と聾瘂、比丘尼と聾瘂も亦た是の如し。乃至、重病の衣を僞作するは不犯なり。學戒人の衣を僞作するは波夜提なり。非人出家が非親里比丘尼の爲めに衣を作るは突吉羅なり。非人出家の爲めに比丘尼が衣を作るは突吉羅なり。非人とは前に說けるが如し。受法比丘が不受法比丘尼の爲めに衣を作るは突吉羅なり。相ひ違るも亦た是の如し。

（二十四）

[二三]與衣戒も亦た是の如く廣說せらる。

（二十五）

[二四]問ふ、佛の所說の如くんば、若し、比丘有つて、比丘尼と共に道を行かば、因緣を除いて波夜提なり。頗し比丘有りて共に道を行きて不犯なる有り耶。答ふ、有り。

非人の出家して比丘と作れるものが共に道を行くは突吉羅なり。非人比丘尼も亦た是の如し。非人とは前に說けるが如し。

本犯戒、乃至汚染比丘尼人が共に道を行くは突吉羅なり。本犯戒比丘尼乃至[二五]汚染比丘尼人と共に道を行くは突吉羅なり。狂、癡、乃至重病と共に比丘尼が共に道を行くは突吉羅なり。比丘が狂、癡、乃至重病と共に行くは不犯なり。比丘が聾、盲、瘖、瘂と共に道を行くは突吉羅なり。比丘尼

【二二】第二十七、與非親里尼作衣戒。「若し比丘非親里比丘の與に衣を作れば波逸提なり。」

【二三】第二十六、與非親尼衣戒。「若し比丘、非親里の比丘尼に衣を與ふれば波逸提なり。」

【二四】第二十四、與尼期行戒。「若し比丘比丘尼と共に期して同道に行き、一聚落より聚落に至れば因緣を除き波逸提なり、因緣とは若し是の道行に多件を須ふるを要し、行く所の道に疑・怖・畏ある、是れを因緣と名く。」

【二五】原文には乃至汚染比丘尼人とあれ共、此處は比丘尼であるから此れは汚染比丘人で、即ち比丘を汚した比丘尼のことであるべきと考へらる。

[七]問ふ、佛の所說の如くんば、僧、差せずして比丘尼を敎誡するは波夜提なり。頗し、差せられずして敎誡して不犯なる有りや。答ふ、有り。

本犯戒、乃至比丘尼を汚染せるものの差せられずして敎誡するは突吉羅なり。僧の差せざるに、本犯戒比丘尼乃至[八]汚染比丘人に敎誡するは突吉羅なり。

學戒人が僧の差せざるに敎誡するは波夜提なり。聾、盲、瘖、瘂の敎誡は突吉羅なり。僧、差せずして、聾、盲、瘖、瘂の比丘尼を敎誡するは突吉羅なり。狂、癡乃至重病比丘尼を敎誡するは突吉羅なり。非人出家比丘の比丘尼を敎誡するは突吉羅なり。非人出家比丘尼を敎誡するは突吉羅なり。非人とは前に說けるが如し。

若し比丘尼の邊地人が比丘の中國人に敎誡して解せざれば突吉羅なり。比丘の邊地人が比丘尼の中國人を敎誡して解せざれば突吉羅なり。遺使、手印して敎戒するは突吉羅なり。

（二十一）

[九]日沒敎誡の廣說も亦た是の如し。[一〇]五德有りて成就するは應に差して敎誡すべし。

（二十二）

[一一]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、「諸比丘は、利養の爲の故に、比丘尼を敎誡す、」と言はゞ波夜提なり、と。頗し、比丘にして、是の言をなして、不犯なる有りや。答ふ、有り。

謂く、非人出家作比丘を語り、〔若しは彼れが〕性住比丘を語るも突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人を語るは突吉羅なり。彼れが性住比丘を語るも突吉羅なり。聾、盲、瘖、瘂を語るは突吉羅なり。彼れが性住比丘を語るも亦た是の如し。癡、狂、乃至、重病を語るは突吉羅なり。彼れ性住比丘を語るは不犯なり。

學戒が語るは波夜提なり。中國人が邊地人を語り、邊地人が中國人を語つて解せされば、突吉羅

【七】第二十一、輒敎尼戒。「若し比丘僧比丘尼を敎誡するに差せずして比丘尼を比丘敎誡すれば波逸提なり。」

【八】汚染比丘尼人とあるも、本戒は對手を比丘尼とする故に、汚染比丘人が正しからん。

【九】第二十二、與尼說法至日暮戒。「若し比丘僧差して比丘尼を敎誡し、日沒に至れば波逸提なり。」

【一〇】五德成就とは十誦には、「今日より比丘、五法有れば差して比丘尼を敎誡せしむべからず。何等か五なる。一には未滿二十歲未過二十歲なり。二には戒を持する能はず。三には多聞なる能はず。四には正語說法する能はず。五には十三僧伽婆尸沙を犯し處々に三衆を汚す」。(取意)とあるに依る。

【一一】第二十三、譏敎尼人戒。「若し比丘、是の言を作す、諸比丘、財利の爲の故に比丘尼を敎誡すと、波逸提なり。」

謂く、非人の比丘と作れるもの、乃至、比丘尼を汚染せるものを挽き出すは突吉羅なり。乃至、比丘尼を汚染せる比丘が性住比丘を挽出するは突吉羅なり。

狂心、散亂心、聾、盲、瘖、瘂が比丘を挽出するは突吉羅なり。性住比丘が彼の人を挽き出すは波夜提なり。惡比丘の衣鉢を挽出するは突吉羅なり。比丘尼僧中にて、比丘、比丘尼を挽出するは突吉羅なり。如來弟子の寺舍を除いて、餘の寺舍中にて挽出するは突吉羅なり。

（十七）

[四]比丘にして有蟲の水を草土に澆ぎ、瞿摩耶すれば波夜提なり。土草中に蟲有るも亦た是の如し。

（十八）

[五]問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして重閣上にて、尖脚の牀上に坐臥すれば波夜提なり。頗し、比丘の尖脚の牀上に坐して不犯なる有りや。答ふ、有り。

謂く、非人出家、乃至汚染比丘尼人の坐臥するは突吉羅なり。學戒人の坐臥するは波夜提なり。聾、盲、瘖、瘂は突吉羅なり。

頗し比丘にして火脚の牀に坐臥して不犯なる有りや。

答ふ、有り。癡、狂、散亂心、重病は不犯なり。自らの重閣上に尖脚牀に坐するは突吉羅なり。閣下にて尖脚の牀に坐するは不犯なり。如來の寺舍を除き、餘の寺舍にて、尖脚の牀に坐するは突吉羅なり。

（十九）

[六]問ふ、頗し比丘にして、二、三覆を過ぎて不犯なる有りや。

答ふ、有り。草覆、坂覆は不犯なり。

（二十）

【四】第十九、用蟲水戒。「若し比丘、水の虫有るを知りて自ら用ひて草に澆ぎ泥を和し、若しは人をして用ひしむれば波逸提なり。」

【五】第十八、坐脫脚戒。「若し比丘、比丘の房閣中にて、尖脚床を力を用ひて坐臥せば波逸提なり。」

【六】第二十、覆屋過三節戒。「若し比丘大房を起さんと欲すれば當に壁を壘し梁・戸・向を安んじ治地すべし、應に再三覆すべし、是れを過ぎて覆せば波逸提なり。」

巻の第十

(十四)

[一]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、房舍中に草、若しは樹葉を敷き、去る時に自ら擧げず、擧げしめざれば波夜提なり。頗し、自ら擧げず、擧げしめずして不犯なるあり耶。

答ふ、有り。

本犯戒、乃至比丘尼を汚染せるもの〻房中にて自ら擧げず、擧げしめざるは突吉羅なり。本犯戒乃至比丘尼を汚染せるものが、比丘房中に至るも亦た是の如し。比丘尼房中にても亦た是の如し。外道の房中にても亦た是の如し。

(十五)

[二]問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、僧寺中に、先きに比丘有るを知りて、往きて彼の所に到り、逼坐して惱せしむるは波夜提なり。頗し比丘にして逼坐して不犯なるありや。

答ふ、有り。

本犯戒乃至比丘尼を汚染せしものに逼るは突吉羅なり。非人出家の性住比丘を逼惱するは突吉羅なり。性住比丘の非人等の出家を逼惱するは突吉羅なり。比丘の比丘尼寺中に、比丘、比丘尼を逼惱するは突吉羅なり。如來の弟子の僧房舍内を除きて、餘寺内にて逼惱するは突吉羅なり。私房の逼惱も突吉羅なり。

(十六)

[三]問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして、瞋恚して、寺內より自ら挽き出し、人をして挽き出さしむるは波夜提なり。頗し自ら挽き出し、人をして挽き出さしめて不犯なる有りや。答ふ、有り。

【一】第十五、覆處敷僧物戒。「若し比丘比丘の房中に僧臥具を敷く、若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめ是の中に坐臥し去る時擧せず。擧するを敎へざれば波逸提なり。」尙ほ十誦の戒文と本文は可成りの相違を見るも意は此の戒を論ずるものと思はる。

【二】第十七、强敷坐戒。「若し比丘比丘の房中に先きに臥具を敷けるを知り後に來りて强ひて敷き若しは人をして敷かしむ、樂しまざるものは自ら當に出で去るべしと、彼の因緣を除き波逸提なり。」

【三】第十六、牽他出房戒。「若し比丘、比丘の房中にて瞋恨して意ばず便ち自ら牽き出だし若しは人をして牽き出さしめん「癡人遠く去れ、此に住す可からず」と、彼の因緣を除いて波逸提なり。」

答ふ、有り。

不淨なるは、自ら擧げず、擧げしめざれば突吉羅なり。[五九]駱駝毛・牛毛・羖羊毛・鹿毛を雜へて作れるものは自ら擧げず、擧げしめざれば突吉羅なり。[六〇]臥具の量、乃至長さ八指、若し過ぎたるは坐臥し已つて、自ら擧げず、擧げしめざるは突吉羅なり。

本犯戒乃至比丘尼を汚染せるものゝ、寺舍中にては比丘、臥具を敷き、自ら擧げず、擧げしめざるも突吉羅なり。本犯戒乃至比丘尼を汚染せるものゝ比丘の寺中に至れるも、亦た是の如し。比丘白衣の臥具を敷きて擧げざるは突吉羅なり。自らの臥具を敷きて擧げざるは突吉羅なり。比丘、比丘尼寺中にて、敷具を敷き、去る時に擧げざるは突吉羅なり。是の如くに、異沙門、婆羅門寺中にて臥具を敷き、擧げざるは突吉羅なり。

【五九】不淨なるものなり。

【六〇】波夜提二十九、過量尼師壇戒の規定を犯せるもので、かゝる臥具を作るは波夜提で、臥具は不淨である。

答ふ、有り。謂く、非人出家が性住比丘を嫌罵せば突吉羅なり。性住比丘が非人出家を嫌罵せば突吉羅なり。非人とは、天龍、乃至富單那等なり。

頗し比丘、人を罵して比丘の波夜提を犯さゞるありや。

答ふ、有り。謂く、本犯戒、乃至汚染比丘尼人は突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人が他を罵すは突吉羅なり。比丘が聾・盲・瘖・瘂・狂・癡・散亂心・重病人を罵すは突吉羅なり。聾・盲等が性住比丘を罵するは突吉羅なり。

學戒人が嫌罵すれば波夜提なり。中國人が邊地人を罵し、邊地人が中國人を罵するは、解せざれば[五五]突吉羅なり。獨をば非獨想し、非獨をば獨想し、獨をば獨想して罵するは突吉羅なり。性住比丘を罵りて聞えざれば突吉羅なり。

(十二)

[五六]問ふ、佛の所說の如くんば、比丘、他を惱さば波夜提なり。頗し、他を惱して不犯なる有り耶。

答ふ、有り。罪事を除いて餘事を以つて比丘を惱ますは突吉羅なり。[五七]狂心・散亂心・重病・聾・盲・瘖・瘂・等の惱他は皆突吉羅なり。非人出家の惱他は突吉羅なり。非人とは乃至富單那なり。本犯戒乃至汚染比丘尼の惱他は突吉羅なり。是の如き人を惱ますは突吉羅なり。

學戒の惱他は波夜提なり。中國人の邊地人を惱ます、邊地人の中國人を惱ますは突吉羅なり。比丘を除いて餘人を惱ますは突吉羅なり。遣使し、手印して他を惱ますは突吉羅なり。

(十三)

[五八]問ふ、佛の所說の如くんば、比丘僧臥具を露地に自ら敷き、人をして敷かしめて、自ら擧げず、人をして擧げしめざれば波夜提なり。頗し比丘有つて、自ら擧げず、人をして擧げしめずして波夜提を犯さゞるありや。

【五五】波夜提は突吉羅に讀む。

【五六】第十三、身口綺戒。「若し比丘異事を用ひ默然して他を惱ませば波夜提なり。」

【五七】「狂心……瘂等惱他皆突吉羅」。「此れは狂心等を惱ます」と讀めば問題はないが惱他とあるから狂心等が惱ますとせねばならない。律制は原則として狂錯神中の犯罪は無罪とし、此れに依つて罪された時は不癡毘尼法に依つて無罪の宣告を要求されることになつて居る。故に此の項の狂心以下は、錯神的な狂でないものか、甚だ疑問である。若し形式を整へる爲にかゝる摩得勒伽を一項入れたりとせば、作者の誤りに歸すべきのみ。優波離問には「向狂人――非人――不隨問答皆突吉羅」とあり。

【五八】第十四、露處敷僧物戒、「若し比丘露地に僧臥具の細繩床・麁繩床・褥被を敷き若しは人をして敷かしめ是の中に坐臥し去る時自擧せず人に敎へて擧せざれば波夜提なり」。

[五二] 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、僧の他に施せるものを、迴らして餘人に與ふるは波夜提なり。頗し比丘迴向して不犯なる有りや。答ふ、有り。

比丘尼が僧物を迴向して他に與れば突吉羅なり。非人出家物を比向迴向して他に與ふるは突吉羅なり。非人、比丘乃至沙彌尼物を迴向するは突吉羅なり。非人とは天龍乃至富單那等なり。狂心、散亂心、重病人等の物を他に迴向するは突吉羅なり。本犯戒人乃至汚染比丘尼人の物を他に迴向するは突吉羅なり。彼も亦た是の如し。非學戒人が他物を迴向するは波夜提なり。中國人が邊地人に物を迴向し、邊地人が中國人に物を迴向するも亦た是の如し。

（十）

[五三] 若し比丘、沙土を以つて生草を覆へば突吉羅なり。若し比丘、打ちて熟果を落さば突吉羅なり。打ちて生果を落さば波夜提なり。手印し遣使して樹を斫せば突吉羅なり。

比丘樹枝を折らば波夜提なり。學戒人熟果を落さば突吉羅なり。生果を落さば波夜提なり。比丘神力を以つて樹枝を折らば突吉羅なり。手にて相を作して折らしむれば突吉羅なり。

比丘が、「汝某甲よ、來りて如是如是を折れ」と言ふは突吉羅なり。若し比丘、煖湯を以つて草に澆し、草死せば波夜提なり。死せざれば突吉羅なり。若し比丘五種の種を殺せば五つの波夜提なり。五種子を風を以つて吹き、日に曝さば五突吉羅なり。五種の種を火に炙らば、死せざれば五突吉羅なり。死せば五波夜提なり。本犯戒、乃至汚染比丘人の殺は突吉羅なり。水漬・火燒・舂擣は皆突吉羅なり。

學戒人の草木を殺すは波夜提なり。斷鬚は突吉羅なり。物を擲げて草木を殺すは突吉羅なり。

（十一）

[五四] 問ふ。佛の所說の如くんば、嫌罵せば波夜提なり。頗し比丘にして、嫌罵して不犯なる有り耶。

花果を得た意味ならば偷羅遮で聖果を得たと言ふならば波羅夷罪なりとする。問波羅夷の註(64)(57)參照。

【五二】 第九、同羯磨後悔戒。十誦律の本戒の律文は「若し比丘先きに自ら與ふるを勸めて後に是の言を作す、諸比丘は親厚する所に隨ひて僧物を迴らして與ふると、波夜提なり。」とありて本文の釋と相違す。此れに近きものに、三十尼薩耆波逸提の第二十九に「若し比丘、物の僧に向へるを知りて、自ら求めて已れに向くれば尼薩耆波逸提なり」、とあるは類似のものと考へられる。然し十誦優波離問には「頗比丘先同心與後作是言、汝隨親厚迴僧物與比丘云云」と十誦律文通りの意味に記して居る。

【五三】 第十一戒。壞生種戒。「若し比丘鬼村の種子を斫拔すれば波夜提なり。」

【五四】 第十二、嫌罵僧知事戒。「若し比丘面前にて僧の差する所の人を瞋譏し若しは遙かに譏れば波夜提なり。」

比丘が未受具戒人の前に、比丘尼の麁悪罪を説かば突吉羅なり。比丘尼、乃至沙彌尼の句を作すことも亦た是の如し。

天龍、夜叉等の出家を作せるに、比丘が已の麁悪罪を説くは突吉羅なり。天龍、夜叉等の出家が比丘の麁罪を説くも亦た是の如し。

本犯戒、乃至汚染比丘尼人の罪を説くは突吉羅なり。彼の人等の出家が比丘の麁罪を説くは突吉羅なり。

學戒人の麁罪を説くは突吉羅なり。地に在つて未受具戒人に向つて、空中比丘の麁罪を説くは波夜提なり。空中に在つて地人の麁罪を説くも亦た是の如し。界内と界外も亦た是の如し。中國人の邊地人に向つて、邊地人の中國人に向つて説くは、解せざれば、突吉羅なり。遣使し、手印してなすも突吉羅なり。

(八)

[五〇]問ふ、佛の所説の如くんば、未受具戒人に向つて、實の過人法を説くは波夜提なり。頗し比丘の未受具戒人に向つて説きて、不犯なる有り耶。答ふ、有り。

謂く、天龍、乃至富單那等に向つて説くは突吉羅なり。狂心・散亂心・重病人・聾・盲・瘖・瘂、乃至比丘尼を汚染せるものに實に過人法を説くは突吉羅なり。

中國人が邊地人に向つて説き、邊地人が中國人に向つて説くも、解せざれば、突吉羅なり。手印し遣使するも皆突吉羅なり。

問ふ。[五一]「漏盡なりや不や」と。手中に果核を捉へて、彼れ言く、「是れを得たり」と。不犯なり。是の如く其の義に隨つて説くべし。

(九)

【五〇】第七、實得道向未具者説戒。「若し比丘實に過人法あり、未受大戒人に向ひて説けば波夜提なり。」

【五一】是れは聖果を實得せる故に不犯なるも、聖果を實得せずして、かく言はゞ故妄語となる、即ち波羅夷妄語戒の下に同様の論題あり、即ち「得果せりや」と聞かれ「得果せり」と答へ手中の花果を示し、

人に非らず。此等を以つて淨人と爲して說法すれば突吉羅なり。女人は淨にして、淨人が不淨なるに、說法を爲せば突吉羅なり。手印し、遣使してするは突吉羅なり。

淨人無くして黃門の爲に說法すれば突吉羅なり。聾・盲・瘖・瘂・狂・散亂心・重病・天龍・夜叉、乃至富單那等を淨人と爲して、女の爲めに說法せば突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘尼人を〔淨人となして〕、女の爲めに說法せば突吉羅なり。學戒人、淨人無くして女の爲めに說法せば波夜提なり。

（六）

[四七]問うて曰く、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、未受具戒人と共に、經を誦せば波夜提なり。頗し未受具戒人と共に誦して波夜提を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。畜生と共に誦すれば突吉羅なり。狂心・散亂心・重病人・天龍・夜叉、乃至富單那等と比丘が共に誦せば突吉羅なり。

本犯戒乃至汚染比丘尼人が共に誦せば突吉羅なり。學戒人が共に誦せば波夜提なり。聾・盲・瘖・瘂人と共に誦せば突吉羅なり。[四八]比丘、比丘と共に誦せば突吉羅なり。比丘が比丘尼、乃至沙彌尼と共に誦せば突吉羅なり。比丘尼も亦た是の如し。

式叉摩那・沙彌・沙彌尼も亦た是の如し。

（七）

[四九]問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして未受具戒人の前に麁惡罪を說かば波夜提なり。頗し麁惡罪を說きて不犯なる有りや。

答ふ、有り。

未受具戒人の前に自ら己の麁惡罪を說かば突吉羅なり。比丘尼の前に說かば突吉羅なり。式叉摩那、乃至沙彌尼の前に麁惡罪を說かば、突吉羅なり。

【四七】第六、與未具戒人同誦戒。「若し比丘句法を以つて未受具戒人に敎ゆれば波夜提なり。」

【四八】比丘共比丘同誦突吉羅とあり。他本には共比丘の三字なしと言ふ。これは比丘共學戒人の意に非ざるか、優波離問には若學沙彌以普句誦敎比丘、比丘尼讀誦得突吉羅とある故に。

【四九】第八、向非具人說麁罪戒。「若し比丘他の惡罪有るを知りて未受大戒の人に向ひて說けば僧の羯磨を除き波夜提なり。」

中國人が邊地人に向つて兩舌を行ずるは、解せざるが故に、突吉羅なり。邊地人が中國人に向つて兩舌を行ずるは、解せざるが故に、突吉羅なり。

學戒人が性住比丘に向つて兩舌を行ずるは、波夜提なり。遣使し、手印して兩舌するは突吉羅なり。

(四)

[四四] 問ふ、佛の所說の如くんば、僧が如法に和合し、滅諍し已つて、更に發起すれば波夜提なり。頗し比丘有つて、發起して不犯なるあり耶。

答ふ、謂く、本犯戒、不和、乃至汚染比丘尼人は更に發起するも突吉羅なり。發起せるは學戒の諍ならば波夜提なり。本犯戒人等の發起せる諍は突吉羅なり。

比丘が狂心・散亂心・苦病心の諍を發せるは突吉羅なり。聾・盲・瘖・瘂の諍を發起せるは突吉羅なり。非人出家の諍を發起せるは突吉羅を犯ず。云何が非人なる。天龍、夜叉、乃至富單那なり。

中國人が邊地人の罪を發起するも、解せざれば、突吉羅なり。邊地人が發起するも亦た是の如し。手印遣使して展轉して發するは、突吉羅なり。比丘、學戒人に語りて、「汝は學界人に非ず」と言ふは突吉羅なり。比丘が比丘尼の諍を發起すれば突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼の諍を發起すれば突吉羅なり。

比丘尼が比丘の諍を發起すれば突吉羅なり。式叉摩那、乃至沙彌尼の諍を發起すれば突吉羅なり。式叉摩那が沙彌、沙彌尼、乃至比丘〔の諍を發起し〕展轉して輪の如きも、亦た是の如し。

(五)

[四五] 問ふ、佛の所說の如くんば、[四六]淨人無くして、女人の爲めに說法し、〔五六語を過ぐれば波夜提なり〕と。云何が非淨人なるや。若しは謂く、癡・狂・邊地人・眠・醉・放逸・入定人は不解・不聞なる故に淨

【四四】第四、發諍戒。「若し比丘、僧、如法に斷じ竟れるを還た更に發起すれば波夜提なり」

【四五】第五、與女人說法過限戒。「若し比丘女人の與に說法すること五六語を過ぐれば波夜提なり、有知の男子(ある)を除く。」

【四六】淨人は律文に言ふ所の有知の男子で、十誦には「有知の男子とは能く、言語の好醜を分別するを名づく。」として居る。

羅なり。手印して遣使するは突吉羅なり。

比丘が性住比丘を毀呰するは波夜提なり。比丘が比丘尼を毀呰するは突吉羅なり。比丘が式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰するは突吉羅なり。

比丘尼が比丘を毀呰するは波夜提なり。比丘尼が比丘を毀呰するは突吉羅なり。比丘尼が式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰するは突吉羅なり。

式叉摩那が比丘、比丘尼を毀呰するは突吉羅なり。沙彌が比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰するは突吉羅なり。沙彌尼も亦た是の如し。

(三)

[四三] 比丘が性住比丘の所に於いて兩舌を行ずれば波夜提なり。比丘尼が比丘の所に於いて兩舌を行ずれば、式叉摩那・沙彌・沙彌尼の所に於いて、兩舌を行ずれば皆突吉羅なり。

比丘が比丘尼の所に於いて兩舌を行じ、式叉摩那・沙彌・沙彌尼の所に於いて兩舌を行ずれば皆突吉羅なり。五衆は輪の如し。亦た是の如し。

本犯戒乃至、比丘尼を汚染せる人、聾・盲・瘂の所に兩舌を行ずるは皆突吉羅なり。本犯戒人の兩舌を行ずるは突吉羅なり。本犯戒比丘尼乃至比丘、比丘尼を汚染せしもの、兩舌を行ずるは突吉羅なり。聾・盲・瘂の人の兩舌を行ずるは突吉羅なり。天龍、夜叉、乃至富單那、出家作比丘の兩舌を行ずるは突吉羅なり。是の如き人の所に兩舌を行ずるは突吉羅なり。

地に在りて空中人に向つて、兩舌を行ずるは波夜提なり。空中に在つて地人に向つて兩舌を行ずるは波夜提なり。

界內に在りて界外の人に向つて兩舌するは波夜提なり。界內に在つて界外に向つて兩舌を行ずるは波夜提なり。

【四三】第三、兩舌戒。「若し比丘兩舌すれば波夜提なり。」

答ふ、捨戒せず。突吉羅を犯す。若し人あつて、「汝は是れ誰なりや、」と問ふに、「是れ居士なり。」と答ふるは、故妄語にして波夜提なり。餘事も其の義に依つて說くべし。比丘、比丘に言ひて、汝は刹利種の出家、乃至首陀羅の出家、汝は是れ剃師なりとし、故妄語すれば波夜提なり。

若し比丘にして、天眼にて他罪を擧せば突吉羅なり。天耳も是の如し。若し比丘僧中に唱へて、「犯戒の人有り。」と言ひて、故妄語すれば波夜提なり。「汝は是れ缺戒人なり。漏戒人なり羸戒人なり、汚戒人なり。」と故妄語すれば波夜提なり。敎誡の語は不犯なり。婆羅門出家に、比丘が「汝は是れ剃師なり」と言ふは突吉羅なり。問ふて言く、「汝は是れ誰なりや」と。〔比丘にして〕答へて言く。「我れは是れ比丘尼なり」と、故妄語すれば波夜提なり。

問ふ、比丘が「汝は是れ誰なりや、」と言はれ、「我れは是れ彌なり。」と、答ふれば、捨戒するや、不や。答ふ、不捨戒にして、故妄語、波夜提なり。「我れは是れ沙彌尼なり。白衣なり。外道なり。外道の出家なり。夜叉なり。乾闥婆なり。緊那羅なり。摩候羅伽なり。鳩槃茶なり。」等と〔言ふも〕亦た是の如し。更に餘事を以つてするも其の義に隨つて應に知るべし。

（二）

問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして毀呰語すれば波夜提なり。頗し、毀呰語するも不犯なるありや。[四三]

答ふ、本犯戒、乃至、比丘尼を汚染せるを毀呰語すれば突吉羅なり。非人出家を毀呰語するも突吉羅なり。天龍・夜叉・乾闥婆・緊那羅・摩睺羅伽・毘舍闍・鳩槃茶等の出家を毀呰語すれば突吉羅なり。是の如き等の出家人を毀呰すれば突吉羅なり。狂人、散亂心、苦病人、聾、瘂なり。中國人が邊地人を毀呰するも、解らざるが故に突吉羅なり。邊地人が中國人を毀呰するも解らざるが故に突吉

【四三】第二、罵戒。「若し比丘、他を形相すれば波夜提なり。」

答ふ、有り。謂く、父母衣を僧に施し已れるを、已れに廻向すれば突吉羅なり。未だ界内に至らざるを已に廻向すれば突吉羅なり。三人二人に施せるを已に廻向するも亦た是の如し。

（二十二）

[三九]問ふ、若し比丘にして、非時に蔗を受く。非時に壓し、非時に漉し、非時に煮、非時に受けて食するを得るや。

答ふ、得ず。八種の漿、五種の脂も亦た是の如し。乳油、肉等も亦た是の如し。

問ふ、時薬、七日薬、終身薬、を手受せざれば受得と說かず。服するや不や。

答ふ、手受を得されば、受得と說かず。服するや、不や。答ふ、經宿せざれば、病者は服するを得。不病は不得服なり。

[四〇]卽ち此の薬を諸薬と共に雜へて服するを得るや。服するを得ず。時薬乃至を終身薬と共に雜へて非時に得役するや。不や。答ふ、服するを得ず。時薬力の故に。七日薬は七日に服す。七日を過ぎて服するを得ず。終身薬は七日薬と雜へて七日に服す。時薬は時に服す。非時薬は非時薬として服す。七日薬は七日薬として服す。終身薬は終身薬として服す。合施を施さば應に分別すべし。

三十事竟り。

問波夜提之一

（一）

[四一]問ふ、若し比丘にして外道の服を作さば捨戒を成ずるや不や。

答ふ、捨戒せず、偷羅遮を犯す。若し人有つて、「汝は是れ誰なりや、」と問ふに、「是れ外道なり。」と答ふるは、故妄語にして波夜提なり。

問ふ、若し比丘にして居士形を作さば捨戒するや、不や。

【三九】第三十戒、畜七日藥過限戒。若し比丘病なれば四種の含消藥、酥、油、蜜、石蜜を服するを聽す共宿すること七日に至るまで服するを得、是れを過ぎて是れを服すれば尼薩耆波夜提なり。

【四〇】鄔日受時藥優波離問曰「時分藥七日藥盡壽藥共和合一處―時藥力故時中應服過時分不服藥。」

【四一】第一、小妄語戒。「若し比丘故妄語すれば波夜提なり」

答ふ、離衣宿ならず。

問ふ、頗し比丘にして六夜衣を離れて宿して尼薩耆を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。謂く不淨衣は突吉羅なり。是の如く應に十句を作るべし。若し僧伽梨を羯磨を作し已れば離宿を犯ぜず。

（十九）

[三五]問ふ、佛の所說の如くんば、餘の一ケ月に在つて雨衣を乞ひ、半月中に應に雨衣を作りて畜ふ。頗し比丘にして一ケ月を減じて乞ひ、半月を過ぎて畜へて尼薩耆を犯さゞるありや。

答ふ、有り。謂く不淨衣は突吉羅なり。減量の雨衣を乞ふは突吉羅なり。未だ一ケ月に至らざるに二人共に雨衣を乞ふは突吉羅なり。

（二十）

[三六]問ふ、自恣已りて王閏を作し、[三七]急施衣を得んに當に云何がすべきや。

答ふ、數に隨ふ。安居月十日を過ぐれば尼薩耆波夜提なり。急施衣を得ず。非時衣と作す。

問ふ、佛の所說の如くんば急施衣は十日を過ぐれば尼薩耆波夜提なり。

頗し十日を過ぎて不犯なる有りや。

答ふ、有り。若しは不淨衣は突吉羅なり。不淨の縷織衣を畜ふるは突吉羅なり。減量衣を畜ふるは突吉羅なり。本犯戒が急施衣を畜へて十夜を過ぐれば突吉羅なり。乃至汚染比丘尼が十夜を過ぐれば突吉羅なり。學戒人が畜へて十夜を過ぎるは尼薩耆波夜提なり。

（二十一）

[三八]佛の所說の如くんば、僧衣を施し已りて、自ら已れに廻向すれば尼薩耆波夜提なり。

頗し、比丘にして已れに廻向して不犯なる有りや。

【三五】第二十八戒、過前求雨衣過前用戒。「若し比丘、春殘一月に應に求めて雨浴衣を作るべし、半月に應に受持すべし、若し比丘未だ春殘一月に至らざるに求めて作り、半月を過ぎるに受持すれば尼薩耆波夜提なり。」

【三六】第二十七戒、過前受急施衣過後畜戒。「若し比丘十日未だ自恣に至らざるに急施衣有れば應に受くべし、比丘是の衣を須ふれば當に自ら手に取り乃ち衣時に至るまで畜ふべし、是れを過ぎて畜ふれば尼薩耆波夜提なり。」

【三七】急施衣とは十誦に「急施衣」とは若しは王施し若しは夫人施し若しは王子施し若しは大臣・大官・鬪將・內官、若しは女の嫁がんと欲する時、若しは病人、若しは賊を殺さんと欲する時、是の如き等の人の施す衣なり、若し十日未だ自恣に至らざるを知れば應に受くべし」とあり。

【三八】第二十九戒、廻僧物入已戒。若し比丘物の僧に向かへるを知りて自ら求めて已れに向くれば尼薩耆波夜提なり。

答ふ、盡く捨せず、應に一つを捨すべし。餘の者には應に同意を與ふべし。一切の鉢にて應に行ずべきや。答ふ、應にしからず。應に一にて行ずべし。何者にて應に行ずべきや、意に貪樂する所の者なり。

二人共に一鉢を得するは突吉羅なり。遣使し手印して乞ふは突吉羅なり。各相をなして乞を爲すは突吉羅なり。

自物を鉢に貿へるは突吉羅なり。知足物を鉢に貿へるは突吉羅なり。外道より鉢を乞ふは突吉羅なり。沙門婆羅門より鉢を乞ふは突吉羅なり。本犯戒乃至汚染比丘人に乞ふは皆突吉羅なり。學戒人に乞ふは尼薩耆波夜提なり。未だ具戒を受けざるの時に乞ひ、未だ具戒を受けざるの時に得するは突吉羅なり。是の如くにして應に七句を作るべし。

（十七）

三三 問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、比丘に衣を與へ已つて、還た奪ふは尼薩耆波夜提なり。頗し比丘にして還つて衣を奪ひて犯さゞる有りや。

答ふ、有り。謂く受法の比丘が不受法の比丘に衣を與へ已つて還つて奪ふは突吉羅なり。本犯戒人・本不和合・賊住・汚染比丘尼人に奪ふは突吉羅なり。減量衣を奪ふは突吉羅なり。

施し已つて轉根して比丘尼と作りて奪ふは突吉羅なり。受者が轉根して比丘尼と作れるに衣を奪ふは突吉羅なり。比丘尼が衣を與へ終つて轉根して比丘と作り衣を奪ふは突吉羅なり。受者が轉根して比丘と作れるに衣を奪ふは突吉羅なり。

（十八）

三四 問ふ、若し阿練若比丘にして怖畏處にて三衣中の一々の衣を著し、白衣の家內に因緣有りて界外に出で、當に還るべしと作意せるに、還る時に諸難起りて衣所に至るを得ずとせんに離衣宿ならずや。

【三三】 第二十五戒、奪衣戒。「若し比丘他比丘に衣を與へて後瞋恚嫌恨して若しは自ら奪ひ若しは人を使して奪はしめん、我が衣を還し來れ、汝に與へずと、是の衣を得れば尼薩耆波夜提なり。」

【三四】 第二十五戒、有難蘭若離衣戒。「若し比丘三月過ぎ未だ八月に至らず、未だ歲に滿たず、若し阿練兒比丘阿練兒處に在りて住せんに疑、怖、畏有り是の比丘三衣中一一の衣をもつて界內の家中に著かんと欲す、此の比丘因緣ありて界外に出でんに離衣宿は六夜に齊る、是れを過ぎて宿せば尼薩耆波夜提なり。」

(十四)

[28] 種々販賣戒も亦た是の如し。

(十五)

[29] 問ふ、佛の所説の如くんば長鉢を畜へて十夜を過ぐれば尼薩耆波夜提なり。頗し十夜を過ぎて尼薩耆波夜提を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。本犯戒・本不和合・賊住・汚染比丘尼は突吉羅なり。學戒人の長鉢を十夜を過ぎて畜ふるは尼薩耆波夜提なり。坯鉢を畜ふるは突吉羅なり。未熏鉢を畜ふるは突吉羅なり。

問ふ、終身長鉢を畜へて尼薩耆波夜提を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。鉢を得し終つて十夜の內に命終するなり。若し比丘にして狂心、散亂心ならば十夜を過ぐるも不犯なり。

問ふ、頗し比丘にして久しく長鉢を畜へて犯さゞる有りや。

答ふ、有り。若し比丘にして[30]鉢を寄せて未だ至らず、或ひは他の爲めに畜ふるなり。

問ふ、頗し比丘にして一夜長鉢を畜へて尼薩耆波夜提を犯す有りや。答ふ、有り。[31]比丘が轉根して比丘尼と作るなり。

問ふ。佛の所説の如くんば、比丘尼にして一夜長鉢を畜へば尼薩耆波夜提を犯す。頗し十夜畜へて犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂く轉根して比丘とならば十夜畜ふるも不犯なり。

(十六)

[32] 問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、鉢有るに更に乞ふは尼薩耆波夜提にして、是の鉢は應に衆中に捨すべきなり。若し比丘にして乞ひて衆多の鉢を得たらんに、盡く應に僧中に捨つべきや不や。

【二八】 第二十戒、販賣戒。「若し比丘種種賣買すれば尼薩耆波夜提なり。」

【二九】 第二十一戒畜長鉢過限戒。「若し比丘長鉢を畜へんに十日に至るを得、是れを過ぎて畜ふれば尼薩耆波夜提なり。」

【三〇】 寄すとは預けること。預けたる人が取りに來たらざるを論ずるなり。

【三一】 比丘尼の尼薩耆波夜提第二十四戒、長鉢戒は「若し比丘尼にして長鉢を畜ふれば尼薩耆波夜提なり」とあつて、十日の開きがない。故に比丘尼は一夜でも畜へられないことになる。

【三二】 第二十二戒、乞鉢戒。「若し比丘所用の鉢破れんに、減五綴にして更に新鉢を乞へば、好の爲の故に、尼薩耆波夜提なり、是の鉢は應に比丘僧中に捨すべく、此の衆中の最下鉢を應に是の比丘に與へ是の如く敎へて言ふべし、汝比丘是の鉢を畜へて乃ち破るゝに至れと、是の事應に爾かすべきなり。」

者物を浣はしむるも突吉羅なり。[二六]駱駝毛の雜へたるも突吉羅なり。牛毛・鹿毛・羖羊毛を雜へたる者を浣はしむるも突吉羅なり。染擘するも亦た是の如し。本犯戒乃至汚染比丘尼人も亦た是の如し。問ふ、頗し未だ具戒を受けざるの人が浣染擘せしめて尼薩耆波夜提を犯すや。答ふ、有り。謂く學戒人なり。

（十二）

[二七]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、自手にて金銀を取り、若しくは人をして取らしめ、若しくは人を教へて取るは尼薩耆波夜提なり。頗し比丘にして、自ら取り、人をして取らしめ、人を教へて取りて尼薩耆波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂く用に中らず、碎けたるもの、大國なるは突吉羅なり。斷壞せるは突吉羅なり。金銀に似たるは突吉羅なり。國土の護る所は突吉羅なり。未壞相は突吉羅なり。國土の護らざるは不犯なり。本犯戒乃至汚染比丘尼は皆突吉羅なり。問ふ、頗し具戒人に非ずして金銀を取り尼薩耆波夜提なる有り耶。答ふ、有り。謂く學戒人なり。

（十三）

[二八]問ふ、佛の所説の如くんば比丘にして種々の銀を以つて物を買はゞ尼薩耆波夜提なり。頗し比丘にして種々の銀を以つて物を買ひて尼薩耆波夜提を犯さゞる有りや。

答ふ、有り。謂く、似銀を以つて物を買ふは突吉羅なり。非人・天龍・夜叉・乾闥婆・緊那羅・摩睺羅伽・餓鬼・毘舍遮・鳩槃茶・富單那の物を買ふは突吉羅なり。親里・狂散亂・苦痛乃至汚染比丘人と共に買ふは皆突吉羅なり。學戒人の買は尼薩耆波夜提なり。

比丘の買銀の時に轉根して比丘尼と作るは突吉羅なり。比丘尼の銀を以つて物を買ひ轉根して比丘と作るも亦た是の如し。未だ具戒を受けざるの時に銀を買ひ、未だ具戒を受けざるの時に得するは突吉羅なり。是の如くにして應に七句を作るべし。

【二四】　第十六戒、持羊毛過限戒。「若し比丘道中を行き羊毛を施すを得んに比丘須ふれば自ら取りて持ち去ること乃ち三由延に至れ若し人の代る無ければ、是れを過ぎて擔へば尼薩耆波夜提なり。」

【二五】　第十七戒、使非親尼浣染毛戒。「若し比丘非親里比丘尼をして羊毛を浣染擘せしむれば尼薩耆波夜提なり。」

【二六】　此等は不淨衣である。

【二七】　第十八戒、畜錢寶戒。「若し比丘自ら手に寶を取り若しは他をして取らしむれば尼薩耆波夜提なり。」

【二八】　第十九戒、貿寶戒。「若し比丘種種に寶を用ふれば尼薩耆波夜提なり。」

[二〇]頗し未だ具戒を受けざる人の尼薩耆波夜提を犯ずる有りや。答ふ、有り。謂く學戒人なり。

（九）

[二一]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、六年を減じて更に新敷具を作りて尼薩耆波夜提を犯ぜざるありや。

答ふ、有り。謂く、狂癡は不犯なり。他の爲に作り、他の作りて未成なるを成じ、不淨・雜淨・雜不淨なるは皆突吉羅なり。方便を作して已に道を罷め、更に出家し已つて成ずるは突吉羅なり。作る時に轉根して女人と作り、復た轉根して男子を成ずるは突吉羅なり。本犯戒人乃至比丘尼人は突吉羅なり。

（十）

問ふ、頗し未だ具戒を受けずして尼薩耆波夜提を犯ずる有りや。

答ふ、有り。謂く學戒なり。未だ具戒を受けざる人が方便を作して、未だ具戒を受けざる時に成ずるは突吉羅なり。是の如く應に七句を作るべし。

[二二]空中を羊毛を持ちて去るは突吉羅なり。化人に與へて持去るは突吉羅なり。本犯戒人乃至汚染比丘尼人は皆突吉羅なり。

頗し具戒人に非ずして［羊毛］を持ち去りて尼薩耆波夜提を犯ずる有り耶。答ふ、有り。謂く學戒人なり。

（十一）

[二三]問ふ。佛の所説の如くんば、非親里の比丘尼をして糯羊毛を擘せしむるは尼薩耆波夜提を犯ず。頗し比丘にして、非親里の比丘尼をして糯羊毛を擘せしめて不犯なる有りや。

答ふ、有り。已に浣擘せるを更に浣擘せしむるは突吉羅なり。遣使し、手印によりて展轉して浣はしむるは皆突吉羅なり。他をして浣はしむるも突吉羅なり。僧物を浣はしむるも突吉羅なり。尼薩

亦是の如く索め衣を得れば善し、得ざれば四反五反乃至六反執事の前に往いて默然として立て、若し四反五反六反默然として立ちて衣を得れば善し、若し衣を得ざるに是れを過ぎて求め衣を得れば尼薩耆波逸提なり。若し衣を得ざれば衣直を送り來れる處に隨ひて若しは自ら往き若しは使を遣はして語るべし、汝の送る所の衣直は我れ得ず、汝自ら物を知り失はしむること莫れと、是の事應に爾るべきなり。」

【二〇】第十一戒。乞蠶綿作袈裟戒。「若し比丘新憍施耶を以つて敷具を作らば尼薩耆波逸提なり。」

【二一】波逸第九十に與佛等量作衣戒あり。參照すべし。

【二二】第十二戒。黑色臥具戒。「若し比丘純黑の糯羊毛を以つて新敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。」

【二三】減六年作三衣戒。「若し比丘新敷具を作らんと欲せば故敷具は必ず六年に滿さしめて畜ふべし、若し比丘減六年にて若しは故敷具を捨て若しは捨てずして更に敷具を作らば僧羯磨の者を除きて尼薩耆波夜提なり。」

（六）

一九問ふ、佛の所説の如くんば、四語・五語・六語默然として索めて得ず、〔是れを過ぎて索めて得るは〕尼薩耆波夜提なり。頗し五六語を過ぎて索めて得して不犯なる有りや。

答ふ、有り。非人より索むるは突吉羅なり。或ひは人が衣直を與へたるを沙門、婆羅門の所に著きて五六語を過ぎて求むるは突吉羅なり。非人の衣直を沙門、婆羅門の所に著きて〔索むるも〕亦た是の如し。沙門、婆羅門の衣直を非人の所に著きて〔索むるも〕亦た是の如し。本犯戒人乃至汚染比丘尼人も亦た是の如し。

頗し未だ具戒を受けざるの人五六語を過ぎて索めて尼薩耆波夜提を犯ずる有り耶。答ふ、有り、學戒人なり。

（七）

二〇問ふ、佛の所説の如くんば、新なる倶絺耶にて敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。頗し比丘、新に倶絺耶にて敷具を作りて尼薩耆波夜提を犯さざる有り耶。

答ふ、有り。他の爲めに作るは突吉羅なり。他が作りて未成なるを成と作すは突吉羅なり。二一修伽陀衣と等量に作るは突吉羅なり。

（八）

二二問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、純淨黑の羺羊毛にて敷具を作らば尼薩耆波夜提なり。頗し比丘にして、純に作りて不犯なる有り耶。

答ふ、有り。前に說ける如し。未だ具戒を受けざる時に作りて未だ具戒を受けざる時に成ずるは突吉羅なり。未だ具戒を受けざる時に作りて、具戒を受くる時に成ずるは突吉羅なり。是の如にして應に七句を作すべし。本犯戒・本不和合・賊住・汚染比丘尼人の作るは皆突吉羅なり。

【一九】第十戒、過限忽切索衣價戒。「若し比丘の爲の故に若しは王、王臣若しは婆羅門、居士使を遣して衣直を送らん、是の使比丘の所に到りて言はく、大德若しは某王、王臣の若しは婆羅門、居士是の衣直を送る、汝當に受け取るべしと、比丘應に言ふべし、我れ比丘の法にて衣直を受くべからず、若し衣を須ゐん時は淨衣を得れば當に自手もて受け速かに衣を作りて持すと。是の使比丘に語りて言はく、大德執事人の能く比丘の爲に執事する有りや不やと、是の比丘應に執事人、若しは僧園民若しは優婆塞を示すべし、此の人能く比丘の爲に執事すと、是の使執事人の所に往いて言はく、善哉、執事、汝是の衣直を取りて是の如き是の如きの衣を作りて某比丘に與へよ、是の比丘是の比丘衣を須うる時來らば汝當に衣を與ふべしと。是の使語り已りて還りて比丘に報ぜん、我れ已に語り竟る、大德衣を須ふる時は便ち往いて取れ、當に汝に與ふべしと。是の比丘執事の所に到りて衣を索めて是の言を作せ、我れ衣を須ふと、再三反に至るも

[一八] 佛の所説の如くんば、若し比丘尼にして、非親里の居士、居士婦の邊に衣を乞ふは尼薩耆波夜提なり。頗し非親里の居士、居士婦に從つて、衣を乞ひて不犯なるありや。

答ふ、有り。身を動索して衣を得るは突吉羅なり。黄門に從ひて衣を乞ふは突吉羅なり。倶黄門も突吉羅なり。倶二根も突吉羅なり。本犯戒のもの も 突吉羅なり。本不和合・賊住・別住・汚染比丘尼にも亦た是の如し。

非親里に親里の想をなして乞ふも突吉羅なり。疑に乞ふも突吉羅なり。親里に非親里の想をなして乞ふも突吉羅なり。疑に乞ふも突吉羅なり。遣使し、手印に依り展轉して乞ふも皆突吉羅なり。未だ具戒を受けざる時に乞ひ、未だ具戒を受けざる時に得するは突吉羅なり。未だ具戒を受けざる時に乞ひ、具戒を受ける時に得るは突吉羅なり。未だ具戒を受けざる時に乞ひ、具戒を受け已つて得するは突吉羅なり。餘句も亦た是の如し。乞ふ時に比丘轉根して比丘尼と作るも突吉羅なり。比丘尼乞ふ時轉根して比丘と作るも突吉羅なり。

若しは他の爲めに往索して得するは突吉羅なり。比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼の爲に比丘の往索を作して得するは突吉羅なり。衆多の比丘の爲に一人が索を作して得するは突吉羅なり。二人の爲に索を作して得するは突吉羅なり。比丘の爲に比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼が索を作して得するは突吉羅なり。

未だ具戒を受けざる時に作衣を作し、未だ具戒を受けざる時に得するは突吉羅なり。是の如きは應に廣説さるべし。黄門等は亦た前説の如し。

非人の爲に作衣を索めて得るは突吉羅 なり。天龍・夜叉・乾闥婆・緊那羅・餓鬼・鳩槃茶・毘舍遮・富單那の爲めに、作衣せんと往索して得するは皆突吉羅なり。本犯戒人も亦た是の如し。比丘尼等も亦た是の如し。

【一八】 第六戒、非親俗人乞衣戒。「若し比丘非親里居士、居士婦より衣を乞へば尼薩耆波逸提なり、餘時を除く、餘時とは奪衣・失衣・燒衣・漂衣なり、是れを時と爲す。」

を犯さゞるもの有り耶。

答ふ、有り。不淨衣なり。前に說けるが如し。一ケ月を過ぎて畜へば突吉羅なり。減量衣を畜へて一ケ月を過ぐれば突吉羅なり。

問ふ、佛の所說の如くんば、一ケ月畜ふるの衣は何等の衣なりや。

答へて謂く、淨衣なり。云何が淨衣なりや。佛の遮したまはざる所の衣是れなり。

（四）

[一七]問ふ、佛の所說の如くんば若し非親里の比丘尼をして故き衣を浣はしめ、染めしめ、打たしむるは尼薩耆波夜提なり。頗し比丘にして、非親里の比丘尼をして浣ひ、染め、打たしめて尼薩耆波夜提を犯さざるあり耶。

答ふ、有り。已に浣へるを更に浣はしむるは突吉羅なり。手印、遣信して展轉して浣はしむるは皆突吉羅なり。未だ應に浣ふべからざる衣を浣はしめ、衆僧の衣、尼薩耆衣、淨施衣、頻日衣を浣はしむるは皆突吉羅なり。染め、打たしむるも亦た是の如し。

問ふ、頗し比丘有つて、淨衣を著して聚落に入りて、衣を身より離さざるに尼薩耆波夜提となるあり耶。

答ふ、有り。若し比丘白衣の舍に入る、衣の大小なるを著し、行きて泥土にて汚すに、非親里の比丘尼に除去を爲さしむるは尼薩耆波夜提なり。不淨衣を浣はしむるは突吉羅なり。比丘尼をして衣を浣はしむる時比丘尼の轉根して〔比丘となる〕も突吉羅なり。染め、打たしむるも亦た是の如し。〔比尼〕自ら轉根して〔比丘尼となる〕も亦た是の如し。本犯戒の比丘尼をして浣ひ染め打たしむるも突吉羅なり。賊住、不共住、本不和合、汚染の比丘尼人に浣はしむるも皆突吉羅なり。

（五）

落に牆・壁・籬ありて圍遶せるは……此の中牆外の作事處も容る若し塹有りて圍遶せば此の外……糞掃を擲げて及ぶ所なりとあり。

【一六】 第三、月望衣戒。若し比丘衣竟り已に迦絺那衣を捨して非時衣を得んに比丘須ゆれば當に自手に取りて速かに衣を作りて持すべし、若し足れば善し、若し足らざれば更に衣を得るを望めば具足せしむるが故に是の衣を停むることを乃ち一月に至れ、是を過ぎて停むれば尼薩耆波夜提なり」。

【一七】 第五戒、使非親尼浣故衣戒。「若し比丘非親里の比丘尼をして故衣を浣はしめ若しは染め若しは打たしむれば尼薩耆波逸提なり。」

問ふ、佛の所說の如くんば十夜を過ぎたる衣は尼薩耆波夜提なり。頗し、十夜を過ぎて畜ふるも不犯なる有り耶。答ふ、有り。

若し比丘不淨物を雜へて衣を作る、謂く駱駝毛、牛毛は突吉羅を犯ず。

若し比丘衣を得し已つて、五日中狂はゞ、何時に至りて犯ずるや。答ふ、本心を得るの時なり。

問ふ、佛の所說の如くんば十夜を過ぎたる衣は尼薩耆波夜提なり。頗し、終身畜へて不犯なる有りや。答ふ、有り。十夜の內に命終するなり。或ひは不淨物を以つて雜ふるは前に說ける如し。

（二）

[一一] 十夜を過ぎて、衣を一夜離宿する耶。答ふ、有り。若しは比丘が離衣宿するなり。或は[一二]頻日に得衣するなり。

問ふ、衆僧の衣を用ひて受けて三衣を作るを得るや、不や。答ふ、得受す。若し受持し終つて、離宿せば應に捨すべきや、不や。答ふ、捨するを得ず。唯だ[一三]波夜提悔をなす。

問ふ、若し比丘、界內に著衣あり、〔比丘は〕界外に出づ。界外に著衣あり、〔比丘〕は界內に入りて、明相出づれば離宿なりや、不や。答ふ、離衣宿なり。

衣は地にあり、〔比丘〕は空中にありて明相出で、〔又は〕空中に著衣あり、〔比丘は〕地上にありて明相出づるも、亦た是の如し。

奇界は離衣宿とならず。[一四]無界の處に住するは、衣を去ること遠きも近きも、離衣宿と名づくる耶。

答ふ、[一五]衆僧、籬、牆の大小なる、或は坑塹に隨ひ、比丘は是の內にては著衣なり。隨意に明相出づ。

學戒人は三衣、比丘尼は五衣、學界尼も五衣たること亦た是の如し。

（三）

[一六] 問ふ、佛の所說の如くんば、一ケ月衣を畜ふるべし。頗し一ケ月を過ぎ衣を畜へて尼薩耆波夜提

れば尼薩耆波夜提なり」。優波離問に「若爲火燒、若腐爛若斷壞若虫嚙」とあるのが本文の少片衣に相當する。「捨つべからず」と言ひ又「受持すべからず」とあるは、元來餘分の衣材を畜へる欲望執着のなきことが明瞭になればよいのであるから、餘分の衣材を衆中に捨てて作淨して所有欲なきことを、明にして淨物として受持すべきを言ふ。優波離問には「不應捨。是比丘但如法滅罪」となつて居る。

【一〇】 白二羯磨で僧中に衣を捨す僧伽大衆中にて受懺悔人を定めて自己の懺悔を述べる。但し僧中に捨した衣は懺悔僧に與へられる。

【一一】 第二、離三衣戒。「若し比丘衣竟り迦絺那衣を捨し已りて三衣中若し一衣を離すること乃ち一夜宿に至れば、尼薩耆波逸提なり、僧羯磨を除く」。

【一二】 頻日に衣を得るは長衣戒を合法的に免れるので每日衣を得てこれを人に與へて每日取戾す方法である。

【一三】 尼薩耆波夜提の悔である。註(10)參照。

【一四】 不離衣羯磨せざる所である。不離衣羯磨して定められた區域內では三衣を離れて宿するもよい。

【一五】 十誦律に謂く、若し衆

蜜・酒も亦た是の如し。

若し比丘有つて非時に餹を食せるを、可信の優婆夷あつて「我れ非時に肉を食するを見たり」と言ふも、亦應に是の比丘をして自ら言はしめ已つて、是の語を用ひて治すべし。噉酥噉食も亦た是の如し。

比丘の齒の外に不淨を出すをば、可信の優婆夷あつて見已りて、諸比丘に語り「我れ某甲比丘の、口中に婬を作せるを見たり。」と言ふも、亦た應に是の比丘をして、自ら言はしめて是の語を用ひて治すべし。髀中より精を出すも亦た是の如し。大小便處も亦た是の如し。

二可信の優婆夷共に道を行きて、二比丘の共に道を行くを見る。一優婆夷は一比丘の精を出すを見、一優婆夷は一比丘の〔女〕身に摩觸するを見る。亦た應に是の比丘をして自ら語らしめて、應に是の語を用ひて二人を治すべし。衆多を見るも亦た是の如し。坐臥も亦た是の如し。優婆夷が了了に罪を見已りたる時は、是の語を用ひて治すべし。

可信の優婆夷が諸比丘に語りて、「我れ某甲比丘の[六]四篇罪の犯した後を見たり。」といはんに、亦た應に是の比丘をして自ら語らしめて是の語を用ひて治すべし。

又た復た優婆夷が比丘の十三僧伽婆尸沙を犯すを見るも、亦た應に是比丘をして自ら語らしめて、是の語を用ひて治すべし。後[七]三篇も亦た是の如し。

問三十事[八]

(一)

[九]問ふ、若し比丘有つて少片衣を得す。受持せず應に捨つべきや不や。答ふ、應に捨つべからず。應に受持すべきや不や。答ふ、應に受持すべからず。

若し比丘尼薩耆衣を失せば、云何が懺悔すべきや。答ふ、[一〇]尼薩耆の悔なり。

訴言と比丘の自白、二人の訴言と比丘の自白と相關して四種の場合を含んで居る。

【五】不定法第二の律文「若し比丘獨り一女人と共に露地の不可行婬處に坐し、若し可信の優婆夷是の比丘に二法中の一一の法を說かん、若しは僧伽婆尸沙若しは波夜提と、若し是の比丘自ら我れ是の處に坐すと言はば應に說く所に隨つて治すべし、若しは僧伽婆尸沙若しは波夜提なり、若しは可信優婆夷の說く所に隨つて治す、是れ二の不定法なり。」

【六】此の四篇罪は四波羅夷のことである。

【七】此の三篇罪は所謂五篇門の後三門、即ち波夜提、提舍尼、突吉羅である。

【八】十誦律五十三巻問三十捨墮法（大正二十三巻三八八b）以下に相當する。

【九】長衣戒「若し比丘衣竟り、已に迦絺那衣を捨して長衣を畜ふること、十日に至るを得、若し是れを過ぎて畜ふ

巻の第九

問[一]不定

（一）

問ふ、若し可信の優婆夷あつて、諸比丘に語つて、「某甲比丘は四波羅夷を犯せり」といふとせんに、是の語を用ひて比丘を治すことを得るや、不や。答ふ、治するを得。[二]

問ふ、若し可信の優婆夷あつて諸比丘に語つて、「我れは見たり。某甲比丘は身分中に於いて婬を作せり」といふとせんに、是の語を用ひて比丘を治すことを得るや、不や。答へて言く、得ず。[三]

問ふ、可信の優婆夷あつて諸比丘に語つて、「某甲比丘は刹帝利の女と共に婬を作せり」といふとせんに、是の語を用ひて比丘を治し得るや、不や。

答ふ、得ず。何を以っての故に是の語を用ひて治すべからざる耶。答ふ、比丘の自ら言はざるが故なり。[四] 若し二人共に見たるなれば、當に二人に問ひ、若し二人の語る所、比丘の言に同じければ是の語を用ひて治すべし。刹帝利女の如くに婆羅門女、毘舍女、首陀羅女も亦た是の如し。

〔問ふ、〕若し可信の優婆夷あつて諸比丘に語つて「我れは、某甲が去時に小便道に婬を作せるを見たり。」といふとせんに、當に是の語を用ひて治するや、不や。

答ふ、若し二人有つて當に問ふて〔語る所〕同じければ應に治すべし。口中も亦た是の如し。大便道に婬を作すも亦た是の如し。

（二）

[五]若し可信の優婆夷あつて「我れは某甲比丘の非時に怛鉢那を食せるを見たり。」といふとせんに、應に是の比丘に問ふべし。比丘が「我れ糖を食す」と言はゞ當に是の語を用ひて治すべし。糖・漿・

【一】以下は十誦律第五十三巻の初、優波離問二不定に相當する論である。

【二】律文に「若し比丘獨り女人と共に屏覆内の可行婬處に坐し、若し可信の優婆夷是の比丘に三法中の一一の法を説かん、若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提と、若し是の比丘自ら我れ是の處に坐せりと言はば應に三法の説く所に隨ひて治すべし。若しは波羅夷、若しは僧伽婆尸沙、若しは波夜提なり。若しは可信の優婆夷の説く所に從ひて治す」とある最後の文に依つて治するを得る。

【三】前出の律文の比丘の自白に相當するもののなき場合なり。

【四】優波離問に從へば、二人の優婆夷が見た場合に二人の訴言が一致せば訴言に從つて決罪さる。二人の訴言不一致の時は、比丘の自言と一致した方の訴言にて決定さる。故に此の論及び以下は一人の

法を以つて謗ずるは偷羅遮、突吉羅なり。

遣便。手印し、展轉して無根の五逆を以つて謗ずるは偷羅遮なり。

比丘にして自ら書を作りて「某甲比丘は母父阿羅漢を殺せり、破僧せり、惡心を以つて佛身より血を出せり。」といふは偷羅遮なり。

〔一三〕問ふ、頗し比丘にして、無根謗をなして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く、狂、散亂、重病、聾、盲、瘖、瘂、眠、入定に謗ずるは皆な偷羅遮なり。何を以つての故に、自性住せざるが故なり。

問ふ、頗し、比丘にして無根の波羅夷をもつて謗じて不犯なる有りや。答ふ、有り。本犯戒、本不和合、賊住、汚染比尼〔を謗ずるは〕突吉羅なり。

比丘が自ら、「我は母を殺し、父を殺せり」と言ひて謗ずるは僧伽婆尸沙なり。乃至佛身出血にて謗ずるも僧伽婆尸沙なり。展轉するも亦た是の如し。

比丘尼も亦た是の如し。比丘尼が比丘尼を謗ずるも亦た是の如し。

比丘が式叉摩那、乃至沙彌尼を謗ずるは突吉羅なり。比丘尼も亦た是の如し、式叉摩那の比丘、比丘尼を謗ずるは突吉羅なり。

【一三】不犯論。

本不和合、賊住は突吉羅なり。
頗し、比丘にして、具戒人に非らざるを謗じて僧伽婆尸沙を犯ずる有りや。答ふ、有り。謂く、學戒人なり。

問ふ、若し、比丘にして自ら、「我れは非梵行を作せり。」と言ひて、無根を以つて人に比丘を謗することを教ふるは何罪を犯ずるや。答ふ、僧伽婆尸沙なり。展轉すること輪の如し。

[一〇八]佛の所說の如くんば、若し比丘にして、無根の波羅夷を以つて、比丘を謗ずるは僧伽婆尸沙なり。若し比丘にして、無根の波羅夷にて、比丘尼を謗ずるは何罪を犯ずるや。答ふ、僧伽婆尸沙なり。手印し。遣信して謗ずるは皆偷羅遮なり。

[一〇九]問ふ、若し比丘尼にして無根の波羅夷にて比丘尼を謗ずるは、僧伽婆尸沙なり。[一一〇]八事、覆藏麁罪、隨順擯比丘、摩觸身にて謗ずるは僧伽婆尸沙なり。

若し比丘にして、式叉摩那を謗ずるは偷羅遮なり。沙彌、沙彌尼を謗ずるは偷羅遮なり。

比丘尼が比丘を謗ずるは僧伽婆尸沙なり。比丘尼が式叉摩那、沙彌、沙彌尼を謗ずるは偷羅遮なり。

式叉摩那の比丘、比丘尼を謗ずるは突吉羅なり。

[一一一]世尊の所說の如くんば、比丘にして無根の波羅夷を以つて、比丘を謗ずるは僧伽婆尸沙なり。無根の逆罪をもて、比丘を謗ずるは何罪を得するや。答ふ、僧伽婆尸沙なり。又た、僧伽婆尸沙を犯ずと說くは突吉羅なり。

云何が僧伽婆尸沙なるや。謂く、殺母、父阿羅漢を以つて謗ずるが僧伽婆尸沙なり。[一一二]破僧、出佛身血にて謗ずるは突吉羅なり。

是の如く說くは一切僧伽婆尸沙を犯ず。何を以つての故なりや。無間罪は非比丘の故になり。餘

【一〇八】比丘の謗論。

【一〇九】比丘尼の謗論。

【一一〇】八事とは比丘尼波羅夷の第六八事成重戒。覆藏麁罪は比丘尼波羅夷の第七覆比丘尼重罪戒なり。隨順擯比丘とは比丘尼波羅夷の第八隨順被擧比丘違尼僧三諫戒なり。摩觸身とは比丘尼波羅夷第五摩觸戒なり。

【一一一】逆罪を以つて謗をなす論。

【一一二】破僧。及び佛心より血を出すの此の二罪は殺罪なく從つて波羅に相當しない故に突吉羅としたのであらう。無根謗戒は無根の波羅夷罪を以つて謗をなすのである。

覆藏し、二つは二夜覆藏せんに、僧は別住を與へて、一夜覆藏は別住を竟るも、二夜のもの未だ竟らず第三夜に摩那埵を與へて摩那埵を行し終る。

（三）

一〇四 若し比丘にして、自ら乞ひて房を作り、僧に從つて乞はされば僧伽婆尸沙なり。物を乞ひ、房を作らんとして作らされば偷羅遮なり。僧に從つて乞ひ已りて作らされば偷羅遮なり。已作不成は偷羅遮なり。他戸を成じて自ら住するは偷羅遮なり。

未覆を覆と爲すは偷羅遮なり。作し未成なるに自殺し、若し自ら、我れは沙彌なり、黄門なり、（廣說すること捨戒の如し）と言ふは皆な偷羅遮を犯ず。

（四）

一〇五 大房も亦た是の如し。

（五）

一〇六 問ふ、佛の所說の如くんば、無根の波羅夷を以つて謗ずるは僧伽婆尸沙なり。頗し、比丘にして、無根の波羅夷を以つて謗じて不犯なる有りや。

一〇七 答ふ、有り。若しは手印、遣使し、他に從つて謗を聞かしむるは皆な偷羅遮なり。

問ふ、若し比丘にして、自書して、「某甲比丘は波羅夷を犯す。」と言ふは何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。

若しは、狂、癡、散亂心、苦痛心、聾、盲、瘖、瘂、眠、入正受は皆偷羅遮を犯す。何を以つての故に。自性心に任せざる故になり。

黄門を謗ずるは偷羅遮なり。

問ふ、頗し、比丘にして、無根の波羅夷を以つて謗じて不犯なる有りや。答ふ、有り。本犯戒、

【一〇四】無主房戒。「若し比丘自ら乞ひて舍を作る、無主にして自らの爲ならんに當に量に應じて作るべし、是の中量とは長さ十二修伽陀搩手、内廣七搩手なり、是の比丘應に諸比丘に問ふべし、諸比丘當に無難無妨處を示すべし、若し比丘自ら乞ひて舍を作り、無主にして自らの爲ならんに諸比丘に問はず、量を過ぎて作らば僧伽婆尸沙なり。

【一〇五】有主房戒。「若し比丘大房舍を作らんに、有主にして自の爲に作る、是の比丘應に諸比丘に問ふべし、諸比丘は當に無難無妨處を示すべし、若し比丘大房舍を作らんに有主にして自の爲にす、諸比丘に難處妨處を問はずして作らば僧伽婆尸沙なり。」

【一〇六】無根謗戒。「若し比丘惡瞋に住するが故に無根の波羅夷法を以つて無波羅夷の比丘を謗じて、彼の梵行を破らんと欲す、是の比丘後時或は問はれ或は問はれずして「是の無根事なるを知るも比丘惡瞋に住するが故に是の語を作せり」と僧伽婆尸沙なり。」

【一〇七】書信等謗論。

九六 若し衆僧が同意して、一比丘を遣し往いて語らしめ、彼れ還りて報ずるは、一切僧伽婆尸沙なり。九七 若し比丘にして、自ら己の意を以つてし、僧が語らしめざるに、彼れ還りて報ずるは、自らは僧伽婆尸沙を犯じ、衆僧は不犯なり。

九八 童女を媒嫁するは偸羅遮なり。比丘受け使し已つて轉根するは偸羅遮なり。還りて報ずるに轉根するは偸羅遮なり。受語するは時に轉根して、比丘尼と作りて還りて報ずるは偸羅遮なり。

九九 未受具戒時に受けて使し、未受具戒時に還りて報ずるは突吉羅なり。未受具戒時に受けて使し、受具戒時に還りて報ずるは突吉羅なり。未受具戒時に受けて使し、受具戒し已つて還つて報ずるは偸羅遮なり。受具戒時に受けて使し、一〇〇 受具戒し已つて報ずるは偸羅遮なり。受具戒し已つて受けて使し、未受具戒時に報ずるは偸羅遮なり。受具戒し已つて受けて使し、受具戒の時に報ずるは偸羅遮なり。

一〇一 問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして媒嫁するは僧伽婆尸沙なり。頗し比丘有りて媒嫁して不犯なる有りや。答ふ、有り。本犯戒、本不和合、賊住、汚染比丘「人」は突吉羅なり。

問ふ、非受具戒人にして媒嫁をなして僧伽婆尸沙を犯ずるありや。答ふ、有り。謂く、學戒なり。人男非人女を媒嫁するは偸羅遮なり。人女非人男は偸羅遮なり。倶に非人は偸羅遮なり。

一〇二 男女先に已に期し、比丘に問ふて言く、「某甲女人を見たるや不や。」と、答へて言く、「見たり。某處所に在り。」とは偸羅遮なり。

一〇三 問ふ、比丘にして別住を行じて、即ち別住を行じ竟る有りや、摩那埵を行じて、即ち摩那埵を行じ竟る有りや。

答ふ、有り。若し比丘にして僧伽婆尸沙を犯じ、覆藏せずして僧の所に往詣して、摩那埵を行ぜんと乞ひ、僧は摩那埵を與へ、彼れ摩那埵を行じ竟るなり。復た二僧伽婆尸沙を犯じ、一つは一夜

【九六】僧伽媒嫁論。

【九七】個人比丘媒嫁論。

【九八】媒人戒と轉根論。

【九九】媒人戒と受具戒論。

【一〇〇】具戒已は受具戒已と讀む。

【一〇一】不犯論。

【一〇二】助媒論。

【一〇三】別住と摩那埵の關係論。此處で別住が別住でもあり摩那埵でもある場合があるかを論ずるものである。元來、別住も摩那埵も內容は同一であるからかかる論が出るのである。此處で言ふ別住は覆藏別住で、僧伽婆尸沙の場合では、罪を覆藏して居た日數だけ科せられる別住である。その日數が終れば、六日後に別住を解除される宣告が下る。この宣告が下つた六日間の別住が摩那埵である。故に本文に論ずる樣に一夜覆藏と二夜覆藏の兩種の僧殘を同時に罰せられた時には、二日目の別住は、一方からは覆藏別住であり、一方からは摩那埵別住である譯である。但し、此の議論は實際上成立するかは疑問で、一般に二罪を重ねると、二罪分だけ覆藏別住するが通則である。即ち今の場合は三日別住さすのが一般に行はれた、然も正しい方法の樣である。

（五）

[九一]問ふ、若し法に過去に非ず、未來に非ず、現在に非ざる在りや。答ふ、有り。謂く、媒嫁の受語して去るは偸羅遮なり。還つて報じて懺悔するは何の罪ぞや。謂く僧伽婆尸沙なり。

[九二]人男人女先きに以つて期をなす。比丘言く「姉妹よ、合するや。」と、突吉羅なり。自在、不自在も亦た是の如し。云何自在なりや。多く財有り、息有り、國王長者の信ずる所なり。云何不自在なるや。財息有ること無く國王長者の信ぜざる所なり。不自在の語を自在所に至りて語るは偸羅遮なり。

[九三]若し比丘にして、女人を買へ、と言ふは突吉羅なり。某甲女人を買ふは偸羅遮なり。買女人の所に於いて媒嫁するは偸羅遮なり。

一女は男を懐ひ、一女は女を懐ふ。中に於いて媒嫁するは偸羅遮なり。

若し空なる媒嫁なれば偸羅遮なり。若し比丘〔男女の意を〕持ち去り持ち來るは僧伽婆尸沙なり。後より去來するは偸羅遮なり。黄門、二根を媒嫁するは偸羅遮なり。

[九四]若し比丘にして、狂人の邊に語を受け、狂人の所に至るは偸羅遮なり。狂人邊に語を受けて、非狂人の所に至るは偸羅遮なり。非狂人邊に語を受けて、狂人所に至るは偸羅遮なり。

散亂人の邊に語を受けて、非散亂人の所に至るは偸羅遮なり。散亂人の所に語を受けて、非散亂人の所に至るは偸羅遮なり。不散亂人の所に語を受けて非散亂人の所に至り、說き已つて、還りて報ずるは僧伽婆尸沙なり。

[九五]居士ありて比丘に語ぐ「僧大德よ、能く我が爲めに某甲居士の所に至りて言へ、『我れに女の姉妹あり汝が兒に與へん、汝に女の姉妹あらば我が兒に與へよ、と。』」と、衆僧にして語を受けて彼れに語り、還りて報ずるは一切僧伽婆尸沙なり。

【九一】媒人戒。若し比丘媒嫁の法を行じ女意を持して男に語り、男意を持して女に語り若しは婦事を成ずる爲にし、若しは私通事乃至は一會時の爲にするも僧伽婆尸沙なり。

【九二】自在、不自在者媒合論。

【九三】買女人論。

【九四】狂人等媒合論。

【九五】交換婚媒介論。

摩觸するは突吉羅なり。比丘が男子を摩觸するは偷羅遮なり。

[八四]若し、比丘が女身を摩觸する時に、比丘が轉根して比丘尼と作らば偷羅遮なり。比丘が男子を摩觸する時に男子轉根して女人と作らば僧伽婆尸沙なり。若し比丘が男子を摩觸する時に比丘轉根して比丘尼と作らば[八五]波羅夷なり。若し比丘が男子を摩觸して倶に轉根せば偷羅遮なり。

[八六]若し、比丘尼が男子を摩觸し、男子轉根して女人と作らば偷羅遮なり。比丘尼が男子を摩觸して比丘尼が轉根して比丘と作らば偷羅遮なり。比丘尼が女人を摩觸して倶に轉根せば偷羅遮なり。比丘尼が比丘を摩觸して轉根して比丘と作らば偷羅遮なり。比丘が比丘尼を摩觸して轉根して比丘尼と作らば偷羅遮なり。

[八七]溫煗、細輭の爲の故ならば不犯なり。比丘が黃門、二根、不〔能〕男を摩觸するは偷羅遮なり。滅盡定に入れる比丘尼を摩觸するは偷羅遮なり。染摩心無くして女人を摩觸するは突吉羅なり。想、姉妹想、女想は不犯なり。[八八]本二を染摩心ならずして摩觸するは突吉羅なり。若しは火中、水中、獅子、虎、狼、非人及び諸難中を捉へて出すは不犯なり。

（三）

[八九]問ふ、若し比丘にして女人の所に於いて麁語するは僧伽婆尸沙なり。頗し麁語して不犯なる有りや。

答ふ、有り。他の爲めに麁語するは偷羅遮なり。書疏を遣して、汝は根斷なり、汝は根惡なり。汝は我に分を與へ我と共に眠れといふは皆な偷羅遮を犯ず。

（四）

黃門、二根の邊に麁惡語するは偷羅遮なり。滅盡に入れる比丘尼の所に麁惡語するは偷羅遮なり。

[九〇]已身を讚歎するも亦た是の如し。

【八四】比丘の摩觸時轉根論。

【八五】波羅夷とは比丘尼波羅夷第五、摩觸戒なり。

【八六】比丘尼摩觸時轉根論。

【八七】摩觸不犯論。

【八八】本二は故二に同じ。

【八九】與女人麁語戒。若し比丘欲盛變心して女人の前に在りて不淨惡語を作し婬欲法に隨ひて說かば僧伽婆尸沙なり。

【九〇】向女人歎身索供戒。若し比丘欲盛變心して女人の前に在りて以身供養を讚歎して是の如き言を作さん、汝能身を以つて我等持戒行善梵行人を供養せば諸供養中の第一供養たりと、僧伽婆尸沙なり。

（七八）頗し、比丘にして、故らに出精して不犯なる有りや。答ふ、有り。前者なり。

又た問ふ、前者に非ずして故らに精を出して不犯なる有りや。答ふ、有り。他の精を出すは偸羅遮なり。

又た問ふ、頗し比丘にして、故らに精を出して不犯なる有りや。答ふ、有り。他の爲に境界を作るなり。

又た問ふ、頗し比丘にして、故らに精を出して不犯なる有りや。答ふ、有り。本犯戒、本不和合、賊住、汚染比丘尼は突吉羅なり。

問ふ、頗し未受具戒人にして、故らに精を出して僧伽婆尸沙を犯ずる有りや。答ふ、有り。謂く學戒なり。

（一二）

（七九）問ふ、世尊の所説の如くんば比丘が女人を摩觸するは僧伽婆尸沙なり。

（八〇）頗し、比丘にして摩觸して不犯なる有りや。答ふ、有り。若し女人の身根壞せるは偸羅遮なり。若し、癬、疥を病むを摩觸するは偸羅遮なり。比丘の身根壞する等も亦た是の如し。倶に身根壞する等は突吉羅なり。

（八一）若し比丘にして、是れ女人なりや、是れ非女人なりやを疑ひて摩觸するは偸羅遮なり。若しは餘の女人に染着して餘の女人を摩觸するは偸羅遮なり。

（八二）若し、齒、爪、毛を摩觸するは偸羅遮なり。骨を摩觸するは偸羅遮なり。女人來りて比丘の齒、爪、毛を摩觸するは突吉羅なり。身を離れたる齒、爪、毛、髮、骨を摩觸するは突吉羅なり。爪、齒、毛、髮、骨にて爪、齒、毛、髮、骨を摩觸するは突吉羅なり。

（八三）比丘と比丘が相摩觸するは偸羅遮なり。比丘が女黃門を摩觸するは偸羅遮なり。女黃門が比丘を

【七八】出精不犯論。

【七九】摩觸女人戒。若し比丘欲盛變心して故らに女身に觸れんに若しは手臂、頭髮を捉り、一一の身分を上下に摩觸せば僧伽婆尸沙なり。

【八〇】摩觸女人不犯論。

【八一】疑摩觸女人論。

【八二】齒爪等摩觸論。

【八三】黃門等摩觸論。

の日よりなり。
問ふ、若し比丘按摩受樂せば偷羅遮なり。若し比丘手を以つて摩捉せば偷羅遮なり。自ら出でる中に受樂せば偷羅遮なり。男根が觸れて受樂せば偷羅遮なり。中精の出節するは偷羅遮なり。空中に〔節の〕動出するは偷羅遮なり。行中に動出するは偷羅遮なり。
問ふ、佛の所說の如くんば、中精の出節は偷羅遮なり。云何節精なる。答ふ、精が本處を離れて節に在るなり。方便して出すは偷羅遮なり。
問ふ、頗し[七六]比丘時に犯にして非比丘時に淨、非比丘時に犯にして比丘時に淨、比丘時に犯にして比丘時に淨、非比丘時に犯にして非比丘時に淨なるありや。
答ふ、有り。云何が比丘時に犯にして非比丘時に淨なるや。若し比丘にして不共の僧伽婆尸沙を犯ぜば轉根して比丘尼と作れば淨を得す。
云何が非比丘時に犯にして比丘時に淨なるや。若し比丘尼が不共の僧伽婆尸沙を犯して轉根して比丘と作らば卽ち淨を得す。
云何が比丘時に犯にして比丘時に淨なるや。比丘が戒を犯じて如法に懺悔するなり。
云何非比丘時に犯にして非比丘時に淨なる。若し比丘尼が犯戒して如法に懺悔するなり。
[七七]問ふ、頗し比丘眠時に犯にして覺時に淨、覺時に犯にして眠時に淨なるありや。
答ふ、有り。云何眠時に犯にして覺時に淨なるや。若し比丘にして眠中に擧げて高林上に著けられ、女人入りて宿す。覺め已りて知りて如法に懺悔す。
云何が覺時に犯にして眠時に淨なるや。若し比丘にして僧伽婆尸沙を犯じ、阿浮呵那時に白を聞き已つて眠り、卽ち眠中に羯磨竟子なり。
問ふ、世尊の所說の如くんば、若し比丘にして、故らに出精せば、夢中を除きて僧伽婆尸沙なり。

【七六】比丘時非比丘時の淨不淨論。

【七七】覺時眠時の淨不淨論。

問ふ、若比丘自ら書を作り、「某甲比丘は須陀洹果を得せり」と、何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。乃至阿羅漢も亦た是の如し。

問ふ、若し比丘にして、過人法を說きて波羅夷を犯さゞるありや。答ふ、有り。本犯戒、本不和合、賊住、汚染比丘尼人は突吉羅なり。

[六九]問ふ、頗し未受具戒人にして、過人法を說きて波羅夷を犯ずるありや。答ふ、有り。所謂學戒人なり。

[七〇]問ふ、若し比丘にして、獨り房に入りて四波羅夷を得するありや。答ふ、有り。先きに偷盗方便殺生方便を作し、我れ入房の時阿羅漢なりと知り、自根の長きなり。

問四波羅夷竟り。

問十三僧伽婆尸沙[七一]

(一)

[七二]問ふ、若し比丘にして、[七三]行時に精出ずるは何罪を得するや。答ふ、不犯なり。覺時[七四]方便し眠時に精の出ずるは偷羅遮なり。覺時に方便して覺時に出で、中に於いて起想するは僧伽婆尸沙なり。異らずは偷羅遮なり。方便し受樂して出ずるは偷羅遮なり。頓出は不犯なり。若は捏搦し不出なるは偷羅遮なり。

未受具戒時に方便をなして、未受具戒時に出ずるは突吉羅なり。若し未受具戒時に方便を作して、受具戒時に出ずるは偷羅遮なり。受具戒時に方便を作して、受具戒時に出ずれば偷羅遮なり。是の如く應に九句を作るべし。

[七五]問ふ、若し比丘にして僧殘罪を犯じ已つて、時日を知らされば、何處に別住を與ふるや。初受戒

【六九】學戒人殺人論。

【七〇】自作四波羅夷論。

【七一】以下、十誦律、優波離問(張六44左)問十三時に相當する。但し此處には僧殘法の第九假根謗戒、第十破僧違諫戒、第十一助破僧違諫戒、第十二汚家擯謗違諫戒、第十三西性拒僧違諫戒については論ぜられてない。これは十誦の優波離問も同樣である。

【七二】故出精戒。若し比丘故らに精を出せば夢中を除き僧伽婆尸沙なり。

【七三】行時出精。

【七四】方便等出精。

【七五】僧殘覆藏日數論。

問ふ、若し比丘言く、「諸の賢聖の所知は我も亦た得せり」と。何罪を得するや。答ふ、我れ修多羅を得たりと言ふ者ならば偷羅遮なり。若し故らに聖法を說けるならば波羅夷なり。

問ふ、若し比丘言く、「我れは諸の〔五〕根、〔五〕力、〔七〕覺、〔八支〕道を修せり」と。何罪を得するや。答ふ、若し、誦して修多羅を得せしならば偷羅遮なり。若し根、力、覺、道を修せりと故妄語せるならば波羅夷なり。

[六六]問ふ、若し比丘言く、「我れ當に須陀洹果を說くべし。而も我は須陀洹に非ず」と。何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。乃至阿羅漢も亦た是の如し。

問ふ、若し比丘言く、「我れ、世俗の禪に入るも世俗智を得ず。」と。何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。

[六七]問ふ、若し比丘言はく、「我れは是れ世尊なり。」と、何罪を得するや。答ふ、若し意が說法教誡に在るならば偷羅遮なり。若し故妄語して「世尊なり」とならば波羅夷なり。

問ふ、若し比丘言はく、「我れは是れ佛なり」と、何罪を得するや。答ふ、若し、我れ惡不善法を覺れり、と言ふならば偷羅遮なり。若故妄語せるならば波羅夷なり。

問ふ、若し比丘言く、「我れは是れ毘婆尸佛の弟子なり。」と、何罪を得するや。答ふ「釋迦牟尼に歸依すれば卽ち七佛に歸依す」〔と言ひ〕、若しは宿命通を說くならば波羅夷なり。

問ふ、若し比丘にして、「須陀洹を得たり、得せず、我須陀洹に非ず、」と言はゞ何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。

[六八]問ふ、若し比丘有りて言く、「我れは得果す。」と、問ふて言く、「何果を得たりや」と、菴婆羅果、閻浮果、波那娑果を示さば何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。故妄語して沙門果を說けるならば波羅夷なり。

【六六】　聖法を說き自果を暗示する。

【六七】　自說佛世尊論。

【六八】　不記語をなして聖果を得たる如く暗示するものとも見るべし。何ほ元來はかくの如き語は佛教に禁ぜられてある。外道が佛を難ずる手段にして小鳥を手中に持ちて、死せりや、生けるやを問ひ、生くと言へば握殺して死せるに非ずやと難ずると同巧異曲にすぎないものである。然し、此れも實に聖果を得たものゝ波夜提の第七戒實得道向未具者戒を免るゝ爲になすは別である。

〔六五〕問ふ、若し比丘ありて、人あり得果せるや不やを問ふに、答へて「得たり」と言ひ、手中の果、花、葉を示さば何罪を犯すや。答ふ、若し、意が花果に在らば偸羅遮なり。若し故らに沙門果を說くならば波羅夷なり。

問ふ、若し比丘言く、「某甲家に乞食する比丘は須陀洹、斯陀含、阿那含、阿羅漢なり。我れは須陀洹乃至阿羅漢に非ず。」と。何罪なりや。答ふ、偸羅遮なり。

問ふ、比丘有りて言く、「某甲居士の衣、食、臥具、醫藥を受用せる者は、是須陀洹なり乃至阿羅漢なり。我も亦た受用す。我は阿羅漢に非ず」と。何罪を犯すや。答ふ、偸羅遮なり。

問ふ、若し比丘が「某甲居士は衆多の比丘を請じ、種々衆多の褥を敷く。皆な是れ須陀洹乃至是れ阿羅漢なり。凡夫は無し。我も亦た請を受く。亦我が爲めに座を敷く。」と。何罪なりや。答ふ、偸羅遮なり。

問ふ、若し人あり比丘に問ふ、「大德は何處に衣食乃至湯藥を得るや。」と、比丘答へて言く、「某甲居士は衆多の比丘を請じて、『比丘に語りて言はく、若し是れ須陀洹乃至阿羅漢の者は我が四事の供養を受け隨意に取れ』と。我れも亦た中に於いて取る。而も我れは須陀洹乃至阿羅漢には非ず」と。何罪を得するや。答ふ、偸羅遮なり。

若し比丘言はく、「我れは。不畏、不活畏にして、大衆畏、死畏、惡道畏に不畏なり」と。何の罪を犯ずるや。答ふ、若し、此の身に因りて、此の身の過去は變壞せりと說くなれば偸羅遮なり。若し故らに妄語して、聖法を說けるならば波羅夷なり。乃至惡道畏も亦た是の如し。

問ふ、若し比丘言く、「我れは一切の結使、繫縛、煩惱に於いて解脫せり」と。何罪を得するや。答ふ、若し過去の煩惱の滅に於いて言へるならば偸羅遮なり。若し故らに結使、繫縛の解脫を說けるなれば波羅夷なり。

【六五】本論題と同じものは、波夜提の第八、十誦律の波夜提第七實得道向未具戒者戒に出づ。そこでは不犯となつて居る。實に聖果を得たものがなす故である。

問ふ、「我れは阿羅漢果、阿那含果、斯陀含果を失せり。」と言ふは何の罪ぞや。答ふ、不犯なり。退に二種有り。退得と未得退となり。今失せりと言ふは、意未得退に在り。是の故に不犯なり。實は不得退なるを退得と言ふは波羅夷なり。實なる者は不犯なり。

(六三) 問ふ、若し比丘にして、「我れは是れ學人なり」と言ふは何罪を得するや。答ふ、若し、我れ波羅提木叉を學す、と言ふは偸羅遮なり。若し所有の空無なるに、聖法を學す、と言ふは波羅夷なり。修多、毘尼、阿毘曇も亦た是の如し。

若し比丘にして、我れは是れ最後生なり、と言はゞ何罪を犯ずるや。答ふ、若し、過去法已滅なり、と說くならば偸羅遮なり。若し、實に生盡きたり、と說かば波羅夷なり。

(六四) 問ふ、若し比丘にして、是の如き語を作す。「我れ當に、汝は是れ須陀洹なり、斯陀含なり、阿那含なり、阿羅漢なりと說かん」と。而して、自ら、「我れは須陀洹なり、斯陀含なり、阿那含なり、阿羅漢なり。」と言はゞ何罪なるや。答ふ、偸羅遮なり。

問ふ、若し、比丘有りて白衣に語りて言く、「誰れか汝に、我れは是れ須陀洹なり、斯陀含に非ず、阿那含に非ず、阿羅漢に非ず。」と、復た是の語を作す。「我れは須陀乃至阿羅漢に非ず」と。波羅夷なり。

問ふ、若し比丘にして、須陀洹果を說かんと欲して、而も斯陀含、阿那含、阿羅漢果を說かば、何罪を犯ずるや。答ふ、偸羅遮なり。

問ふ、若し比丘にして、「我れは耆梨山中に須陀洹果を得たり」、「七葉山中に斯陀含を得たり」、「竹林精舍に阿那含を得たり」、「耆闍崛山に阿羅漢を得たり」と言はんに、何罪を犯ずるや。答ふ、若し、彼れ彼の處に修多羅を誦し、「我れ懈怠せず」とならば偸羅遮なり。若し故妄語せるならば、波羅夷なり。

【六三】聖果の諸德の得を妄語する論。

【六四】他の聖果を讃じて自己に擬するの論。

逆罪を得せず。

問ふ、——。若し比丘にして、母を悲母想にて殺さば偸羅遮を犯す。非母を母想にて殺さば偸羅遮なり。非人の想にて殺すは偸羅遮なり。

問ふ、若し比丘にして、人を人想にて殺さば波羅夷を犯す。頗し比丘にして、人を人想にて殺して波羅夷を犯ぜざるありや。答ふ、有り。自殺は偸羅遮なり。他を殺さんと欲して、而も自殺するも偸羅遮なり。

問ふ、若し比丘にして、戯笑して父を打ち、是れに因りて父死するは何罪を犯ずるや。答ふ、突吉羅なり。

未受具戒時に方便を作し、未受具戒時に死するは突吉羅なり。未受具戒時に方便を作して、受具戒時に死するは突吉羅なり。受具戒時に方便を作して受具戒を已りて死するは偸羅遮なり。受具戒し已りて方便を作して、受具戒し已りて死するは波羅夷なり。

[五八]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、人を人想にて殺さば波羅夷なり、頗し比丘にして、人を人想にて殺して波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂く、本犯戒人、賊住人、本不和合人、汚染比丘尼人は突吉羅を犯す。

[五九]問ふ、頗し未受具戒人が人を殺して波羅夷なる有りや。答ふ、謂く、學戒人なり。

（四）

[六〇]問ふ、若し比丘にして、是の如き語をなす、[六一]「我れは四沙門果に於いて退せり。」と。何の罪ぞや。答ふ、偸羅遮なり。

[六二]問ふ、若し比丘にして、「我れは四沙門果を得たり。」と言ふは、何の罪ぞや。答ふ、不得を得と言ふは波羅夷罪なり。

【五八】　殺人非波羅者論。
【五九】　學戒殺人論。
【六〇】　優波離問（張六43右）問妄語事第四に當る。第四妄語戒は次の樣である。若し比丘知らず見ず空無にして過人法を自ら我れ得たり、是の如く知り是の如く見たりと言ひ、…後時或は問はれ或は問はれずして罪を出でんと欲するが故に便ち言はく、我れ知らざるを知ると言ひ見ざるを見ると言ひ虛誑妄語せりと、增上慢を除き是の比丘波羅夷にして共住せざれ。
【六一】　四沙門果を退するとは、此れは次後の文に言未得退にて言ふことである。薩婆多部は阿羅漢有退、預流不退說を取る。故に、事實上は四沙門の退と言ふ語は成立しない。未得退とは阿毘達磨的な作語にすぎない。
【六二】　沙門果の得失を妄語する論。

〔五二〕問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘にして、胎を墮せば波羅夷なり。頗し比丘にして墮胎して不犯なる有りや。答ふ、有り。人が畜生胎を懷せるを墮せば偸羅遮なり。畜生が人胎を懷せるを墮さば波羅夷なり。

〔五三〕問ふ、若し比丘にして、高處に母を推して、下處に著く。母死すれば波羅夷にして逆罪を得ず。頗し比丘有りて高處に母を推し、下に著けて母死して、不犯なる有りや。答ふ、有り。若し、已れ先きに墮ちて死し、後に母死すれば偸羅遮なり。逆罪を得せず。殺母の如くに父、阿羅漢も亦た是の如し。

若し先きに殺母の方便を作し已つて、而して自殺せんに、母先きに死すれば波羅夷にして逆罪を得す。自らは先に死し後に母死せば、偸羅遮なり。父、阿羅漢を殺すも亦た是の如し。

〔五四〕若し、比丘にして、人なるか非人なるかを疑ひて、而も人を殺さば偸羅遮なり。若し比丘にして、母なるか非母なるかを疑ひて、而も母を殺さば偸羅遮なり。逆罪を得せず、母の如く、父、阿羅漢も亦た是の如し。

問ふ、若し比丘にして、此の人は是れなるか、此の人は非なるかを疑ひて、而も是れなる此の人を殺さば何罪を得するや。答ふ、偸羅遮なり。

〔五五〕問ふ、〔五六〕若し比丘にして、將に賊の殺されんとして去るを見る。賊は彼の手中を走り去る。諸人賊を逐ひて比丘に問ひて曰く、「大德よ、賊の去るを見たりや、不や」と。答へて言く「見たり。」と。便ち是の念を作す。「此れは是れ、惡人なり。」と。殺心有りて處所を示語す。是の人、是の事に因りて死せば波羅夷なり。不死ならば偸羅遮なり。無心に說きて、彼の人死せば突吉羅なり。不死も亦た突吉羅なり。衆多の賊も亦た是の如し。

〔五七〕問ふ、頗し比丘にして、父母を殺して波羅夷を得せず逆罪を得せざる有りや。答ふ、有り。若し父母の重病を得たるより、起きるを扶け、行くを扶けて、是れに因りて死せば、波羅夷を得せず、

【五二】比丘の墮胎論。

【五三】母殺とその方法論。

【五四】殺人と人想非人想論。

【五五】殺賊補助と殺戒の關係。

【五六】此の文甚ぶ文脈不明なるも優波離問の左の文に適合する。若人捉賊欲將殺。賊得走去。若以官力。若以聚落力。追逐是賊。比丘逆道來。追者問比丘言。汝見賊不。是比丘先於賊有惡心瞋恨心。語言。我見在是處。以是因緣令賊失命比丘得波羅夷（張六43右）。

【五七】殺母不得波羅夷論。

や。答ふ、滿ずれば波羅夷なり。不滿なれば偸羅遮なり。比丘尼の時に方便を作して、轉根して比丘と作りたる時に本處を離さば、滿ずれば不滿にして、不滿ならば偸羅遮なり。

[四六]問ふ、佛の所説の如くんば、比丘にして偸盜せば波羅夷なり。頗し、偸盜して波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは本犯戒人、本不和合人、賊住、汚染比丘尼〔人〕なれば突吉羅を犯ず。

[四七]問ふ、若し未受具戒人が偸みて波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。謂く學戒人なり。

（三）

[四八]問ふ、頗し比丘にして人を變じて畜生と作し、殺さば何罪を得するや。[四九]自ら變じて畜生となり人を殺さば何罪を得するや。答ふ、自ら「我れは是れ比丘なり」と知らば波羅夷なり。自ら比丘たることを知らざれば偸羅遮なり。

[五〇]問ふ、佛の所説の如くんば、母を殺さば波羅夷を犯じ、逆罪を得す。頗し比丘にして母を殺して、波羅夷を得せず逆罪を得せざる有りや。答ふ、有り。若し比丘が愛慢の母を殺すなり。

若し比丘にして餘人を殺さんと欲して、而も母を殺さば偸羅遮なり。若比丘が樹を斫らんと欲して、而も母を斫り死なすは不犯なり。母の如くに、父、阿羅漢も亦た是の如し。

二人共坐せるを、彼の人を殺さんと欲して而も此の人を殺さば偸羅遮なり。阿羅漢を殺さんと欲して、而も非阿羅漢を殺さば偸羅遮なり。逆罪を得せず。非阿羅漢を殺さんと欲して而も阿羅漢を殺さば偸羅遮なり。阿羅漢想をなして殺し、而も非阿羅漢ならば偸羅遮なり。

[五一]若し、一女が子を生み、一女が養ふ。後に何者を殺さば波羅夷を得し逆罪を得するや。答ふ、生母を殺さば波羅夷を得し并びに逆罪を得す。出家の時には、何者なるかを問ひ養母を〔誰れなりやと〕問ふべし。

畜生を人想にて斷命せば偸羅遮にして人を畜生想をなして殺さば突吉羅なり。

【四六】本犯戒人等と盜罪論。

【四七】學戒人の盜罪。

【四八】優波離問、問殺事第三（張六42左43左）に相當す。第三殺生戒、若し比丘、若しは人若しは人類を故らに自ら命を奪ひ若しは刀を持して與へ死を歎へ死を歎じて是の如き言を作さん、人惡活を用ふることを爲さんや寧ろ死は生に勝らんと、彼の心に隨つて死を樂はんとて種種の因緣もて死を歎へ死を歎じて死すれば是の比丘波羅夷にして共住す應らず。

【四九】自變化論。

【五〇】五逆罪中の殺人と波羅罪についての論。

【五一】養子は眞母を殺して逆罪を得する。

問ふ、若し比丘にして、寶を取り、金銀を取りて、壞色し已りて取らば何罪を犯ずるや。答ふ、價を量りて滿ずれば波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。

[四一]問ふ、若し比丘にして、寄を受け已りて、還さずして取らば何罪を得するや。答ふ、滿ずれば波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。

若し比丘にして、加梨仙を取らば偸羅遮なり。

問ふ、若し比丘にして、他の物を擧して、後に還さゞるは偸羅遮なり。事竟りて滿ずれば波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。

若し比丘にして、前に決定して還さず、後に本處を離さば、盜心無きは偸羅遮なり。若し先きに本處を離し、後に決定して還さずば滿ずれば波羅夷なり。不滿なれば偸羅遮なり。

問ふ、若し、似迦梨仙を取らば何罪を犯ずるや。答ふ、價を量るべし。

若し比丘にして、[四二]陶器を取らば何罪を得るや。答ふ、其の價を量るべし。

[四三]若し減じて五錢を取らば何罪を犯ずるや。偸羅遮を犯ず。

未受具戒に方便を作して、未受具戒時に得するは突吉羅なり。未受具戒時に方便を作して受具戒時に得するは突吉羅なり。未受具戒時に方便をなして、具戒を受け已つて得するは偸羅遮なり。受具戒時に方便をなして、具戒を受け已つて得するは偸羅遮なり。具戒を受け已つて方便をなして、具戒を受け已つて得して滿つれば波羅夷なり。

[四四]問ふ、若し比丘にして、象、馬、駱駝、牛、羊を取らば何罪を犯ずるや。答ふ、若し自ら爲して滿ずるは波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。若僧が彼を嫉するが故ならば偸羅遮なり。殺して肉を取るも亦た是の如し。若し屛放して、彼をして生惱せしむるは偸羅遮なり。

[四五]問ふ、若し比丘時に方便を作して、轉根して比丘尼と作りたる時に本處を處さば、何罪を得する

【四一】寄托品不還盜取論。

【四二】陶器盜取論。

【四三】減五錢盜取の成立期間と盜者の資格關係。

【四四】象馬等盜取論。

【四五】盜罪成立過程と轉根との關係について。

三六 問ふ、佛の所說の如くんば、五錢を取らば波羅夷なり。頗し比丘にして、百千迦梨仙を取りて、不犯なる有りや。答ふ、有り。自己想取、同意取、暫時取、語他取、無主想取、無盜心取なり。

問ふ、佛の所說の如くんば、若し比丘五錢を取らば波羅夷なり。比丘にして百千迦梨仙を取りて不犯なる有りや。答ふ、有り。四錢を數々に取らば、一々に偷羅遮なり。若し比丘にして、偷心にて取り、自己想にて擧すれば前は偷羅遮にして後は不犯なり。若し自想して取り、偷心にて擧すれば、前は不犯にして、後心、若し五錢に滿ずれば波羅夷なり。不滿なれば偷羅遮なり。

三七 問ふ、若し人あつて寶、若しくは似寶を藏して地中に著く。比丘取りて棄つれば何罪を犯ずるや。答ふ、偷羅遮なり。

問ふ、若し地寶を涌出せんに、比丘己物〔想〕を作して取らんには、何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。若し他物想にて取り滿ずれば波羅夷にして不滿なれば偷羅遮なり。若し手印して取れば波羅夷にして不滿は偷羅遮なり。

問ふ、取りて迦梨仙を用ひされば何罪を得するや。答ふ、價を量りて滿たば波羅夷にして、不滿は偷羅遮なり。

三八 問ふ、佛の所說の如くんば、比丘にして、重物を移して處々に著くれば、波羅夷なり。頗し、比丘にして重物を移して、處々に著けて不犯なる有りや。答ふ、有り。一比丘擔ひて遠處に著け、第二比丘移して處々に著くるは偷羅遮なり。

三九 問ふ、若し比丘にして居士衣を同意して取らば何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。若し居士が、「我れ此の衣を大德に與へん。」と言ひ、若し比丘施丘が施意想にて受用せば、偷羅遮なり。若しは錢、若しは華果も亦た是の如し。

四〇 問ふ、若し比丘にして、金を變じて銅と作して稅處を度さば、何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。

【三六】多錢を偷みて波羅夷不犯論。

【三七】寶物盜取論。

【三八】離本處不犯論。

【三九】與へる意志あるものを取る場合。

【四〇】變相僞相盜取論。

受無き故に。
問ふ、或ひは比丘にして。銅錢を偷みて波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、當に直を計りて滿ずれば波羅夷を犯ず。
[三一]問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして、五錢を取らば波羅夷を犯ず。頗し比丘減五錢を取りて波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。若し迦梨仙貴きときなり。
問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして五錢を取らば波羅夷を犯ず。頗し五錢を取りて、波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。若し迦梨仙の賤しきときなり。
[三二]問ふ、若し比丘にして、先きに偷心を作して取らんと欲し、取る時に已有想ならば何罪なるや。答ふ、偷羅遮にして後は不犯なり。惑は前に已有想にして後に偷想を作し、架上の衣を取らば前不犯にして後波羅夷なり。
[三三]問ふ、佛の所説の如くんば、若し五錢を取らば波羅夷なり。頗し、比丘にして衆多の錢を取りて不犯なる有りや。答ふ、有り。若し大衆と共物を取るは偷羅遮なり。多人共取すれば偷羅遮なり。
[三四]問ふ、佛の所説の如くんば、木器を偷みて滿ずれば波羅夷なり。頗し、比丘にして本器を偷みて五錢に滿じて波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。若しは他の爲めに取るなり。
問ふ、佛の所説の如くんば、若し比丘にして金鑿を偷みて、滿ずれば波羅夷なり。頗し、金鑿を偷みて滿じて、波羅夷を犯ぜざるありや。答ふ、有り。若しは非人の金鑿を取らば偷蘭遮なり。
[三五]問ふ、若し比丘にして水を偷せば何の罪を得るや。答ふ、當に水を量り滿ずれば波羅夷なり。不滿は偷蘭遮なり。
問ふ、若し比丘にして坡塘の水を偷まば何罪を得するや。功水を計りて滿ずれば波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。

【三一】貨價貴く、從つて物價安の場合の盜取についての論。

【三二】盜心を起した時と盜取せる時の、思想と盜罪の關係。

【三三】共同盜錢論。

【三四】器物器共の盜取論。

【三五】盜水論。

〔二五〕問ふ、頗し比丘にして衣を偷みて不犯なる有りや。答ふ、有り。衣の減五錢なるなり。問ふ、佛の所說の如くんば、比丘重物を取りて移して處々に著けば波羅夷を犯す。頗し、比丘にして重々を移して處々に著きて波羅夷を犯ぜざるありや。答ふ、有り。若し、弟子と共行し、近住弟が偷意を作して和上、阿闍梨物の物を取り、上を轉じて下につけ、下を轉じて上に著くるは偷羅遮なり。

〔二六〕問ふ、比丘にして、物を彼の人の物か、彼の人の物に非ざるかを疑ふ。實は是れ彼の人の物なるを取らば、何罪を得るや。答ふ、偷羅遮なり。彼の人の物ならざるも亦た是の如し。

問ふ、佛の所說の如くんば、若し五錢を取らば波羅夷なり。云何が五錢なる。答ふ、四加呵那が一迦梨仙なり。迦梨仙の直は二十錢なり。五錢を取らば波羅夷なり。

〔二七〕未受具戒時に方便を作し、便ち未受具戒時に得るは突吉羅なり。未受具戒時に方便を作し、便ち受具戒時に得るは突吉羅なり。未受具戒時に方便を作し、便ち受具戒し已つて得るは偷羅遮なり。受具戒時に方便を作し、受具戒〔時に〕得るは突吉羅なり。

受具戒時に方便を作し、受具戒し已つて離處するは偷羅遮なり。受具戒時に方便を作し受具戒時に得るは偷羅遮なり。

〔二八〕問ふ、若し比丘にして寺舍地を盜まば幾事の波羅夷を犯ずるや。答ふ、二事なり。鬪諍し相言す。鬪諍せば偷羅遮を得す。勝を得れば波羅夷なり。相言するは偷羅遮なり。若し勝ちて滿ずれば波羅夷なり。寺舍地の如くに、田宅、店肆も亦た是の如し。

〔二九〕樹果を偷み倉を破り、若し一方便して滿ずれば波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。若し多方便せば、一々の方便滿ずれば偷羅遮なり。弗于逮の方便して取るも偷羅遮なり。滿ずれば波羅夷なり。

〔三〇〕此の迦梨仙を用ふる者は、不滿なれば偷羅遮なり。倶耶尼も亦た是の如し。鬱單越は不犯なり。攝

【二五】重物離本處不犯論。

【二六】疑偷盜論。

【二七】五錢論取の成立期間と受具との關係について。尙ほ本節の「受具戒時に方便して受具時に得するは突吉羅なり」の一句は了解し難い。

【二八】不動產盜取論。

【二九】果實等の方便盜取論。

【三〇】此世界、他世界の錢價と盜取の成不成の論。

應に供養すべし、と。五錢に滿つるも突吉羅なり。

問ふ、若し比丘にして、經物を偷むは何罪を得するや。答ふ、滿つれば波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。

若し書經の爲の故に取らば不犯なり。若し偷經して滿ずれば波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。若し讀誦書寫するならば不犯なり。

[一九] 問ふ、若し人廟中の物、支提の物、若しは白衣家中の莊嚴具を、若し比丘にして、偷心にて取らば何罪を得るや。答ふ、若し主有りて守護するものならば滿つれば波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。若しは非人物廟等に亦た是の如くするは、滿は偷羅遮、不滿は突吉羅なり。

[二〇] 問ふ、若し比丘にして白衣家に至り、居士婦に語りて言く、「居士は我れに某甲物を與ふ」と、得已れば何罪を得するや。答ふ、若し物滿ずれば偷羅遮なり、不滿なれば突吉羅なり、居士の所に至るも亦た是の如し。

[二一] 問ふ、若し闇夜中に衣有り。四比丘共に偷取す。何罪を得するや。答ふ、未だ分たざれば偷羅遮なり。分け已りて各々滿ずれば波羅夷なり。不滿なれば偷羅遮なり。

[二二] 問ふ、若し人ありて物を衣架の上に著く、比丘にして、偷心もて取らば何罪を得するや。答ふ、選擇せる時は偷羅遮なり。選擇し已りて滿ずれば波羅夷なり。不滿なれば偷羅遮なり。架を合せて取るも偷羅遮なり。物架を離れ滿ずるは波羅夷なり。不滿は偷羅遮なり。衣囊も亦た是の如し。餘物も其の義に隨つて應に知るべきなり。

[二三] 問ふ、他の爲めに偷めば何罪を得するや。答ふ、偷羅遮なり。

[二四] 問ふ、佛の所説の如くんば、比丘にして五錢を取らば波羅夷なり。頗し、比丘にして五錢を取りて波羅夷を犯さざる有り耶。答ふ、有り。若し迦梨仙の賤なるなり。

【一九】 俗寶と見るべきなるべし。

【二〇】 在家人より詐僞取する論。

【二一】 謀盜論。

【二二】 取衣架物論。衣架は物干棹のものか、この上にある衣を盜取するについて論ず。

【二三】 他の爲めに盜む論。

【二四】 盜物評價論。五錢と雖も、錢價の貴き時は三錢にても罪となるとは優波離問に記す所なり。以下盜物とその評價について論ずる。

商客、比丘に語りて、「我が與めに、稅物を度せ、稅の直は都て汝に與へん。」と、比丘爲めに度して滿ずれば偸羅遮なり。

商客、稅處に到りて、〔比丘に〕語りて言く、「我が與めに稅物を度せ。」と、比丘爲めに物を度し、五錢に直ひせば波羅夷なり。

商客、稅界に到りて、比丘に語りて言く、「我が與めに物を度せ、稅直の半ばは汝に與へん。」と、比丘爲めに度し、滿ずれば波羅夷なり。

商客、比丘に語る。「我が爲めに稅物を度せ、稅直は、盡く汝に與へん。」と、比丘爲めに度し、滿ずれば波羅夷なり。

問ふ、佛の所說の如くんば、重物を取りて、本處を離せば波羅夷なり。頗し重物を取りて本處を離して、波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。商客が稅物を以つて、比丘の鉢囊中に盜著し、若しは衣囊中に〔盜著して〕、比丘知らずして稅處を度せば突吉羅なり。若し比丘口中にて稅物を度して、滿ずれば偸羅遮なり。

若し比丘にして、稱量すべからざる物を度すは波羅夷なり。稱量すべき物を度すは偸羅遮なり。稱量すべからざる物とは、謂く、物少價にして、量るべからざるなり。若し餘處を度すは偸羅遮なり。

〔一六〕問ふ、佛の所說の如くんば、五種の劫あり。謂く偸取、軟語取、苦切取、寄取、偸法なり。此の五種の偸みは、何者か波羅夷を犯ずるや。

答ふ、〔一七〕偸法を除いて、餘は波羅夷を犯ず。

〔一八〕佛舍利を取り、有主にして、若し自活の爲に偸み、滿ずれば波羅夷なり。不滿は偸羅夷なり。若し憎惡して取り彼我俱に無きは偸羅遮なり。若し、供養の爲の故にし、佛は是れ我が師なり。我れ

【一六】五種偸法。

【一七】偸法論。偸法とは元來の意は佛法を偸聽する如きことゝ思はる。即ち布薩に在つては受具足戒の比丘以外は決して出席し聽法を許されない如きである。然し此處では舍利を論じ經典を論じて居るから所謂住持の三寶を偸むことである。

【一八】住持の三寶中佛寶を盜む。

して、婬を作して不犯なる有りや。答ふ、有り。多く、衣を以つて皮嚢竹筩を裹みて婬を作すは偸羅遮なり。

[一〇]問ふ、頗し、比丘にして、女人と共に婬を作して波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。本犯戒、本不和合、賊住、汚染比丘尼〔人〕は突吉羅を犯ず。

[一一]問ふ、比丘にして、眠中に共に婬を作さば、何罪を犯ずるや。答ふ、若し比丘想を知りて婬を作さば波羅夷なり。若し比丘想を知らずして婬を作さば偸羅遮なり。

(二)

[一二]問ふ、比丘にして、[一三]二つの八十人の中に〔教へられて〕分を取らば何罪を得るや。答ふ偸羅遮なり。彼妄語を作さば波夜提なり。若し、物を分ち已りて〔五錢に〕滿つれば波羅夷なり。滿たざれば偸羅遮なり。

[一四]問ふ、佛の所説の如くんば、重物を取り、本處を離さば波羅夷なり。頗し比丘にして、重物を取りて本處を離して、不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く輕物なり。

[一五]問ふ、若し商客ありて比丘に言ふ。「大德よ、汝等出家人は輸稅せず。我が爲めに稅物を度せ」と、〔度さば、〕何罪を得るや。答ふ、若し、許すも、未だ度せざれば偸羅遮なり。若し方便を作さば突吉羅なり。

若し商客未だ稅處に至らず、餘道を示して、語るに隨つて去らば偸羅遮なり。

若し商客未だ稅處に至らず、比丘に語りて言く、「我が與めに稅物を度せ」と。若し許して、未だ稅處を度せざれば突吉羅なり。稅處を度して、滿ずれば偸羅遮なり。

商客未だ稅處に至らず、比丘に語りて言く、「我が與めに稅物を度せ、汝に半稅の直ひを與へん。」と、比丘爲に度し滿ずれば偸羅遮なり。

【一〇】行婬不犯者論。

【一一】眠中行婬論。

【一二】優婆離の問盜事第二(張六41左)に相當するものである。第二盜戒、若し比丘若しは聚落中若しは空地にて物の與へられざるを偸取し、偸物する所を以つて若しは王、王臣、若しは捉へて繫縛し若しは殺し若しは擯し若しは輸金の罪とし、若し是の言を作さん汝は小兒なり汝は癡なり汝は賊なりと、此の比丘是の如く不與取する者は波羅夷を得共住す應らず。

【一三】一人にて兩黨の成立員となり兩者にて朋黨の報酬を取る論。

【一四】離本處の不犯について。

【一五】不輸稅盜度論。比丘は關稅處は、無稅なる以つて、その資格を利用して種々の密輸脫稅をなす。その種々相なり。

に入るは波羅夷なり。口中の作婬は偸羅遮なり。

問ふ、女人の頭斷たれたると共に婬を作さば何罪を得するや。答ふ、大小便處に婬を作すは波羅夷なり。口中は偸羅遮なり。身分を穿ちて孔を作り、婬を作すは偸羅遮なり。爛れたる身に婬を作すは偸羅遮なり。三瘡門の爛れ壞せるに婬を作すは偸羅遮なり。

問ふ、佛の所說の如くんば、三瘡門の一々の處に婬を作すは波羅夷なり。頗し一々の處に婬を作して波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。兩邊の壞したるに入るれば、偸羅遮なり。屈して入らば偸羅遮なり。

問ふ、佛の所說の如くんば、活女の瘡門の壞せざると共に婬を作さば波羅夷なり。

云何が活女の瘡門の壞せざるものなりや。答ふ、若しは兩邊等の壞せざるを、是れを不壞と言ふ。

云何が、活女の瘡門壞するや。若しは瘡門の兩邊壞し、或ひは爛墮するなり。生女の如くに、死女も亦た是の如し。人女の如くに非人女も亦た是の如し。男子、黃門と共に婬を作すも亦た是の如し。畜生、男女男黃門と共に婬を作すも亦た是の如し。

比丘にして、熟猪の母と共に婬を作さば偸羅遮なり。

[七]問ふ、頗し比丘の獨り一房に在りて婬を作して、波羅夷を得する有りや。答ふ、有り。謂く、根の長きなり。

[八]問ふ、比丘にして、女身の中破れたるを合し已りて婬を作す有らば、何罪を得するや。答ふ、若し、處を合せる際が現れてあれば偸羅遮なり。合處が現れざれば波羅夷なり。

問ふ、頗し、比丘にして、女根截れ已れるに婬をなす有らば、何罪を得するや。答ふ、偸羅遮を得す。男根の女根に觸るゝは突吉羅なり。

[九]問ふ、佛の所說の如くんば、有間有間にして婬を作すは波羅夷なり。頗し、比丘にして有間有間に

【七】　比丘自婬波羅夷論。

【八】　壞根邊合行婬論。

【九】　有間行婬論。前出の有部律頌に言ふ隔と不隔に相當す。優波離問には、「裹男根於三道中行婬得波羅夷。……以厚衣厚衣厚木皮若竹篾裹。如是行婬不得波羅夷得偸羅遮」と記す。

卷の第八

優波離問波羅夷[一]（一）

[二]優婆離、佛に問ひ奉りて言く、[三]若し比丘にして自ら呪術力、藥力にて自ら人女を變作して、畜生と共に婬を作さば何罪を得するや。

佛言はく。若し自ら、我れは是れ比丘なり、と知りて不可事を作さば、波羅夷罪を犯ず。自ら、比丘の想を知らずば偸羅遮なり。

又た問ふ、比丘にして、自ら呪術力、藥力にて畜生男と作りて人女と共に婬を作さば何罪を得するや。

佛言はく、若し自ら知りて比丘想にて不可事を作さば波羅夷なり。自ら比丘の想を知らずば偸羅遮なり。

又た問ふ、二比丘が呪術力、藥力にて畜生身と作り、共に婬を作さば、何罪を得するや。前に說くが如し。

[四]何等の女人と共に婬を作さば波羅夷を得するや。若し、一切の身にして捉へる可きと共に婬を作さば波羅夷を犯ず。捉ふる可からざるは偸羅遮なり。

[五]問ふ、云何が口中に婬を作さば波羅夷なるや。答ふ、節の齒を過ぐるは波羅夷なり。

問ふ、云何が穀道に婬を作さば波羅夷なるや。答ふ、皮を過ぎて節が入らば波羅夷なり。

問ふ、云何が女根中に婬を作さば波羅夷なるや。答ふ、皮を過ぎて節が入らば波羅夷なり。

[六]問ふ、女の身中破れたるを還た合して共に婬をなして何罪を得するや。答ふ、若し、大小便〔處〕

【一】波羅夷初、婬戒。十誦律第九誦之一、比丘中優波離問部問婬第一、（張六右―左）に相當す。以下全文は本摩得勒迦第一卷中問四波羅夷法にほとんど異る所なし。

【二】若し比丘同じく比丘の學法に入り戒を捨てず戒羸にして出さず婬法を行ずれば乃至畜生と共にせん者も是の比丘は波羅夷を得共住す應らず。

【三】呪力變化行婬論。

【四】女人の定義。

【五】以下三處行婬論。

【六】三瘡門行婬論。

此の百一羯磨は幾くか四人作・幾くか五人作・幾くか十人作・幾くか二十人作・幾くか四十人作なりや。謂く、自恣と五人〔受戒〕を除き、受具戒は十人なり。阿浮訶那は二十人なり。比丘尼の阿浮訶那は二部の僧四十人なり。餘の一切は四人作なり。

羯磨には何の義有るや、謂く事に依り、所作するが故に羯磨と名づく。此の說は何の義なりや。所因の事を事と名づけ隨說しては羯磨と名づく。

苦切は何の義有りや、謂く、比丘にして鬪諍せば苦切羯磨を作す。

依止に何の義有りや、若し比丘は常に犯戒せば依止せしめ羯磨を作す。驅出に何の義ありや、若し比丘にして他家を汚せば驅出羯磨を作す。

餘の羯磨は其の義に隨つて應さに知るべしと。

默然惱他白羯磨・羯磨・學家白羯磨・捨學家白羯磨・覆鉢白羯磨・仰鉢白羯磨なり。是れ二十四白羯磨と爲す。

云何が四十七白二羯磨なりや。現前布薩布薩白二羯磨・結大界白二羯磨・結衣界白二羯磨・結小界白二羯磨・狂癡白二羯磨・羯磨自恣人白二羯磨・分臥具白二羯磨・結淨地白二羯磨・迦絺那衣白二羯磨・受迦絺那白二羯磨・守迦絺那白二羯磨・懺悔白衣白二羯磨・略說十二種人白二羯磨・闥賴吒白二羯磨・毘出茶白二羯磨・滅諍白二羯磨・行法舍羅白二羯磨・乞房白二羯磨・大房白二羯磨・擧罪丘白二羯磨・上座白二羯磨・捨鉢白二羯磨・令白衣不生信白二羯磨・敎誡比丘尼人白二羯磨・新波梨卑白二羯磨・不禮拜白二羯磨・不共語白二羯磨・毀衆白二羯磨・畜林白二羯磨・畜絡囊白二羯磨・五年得利白二羯磨・遮布薩白二羯磨・式叉摩那二歲學六法白二羯磨・本事白二羯磨・比丘尼生子共房宿白二羯磨・連房白二羯磨・三十九夜白二羯磨なり。是れを四十七白二羯磨と名づく。

或は說者有り一切作す所羯磨は盡く白二羯磨を用ふべし、と。

復た有說の言ふ有り。受具足及び阿浮訶那を除く、餘の一切は盡く白二羯磨すべし、と。

云何が三十の白四羯磨なりや。謂く、受具戒白四羯磨・外道四月別住白四羯磨・捨三種界白四羯磨・衆僧和合布薩白四羯磨・苦切白四羯磨・依止白四羯磨・驅出白四羯磨・不見擯白四羯磨・惡邪不除擯白四羯磨・別住白四羯磨・服日白四羯磨・摩那埵白四羯磨・服日白四羯磨・阿浮訶那白四羯磨・憶念毘尼白四羯磨・不癡白四羯磨・實覓白四羯磨・破僧白四羯磨・助破僧白四羯磨・遊行白四羯磨・隨愛隨瞋隨怖隨癡白四羯磨・惡口白四羯磨・惡邪白四羯磨・滅沙彌白四羯磨・比丘尼隨順擯比丘白四羯磨・比丘尼染汚依白四羯磨・與學戒白四羯磨なり。是れを三十白四羯磨と名づく。

或は說有り、一切の羯磨は皆應さに白四なるべし、と。

此の百一羯磨は幾くか與欲なりや、結界を除いて餘の盡くは與欲なり。

復た十種の一時有り、謂く學の戒身・定・慧・解脫・解脫知見と無學の戒・定・慧・解脫・解脫知見となり

若し檀越有り、僧の爲に房を作りて、後に一人に廻し與ふ。是れは非法施なり。非法に受け非法に用ふることの廣說は增一の如し。

復た十利有りて世尊は制戒し給ふ。謂く、僧を攝するが故に、極攝の故に、高心の人を制伏せんが故に、已に調伏せるを攝受する故に不信の者に信を生ぜしめんが故に、已に信せる者は增進せしめんが故に、法を久住せしめんが爲めの故に、廣く梵行を顯はさんが故に、今世の惱漏を遮せんが故に、後世の漏を生ぜしめざるが故になり。

復た律師の利有り、謂く、有罪・無罪・應修・不修を知り、作・不作を知り、淨・不淨を知り、心意常に明了にして四衆の供養する所なり、他より敎誡を受けず、然る所以は持律を以ての故なり、最勝秘密藏を護るが故なり、內外一切の沙門、婆羅門頂戴し供養するが故なり、衆多衆生を利するが故なり、無量衆生の善根を種うるが故なり、法の久住を得るが故なり、

復た十法有り、如來は波羅提木叉を制したまふ。前に說けるが如し。

× × × ×

一切の毘尼幾處の所攝なるや、略して三處の攝を說く。謂く、白羯磨・白二羯磨・白四羯磨なり。

問ふ、百一羯磨は、幾つの白羯磨と、幾つの白二羯磨と、幾つの白四羯磨となりや。答ふ、二十四の白羯磨と四十七の白二羯磨と三十の白四羯磨となり。

云何が二十四の白羯磨なりや。謂く、威儀阿闍梨白羯磨・問遮道法白羯磨・布薩時白羯磨・布薩時一切僧犯罪白羯磨・布薩時一切僧疑罪白羯磨・欲自恣時白羯磨・自恣僧犯罪白羯磨・自恣一切僧疑罪白羯磨・自恣時僧中犯罪白羯磨・鬪諍時白羯磨・自恣時罪相未定白羯磨・安居時白羯磨・獨受死比丘衣白羯磨・分死比丘物白羯磨・捨迦絺那白羯磨・說麁罪白羯磨・尊者陀驃比丘分衣白羯磨・現前毀呰白羯磨・

せず、故らに妄語せず。
殺生に十過有り、修多羅に說くが如し。不十善業道も修多羅說の如し。善業迹道も亦是の如し。
復た十攝受有り、謂く、衣攝・食攝・臥具攝・藥攝・修多羅攝・阿毘曇攝・毘尼攝・犯罪攝・淸淨攝・出罪攝・なり。相違せば則ち非攝なり。
持律比丘には十利有り、卽ち此れ前の功德なり。
復た十種有りて、受具足を障ふ。謂く、非人・不乞・不作白・減作羯磨・年不滿二十・害母・害父・殺阿羅漢、破僧・惡心出佛血なり。是と相違すれば則ち障に非ず。
復た十種有りて受具足を障ふ。謂く、本犯戒・賊住非男・二根・越濟・本不和合・殺父母阿羅漢・破僧・出佛血なり。
復た十種有り、謂く、王難・賊難・水難・火難・腹行虫難・人難・非人難・命難・梵行難なり。
復た十種毘尼有り、謂く、比丘毘尼・比丘尼毘尼・具毘尼・少分處毘尼・一切處毘尼・滅貪瞋癡毘尼・滅罪毘尼・滅淨毘尼なり。
復た十種有り、具足せば他罪を出し、多功德を得す。謂く、實にして虛ならざる時、不時に非ず、軟語にして麁言に非ず、慈心にして瞋恚に非ず、饒益にして不饒益に非ず。精進・多聞・持戒・正念・知慧なり。
復た十法の成就する有らば多く功德を得、謂く、意歡喜し尊重・修敬・供養・讃歎し、無學の戒成就、定・慧・解脫・解脫知見成就なり。
復た十法有り、具足せば多くの功德を生ず。謂く、正見、乃至解脫、解脫知見なり。
復た具足十法有り、應さに出家に與ふべし。廣說すること增一の如し。
復た十種の利有り、謂く、衣利・法利・僧利・和上利・阿闍梨利・戒・定・慧・解脫・解脫知見利なり。

の沙門婆羅門は頂戴供養するなり。

復た七種の持律有り、謂く、毘婆尸・式棄・毘濕婆・迦羅鳩孫陀・迦那迦牟尼・迦葉・釋迦牟尼なり。

[二九]八種の功德有り、謂く、界功德・事功德・依止功德・僧制功德・僧施功德・安居功德・四方僧に施す功德第八は指示功德なり。

復た八種有りて迦絺那衣を捨す、毘尼に說くが如し。

復た八種屐有りて著くるを得ず、謂く、草屐・芒屐・迦尼迦屐・綖屐・木屐・竹屐・葉屐・藤屐なり。

復た三十の八法有り、修多羅說の如し。

問ふ云何が破僧なりや、破僧には十四事有り、謂く、法、非法にして廣說すること毘尼の如し。一比丘の破僧に非ず、或は乃至八人九人なり、破僧に二因緣僧破有り、謂く、說同と受籌となり。

復た八法有り、無根波羅夷法にて謗じ、僧伽婆尸沙なり。謂く、瞋忿恨にして樂欲せず、非比丘を成ぜしめ、沙門法を滅已せんと欲し、自ら清淨ならず、彼の虛事を疑ひ、當さに彼人を觀じて知法にして是の罪を擧す、必ず鬪諍を生じ相言して異衆別離を成ず、解脫因に非ず。上と相違するは應さに作すべし。

復た八法有り、貪瞋癡を滅す。謂く、八聖道なり。修多羅に廣說するが如し。

復た八垢有り、謂く、內垢・衣垢・財垢・食垢・淨垢・不淨垢・攝受垢・不攝受垢なり。

復た八法有り、無根にして說戒を遮す、謂く「無根波羅夷を犯ず」と。廣說すること毘尼の如し、九依有り、謂く、佛に依り、法に依り、僧に依り、和上に依り、阿闍梨に依り、種族に依り、住處に依り、人に依り、具戒に依る。

復た九法有り、瞋恚を滅す修多羅說の如し。無學漏盡の阿羅漢比丘の所作已辦し梵行已立せる者は事を犯せず。謂く、隨欲せず、隨瞋せず、隨怖せず、隨癡せず、故らに奪命せず、偸盜せず、婬

【二九】八法。

孝順せず、多疑にして究竟を求めざるなり。上と相違せば滿足し易しと名づく。
七財有り、謂く、信財・戒財・施財・聞財・慧財・慚財・愧財なり。
復た七力有り。謂く、信力・戒力・施力・慧力・慚力・愧力なり
復た七法有り、謂く、色苦如實知・色習如實知・色滅如實知・色道如實知・色愛如實知・色過如實知・色離如實知なり。受想行識も亦是の如し。
復た七方便有り、謂く、不淨觀・安般念・四念處・煖法・頂法・忍法・世間第一法なり。
復た七寶有り、謂く、金輪寶・象寶・馬寶・女寶・摩尼寶・主藏寶・主兵寶なり。
復た七覺寶有り、謂く、念覺寶・擇法覺寶・精進覺寶・喜覺寶・猗覺寶・定覺寶・捨覺寶なり。
復た七滅諍法有り、謂く、現前毘尼・憶念毘尼・不癡毘尼・自言毘尼・覓罪毘尼・多覓毘尼・布草毘尼なり。
復た七種衣有り、謂く、旃衣・麻衣・紵衣・俱脂衣・俱耶衣・劫具衣・芻麻衣なり。
復た七種の退法有り、謂く、佛法僧戒を敬はず、放逸にして、不敬、禪定なり。
復た七種の增進法有り、謂く、佛を敬ひ、法を敬ひ、僧を敬ひ、戒を敬ひ、放逸ならず、敬、禪定なり。
復た七種の制伏有り、謂く、某處にて往くべからず、某人に親近する莫れ、某處に依ること莫れ、某聚落に至ること莫れ、某道中を行くこと莫れ、某家に依ること莫れ、某家に至り、某甲人と共に語ること莫れ、なり。
復た七種の不信有り、契經に說けるが如し。
復た持律比丘有り、七種の功德有り。謂く、比丘の敬ふ所、比丘尼の敬ふ所、隨順せざるを隨順せしむ、佛の密藏を持し佛法を稱揚し、善く法相を解し、善く能く教誡す、持律を以ての故に一切

します。

復た五法成就する有らば、弟子をして和上に懺悔せしむべし。謂く、和上に親近せず、慚愧無く和上を念ぜず、和上と共に諍ひ恭敬せず、法を以て和上を攝せず、財にて和上を攝す。若し懺悔せば善し、悔いざれば事に隨つて犯なり。上と相違すれば應さに悔を受くべし。若し受けざれば事に隨つて犯なり。阿闍梨近住の弟子も亦是の如し。

復た五種の差別有り。佛差別・法僧差別・羯磨差別・道差別・相違不差別なり、

復た五種差別あり。佛差別・和上差別・阿闍梨差別・羯磨差別・法差別なり。

復た五因緣有りて、身を摩觸せば僧伽婆尸沙を犯す、謂く、人女有婬心修習衣內摩觸有り。

二八 六つの淨本有り、增一中に說くが如し。

六種使命有り、謂く、僧使・諸部使・和上阿闍梨使・上座使・王使なり。

復た六事有り、優婆塞は作すべからず、謂く、厭油・猩々血染・沽・酒・賣肉・賣刀杖なり。

復た六種の自恣有り、謂く、比丘等の自恣、比丘尼等の自恣、二部僧の自恣、食の自恣、清淨の自恣、第六なり。

復た六種の壞有り、謂く、自壞・他壞・戒壞・見壞・威儀壞、命壞なり。上と相違せば六成と名づく。

復た六愛敬有り、謂く、身業慈・口業慈・意業慈、賢聖共戒・賢聖同見・如法にして得る所の衣鉢の餘は同梵行に施す。

復た六種の劫有り、五種は前に說ける如し、刼法は第六なり。

復た六法の現前有らば具戒を得ると名づく、謂く、佛現前・法と僧の現前・和上と阿闍梨の現前・受戒人現前なり。

復た六種法有り、法中に於いて滿足し難し。謂く、多欲にして滿じ難し、養ひ難し、知足せず、

【二八】 六法。

爲す。善く說けば應さに讃ずべし。

復た五事有り、比丘は當さに行くべし。謂く、心掃箒の如く、僧中心平等にして、憍慢せず、僧中に國土、及び諸の惡語を說かず。

復た次に如法に、僧中の隨順し、有罪は應さに悔ゆべし、無罪なれば默然とし、僧と異衆を作す莫れ。

復た五種の大賊有り、謂く、百人百衆を圍遶す。第一の大賊は四方の僧物を用ひ持して他に與ふ。第二の大賊は自ら我れは是れ阿羅漢なりと云ふ。第三の大賊は如來の說く所は甚深空義にして我が說を言ふと。第四の大賊は比丘は犯戒し、精進ならず、惡法を行じ、膿血內流する空形に螺聲して、沙門に非ずして自ら沙門と言ひ、梵行に非ずして自ら梵行と云ふ。若しは百衆二百乃至五百人を將ひて圍遶して、城邑聚落を遊行し、諸供養を受く、是れ第五の大賊なり。

復た五種の劫有り。謂く、强奪取・軟語取・苦切取・受寄取・施已還取なり。

復た五種有り、應さに開通すべからず、無慚愧・不軟語・不多聞と他罪を擧げんと欲して淸淨を求めざるとなり。

復た五種有り。施すも中に於いて福想を作すべからず。謂く、女人を施し、鬪牛を施し、酒を施し、[三七]男女の像を畫きて施し、伎樂聲を施すなり。

復た五因緣有り、布薩の前に至るを得ず。謂く、王難・火難・水難・腹行・虫難なり。

復た比丘の白衣舍に到るに五種の失念あり。謂く、白さずして聚落に入り、坐處を看ずして坐し。女人と共に屛處に坐し、淨人無くして說法を爲して五六語を過ぐ、手案せずして坐すなり。

復た五種の過有り。謂く、女人を見、見已りて共に語り、共に語り已りて親近し、親近し已りて惡念を起す、惡念を起し已りて重戒中に於て隨犯す、前後戒を犯すを知らずして梵行を修するを樂

【三七】男子は男女と讀む。

丘の戒を學ばず餘も亦是の如し。

復た五事あり、持律比丘の受諍者は、先に當さに內にて五法を觀じ、善く思量し已りて然る後諍を受くべし。何等五なりや、我れ精進なりや、不や。我れ犯戒せずや、不や。清淨なりや、不や。多聞なりや、不や。善解毘尼なりや、不や。惡徒衆と相染せざるや、不や。伴を得るや、不や。如毘尼如佛所說なりや、不や、と。是の如く思量し已りて應に受諍すべし。

復た事有り、持律比丘有り、僧中にて滅諍すべからず。謂く、恐怖、惱他語し、久重語し、語は衆意に可ならず。是と相違するは應に受諍すべし。

復た五事有り、持律比丘は應さに僧中にて滅諍すべからず、謂く、惡比丘の語を受け、誤語を受け、惡比丘に三問せず、是と相違するは應に受諍すべし。

復た五事有り、持律比丘は應さに僧中にて滅諍すべからず、謂く、自語を解せず、他語を解せず、他語を樂しまず、自語を樂しまず、多聞せず、是と相違するは應さに受諍すべし。

復た五事有り、持律比丘は應さに受諍すべからず、謂く、求請せず、專執して諍事を善解せず、諍を知らず、諍滅を知らず、是と相違するは應さに受諍すべし。

復た五事有り、持律比丘は應さに受諍すべからず、謂く、上座を求請せず、癡にして無解なり、多聞せず、毘尼を知らず、眷屬無く、僧の上中下座及び闡頼吒を恭敬せず。

復た五事有り、成就せる闡頼吒比丘は、應さに擯、驅出、毀呰すべし、憂惱を生ぜしむ、制伏すべし。何等五なりや。謂く、若闡頼吒比丘が惡戒を持し犯戒邪見不多聞にして、毘尼を知らず、無慚無愧にして、無知衆の眷屬となり、惡比丘衆を助く。

復た五事有り、比丘は應さに斷事すべし、衆を敬ひ慈心にて軟語し、坐處を知りて能く坐す。斷事の時は自らの坐處を知り當さに自ら爲めに說法す。若し自ら說かされば當さに能者を請じて說を

復た四止有り、貪止と恚止と癡止と貪恚癡止となり。復た四衆有り、謂く、除鬚髮衆と穢濁衆と智慧衆と諍衆となり。復た四因緣有るが故に、世尊は諸比丘に服藥を聽す、緣事の故なり。國土に隨ふが故なり。時の故なり、人の故なりと。復た四種藥有り、謂く、不淨淨用て淨不淨用と不淨不淨用と淨淨用となり。

復た四事有り、如來は弟子を制伏して言く、制伏して求罪を作す莫れ、法久住の爲の故に、と。復た如來四境界有り、謂く、智境界と法境界と人境界と神足境界となり。此の四境界中に、如來の制戒は謂く、智法人神足境界なり。是の如く毘尼を制し、波羅提木叉を制し給へり。修多羅・阿毘曇・呪術・究竟毘尼・集毘尼・發露罪・憶念罪・譏嫌罪・國土罪・淸淨・與淸淨・受淸淨說・淸淨自恣・自恣人・自恣羯磨・與自恣・受自恣・說自恣・遮自恣・苦切羯磨・驅出羯磨・擯羯磨・懺悔羯磨・與受具足・不與受具足・得具足・不得具足・依止・與依止・說依止・受依止・依止淸淨・非法羯磨・如法羯磨・似法羯磨・毘尼羯磨・非毘尼羯磨・和合羯磨・不和合羯磨・可轉羯磨・不可轉羯磨・和上・阿闍梨・弟子・禮拜・同意・忍辱・懺悔・使懺悔・正順捨一切羯磨の是の如き等も亦是の四境界時に在るなり。謂く、智法人神足境界の時なり。

復五因緣有りて羯磨を受く、謂く、自作羯磨・餘作羯磨・現前隨喜・與欲・出罪なり。復た五苦切事有り。謂く、(一)我れ當さに此の僧中にて汝の罪を說くべし、(二)餘の僧中にて汝の罪を說かん。(三)我は當さに汝某甲の罪を說くべし、(四)我れ當さに汝を牽き僧中に至るべし、(五)我は當さに必定して汝の罪を擧ぐべしと、是の如く種々訶責し已りて去る。

復た五法成就して、擧罪する有り。謂く、眞實不處時・非不時・慈心非瞋恚・軟語非麁言・利益・不利益なり。復た五種有り、謂く、苦切・驅出・牽・懺悔・不見擯なり。

復た五種有り、成就せば比丘は優婆塞の敬信を生ぜず。謂く、佛法を毀呰し、僧に威儀無く、比

利と分別となり。三羯磨有りて一切の羯磨を攝す、謂く、白羯磨と白二羯磨と白四羯磨となり。三羯磨有り、謂く、僧羯磨と闥頼吒羯磨と布薩羯磨なり。三學有り、謂く、增上戒と增上定と增上慧となり。

復た三學有り、謂く、威儀と毘尼とは波羅提木叉となり。三犯罪有り、謂く、身と口と意となり。三諍有り、謂く、善と不善と無記となり。三業有り、謂く、法と非法と似法となり。三因緣有りて僧を破る、謂く、聞と取籌と建立二部となり。三應滅有り、謂く、犯罪と自言と自言犯罪となり。三供養有り、謂く、如來阿羅訶三藐三佛駄と上座と同梵行となり。三受供養有り、謂く、如來と上座と同梵行となり。三應起迎有り、謂く、如來と上座と同梵行となり。

三人有り、應に禮すべし、禮せざれば罪を犯す、謂く、和上、阿闍梨衆と別住法語者となり。禮せざるも三人は罪無し、謂く、不共住人、別住人、下座なり。三使有り、謂く、僧使と和使と波羅提木叉使となり。復た三使有り、謂く、僧使と五部使と王使となり、復た三使有り、謂く和上使と阿闍梨使と優婆塞使となり。又復た三使あり、謂く、和上使と阿闍梨使と上座使となり。

三自恣有り、謂く、請自恣と數々自恣と常自恣となり。

又復た三自恣あり、謂く、與欲自恣と清淨自恣と心自恣となり。三自恣有り、謂く、衣自恣と食自恣と藥自恣となり。

三制有り、謂く、因緣起制罪と教誡制罪と攝受制罪となり。

三羯磨有り、謂く、僧羯磨と施主羯磨と財物羯磨となり。

三建立有り、財利建立と人建立と界建立となり。

四知有り、謂く、知犯と知不犯と知清淨と知不清淨となり。復た四種清淨有り。見清淨と懺悔清淨と教誡清淨と出罪清淨となり、復た四不止有り、貪不止と恚不止と癡不止と貪恚癡不止となり。

四法。

二犯罪の重なる有り、有餘と無餘となり。二犯罪有り、謂く、偷羅遮と悔となり。白衣に二犯罪有り。懺悔と心悔となり。二犯罪有り、謂く、有報と無報となり。二犯罪有り、謂く、入衆と一人となり。二犯罪有り、謂く、巧方便不犯罪と不巧方便犯罪となり。

二慚愧有り、謂く、所望と無所望となり。二僧斷事有り、謂く、作羯磨と不作羯磨となり。二斷事有り、謂く、差と不差となり。

二僧斷事有り、謂く、軟語と麁語となり。二斷事有り、謂く、說者と聽者となり。二斷事有り、謂く、時時說と非時非時說となり。二僧斷事有り、分明と不分明となり。如是決斷と不決斷となり。二斷事有り、有恩と無恩となり。二斷事有り、謂く、有慧と無慧となり。二斷事有り、謂く、羺羊惡口と非羊羺惡口となり。二斷事有り、謂く、多聞と不多聞となり。二斷事有り、謂く、利阿含と不利阿含となり。二斷事有り、謂く、善辨と不善辨となり。二斷事有り、謂く、如法と不如法となり。如是時と非時となり。知量と不知量となり。二誹謗如來有り、謂く、非法說法と法說非法となり。二犯罪有り、謂く、作、無作となり。二調伏有り、謂く、擯と毀呰となり。二誹謗如來有り、謂く、有信惡辨と無信瞋恚なり。相違すれば則ち白法なり。二罪有り、謂く、惡戒と惡見となり。二苦切有り、謂く、衆罰と私罰となり。二驅出有り、謂く、罰と僧和合となり、二別住有り、謂く、犯戒別住と外道となり。別住に二本日有り、謂く、罰と令戒具滿となり。

二摩那埵有り、謂く、罰と調伏となり。二掃地有り、謂く、罰と善心となり。二淸淨有り、謂く、作淸淨と無作淸淨となり。二諍あり比丘と比丘尼なり。[三六]諍比丘尼乃至沙彌尼も亦是の如し。

三犯罪有り、謂く、貪生と瞋生と癡生となり。三身犯罪有り、謂く、貪生と瞋生と癡生となり。三口犯罪有り、謂く、貪生と瞋生と癡生となり。三非毘尼有り、謂く、貪生と瞋生と癡生となり。三毘尼有り、謂く、貪毘尼と瞋毘尼と癡毘尼となり。三法に一切の罪を攝する有り、謂く、因緣と

【三六】諍比丘尼乃至沙彌尼は諍比丘乃至沙彌尼と讀む。三法。

誹謗するなり。復た一事有らば大罪を得するは、謂く、破僧に隨順するなり。

一法。

復た一事有らば大罪を得す、謂く、如來堅聖衆を誹謗するなり。一非法の說戒を遮する有り、謂く、無根なり。一殺生の大罪を得する有り、謂く辟支佛を殺すなり。復た一事の大を得する有り謂く僧物を盜むなり。復た一事の大罪を得する有り、謂く、阿羅漢比丘尼を婬するなり。又復た妄語して大罪を得るは、謂く、空無なるに過人法を說くなり。

二法。

二犯罪有り。謂く、不善と無記となり。復た二犯罪有り、謂く、有餘と無餘となり。復た二種の口犯罪有り、謂く、不善と無記なり。又復た二種犯罪あり、謂く、身不善と無記となり。復た二種の有餘罪を犯す有り、謂く、不善と無記となり。復た二種の無餘罪を犯す有り、謂く、不善と無記となり。

復た二種犯罪有り、謂く、隱沒無記と不隱沒無記となり。復た二種犯罪有り、謂く、障礙と不障礙となり。復た二種犯罪有り、謂く、共と不共となり。復た二種犯罪有り、謂く、比丘の比丘尼と共なると、比丘尼の比丘と共なるとなり。復た二種犯罪有り、謂く、比丘の式叉摩那と共なると式叉摩那の比丘と共なるとなり。沙彌沙彌尼も亦是の如し。

復た二種の犯罪有り、謂く、比丘の優婆塞と共なると優婆塞の比丘と共なるあり。優婆夷も亦是の如し。二の一切の時の犯罪有り、謂く、佛の在世と、滅度の後となり。二犯罪有り、謂く、國土擯と方擯となり。二犯罪有り、謂く、輕と重となり。二犯罪有り、謂く、應出と不應出となり。二犯罪有り、謂く、出家と入家となり。二犯罪有り、謂く、可懺と不可懺となり。二有犯罪有り、謂く、制と開となり。二犯罪有り、起と不起となり。二犯罪有り、謂く、終身と暫時となり。二犯罪有り、謂く。壞と不壞となり。二犯罪有り、謂く、輕と重となり。二犯罪有り、謂く、有餘と無餘となり。

せざれば一切犯罪なり。若し僧中にて三問有りて自ら非比丘と言ふは、是れ自言非比丘なり。波羅夷も亦是の如し。

[二四] 別住人が比丘を擯せば擯を成ずるや、不や。擯を成ず、唯だ受戒羯磨を除き餘羯磨盡く作すを得。先に衆僧に白し、比丘を擯せば擯を成ずるや、不や。擯を成ず。若しは一、若しは僧知らざるに比丘を擯すれば偷羅遮を犯ず。彼の罰比丘、下意調伏せば應に捨つべきや、不や。應に捨つべし。

一語して二人二人に受戒を與ふれば得戒するや、不や。戒を得ず。一語して四人に受戒を與ふれば、得戒するや、不や。得戒せず。[二五] 受欲の滿四人が比丘を擯すれば擯を成ずるや、不や。擯を成ぜず。賊住滿衆も亦是の如し。

應に苦切羯磨を作すべくして而して驅出羯磨を作さば作を成ずるや、不や。作を成ずと。苦切羯磨を捨せば卽ち驅出羯磨を捨す。苦切羯磨にて比丘を擯せば擯を成ずるや、不や。擯を成ず。

驅出羯磨は何の事有りや。謂く、比丘にして常に戒を犯して止まざれば、依止を與へざるなり。苦切羯磨は何の義有りや、若し比丘にして鬪諍にて止まざれば、衆僧語りて言く、若し止まざれば更に汝に重罪を加ふべし、となり。擯羯磨は何の義有りや、若し比丘にして、他家を汚さば住するを得ざるなり。發喜懺罪は何の義有りや。若し比丘檀越の意を失ふ。衆僧語りて言ふ。若し懺悔せずば檀越更に汝に罪を加へん、と。

一事有らば一切毘尼を攝するは、謂く、律義なり。一事有りて一切毘尼を攝せざるは、謂く、非律儀なり。一事有りて一切の犯戒罪を攝するは、謂く、非律儀なり。一事有りて一切の犯戒罪を攝せざるは、謂く、律儀なり。一事を犯せば大罪を得る有り、謂く、破僧なり。復た一事有らば大罪を得するは、謂く、惡心にて佛身の血を出すなり。復た一事有らば大罪を得するは、謂く、堅聖を

【二四】此の項一應吟味を要す。(張五14參照)

【二五】現實に四人居ず、與欲せるものを加へて四人とせるものである。

佛の所説の如くんば、非法不和合、非法和合、如法不和合、如法和合あり。

云何が非法不和合なりや。應に苦切羯磨を與へ、擯羯磨を與へて、僧は復た和合せざるなり。云何が非法和合なりや。應に苦切を與へ、而して擯羯磨を與へて衆僧和合するなり。云何が法和合なりや。先に白を作し、特に羯磨を作して、僧和合するなり。上と相違すれば法不和合と名づく。

〔三〕一比丘が一人を擯し、衆多が四人を擯せば突吉羅を犯す。四人が四人を擯せば偸羅遮を犯す。擯比丘時に眠らば擯を成ずるや、不や。若し白を聞き已りて眠らば擯を成ず。先に眠りて後に白するは擯を成ぜず。應に餘の羯磨して、比丘罪を出すべし。餘羯磨して、比丘を擯せば偸羅遮を犯す。若し擯比丘時に來らざる者には應さに欲を取るべし。云何が羯磨に到るや。四比丘淸淨に共住するなり。乃至二十人も亦是の如し。

若し沙彌に受具戒を與へんと欲す時に、我に受戒を與ふる莫れと〔言はば〕戒を得ると爲すや、不や、戒を得す。式叉摩那、沙彌尼も亦是の如く。具足戒を受くる時、別住の時、本日治の時、摩那埵の時、阿浮呵那の時、十二人〔を擧する〕時も亦是の如し。

僧は眠れる人を擯して擯を成ずるや、不や。若し白を聞かば擯を成じ、聞かされば擯を成ぜず。滅盡定に入れる人も亦是の如し。僧破して各各相擯せば擯を成ぜず。若し非法羯磨は一切不和合羯磨なりや、若し不和合羯磨は一切非法羯磨なりや。

云何が和合非法羯磨なりや。謂く、不現前にして擯し、比丘は已罪を出さず、自らをして云はしめず、界內に在らず、而して一切集り來らざる者は欲を與ふ、是れ和合非法羯磨なり。

云何が如法羯磨非和合なりや。人の現前は前に說けるが如し。衆和合せずば是れ如法羯磨非和合なり。

或は僧中に三唱して、有罪を憶して發露せざるは一切犯罪なりや。若し三唱し有罪を憶し、發露

〔三〕十誦律第三十一卷（要四89）

りにして、伴侶無し。[一九]被擯人は共食するを得す。若し知らずして、被擯と共食し、共住をなすも不犯なり。

受法比丘が不受法比丘と共に共食するも不犯なり。不受法比丘が受法比丘と共食せば、突吉羅を犯ず。四人が破僧に隨順すれば是れ破僧と名づく。

佛の所說の如くんば、是の如き比丘は擯を得ず。云何が是の如き比丘なりや、若しは比丘にして大威德有り修多羅・毘尼・摩得勒伽を持し、多聞、多知識、多眷屬なるなり。是の如き人を擯すれば偸羅遮を犯ず。

信樂比丘有らば應に出罪すべし。云何が信樂なりや。若しは聞き若しは信語して懺悔せしむ。若し懺悔せざれば突吉羅を犯ず、若し僧壞せば誰か應さに迦絺那衣を捨すべきや。法語者は應に捨すべし。

[二〇]被擯人は下意隨順にして調伏せば、應に捨羯磨すべきや、不や。應に捨羯磨すべし。同意比丘は應に臥具を與ふべし。云何が同意なりや靜寂にして相ひ惱まさざるを同意と名づく。毘耶離と倶舍彌の比丘は一處に集まらば、闥賴吒は當に云何がすべし。闥賴吒は應に界外に出で、布薩を作すべし。

[二一]倶舍彌と毘耶離の比丘が共に布薩せば布薩を成ずるや、不や。布薩を成ぜず。若し闥賴吒比丘と毘耶離比丘と共に、共に布薩せば布薩を成ずるや、不や。布薩を成ず。

[二二]若し比丘は應に比丘尼に與へんとせば、敎誡欲を求むべし、云何が與敎誡欲なりや。語りて言く、姉妹等和合し布薩を作せとなり。若しは布薩を作して、僧は破して、建立して二部と爲らば、比丘尼に敎誡を與ふべきや、不や。與ふべし。何處に敎誡すべきや。應に界外に出でゝ敎誡すべし。

[一九] 僧欲作不見擯時先應思惟五事。若我等與是比丘作不見擯。不共布薩、說戒自恣。不共作諸羯磨。不共中食不共帶鉢那。(張五 4 左)等參照。

[二〇] 例へば惡邪不除擯について十誦は心悔折伏恭敬柔輭若如是行者、應與解惡ヵ不除擯(張五 6 左)と言つて居る。

[二一] 倶舍彌比丘に關しては十誦八法中倶舍彌法あり、是等の比丘は初めて僧伽の決定行事に鬪諍相言し、且つ合法的分離僧團をなせりと言はる(張五 85 以下)。

[二二] 毘耶離比丘は所謂第二結集、十誦律第六十一卷の七百集法毘尼の非法比丘衆である。敎誡比丘尼に關しては波夜提第二十一戒輒敎尼戒、與尼說法至日暮戒を參照すべし。

佛所說の如くんば。[一四]時衣は受けて迦絺那衣を作すを得べし。
云何が時衣なりや。自恣し竟りて後一月に衣を得ば、是れを時衣と名づく。
佛所說の如くんば、不淨衣は受けて迦絺那衣を作すを得ず。云何が不淨衣なりや。謂く、死比丘衣なり。
五種人は迦絺那衣を受くるも受くと名づけず。云何が五なりや。謂く、無臘人、破安居人、[一五]後安居の人、餘處安居人、擯人なり。
八種の捨迦絺那衣は幾くか共幾くか不共なりや、餘の二種を除いて、餘は不共なり。
問ふ、即日に迦絺那衣を受け、即日に捨せば白羯磨を作さゞるや、舊比丘十六日に迦絺那衣を受く、客比丘來ること多ければ、相向つて捨を說く。
[一六]云何が破僧なりや。無問にして阿鼻地獄に墮するを得、非法を非法想して破僧するなり。或は破僧は一切受法なりや、或は受法は一切破僧なりや。答ふ、或は破僧にして受法に非ず、四句を作す。
云何が破僧にして受法に非ず、や。若しは破僧に[一七]十四事を受けざるなり。云何が受法にして破僧に非ず、や。謂く、十四事を受け、俱者も亦十四事を受け、亦た破僧す。十四法を受けず、破僧に非ずの是の句は除く、增壞する時、界を捨して捨を成ずるや、不や。法語者は捨して捨を成ず。
僧壞する時に比丘尼は布薩を作すを得るや、不や。布薩を作すを得。
僧破する時に闡頼吒比丘は當に云何がすべきや。當に如法の衆に在るべし。遣信して第二の衆に至るを得ず。僧の壞る時に比丘尼を敎誡するや、不や。如法に語る者は應に敎誡すべし。無法語なき者は應に敎ふべからず。
闡頼吒は應さに界外に出で敎誡すべし。
若し比丘にして、[一八]擯比丘に隨順すれば突吉羅を犯ず。被擯人は獨りと爲すや、有伴と爲すや。獨

【一四】七月十五日より八月十五日迄の施衣（張四80右參照）。

【一五】後安居人は八月十五日に安居を出ず。迦絺那衣は八月十五日迄に受くるものであるから後安居人は必然的に迦絺那衣を受けられない。

【一六】十誦三十七卷（張五38左）。

【一七】十四事者非法說法、法說非法、非善說善、善說非善犯說非犯、非犯說犯、輕說重、重說輕、有殘說無殘、無殘說有殘、常所行法說非常所行法、非常所行法說常所行法、非說言說，說言非說（張五38左）

【一八】擯者に隨順す　衣提第五十六戒隨擧戒を犯す。

世尊の所說の如くんば、故衣は受けて迦絺那衣を作すも、受を成ぜず、云何が故なりや。比丘が受用せる三衣なり。

世尊の所說の如くんば、被打衣は受迦絺那衣をを成ず、云何が打衣なりや。謂く、新衣なり。所說の如く打淨せる衣は受迦絺那を成ず、云何が打淨なりや。謂く、壞色衣なり。

未だ迦絺那を受けざる時に僧壞して二衆と爲る。一衆は受け、一衆は受けず。二衆は受を成ずるや、不や。受者は受を成じ、受けざれば成ぜず。

迦絺那衣を受け已りて、僧壞して二部と爲る。一衆は捨し、一衆は捨せず、捨を成ずるや、不や。捨せる者は捨を成ず。捨せざる者は捨を成ぜず。

若し僧破する時は誰か應に受くべきや。謂く、如法者は應に受くべし。

未成衣を受けて迦絺那衣を作るも受を成ぜず。成せる者を受くれば受を成ず。

迦絺那を受くれば住處に十利有り。廣說は毘尼の如し。僧伽梨を著けて聚落に入らば五功德有り。雨衣も亦是の如し。

世尊の所說の如くんば、住處の利あり。云何が住處利なりや。謂く衣利を得るを住處利と名づく。

世尊の所說の如くんば、急施衣は受けて迦絺那衣を作すを得。

云何が[三]急施衣なりや。謂く、十日の、未だ自恣に至らざるに衣を得す、是れ急施衣なり。具を用ひて迦絺那衣を作して受くれば、受を成ず。

世尊の所說の如くんば、三月の衣を得し、受けて迦絺那衣を作すを得。

云何が三月衣なりや。舊僧は十五日に自恣せんとす。客比丘來ること多く、同見・同住ならば彼は十四日に自恣す。若しは舊僧客比丘に隨つて自恣す。此の日に衣を得るを三月得衣と名づく。是の衣を用ひて迦絺那を作して受くれば受を成ず。

【三】十誦迦絺那衣法（張四80左）若得急施衣用作迦絺那衣者名爲善受、三十尼薩耆波夜提第二十七過前受施衣過後畜戒參照。

若し人不淨物を施し、是の言を作す。我等は不淨物を用ふるを得ず、と。是の念を作し已りて某甲淨人に施して淨を得ば當に受くべし。

比丘有り、四處にて安居せば安居を成ずるや、不や。若し牀木を以てせば[八]四界安居す、何處にて應に安居を得べきや。衣分は共に一分を與ふ。

減量して雨衣を作りて受持せば突吉羅なり、覆瘡衣も亦是如し。

三種の外道衣を畜ふ、謂く皮衣・毛衣・髮衣は偷羅遮なり。此の三種を除きて外道の餘衣を畜へば突吉羅なり。[九]

[一〇]世尊の所説の如くんば、故衣は受けて迦絺那衣を作すを得ず。云何が故衣なりや。謂く、先に已に受けて迦絺那衣を作せるなり。

[一一]世尊所説は、新衣は受けて迦絺那衣を作す、云何が新衣なりや。初めて受けて迦絺那衣を作すを、新衣と名づく。

[一二]世尊所説の如くんば、三心受を發し迦絺那衣を受け作る。云何が三心なりや。謂く、乃至最後に三心を發す。謂く、浣時・截時・染時なり、此の三心を發さざれば迦絺那衣を受くるを成せず。受くるを成ぜざれば、突吉羅を犯す。成じ已れば復た應に二心を發すべし。此の衣は當に僧の爲に受けて迦絺那衣を作す、我れ已に是の迦絺那衣を受く、と。二心を發さず受を成ず、受を成ぜざれば突吉羅を犯す。

佛の所説の如くんば、經宿衣は迦絺那衣を受くるも受を成ぜず、云何が經宿なるや、謂く、十衣を過ぎ或は一衣を經るなり。

世尊の所説の如くんば、不淨衣は迦絺那衣を受くるも、受を成ぜず、云何が不淨衣なるや、謂く、頻日に衣を得るなり。

【八】四界安居＝若牀揭村木連接四界、是中安居、得名安居（張六58右）。
【九】十誦衣法（張四72左73右）。
【一〇】十誦衣法（張四80左）。
【一一】同上。
【一二】十誦迦絺那衣法（張四80右左）

彼の比丘衣を得る時に心念口言すべし。我れは、此の住處にて是の衣を得せり。現前僧は應に分つべし。此の中に僧なければ此の衣は我に屬し、我に入る、我れ當に是の衣を受くべし、當に割截、縫染すべし、我れ當に受持すべし、と。是の如く羯磨を作し已りて、若し比丘來る有るも與ふべからず。若し未だ羯磨を作さゞる時に、來れば應に與ふべし。與へざれば突吉羅を犯す。

若し比丘有りて衣を得ば衆僧に與へ、界外に自ら取らば突吉羅なり、若し恣心にて取らば事に隨つて犯す、二人も衆多も亦是の如し、長者の見驅せらるゝもの布施するは取るを得るや、不や。取るを得ず。

[七]衣有り、自恣僧に與へたるは自恣僧は應に分つべし。若し現前僧に施せるは現前僧は應に分つべし。安居中僧の爲の故に、界外に出でたる者には物を得ば分つべし。破安居人は衣分を得るや、不や。或は得し、或は得せず。若し前、後の安居を已りて破せる者は應に得べし。前、後の安居せざる者は得ず。

看病人が界外に出で去りて後に病者死せば、應に衣を與ふべきや、不や。應に與ふべきと應に與ふべからざると有り。病者の爲に去れる者には應に與ふべし。自らの爲めに去れる者には與ふべからず。白衣看病せば應に與ふべきや、應に與ふべからずや。應に少許を與ふべし。比丘尼式叉摩尼・沙彌・沙彌尼も亦是の如し。餘處の安居にて餘處に看病して病者死せば應に衣を與ふべきや、不や。沙彌に與ふべし。看病せは盡く與ふべし。少與を爲し、應に盡與をなし、或は等與す。

若しは看病人無くば僧盡く看るべし、若し看ざれば突吉羅を犯す、若し差せるに看ざれば突吉羅を犯す、病人にして看病人の語を用ゐざれば突吉羅なり、看病人にして病人の語を用ゐざれば突吉羅なり。

【七】十誦衣法(張四74)。

食するを得。火淨を除く。
鱔肉を食ふを得るや、不や。得ず。人乳を飲むを得るや、不や。得ず。
眼中に蘇毘羅漿を著くるを得。非時に飲むを得るや、不や。病者は飲むを得。[四]
一切の不淨肉は食ふを得ず。[五]人肉を食ふを得るや、不や。食ふを得ず。食せば、何罪を得る偸羅遮を犯す、人肉を除き、餘の不淨肉は食ふを得るや、不や。食ふを得ず。
云何が不淨肉なりや。謂く、鱔・蛇・蝦・蟇・鳥・鵲・白鷺の是の如き等の肉は食ふを得ず。食せば突吉羅なり。
[六]卽日には時藥、七日藥、終身藥を受け、各々を相雜へて服するや、不や。服するを得ず。時藥は時服し、乃至終身藥は終身服すべし。
時藥にて非時、七日、終身藥を作るを得るや。廣說すること前の如し。若し藥を手受せず、說受せず、不病にして服するを得るや、不や。服するを得ず、時藥・非時藥・七日藥・終身藥は手受せず。說受せず、經宿し服するを得るや、不や。服するを得ず。已に手受し、說受し、內宿せば服するを得るや、不や。服するを得ず、手受し說受して病者は服するを得べし。
云何が養病なりや、性罪を除きて餘は養病なり。
世尊八種の漿を飲むを聽したまふ、幾の時飲むや、乃至未だ自性を捨てざるは飲むを得。
狂人の邊に衣を取るを得るや、不や。或は得し、或は得せず云何が得するや。父母の所在、兄弟姉妹を知らず、自ら物を持ちて比丘に施さば取るを得べし。
云何が取るべからざるや、父母等の知るべきと、自手にて與へざるは取るべからず。
狂人の邊にて說きて衣を受持するも、受を成ずるや、不や。自性を捨てざるは受を成ず。
若し比丘獨り住す、人有りて現前僧に可分衣を施す。餘比丘無し。此の衣は當に云何にすべきや。

【四】十誦律藥法（張四61右左）。
【五】十誦藥法（張四62右）出。
【六】十誦藥法參照（張四68右左）

巻の第七

佛の所説の如くんば[一]邊地は律師五人にて受具戒す。若し十人の律師有りて五人戒を受くれば戒を得るや、不や。佛言く、具戒を得す。諸比丘は訶罪を得す。

佛の所説の如くんば、十夜を過ぎたる衣は[二]尼薩耆なり。云何が長衣を得るや。謂く、若しは入手し、若しは膝上に在り、肩上ある時に「此れは是れ我衣なり」と作想す。

比丘は上座臥に眠るを得るや、不や。佛言く、應に臥具を敷くべし、已りて坐臥する故に犯さず。

世尊の所説の如くんば牛尾を捉へ渡るを得ず、餘尾を捉へて渡るを得るや、不や。佛言く、虎尾・象・馬・師子の尾を除き餘尾を捉へて渡れば不犯なり。

糖漿は七日に受を得るや、不や。答ふ、飲むを得べし。幾ばく時か飲むや。乃至未だ自性を捨てざる〔間〕なり。不淨藥を以て合煮し噉ふを得るや、不や。答ふ、得ず。塗身・塗瘡・灌鼻するを得、不淨脂を以て鹽を合して煮れば噉ふを得るや、不や、得ず。若し賭脂に用ふべきは不犯なり。

若し比丘五種の種子を自手にて作淨するに、若しは刀、若しは爪にて淨を成ずるや、不や。答ふ、淨を成ず。食ふを得るや、不や。食ふを得、火淨を除くと、若し火淨し殺草せば[三]波夜提を得す。

樹は不淨地に在りて果は淨地に落つれば食するを得るや、不や。經宿せざれば食するを得べし。

淨人、不淨地に在りて、不淨地を作淨せんに、淨を成ずるや、不や。答ふ、淨を成ず。食するを得るや、不や。食するを得。火淨を除く。

樹淨地に在りて果不淨地に落つれば食するを得るや、不や。答ふ、得ず。

淨人不淨地に在り、淨地を作淨せんに、淨を成ずるや、不や。淨を成ず。食ふを得るや、不や。

【一】邊地は中國の境界外なり。十誦皮革法中に伽那婆羅聚落、白木聚落、住婆羅門聚落、竹河等を境界として其の外は五人受大戒を許さる（張四59右）。

【二】尼薩耆は三十捨墮の第一長衣戒なり。（離波離三十事參照）。

【三】波夜提第十壞生種を犯ずることになる。

二〇一 云何が「挑耳」なりや。利物用ひて挑するを得ず。疾々に挑するを得ず。肉を傷せしむる勿れ。

二〇二 云何が「威儀」なりや。一切の沙門所生の功德は是れ威儀なり。上と相違するを不威儀と名づく。

二〇三 云何が「三聚」なりや。謂く受戒聚、相應聚、威儀聚なり。

佛說摩得勒伽善誦竟る。

【二〇一】挑耳。

【二〇二】威儀。

【二〇三】三聚。

[一九一] 云何が「洗處」なりや。洗處にて跣は徐々として洗ひ、屣を汚涇するを得ず。

[一九二] 云何が「小便」なりや、比丘は處々に小便するを得ず。應に一處・在りて坑を作るべし。

[一九三] 云何が「小便處」なりや。小便處に近く、浣衣等を得ざること前說の如し。

[一九四] 云何が「小便屣」なるや。比丘は徐々として小便して屣を汚涇するを得ず。

[一九五] 云何が「小便上座」なりや。下座の比丘が已に小便せるを起たしむるを得ず。

云何が「籌艸」なるや。利刮を得ずして艸拭を用ふるを得ず、細軟滑の物を用ひ、若しは石木を用ふべし。

[一九六] 云何が唾なりや。唾するに聲を作すを得ず。上座の前に唾するを得ず。淨地に唾するを得ず、食前に唾するを得ず、若し忍ぶ可からざれば起つて避去すべし。餘人をして惱せしむる莫れ。

[一九七] 云何が「器」なりや。世尊は諸比丘に二種器を畜ふるを聽したまへり。熏鉢器と唾器となり。當好く守護し、破壞せしむる勿れ妨廢せば更に求め難し。

[一九八] 云何「齒木」なるや。齒木は太だ大なるを得ず、太だ小なるを得ず、太だ長く、太だ短きを得ず。上者は十二指、不者は六指なり。

上座の前に齒木を嚼むを得ず。三事有り應に屏處になすべし。謂く大小便に齒木を嚼む、淨處に在るを得ず、樹下牆邊に齒木を嚼む。

[一九九] 云何が「揚齒」なりや。太だ利きを得ず、疾く疾く齒間を刺すを得ず、應に徐々に挑すべし、肉を傷せしむるなかれ。

[二〇〇] 云何が「刮舌」なりや。利物を用ゐて刮するを得ず、疾く疾く刮するを得ず、當さに徐々にすべし舌を傷せしむる勿れ。

【一九一】跣。

【一九二】小便＝十律律雜法に曰く「佛言不得處々小便應在處作」(張五46左)と。

【一九三】小便處。

【一九四】小便屣。

【一九五】小便上座。

【一九六】唾＝十誦律第三十八卷に曰く從今不得唾淨地犯者突吉羅(張五48右)。

【一九七】器＝十誦律第三十八卷に曰く、佛言應畜唾器(張五48右)。

【一九八】齒木。

【一九九】揚齒。

【二〇〇】刮舌。

を除く。安居中には受七夜を除く。

[一八一]云何が「迦絺那」なりや。若し比丘にして迦絺那を受くれば七利有り、隨意畜衣、不著僧伽梨入聚落、別衆食、數々食、不白入聚落、迦絺那功德利、著縵衣入聚落なり。

[一八二]云何が「經行」なりや。比丘經行の時は上座有りて前に在れば、當に白すべし、搖身して行くを得ず、大駛駛するを得ず、大低頭縮するを得ず、諸根を攝し、心は外を緣せず、當に正直に行くべし、行くに直する能はされば繩を安んずべし。

[一八三]云何が「漉水囊」なりや。漉水囊無ければ遠行するを得ず、江水の淨なるを除く、湧泉の淨なるを除く。半由延內を除く。若しは半由延內の寺と寺の相接するは漉水囊を持せざるも不犯なり。

[一八四]云何が「下風」なりや。下風、出づる時は作聲するを得ず。

[一八五]云何が「入廁」なりや。比丘入廁の時は先に彈指し相を作して內人をして覺知せしめ當に正念にして入るべし。好く攝衣し好正にして當に中に身を安んずべし。出でんと欲する者は出でしめ、肯へて出でざれば强いて出でしむる勿れ。

[一八六]云何が「廁邊」なりや。比丘は廁邊にて浣衣、割截衣、縫染衣するを得ず、經を捉るを得ず、誦經するを得ず、白を作すを得ず、經行するを得ず、一切事を作すを得ず、廁と相連るは除く。

[一八七]云何が「廁屣」なりや。比丘は當に徐徐として蹹上し、屣を汚すを得ず。

[一八八]云何が「廁上坐」なるや。年少比丘が先きに入るも出さしむるを得ず。

[一八九]云何が「洗」なりや。若し比丘にして大小便處を洗はされば禮拜し、受禮するを得ず、臥僧臥具上に坐するを得ず。無水處と、若しは非人の所鎭、水神の瞋の爲めなると、或ひは服藥とを除く。

[一九〇]云何が「大行已洗手處」なりや。洗手處邊に浣衣等を得ざること前說の如し。

【一八一】加絺那＝受迦絺者には長衣有り、衣を失はず別衆食し、展々食し、不白入聚落するがこれは次いでの如く尼薩耆の第一、第二波夜提の第三十一、第三十六第八十戒の除外例となる。

【一八二】經行。

【一八三】漉水囊、從今不持漉水囊不聽行（張44右）。

【一八四】下風。

【一八五】入廁。

【一八六】廁邊。

【一八七】廁屣。

【一八八】廁上。

【一八九】洗＝十誦第三十八卷（張五46）

【一九〇】大行已洗手處。

されば卽ち出罪を得ず。先に當に伴を覓むべし、若し王、若しは王子、若しは王臣、有大力者の伴を得、已りて、然る後に彼の罪を出す。

[一七三] 云何が「後行比丘」なりや。後行比丘は前に在りて行くを得ず、前に坐るを得ず、上座に白さずして語るを得ず、問ふ時は當に上座に語るべし。語る時は中間にて亂語を作すを得ず、上座非法を說く時は當に諫むべし、法を說けば隨喜し、如法に利養を得ば當に取るべし。

[一七四] 云何が「入家」なりや。比丘にして白衣の家に入るに調戲するを得ず、眼を擧げて觀るを得ず。

[一七五] 云何が「入白衣舍」なりや、比丘失念して白衣舍に入るに五種の失有り、不白入坐、食家中坐、屛覆處坐、別衆食 、無淨人爲女說法なり。正念なれば此の過無し。

[一七六] 云何が「入家坐」なりや。入家坐比丘は畜生、國土、飮食等を說くを得ず、爲に說法すべし、正見に入らしめ、布施を行じ、諸根を調伏し、梵行を修せしめ、布薩し、三歸を受戒すべし。

[一七七] 云何が「白衣家上座」なりや。白衣家上座は當に年少比丘に敎誡すべし、調戲せしむる勿れ。

[一七八] 云何が「共語舊住の比丘」なりや。客比丘來らば先づ意に問訊す、善來、善來と歡語し、愛語し含笑現前し、眉に皺せずして見るべし。客比丘來りて當に歡喜すべし。問ふ、道路にて疲れざるや、飮食は時を失はざるや、大疲極せざるや、と、當に幾臘なるや、を問ふべし。若しは是の上座起ちて禮を作し、衣鉢を取り、座を敷き、洗足の爲に水を取り、力の所能に隨ひ供養し、好臥具を與ふ。

[一七九] 云何が「消息」なりや。若し客比丘寺に至るも、便ち房舍臥具を求むべからず、且らく一處に坐して默然として威儀を齊整すべし。

[一八〇] 云何が「空中」なりや。空中にて一切の羯磨は作すを得ず。比丘は空中行くを得ず、明相の出づる

【一七三】後行比丘。
【一七四】入家。
【一七五】入白衣舍。
【一七六】入家坐。
【一七七】白衣家上座。
【一七八】共語舊比丘。
【一七九】消息(前出)。
【一八〇】空中＝羯磨不應作。

し。復た五種功德あり。謂く風を除き、冷を除き、熱を除き、垢を除き、厭患を起す、浴する時は和上阿闍梨に白すべし。浴する時は上座の後に在りて坐し、前に在るを得ず、火に向ひ水を調適せしめ、若しは冷熱を應に他に語るべし。和上、阿闍梨に白さずして、他の爲に揩身するを得ず。亦揩を受くるを得ず。若し和上、阿闍梨相嫌ふ處は親近するを得ず、浴室中の坐物・瓮器は應に本處に擧置すべし。廣說すること毘尼の如し。

[一六六]云何が「浴室上座」なりや、浴室上座は下座比丘の先に浴し已りて汗出づるを起たしむるを得ず。

[一六七]云何が「和上」なるや。和上は當に弟子を教誡すべし、誦經、教義、攝し教へて坐禪せしめ、惡知識を離れ、善知識に親近せしめ、復た衣鉢臥具醫藥を與ふべし。犯戒を攝取して教へて悔過せしむべし。

[一六八]云何が「弟子」なりや。弟子は應に和上に慚愧すべし。應に承事看視すべし、所作は應さに白すべし、應に和上の前に在りて現相に處立すべし。行く時は隨逐し、當に和上の爲に衣鉢等を求むべきは前の如し。弟子の爲に說きて、若し善法を增長せずば應に和上に語るべし。我が與めに某甲比丘を和上とせん、と。應に是比丘を觀ずべし、此の比丘の行は、云何、眷屬は云何、能く教誡するや、不やと。是の如く籌量し已りて去らしむべし。彼復た增長せず、復た應に去るべし。

[一六九]云何が「阿闍梨」なりや。廣說すること前の如し。

[一七〇]云何が「近住の弟子」なりや。廣說すること共行弟子の如し。

[一七一]云何が「沙彌」なりや、亦た共行弟子の如し。差別者は、沙彌は應に華果楊枝草を淨め、已りて作淨ならしむるなり。

[一七二]云何が「治罪」と、若し比丘犯罪せば當に方便を作すべし、問ひて彼に自說せしめ、若し自說せ

【一六六】浴室上座。
【一六七】和上。
【一六八】弟子。
【一六九】阿闍梨（前出）。
【一七〇】近住弟子（前出）。
【一七一】沙彌。
【一七二】治罪。

如し。
[158]云何が「說戒」なりや。說戒には五種有り、廣說すること前の如し。
[159]云何が「說戒者」なりや。說戒比丘は當に利して次第說ならしむべし。文句をして脫失せしむる莫れ、當に自ら身を觀じて、前十五日より來り犯戒せるや、不や、と。犯戒せるものは同意を得て卽ち懺悔すべし。同意を得ざれば心念し、同意を得れば當に悔ひん、波羅提木叉の如く修行せん、と。
[160]云何が「說戒上座」なりや。若し揵椎を打つ時には自ら身の不犯戒なるやを觀じ、若し犯戒あれば前に說けるが如し。
[161]云何が「上座」なりや。上座比丘は當に年少比丘を觀ずべし、年少比丘大小行處に在らば當に看て、犯戒事を作す莫らしむべし。若し揵椎を打つ時は衆の上座に在るべし。
[162]云何が「中座」なりや、中座比丘は上座に隨つて聚落に入る。若し上座大小行未竟ならば小遠にて當に待つべし。若し出でざるに遠去せば來る待つべし。
[163]云何が「下座」なりや。下座比丘は食する時は應に出でゝ食すべし。若し行水の時は早晩を觀じて上座を待つべし。應に地を掃き、瞿摩耶を塗り、臥具を敷き、水食を與ふべし。且鉢那を食する時、復た行水すれば請食すべし。應に浴室中は然火し水を取るべし。應に樵を取り浴室中に著くべし、油、瞿摩耶土、屑を取り、水受して身を揩し、揩身を爲して當に除糞を棄つべし。一切の重事は悉く作すべし。
[164]云何が「浴室」なりや。下聲にて浴室に入り、威儀を整ふべし。
[165]云何が「洗浴」なりや。世尊は比丘に洗浴を聽し給ふ。洗浴には五種の功德有り、契經に說くが如

【一五八】說戒（前出）。
【一五九】說戒者。
【一六〇】說戒上座。
【一六一】上座。
【一六二】中座。
【一六三】下座＝應作重事。
【一六四】浴室。
【一六五】洗浴。

や、病時に醫藥を得べきや、不や、看病人有りや、不や、修多羅、毘尼、摩得勒伽、阿毘曇を持するもの有りや、不や、比丘の鬪諍相言するもの有ること無しや、不や、衆僧は不破なりや、不や、と。是の如く籌量し已りて安居すべし。

一五〇 云何が「安居」なりや。安居中無事ならば、出界し一宿するを得ず、若し事有らば當に七日法を受くべし。或は偷婆の爲め、或は和上、阿闍梨の病の爲め、或は法の爲め、是の如き等の因緣は出ずるを聽す。

一五一 云何が「安居上座」なりや。安居上座は當に知るべし、僧坊禪窟の破壞せる者は當に修治勸化料理すべし。

一五二 云何が「過安居竟」なりや、安居を過し竟らば三業有り、謂く衣、器、迦絺那衣を安居中に得るや不や、と。得れば用ひて迦絺那衣を作す。

一五三 云何が「衆」なりや。比丘は當に衆を觀ずべし。誰か善威儀、誰か惡威儀と、惡威儀有れば當に折伏すべし。刹利衆乃至居士衆なり。

一五四 云何が「入衆」なりや。是の如き刹利衆に入る、是の如きは婆羅門に入る、是の如きは沙門衆に入る、是の如きは居士衆に入る、是の如く行き、是の如く住し、是の如く坐し、是の如く語り、是の如く默然す。

一五五 云何が「安居中」なりや。安居中の比丘種々の世間の語を論ずるを得ず。謂く國事、大臣、鬪戰、勝負、畜生、餓鬼、男女の婬欲、飮食等の事なり。

一五六 云何が「安居中上座」なりや。安居中の上座は當に衆を觀ずべし。安樂なりや、不やと。安樂なる者には默然として安樂ならざる者には隨順說法す。

一五七 云何が「布薩」なりや。布薩とは五種有り、說、不說、與淸淨、自恣、布薩事なり。廣說は布薩の

【一五〇】安居＝七夜法（張四53）。
【一五一】安居上座。
【一五二】過安居竟。
【一五三】衆。
【一五四】入衆。
【一五五】安居中。
【一五六】安居中上座。
【一五七】布薩（前出）。

眷屬增長す。爾の時瓶沙王は佛法僧を信じ、佛所に往詣し、佛に白して言く、世尊よ、諸外道は八日、十四日、十五日と一處に集り唄誦し、多く利養を得、眷屬增長す、願はくば世尊よ、諸比丘に八日、十四日、十五日に一處に集り、說法唄誦するを聽し給へ、當に利養を得、眷屬は增長し、諸檀越は福を得ん、諸比丘辯は捷ち佛法を攝するが故なり。正法久住の故になり、と。佛言く、諸比丘に八日、十四日、十五日に一處に集まり、唄誦し說法するを聽す、と。諸比丘凡聲を以て唄誦し衆意に適せず、衆言く、佛は諸比丘に好聲唄誦者は好しと聽し給へ、と。乃至佛言く、諸比丘に好聲にて唄誦を聽す、と。諸比丘復た下聲を以て唄誦す。諸衆聞かず、衆言く、佛は立ちて唄誦する者は好しと聽し給へ、と。乃至佛言く、諸比丘の立つて唄を聽す、と。諸比丘は長く修多羅を誦し竟る。衆言く、佛よ諸比丘に要を略誦する者は好しと聽し給へ、と。乃至佛言く、諸比丘の略して要義を誦することを聽す、と。諸比丘略誦し心に疑悔を生ず。我等修多羅を退失し去る莫らん、か。と。乃至佛言く、當に中に於いて要義を取る者は餘の修多羅を說くも、持して忘失すること莫らん、と。諸比丘半唄す。佛言く、半唄さるを得ず、半唄せば突吉羅なり、と。諸比丘兩人にて共唄し衆を惱ます。佛言く、兩人の共唄するを得ず、共唄せば突吉羅なり、と。諸比丘各々衆を將ひて去る、佛言く、衆を將ひて去るを得ず、將去せば事に隨つて犯なり、と。不犯なるは自ら去ると。法の爲の故にあらずして去るとなり。又復た諸比丘說法中に自活す。佛言く、說法中に自活するを得ず、と。若し衆中にて能く誦唄する無ければ、次第に差すべし。若し、都て無ければ各一偈を誦せ、と。

〔一四八〕云何が「不唄」なるや。中に於いて能者あらば說を請ふべし、請して說かざれば偷羅遮なり。

〔一四九〕云何が「求安居」なりや。安居せんと欲する時は當に好く籌量し已りて安居すべし。此の住處は同意を得るや、不や、安樂住なりや、不や、共語共坐するや、不や、復た隨病の飲食は得易きや、不

【一四八】不唄。
【一四九】求安居。

り。

一三八 云何が「洗足」なるや。若し比丘洗足し已りて水器空しければ當に水を著くべし。

一三九 云何が「洗足上座」なりや、若し年少比丘先に洗ひ已らば水を上座に與へ起たしむるを得ず。已に足を灌ぐが故なり。

一四〇 云何が「集」なりや。若し八日、十四日、十五日不病なれば一處に集りて說法すべし。

一四一 云何が「集上座」なりや。若し揵稚を打たば、上座は前に行き前に坐す。須臾默然として已らば、自ら說法すべし、若し自ら能はざれば、餘比丘をして說かしむべし。若し白衣來らば爲に說法すべし。若し外道來らば爲に說法し攝取して至心に說き、以て自大自高せず。

一四二 云何が「說法」なりや、若し比丘にして說法する者は、當に衆を敬ひ衆を愛すべし。下意し至誠にして說を爲し義味具足すべし。心意散亂せず、慈悲愍念して歡喜して說を爲すべし。飲食の爲ならず。次第說を爲し、當に法を敬ひ法の爲に說法すべし。財利の爲ならず。

一四三 云何が「說上座」なりや。當さに說法人を觀ずべし。爲に法を說き非法を說く。非法を說く者は當に諫むべし。悞れる者は正と爲すべし。若し法を說かば當に稱譽讚歎すべし。

一四四 云何が「非時」なりや。若し行を欲する時は、當に和上阿闍梨に白すべし。我れ行きて某處某聚落に至らんと欲す、と。白し已りて便ち去る。

一四五 云何が「非時僧集」なりや。八日、十四日、十五日を除き、諸餘の集の時なり。僧の所作事は所分有り、揵椎を打つ時は速かに集り速かに坐すべし。

一四六 云何が「非時集上座」なりや。揵椎を打つ時、上座は前に在り、行きて前に在りて坐す。當に法の如く、毘尼の如く佛教の如く行ずべし。

一四七 云何が「唄」なりや。王舍城の諸外道は八日、十四日、十五日に一處に集る。唄誦し多く利養を得

【一三八】洗足。
【一三九】洗足上座。
【一四二】集=半月布薩。
【一四一】集上座。
【一四〇】說法。
【一四三】說法上座。
【一四四】非時。
【一四五】非時僧集。
【一四六】非時集上座。
【一四七】唄。

一二九 云何が「諸食」なりや。比丘の諸食は好覆雜ふるを得ず。不淨を以て汚す勿れ。當に時を知るべし。

一三〇 云何が「阿練若比丘」なりや。阿練若比丘は常に美語し含笑すべし。前に在らば、眉に皺せず、淨水瓶を畜へて滿水を盛り、火珠、月珠を畜ふべし。

一三一 云何が「阿練若上座」なりや、阿練若上座は當に年少比丘を教誡し、說法すべし、阿練若法を以て教誡し阿練若法を增長せしむべし。

一三二 云何が「聚落」なりや。聚落中の比丘は前に說けるが如し。白衣來らば當に當に力に隨つて能ふ所を說法すべし。

一三三 云何が「聚落中上座」なりや。聚落中の上座も前に說けるが如し。

一三四 云何が「客比丘」なりや。若し客比丘來らば當に現處に在りて默然として立つべし、威儀を齊整すること前に說けるが如し。

一三五 云何が「客上座」なりや、客上座は當に伴比丘を觀るべし、遣使して舊比丘に白し房臥具を求むべし。

一三六 云何が「行」なりや。明日行かんと欲せば、當に和上、阿闍梨に白すべし。我れ某方某國に向ひて去ん、と。若し去るを聽さば去るべし、聽さざれば去るを得ず。所住所は當に灑掃し塗垢すべし。臥具を拂拭し已りて去るべし。

一三七 云何が「行上座」と、行上座比丘は當に年少の比丘を觀るべし、年少比丘をして先に去らしめ上座後に去るべし、中に於て所忘有ること勿れ。年少比丘を教誡し、掉戲せしむる勿れ。當に商伴を求覓し、當に方國を觀るべし。當さに住處を觀るべし。當に臥具を觀るべし。當に比丘の伴を觀るべし、同、不同を爲し、中道にて病痛を相棄つること莫れ、觀察せずして去らば事に隨つて犯罪な

【一二九】諸食。
【一三〇】阿練若比丘。
【一三一】阿練若上座
【一三二】聚落。
【一三三】聚落中上座。
【一三四】客比丘。
【一三五】客上座。
【一三六】行。
【一三七】行上座。

[一一九]云何が「水瓶」なりや。佛は諸比丘に水瓶を畜ふるを聽し給ふ。清淨ならしめ、盛食器を用ゐ、用ゐて水瓶と作すを得ず。

[一二〇]云何が「澡罐」なりや。世尊は諸比丘に澡罐を畜ふるを聽し給ふ。清淨ならしむるなり。

[一二一]如何が「瓶蓋」なりや、世尊は諸比丘に物を以て瓶口を覆ふを聽し給ふ。

[一二二]云何が「水」なりや。比丘は水をして清淨ならしめ、好く意を用ゐて水を漉し、好く水を看、虫有ること勿れ。淨く手を洗ひ淨衣を著けて漉水し、不淨衣、手にて水を漉すを得ず。

[一二三]云何が「飲水器」なりや。世尊は諸比丘に飲水器を畜ふるを聽し給ふ。清潔ならしむなり。

[一二四]云何が「食」なりや。蒲闍尼に五種有り、若し一一の蒲闍尼を食ふ時は當に食を觀ずべし。此の食は何處より來るや、倉中より出づ、倉は復た何に因る倉なるや、地より出づ、地は復た何に因るや、糞尿を以て和合し種子生ずるを得、今復た還りて糞身を養ふと。擧搊の時は糞想を作し、正念に前に在り、散亂心を以て噉食せず、當に逆食想を作すべし、他に從つて得るを想ひ、病を想ひ、因緣にて得るを想ひ、然る後に食すべし。復た不別衆食を觀ずべし、復た自恣、不自恣を觀ずべし。

[一二五]云何が「食時」なりや、若し五正食を食ふ時、犍搥を打つ時は當に衣服を齊整にし、威儀嚴政にすべし、衆と入る時は語聲を作すを得ず。

[一二六]云何が「食」なりや、長取せず他に與ふ。父母兄弟に與ふるを除き客來して寺に至れるもの、病者懷胎の母人に、正念にして已りて與食すべし、畜生には一摶を與ふべし。出家を欲するものは衆に有益なれば與ふと。

[一二七]云何が「受食」なるや、當に一心に受食すべし、散亂心を得ず、正念に取食し、如所食如所取なるべし。

[一二八]云何が「乞食」なりや廣說すること毘尼の如し。

【一一九】水瓶。
【一二〇】澡罐。
【一二一】瓶蓋。
【一二二】水。
【一二三】飲水器
【一二四】食＝五種蒲闍尼食者一飯、二麨三糗四魚五肉（嶽四69右）。
【一二五】食時。
【一二六】食＝與食。
【一二七】受食＝(前出)。
【一二八】乞食。

器有らば淨洗揩拭すべし。若し淨人有らば當に淨草せしむべし。若し白衣の來る有らば當に爲に說法すべし。

〔二三〕云何が「鉢」なりや。鉢は石上、土埵上に著くるを得ず、坑邊に近づくを得ず、食する時は口中に物を嚼み、滓を吐出し鉢中に著くるを得ず、鉢中にて手面を洗ふを得ず、不淨地に著くるを得ず、合沙物を用ゐて洗ふを得ず、濕盛なるを得ず、極燥を得ず、徐々に受用し久しく用ふるを得しむべし壞せば更に乞ふこと難きに因る。

〔二四〕云何が「衣」なりや。衣を觀ること自皮の如くなるべし。僧伽梨を著け、草木を擔ぎ、瞿摩耶土を水にて地に灑ぎ、掃地し糞を分ち瞿摩耶を地に塗るを得ず。僧伽梨の上に坐するを得ず、身に覆ふを得ず。僧伽梨は當に僧伽梨の用を作すべし。鬱多羅僧は鬱多羅僧の用を作し、安陀會僧は安陀會の僧用を作すべし。衣を以て不淨處に著くるを得ず。衣を著けて擔ぐを得ず、擔がば僧伽梨は應に割截し、鬱多羅僧を成ずべし。安且婆僧は必ずしも割截せず。若し比丘新衣無く故衣有る者は、若し長衣有らば、唱令すべし。若し五條七條九條十一條十三條十五條は妙色に染むるを得ず、若し妙色に染せば當に壞すべし。乾ける大皮、樹皮を以て染む、染め已りて受持すべし。

〔二五〕云何が「尼師檀」なりや。世尊は諸比丘に尼師檀を畜ふるを聽したまふ。少片物を用ゐ尼師檀を作すを得ず、受持せば離宿するを得ず。

〔二六〕云何が「鍼」なりや、二種の針有り、世尊は畜ふるを聽したまふ、謂く銅と鐵なり。好く擧するも得せず。壞すれば更に求め難きに因る。

〔二七〕云何が「針房」なりや。針を護る爲めの故なり。

〔二八〕云何が「粥」なりや。世尊は諸比丘に粥を飲むを聽し給ふ、飲粥に五種の功德有り。飢を斷じ、渴を斷じ、風を斷じ、宿食を消し、未熟を熟せしむ。粥を歠るに聲を作すを得ず。

【二三】鉢、十誦八卷に曰く、「莫著石上。莫著高處、漏處、土埵上、大小便處…乃至太乾不應故打破。(張三50右。

【二四】衣＝應如法住持。

【二五】尼師檀。

【二六】鍼(前出)。

【二七】針房(前出)。

【二八】粥＝(前出)＝五種功德。

るを得ず、是の如き等の界内の一切事は上座皆悉く知るべきなり。

〔一〇五〕云何が「牀。上座牀」なりや。僧伽藍の上座法を名づく。若し佉陀尼、蒲闍尼を食し揵稚を打つ時上座は應さに前行し前坐すべし。當さに諸の年少比丘の威儀を看るべし、誰か正、誰か不正と。若し不正なる有らば當さに作相し知らしむべし。若し作相して知らされば、比坐に語り、語にて知らしむべし。若し比坐語らざれば上座は起ちて往き、語りて威儀を齊想すべし。行食の時は、上座は一切平等を言ひ、與に僧跋を唱へしむ。若し白衣來らば當さに與食せしむべし。若しは食無く、若しは彼自ら食せずば上座は當さに說法を爲す。我等正に此の食有りと。

〔一〇六〕云何が「樹界」なりや、枝葉華果相接し乃至一拘羅舍なり。隨意に衣を著け明相出づるに至るを得。

〔一〇七〕云何が「堂前」なりや、僧伽藍に衆多比丘有らば、應さに次第に分つべし、若し自惱惱他し、若しは兩惱するは避去すべし。若し堂前破壞せば應に治すべし。

〔一〇八〕云何が「房」なりや、若し房中に住せば當さに水を以て灑淨掃すべし、瞿摩耶にて地を塗り、牀臥具を拂拭し、垢有れば應に浣すべし。

〔一〇九〕云何が「臥具」なるや。若し比丘にして露地に臥具を敷き已りて寺門の外に出ず、五十尋を過れば去るを得ず、若し去れば突吉羅なり、若し二比丘有れば一人牀を取り一人臥具を取る。

〔一一〇〕云何が「戸撢」なりや、比丘戸を閉むれば聲を作すを得ず。開戸の時は先に當に戸を撓し、當さに徐々に入るべきなり。脚跡をして聲を作さざらしめ、戸は若し兩扇有らば相振り聲を作すを得ず。

〔一一一〕云何が「戸撢」なりや、若し上下標ならば倶に下し已りて去るべし。房舍を堅牢ならしむるが故に自身を防ぐが故に、臥具を防ぐが故になり。

〔一一二〕云何が「空房」なりや。若し空房に比丘無くば、水を灑ぎ地を掃くべし。瞿摩耶は地を塗り、若し

【一〇五】牀上座牀。

【一〇六】樹界（前註6參照）。

【一〇七】堂前。

【一〇八】房＝應掃灑

【一〇九】臥具、波逸提第十四露處敷僧物戒十誦律第三十八卷日「不聽二人共一臥牀—一人坐一人臥不犯（與五45左）

【一一〇】戸撢（與五19左參照）

【一一一】戸撢（同上）

【一一二】空房

所有の過罪者は僧は應さに是の如く語るべし、汝止まらざる莫し、僧は當さに汝を治し汝を繫し汝を罰すべし。二の犯罪は此れ僧中懺悔し、界外に出づるを得ず。唯だ此の僧は能く汝の罪を捨つ。界外に非ず、と。是の如く治し止まざれば更に其の罪を加へ、惡馬を調ぶるに轡を以て之を制するが如くす。

[一〇一] 云何が「闥賴吒」なりや。二十二法成就すれば闥賴吒比丘と名づくるなり。

云何が二十二法なるや、精進、根本成就、慚愧、威儀具足、戒善を樂持す、毘尼を解す、聞持多聞なり、阿含に通利す、諍事を善解す、諍本を善解す、諍相を善解す、滅諍を善解す、已りて更に起さず、事を善解す、辯才無恐畏なり、身口に善く能使能受能行にして羯磨を受け、愛に隨はず瞋に隨はず、怖に隨はず、二邊を助けず、法食、財食を受く。是れ闥賴吒の二十二法と名づく。

[一〇二] 云何が「實覓罪」なるや、先に犯罪し已りて發露して後に覆藏せば、當さに實覓罪を與ふべし。白四羯磨を作す、所行事は前說の如し。

[一〇三] 云何が「波羅夷、學戒なりや」。若し婬を作し已りて、乃至刹那に覆藏せざれば、諸比丘當さに學戒を與ふべし。白四羯磨を作し廣說すること難提の學戒の如く、當さに學戒法を行ずべし。

比丘の下坐に在りて、授食は比丘に與へ、自らは淨人より受食す。比丘と共に二夜宿を得。自ら未受具戒と共に二夜宿を過すを得ず。若し能作羯磨人無く覓めて不可得なれば、學戒人は二種の羯磨を作すを聽す。謂く布薩、自恣羯磨なり。滿衆の布薩、自恣、僧、羯磨等を作すを得ざるなり。

[一〇四] 云何が「衆僧上座」なりや、上座は界內に入りては當さに年少比丘に敎誡すべし。慰勞、說經、授經、坐禪の善法をして增長せしめ、恒に有食ならしむ、分食有る時は等分し、衆をして利を得せしめ、方便を作して求索す、當さに比丘を勸化し、衆を利益せしむべし。病比丘を看るべし、當さに病者の爲に藥を乞ふべし、當さに人を看病に差すべし。當さに病人に說法を與ふべし、病者を捨つ

【一〇一】闥賴吒。薩婆多論九に闥賴吒利として記し、闥賴は地、吒利は住なり。智勝れ正法に於いて自在にして、不動なること人の地に住して傾覆なきが如きなり、として居る。本書の說では公平無二の義として居る。諍論に對して公正な立場にある裁定者である。

【一〇二】實覓罪（七滅諍參照）

【一〇三】波羅夷學戒（波羅夷第一因緣末張三10參照）。

【一〇四】僧上座。

偈の故なり。

九五 云何が「林樹」なりや、と。比丘は應さに次第に取るべし。

九六 云何が「諍」なりや。相言闘諍するなり。行きて兩舌し各々相闘ひ不和合にして一水乳の如くならず。各自分の住す。非時・不作・無義無作・非法不作・無朋黨不作・自惱惱他不作・倶惱不作なる、是の如きの諍は作すべからず。

九七 云何が「諍壞」なりや。僧は二となり、僧壞し壞輪壞す。

云何が「僧壞非輪壞」なりや。十四壞僧摩を行じ、一々の壞事を取り如法如律に、非法非律に乃至界内に各々布薩を作さば、是れ僧壞非輪壞と名づく。

云何が「輪壞非僧壞」なりや。八聖道を輪と名づく、八聖道を捨て、餘道を説くを、是れを輪壞と名づく。輪壞及び僧壞は倶に壞と名づく。

九八 云何が「恭敬」なりや、和上、阿闍梨を恭敬し、上中下座是の如き一切を善く恭敬す。

九九 云何が「不意」なりや。被擯比丘の行ずべき事は人を度するを得ず、人に受具戒を與へるを得ず、人に依止を與ふるを得ず、沙彌を畜ふるを得ず、比丘尼を教誡するを得ず、僧若し差して作すも受くべからず、餘戒を犯すを得ず、衆僧羯磨に違するを得ず、衆僧の布薩、自恣を遮するを得ず、清淨比丘の罪を出すを得ず、羯磨を遮するを得ず。（十一）

性住比丘を教誡するを得ず、性住比丘に道を説くを得ず、性住比丘をして罪を憶念せしむるを得ず、性住比丘と共に共坐するを得ず、當さに下意供敬すべし、當さに擯想を示すべし。衆僧の一切羯磨受けて廣く十二人に説くを得ず。（十七）

一〇〇 云何が「種々不共住」なりや。二種法及び食の所行事有り、擯比丘の如くに差別者は一切衆僧羯磨を受くるを得ず、衆僧作差するも亦た受けて十二人に廣説するを得ず。若し同じく梵行において

【九五】林樹。
【九六】諍＝十誦律第三十卷倶舍彌法參照。
【九七】諍壞（同上）。
【九八】恭敬（十誦三十九卷張五55右）。
【九九】下意（十誦三十一卷、張五4）。
【一〇〇】種種不共住（同上參照）。

得ず。眼藥は病の爲の故に著くるを聽す。

[八五]云何が「著安禪那物」なるや、二種の著安禪那物あり。謂く銅と鐵となり。

[八六]云何が「臥」なりや。比丘不病にして晝日臥するを得ず。燈中に臥するを得ず。若し疲極すれば應さに起去すべし、第二人と惱ますを得ず。

[八七]云何が「眠」なりや。世尊比丘に晝日經行して坐し睡蓋を除くを聽し給ふ。初夜過ぎて鬱多羅僧四疊して敷し僧伽梨を卷疊して枕と爲し、右脇に臥し脚と脚と相累ねて手脚を散ずるを得ず。散亂心を得ず。衣を散亂するを得ず、明相正念を作し、起想思惟す。然も後眠りて後夜に至りて疾疾に起き經行して坐し、睡蓋を除去す。

云何が「禪帶」なりや。世尊は病比丘に禪帶を畜ふるを聽し給ふ。謂く、腰背痛むなり。尊者舍利弗の因緣の如く此の中に廣說すべし。

[八八]云何が「紐」なりや。佛は諸比丘に安衣の紐を聽し給ふ、風の爲の故に、擣衣の爲めの故になり。

[八九]云何が「腰繩」なりや。世尊は諸比丘に三種の腰繩を畜ふるを聽し給ふ、謂く編繩・圓織繩・縱繩なり。

[九〇]云何が「彈」なりや。世尊は諸比丘に彈を畜ふるを聽し給ふ。賊を怖るゝが故なり因緣有るも打つを得ること無し。

[九一]云何が「反抄著衣」なりや、比丘は反抄して著衣するを得ず、高處に作すを除く。

[九二]云何が「地」なりや。地に二種有り、經行地と精舍地なり。

[九三]云何が「樹」なりや。耆闍崛山の道の邊近に樹無し。佛言く、諸比丘に樹を種うるを聽す、と。蔭の爲の故に、華の爲の故に、應さに次第に種うべし。

[九四]云何が「地物」なりや。謂く田地なり。諸比丘に田地を取るを聽し給ふ。園の爲の故に、精舍の

【八五】安禪那物。
【八六】臥。
【八七】眠、經行。
【八八】紐。
【八九】腰繩。
【九〇】彈。
【九一】反抄著衣十誦律第三十八卷曰「不得抄褻衣」と、衆學法第一—三參照。
【九二】地=二種地。
【九三】樹=植樹。
【九四】地物=田地。

〔七〇〕云何が「絡嚢」なりや。世尊は病比丘に聽せり。僧に從ひ乞ひに白二羯磨已りて畜ふ。

〔七一〕云何が「蒜」なりや。世尊は病比丘に蒜を服するを聽したまふ。長老舍利弗不病にして食するを得ざるが如し。若し病にして食せば如法行ずべし。

〔七二〕云何が「剃刀」なるや、世尊は諸比丘に剃刀を畜ふるを聽す。剃髮の爲の故になり。是れを剃刀と名づく。

〔七三〕云何が「剃刀房」なりや。世尊は諸比丘に剃刀房を畜ふを聽す。刀を擧ぐる爲の故なり。

〔七四〕云何が「戸鑰」なりや。世尊は諸比丘に戸鑰を畜ふを聽し給ふ。臥具を護する爲の故になり。若しは衆、若しは自の安隱、僧の爲の故にあり。

〔七五〕云何が「戸鎖」なりや。戸鑰の如し。

〔七六〕云何が「扇柄」なりや。摩尼の扇柄を比丘は畜ふるを得ず。若し得ば取りて佛の枝提、聲聞の枝提に供養すべし。

〔七七〕云何が「傘」なりや、世尊は諸比丘に傘を畜ふるを聽したまふ。雨熱を防ぐが故なり。

〔七八〕云何が「乘」なりや、世尊は老病比丘に乘に乘ずるを聽し給ふ。廣說すること毘尼の如し。

〔七九〕云何が「扇」なりや。世尊は諸比丘に扇を畜ふるを聽す。若しは衆、若しは自〔の爲になり〕。

〔八〇〕云何が「拂」なりや。世尊は諸比丘に拂を畜ふを聽し給ふ。

〔八一〕云何が「鏡」なりや。世尊は諸比丘に照鏡乃至水中を聽したまはず。面眼の病有るを除く。

〔八二〕云何が「歌舞倡妓」なるや。比丘は自ら作すを得ず亦た人に作を敎ふるを得ず。

〔八三〕云何が「香華瓔珞」なるや。佛言く、比丘は香華瓔珞を著くるを得ず。若し得れば取りて當さに佛の枝提、聲聞の枝提に供養すべし、と。

〔八四〕云何が「眼安禪那」なりや。世尊は病比丘に安禪那を畜ふるを聽し給ふ。好の爲の故に著くるを

【七〇】絡嚢＝原文杖絡嚢とあるも絡嚢と讀む十誦律雜法曰、聽老病比丘捉杖絡嚢（張五45左）。

【七一】蒜＝十誦律第三十八卷（張五46右）出。

【七二】剃刀＝十誦律第三十九卷中「聽畜剃刀」（張五50右）。

【七三】剃刀房（同上）。

【七四】戸鑰（張五19左）。

【七五】戸鎖（同上）。

【七六】扇柄＝摩尼珠柄十誦雜法中（張五44）出。

【七七】傘。

【七八】乘＝十誦律第三十八卷、「佛聽乘輦（張五46左）。

【七九】扇十誦雜法中に曰く「聽畜扇」（張五44左）。

【八〇】拂＝十誦律雜法中に曰く、「佛言聽畜拂（張五44左）

【八一】鏡。

【八二】歌舞倡妓。

【八三】香華瓔珞。

【八四】眼安禪那。

熏雨漏の房舍を知事人に與へて住す。佛言く終身知事を得ず。煙熏雨漏の房舍に住を與ふるを得ず。十二年房を與ふるが故に、新と名づく、若し新知事は新に房舍を作り、新に臥具を作らば十二年中僧使はず、或は十一年、或は十年、或は九年八年七年六年五年四年三年二年一年泥を使はずして治す。

[六一]云何が「次第」と、佛比丘に次第上中下に禮拜問訊起迎合掌を聽したまふ。

[六二]云何が「蘇毘羅漿」なりや。佛病比丘に蘇毘羅漿を飲むを聽す、尊者舍利弗病の因緣の如く是の中に廣說すべし、根莖華果蓍藥を取り一器中に著け、酢に漬け已りて淸澄として濁無く朝に受け乃至初夜に飲む後夜も亦前に說けるが如し。

[六三]云何が「屑」なりや。佛諸病比丘に豆屑、赤豆屑、摩修羅屑等を畜ふるを聽す。香を雜ふるを得ず色好を以ての故に畜ふにあらず。若し病めば餘香を合すを得ると。

[六四]云何が「藥」なりや。謂く根莖葉華果の時藥、七日藥にして、世尊諸病比丘に畜服を聽す、若し衆若しは自〔の爲になり。〕

[六五]云何が「漿」なりや。謂く世尊は諸病比丘に八種漿を飲むを聽す。淨漉水にて淨にし已りて飲む。

[六六]云何が「皮」なりや。比丘は皮を畜ふるを得ず、受を得ず、坐臥に用ふるを得ず、革屣を除く。若しは白衣舍に至りて坐を得るも臥を得ず、と。

[六七]云何が「革屣」なりや。世尊は諸比丘に二種の革屣を畜ふるを聽す。謂く一重皮の革屣、芒屣なり。雜色して作を得ず。

[六八]云何が「揩脚物」なりや、比丘は浮石を畜ふるを得ず。

[六九]云何が「杖」なりや王舍城尸陀林中に多く毒虫有り、諸比丘は毒虫の害する所と爲る。佛言く白鑞磨し已れば畜杖を聽す、と。

【六一】次第。

【六二】蘇毘羅漿の十誦の作り方は何等物作蘇提羅漿、佛言、大麥玄麁皮不破少煮著一器中湯浸令酢(張四62左)とある。

【六三】屑。

【六四】藥=十誦律藥法中(張四67右左)出。

【六五】漿=(前出)。

【六六】皮=十誦律第二十五皮革法中「佛言五大皮不應蓄」(張四59左)。

【六七】革屣=十誦律第二十五巻衣法中(張四59右左)出。

【六八】揩脚物=足を洗磨するもの。

【六九】杖=十誦律第三十八巻(張五45左)。

[五四]云何が「阿闍梨」なりや。諸比丘は阿闍梨無く出家し心調伏せず、威儀齊整せず、病人の看る無し。諸の比丘佛に白す。佛言く、諸比丘よ阿闍梨を作るを聽す。當さに教誡看病すべし、と。諸比丘は受具足戒を與ふるを肯ぜず。佛言く、應さに受具足戒を與ふべし、と。

[五五]云何が「近住弟子」なるや。近住の弟子、阿闍梨に親近せず、諸の比丘佛に向つて廣說す。佛言く、近住して當さに阿闍梨に親近し問訊し、隨逐すべし。所作の事は阿闍梨に白すべし。大小行を除くこと前說の如し、と。

[五六]云何が「和上阿闍梨共行弟子」近住弟子なりや。共行の弟子に近住弟子は和上、阿闍梨の所に於いて、父母の如き想をなし、和上、阿闍梨は弟の所に於いては兒子の如き想をなすべし。

[五七]云何が「沙彌」なりや。世尊は沙彌の太だ小ならざるを畜ふを聽す。小とは七歲なり。若し罪を作さば當さに懺悔せしむべし。若し裸形ならば者衣を與ふべし。

[五八]云何が「籌量」なりや。若し始めて住處を作り、寺舍を起す時は、先に當さに籌量すべし。行處成就するや、不や。永く成就するや、不や。經處は成就するや、不や。妨處、難處に非ざるや、不や。鬧亂聲を少きや、不や、と。是の如く觀察し已りて寺舍を起立すべし。若し籌量せずして營事せば罪を得す。

[五九]云何が「臥具」なりや、世尊は諸比丘に氈褥毾毲を畜ふるを聽す。若しは僧に有り、若しは自に有るなり。

[六〇]云何が「營知事」なるや。世尊阿荼毘の寺舍に住し、房舍崩壞するを見已りて、阿難に問うて云く、此の房舍は何を以て崩壞せりや、と。阿難白して言く、世尊よ、六群比丘の知事となり、修治せざる故なり。佛阿難に語りたまはく、更に餘人を知事たらしむべし。若しは小々に治し、乃至地を掃せば便ち止む、修治せざる者は知事たるを聽さず、好く治すれば終身知事たらしむべし、と。煙

【五四】阿闍梨、十誦受具戒法中（張四31左）出

【五五】近住弟子（同上參照）

【五六】和上阿闍梨共行弟子近住弟子。（張四31左）

【五七】沙彌、十誦律受具戒法中說「從今聽能驅烏作沙彌是下七歲」（張四34右）

【五八】籌量＝十誦律第三卷末、四卷初、「僧殘第六無主房戒、有主房戒」參照

【五九】臥具

【六〇】營知事＝十誦律第三十四卷（張五23右）出

不や、と。是の如く問ひ已りて、從つて依止を求むべし。依止を與ふる者も亦た是の如し。

[四七]云何が「受依止」なりや。當さに偏袒右肩にして、兩手に兩足を捉へ已りて當さに是くの如く語るべし、我れ某甲大德に從つて依止を求む、大德は我れに依止を與ふべし、我れ大德を依止し住す、と。第二、第三も亦是の如く說く、彼は應さに答へて言ふべし「好し善い哉」、と。

[四八]云何が「與依止」と、不滿十臘には依止を與ふるを得ず。假へ十臘に滿たしむるも愚にして所知無きものには依止を與ふるを得ず。若し五法成就せば依止を與ふるを得。何等か五なるや、犯、不犯を知り、輕を知り、重を知り、廣く波羅提木叉を誦し已りて人の與めに說く。廣說すること毘尼の如し。

[四九]云何が「捨依止」と、五因緣有り。失依止・還依止・去捨戒・從衆至衆・見本和上なり。

[五〇]云何が「和上」なりや、諸比丘和上無く出家し具足戒を受く。心意調伏せず、威儀齊整ならず、病痛に人の看る無し。諸比丘佛に向つて說く、佛言く、自今和上に依りて出家することを聽したまふ。和上は弟子を教誡し、心に調伏を得しめ、病む時は相ひ看る。後に諸比丘は弟子の病む時看ざりき。佛言く、應さに看るべし、看ざれば突吉羅を犯ず、と。

[五一]云何が「弟子」なりや。諸比丘は和上に依り出家し具足戒を受く。來りて和上に親近せず、諸比丘佛に向つて說く、佛言く、應さに和上に親近し承事問訊し隨逐して行ずべし。作事の時は應に和上に白すべし。和上の所作事は應さに代作すべし。四種を除く謂く大小を行ふと揚枝を嚼むと、界內にて[五二]支提を禮すとなり。

[五三]云何が「供養和上」なりや。應さに承事し供養し問訊し和上を禮拜すべし、所應の作事は應さに疾疾に之を作すべし。懈怠すべからず。和上に慚愧し、和上を恭敬し、下意して善法を求め、過を求めず、和上に過有らば應さに諫すべし。和上病めば應さに看すべし、自事は廢すべからず。

【四七】受依止＝受依止法、十誦律受具戒法中（張四32左）出。
【四八】與依止＝無諸五法滿千歲受他依止得罪（張四33左）
【四九】捨依止（同上參照）
【五〇】和上＝十誦受具戒法中（張四31左）
【五一】弟子（同上）
【五二】技提は「支提」と讀む。
【五三】供養和上（同上）

三九 云何が「蒲闍尼」なりや。五種有り。世尊は諸比丘に烏陀那貴摩沙曼陀若しくは魚肉等を噉ふを聽したまふ、是れ蒲闍尼と名づく、蒲闍尼を食ふ時治病想・服藥想・糞屎想すべし。

四〇 云何が「鉢」なりや。世尊は諸比丘に二種鉢を畜ふるを聽す。鐵鉢・瓦鉢なり。八種鉢は畜ふるを聽さず。

四一 云何が「衣」なりや。世尊は諸比丘に七種の衣を畜ふるを聽したまふ。淨施を聽さず。謂く僧伽梨・鬱多羅僧伽・安且婆娑・雨衣・覆瘡衣・尼師檀・養命衣なり。是れを衣と名づく。

四二 云何が「尼師檀」なりや。世尊は諸比丘に畜ふるを聽したまふ。諸比丘は尼師檀を畜ふ、僧、臥具を護るが故に、尼師檀無く僧臥具に坐するを得ず。

四三 云何が「鍼」なりや。世尊は諸比丘に二種の針を畜ふるを聽したまふ、鐵針・銅針なり。是れを針と名づく。

四四 云何が「針筒」なりや。世尊は諸比丘に針筒を畜ふるを聽す。針を擧ぐる爲の故に、無慚愧人に與ふべからず、沙彌に與ふるを得ず。

四五 云何が「依止」なりや。世尊の所説に客來せる比丘は應に先に洗足し消息すべからず。先づ當に依止を求むべし、爾の時一客比丘の來る有り。佛の制戒を聞く。客來比丘は先に洗足消息を得ず、先に依止を求むべし、と。此の比丘の體疲極し依止を求覓して、迷悶し地に倒れて卽便に命終す。諸比丘佛に向つて廣說す。佛言く、諸比丘の衣鉢を脫し足塵を拭ふを聽す、洗足し已りて二三日にして然る後に依止を求むべし、と。爾の時に諸比丘趣を得て便ち依止す。彼れ善法に於いて運轉す。佛言く、趣爾にして依止を得ず。當に好く籌量し能く善法を增長する者ならば然る後に依止すべし。依止の時は當に餘の比丘に問ふべし。此の比丘は何に似るや、戒德有りや、不や。能く教誡するや、不や、眷屬は復た何に似るや、諍訟有ること無きや、不や。能く相ひ教誡するや、

【三九】蒲闍尼。
【四〇】鉢。
【四一】衣。
【四二】尼師檀。
【四三】針。
【四五】針筒。
【四六】依止。

〔二七〕云何が「說欲淸淨」なりや。受欲淸淨の比丘は僧中に到り彼の比丘の爲の故に欲淸淨說くべし。若し說けば善し。說かざれば突吉羅を犯す。恭敬和合せざるが故にと。

〔二八〕云何が「偸婆」なりや。佛は髮爪にて偸婆を作るを聽す。給孤獨長者の因緣の毘尼中に廣說するが如し。是れを偸婆と名づく。

〔二九〕云何が「偸婆物」なりや。謂く偸婆の田宅なり。彼處に偸婆を建立す。

〔三〇〕云何が「偸婆舍」なりや。謂く殿舍樓閣若しは木・鍮・石・白鑞・鉛・錫等なり。

〔三一〕云何が「偸婆無盡功德」なりや。毘耶離の諸商客は世尊の爲に偸婆を起す。偸婆を起し已りて復た偸婆の爲めの故に多く諸物を施す。諸比丘是の無盡物を受けず。卽ち以て佛に白す。佛受くるを聽したまふ、優婆塞の淨人をして知らしむ。若しは利用を得て偸婆を治し、或は偸婆を作せと。

〔三二〕云何が「供養偸婆」なりや。土摶・白灰・朱砂なり。

〔三三〕云何が「莊嚴偸婆」なりや。莊嚴偸婆とは繒綵安牧、迦頭鳩羅俱給耶、俱脂跛劍旛幢金銀琉璃珂石珊瑚虎魄馬瑙眞珠摩尼赤珠玫瑰沈水梅檀末香塗香燈華是の如き等及び諸の妙物莊嚴なり。

〔三四〕云何が「偸婆香華瓔珞」なりや。伎樂香華末香塗香燒香禮拜は塔の爲の故に、比丘結鬘を得る。

〔三五〕云何が「有食」なりや。若し比丘寺中に住して食を得るなり。

〔三六〕云何が「粥」なりや。世尊は諸比丘に粥を噉すを聽したまふ、粥を啜るに聲を作すを得ざるなり。

〔三七〕云何が「佉陀尼」なりや。佛諸比丘に九種佉陀尼を噉すを聽したまふ。華佉陀尼・華佉陀尼・果佉陀尼・胡麻佉陀尼・油佉陀尼・麵佉陀尼・糖佉陀尼・根佉陀尼・石蜜佉陀尼なり。此の九種佉陀尼を食する時は拍々聲を作すことを得ず。

〔三八〕云何が「含消」なりや。含消に五種有り。世尊は諸比丘に服することを聽したまふ。謂く酥・油・蜜・糖・醍醐なり、含消藥を服する時は治病想・服藥想・糞尿想・隨腦想すべし。

【二七】說欲淸淨（同上）。
【二八】偸婆＝祠。
【二九】偸婆物。
【三〇】偸婆舍。
【三一】偸婆無盡功德。
【三二】供養偸婆。
【三三】莊嚴偸婆。
【三四】偸婆香華瓔珞。（原文）供養偸婆の四字は偸婆香華瓔珞の六字と爲す。
【三五】有食
【三六】粥＝原文吃粥は啜粥と讀む。
【三七】佉陀尼。
【三八】含消。

一九 云何が「與欲」なりや。病比丘は僧中に到ること能はず。應に與欲すべし。若し不病にて欲せば突吉羅を犯す。若し十難の因緣有らば應に與欲すべし。如何なる難起るも亦た與欲すべし。與欲者は欲を與へて與欲を成す。比丘に與欲し、答へて言く、爾り、と。與欲を成す。我が與めに欲を説け、と。與欲を成す。當に汝に欲を與ふべし、と。與欲を成す。身動して、與欲を成す。口を動かして、與欲を成す。若し身口動かざれば僧中に到れ、若し動くに堪えざれば一切の僧は應に就くべし。別に僧事を作すべからず。若し別に僧事を作さば事に隨つて犯なり。

二〇「受欲」、「説欲」は前の自恣説の如し。

二一 云何が「清淨」なりや。清淨者は無罪なり。

二二 云何が「與清淨」なりや、廣説すること前の與欲の如し。

二三「受清淨」も「説清淨」も亦自恣の如く説く。

二四 云何が「欲清淨」なりや。若し僧の布薩羯磨する時は欲及び清淨なり。

二五 云何が「與欲清淨」なりや。布薩の時に比丘は病みて僧中に到る能はず、當に清淨を與欲すべし。若し不病にて與欲清淨すれば突吉羅を犯す。若しは命難・梵行難及び八因緣難起らば當に與欲清淨すべし。如何なる難起るも亦應に與欲清淨すべし。清淨を與欲するものは清淨比丘に與欲すべし。清淨を與欲せん、と。答へて言く。爾り、と。我れに説欲清淨を與へよ、と。當に汝に欲清淨を與ふべし、と。身動じ、口動ずれば彼れは一一與欲清淨を成す。若し身口不動ならば應に將に僧中に到るべし。若し動に堪えざれば一切僧は應に就くべし。別に布薩羯磨を作すべからず。

二六 云何が「受欲清淨」なりや。若し、比丘にして、比丘の邊より欲清淨を受く。受欲清淨者は應に是の如く界內に取るべし。界外に非ず、若し命難・梵行難・乃至八難中一一の難起らば持して界外に至るも欲清淨を失はず。

【一九】與欲＝(同上)語是比丘言。與欲來。若言與欲。是名得欲。若言爲我向僧說欲是名得欲。若身動與是名得欲。若口言與是名得欲、若不與口不與是名不得欲(張四41左)。

【二〇】受欲、說欲＝(同上)。

【二一】清淨＝(張四41右)。

【二二】與清淨＝(同上)。

【二三】受清淨、說清淨＝(同上)。

【二四】欲清淨(張四41左)。

【二五】與欲清淨(同上)。

【二六】受欲清淨(張四42右)。

と聞と疑なり。何を以ての故なりや。佛諸比丘をして自恣せしむるは、諸比丘をして孤獨ならざらしむるが故に、各々をして憶罪せしむるが故に、憶罪し已り、發露悔過するが故に、苦言を以て調伏するが故に、而して清淨無病安隱を得るが故に、自意喜悅するが故に、我れ清淨無罪となるが故なり。

[一四]云何が「與自恣欲」なりや。若し比丘病みて自恣處に到らずば、若しは不病にして去らずば突吉羅を犯ず。若しは恐怖、若しは命難・梵行難有り、若しは八難・九難の一一の難起らば自恣處に往くを得ず。應に自恣欲を與ふべし。如何なる難起るも亦自恣欲を與ふべし。

[一五]云何が「取自恣欲」なりや。若し人を以つて比丘の所に到り自恣欲を取るには、〔受欲者は〕應に是の如く界內に取るべし、界外に非ずして欲を取り已るべし。若しは界內に大怖難・命難・梵行難等八因緣の中一一難起る有らば爾の時は界外に出づるも欲を失せず、と。

[一六]云何が「布薩」なりや。半月半月なり。諸比丘各々自ら身を觀じ、前半月より今月半に至る中間に犯戒せざるや、と。若し犯を憶する者は同意比丘の所に於て發露懺悔すべし。若しは同意を得ざれば念を作すべし。若し同意を得たらんに發露懺悔すべし、と。是の罪を除いて、餘の清淨なるは僧と共に同じく布薩を作す。是れを布薩と名づく。

何を以ての故に布薩と名づくるや。諸惡不善法を捨て、煩惱有愛を捨て、清淨白法を證得し、梵行事を究竟するが故に、布薩と名づく。

[一七]云何が「布薩與欲」なりや。謂く、病比丘は布薩の時僧中に到ること能はず、應に與欲すべし。若し不病にて與欲せば突吉羅を犯ず。

[一八]云何が「受欲」なりや。廣說すること前說の如し。欲も亦前の如し。何を以ての故に欲と名づくるや。欲とは所作事樂しく施喜し、如法僧事に共同するなり。

【一四】與自恣欲＝十誦律第二十三卷自恣法中(張四46右)出。

【一五】取自恣與＝(同上)。

【一六】布薩＝十誦律第二十二卷七法中布薩法(張四39以下)。

【一七】布薩與欲(張四41左)。

【一八】受欲＝(同上)。

〔六〕云何が「山中の淨」なりや、山とは樹なり。樹とは枝葉相接し華果相接す。而一拘盧舍は三衣を處に隨ひ著けて過し明相出づ。

〔七〕云何が「堂淨」なるや、若し僧伽藍中にては上座より次第に坐す。

〔八〕云何が「國土淨」なりや、若しは鬱單越に在りて閻浮提の時食を用ふ、若しは閻浮提の時は鬱單越中の夜なり。一切の餘方も亦閻浮提の時食を用ふ、と。

〔九〕云何が「邊方淨」なりや、俱祇國にては受食を知らず諸の神通比丘彼所に至りて乞食す、彼の人食を取りて地に著けて授與するを肯せず。諸の比丘云何すべきかを知らず、乃至佛に白す。佛言く、諸比丘に五種の受法を聽す、謂く手從手受・器從器受・衣從衣受・餘身分從餘身分受・放地空なり。是れ邊方淨と名づく。

〔一〇〕云何が「方淨」なるや、雪寒處にては諸比丘の鞾履を著け鞜鞨を著くるを聽す。餘國は聽さず。諸比丘に複衣を著けしめ、餘處は聽かず。阿槃提國にては諸比丘は皮を用ひ、常に洗浴するを聽す、餘方は聽さず。亦た律師等五人にて具足戒を受くるを聽す。餘處は聽さず。

〔一一〕云何が「衣淨」なりや、世尊は諸比丘に十種衣を聽す、謂く羊毛衣・紵麻・芻摩・頭鳩羅・劫貝・俱陀炎波・兜那劍俱耽波劍・俱脂羅劍阿波羅哆劍なり。此の十種衣は三壞無し已れば受持すべし。

〔一二〕云何が「酢漿淨」なりや、諸比丘病みて諸醫師に問ふ、醫師言く、漿を飲めば差るを得べし、と。乃至佛言く、應さに酢漿を作るべし、と。作法は米汁を取り溫水に之を和し一處放ちて酢とし已ればく、須ゆるものは受用すべし。若しは漿清澄にして濁無く、囊を以て漉して、清淨なること水の如くんば、地了より受け已つて日沒に至りて飲むを得。初夜に非ず。初夜に受け初夜に飲み乃至後夜受け後夜飲む。

〔一三〕云何が「自恣」なるや。若し比丘自恣の日には一處に集在す。僧中にて三處を自恣す。謂く、見

【六】山林中淨＝尼薩耆波夜提第二、離三衣戒中の衣界、中「樹」の相當す、（張三31左末）。
【七】堂淨＝次第着座。
【八】國土淨。
【九】邊方淨
【一〇】方淨＝十誦律第二十五皮革法中（張四59右）。
【一一】衣淨。
【一二】酢漿淨＝十誦律には蘇提漿の作法を擧げて「佛言以大麥去麁皮。不破少煮。著一器中湯浸令酢。晝受晝服夜受夜服ヾ應過時分服」とあり。（張四62左）。
【一三】自恣＝十誦律第二十三卷「從今聽夏安居竟諸比丘一處集應三事求他說自恣何等三若見若聞若疑罪（張四45左）。

卷の第六

[一]云何が「摩訶鞞波提舍」なりや。四摩訶鞞波提舍有り。若し一比丘有り來り所說して言く、是れは修多羅なり、毘尼なり、阿毘曇なり、我れ佛口より是の法を受く、と。諸比丘は當に是の語を取りて是非を得ざれば、當に修多羅、毘尼、阿毘曇の中に覓むべし。若し彼と相應せば當に其の人を稱歎すべし、善い哉長老善く受持す、と。若し相應せざれば當に彼に語りて言ふべし、此れは佛語に非ず、修多羅、毘尼、阿毘曇に非ず、汝は善く解せず、と。二人、三人、大衆の來りて所說するも亦是の如し。

何を以ての故に、摩訶鞞波提舍と名づくるや。答ふ、大清白の說、聖人なり。聖人の說く所は法に依るが故に、法相に違せざるが故に、弟子無畏の故に、非法を斷伏するが故に、正法を攝受するが故に、摩訶鞞波提舍と名づく。

[二]上と相違するを迦盧鞞波提舍と名づく、何を以ての故に、迦盧鞞婆提舍と說くや、諸弟子の爲に善く無畏を說かんが故に、正法を持せんが故に、後世未法中諸の惡比丘增す爲の故に、是れ佛語にして彼は佛語に非ずとせんが故なり。故に迦盧鞞波提舍と名づく。

[三]云何が「等因」なりや、謂く、藥なり。若しは根・莖・葉・華・果の藥等は病因と相應するが故なり、故に等因と名づく。

[四]云何が「時雜」なりや。卽日時藥を受け、卽日に非時藥、七日藥・終身藥を受くる は 時雜なり、時に應じて服すべし。藥攝の故に。

[五]云何が「園林中淨」なりや。若し比丘園林中に金銀有らば、是の念を作すべし。主有れば來り取れ、と。

【一】 摩訶鞞波提舍＝本書に依れば四大鞞波提舍とは大清白說聖人なりとして居り、その實質的な內容としては修多羅(經)毘尼(律)阿毘曇(論)の三者を上げて居るのみで所謂四種の鞞波提舍とは何物かが明らかでない。然るに南傳大般涅槃經には四鞞提舍を說く、漢譯の相當文を見ると、我滅度後若有諸比丘言(一)我自佛口受是法是律—(二)我所止得依聖衆有法戒者面受—(三)我面從耆舊長老口授—(四)我得近賢才高明知達福慧衆所宗事面從—云云(是十40左)とある。無論、本書の目指して居るものと同一とは言へないが參照して見るべきであらう。

【二】 迦盧優波提舍＝迦盧とは惡又は黑の意味である。是れは非法鞞波提舍の義である。

【三】 等因(十誦律藥法張四61以下)。

【四】 時雜(十誦律藥法張四69參照)。

【五】 園林中淨＝波夜提五十八戒捉寶戒(參照)。

如是淨とは界外に衆羯磨を成じ、界内に隨喜す。佛言く、突吉羅を犯ず、と。瞻婆國の羯磨事中に是の罪を制す。

隨喜淨とは界外にて先に語らず、羯磨を作す、作し已りて來りて語りて、隨喜せよ、と。佛言く、突吉羅を犯ず、と。亦瞻婆にて是の罪を制す。[一二七]

生酒淨とは穀にて作る酒未だ熟せざるを飲むを得。佛言く、飲めば波夜提にして、枝提國にて娑伽陀比丘に因り此の戒を制す。[一二八]

「修習淨」とは殺生を修習す。殺生を修習せざるは、殺生に罪無し。佛言く、事に隨つて犯ず、と。

縷尼師檀淨とは頭縷に接せず、佛言く、縷に接せざれば波夜提を犯ず、と。迦留陀因緣にて此の罪を制す。[一二九]

金銀淨とは毘耶離諸比丘自手にて金銀を受く、佛言く、受くるとは波夜提なり、と。王舍城にて此の罪を制す。[一三〇]

毘耶離諸比丘是の十事を行ず。七百比丘集りて是の罪を滅す。

[一三一]云何が「毘尼因緣」なりや。謂く、[一三二]二波羅提木叉、[一三三]毘崩伽、[一三四]十七毘尼事、[一三五]七法、[一三六]八法、[一三七]善誦、[一三八]增一、[一三九]散毘尼共戒、[一四〇]不共戒なり。

【一二八】是れも飲酒戒の解釋には未熟不濁は飲み得る筈である。

【一二九】過量尼師壇(波夜提89)

【一三〇】此れば七百集法毘尼の最大の理由となったもので、これが波逸提第五十八、捉寶戒に當る。

【一三一】毘尼因緣＝律廣說。

【一三二】二波羅提木叉とは比丘、比丘尼の波羅提木叉である。

【一三三】毘崩伽とは波羅夷より衆學に到る律廣說で犍度分に對す。然し、この毘崩伽なる文句は北傳になく、南傳律藏が毘崩伽、犍度、波種婆羅と分たるゝを見るのみ、今此處に、此の音字で(毘崩伽)として出でて居ることとで律を經分別と犍度分に分けることは律元來の分割名稱であったことも知られる。(十誦一卷—二十卷)。

【一三四】十七毘尼事＝波羅夷、僧殘の廣說である。南傳は十七事と波逸提の兩部に分つ、此處にも南傳に近き分け方が見られる。(一卷—四卷)

【一三五】七法は受戒、布薩、自恣、安居、度革、醫藥、衣の七犍度分である。(十誦二十一卷—二十八卷)

【一三六】八法とは伽絺那衣、俱舍彌、瞻波、般茶盧伽、僧殘悔、臥具諍事、雜事の八犍度分である。(十誦第二十九卷—四十一卷)此の七法と八法も南傳の大品と小品二部の分け方に似て居る。

【一三七】善誦、五百集法、七百集法なり。

【一三八】增一十誦增一法(第四十八—第五十一卷)

【一三九】散毘尼は第六十一卷末「毘尼中雜品」に相當せん。

【一四〇】共戒は比丘と比丘尼共通の戒であり、不共戒は不共の戒である。

[119]云何が「作衣」なりや。十種衣は三種にて色を壞して用ふ。

[120]云何が「果食」なりや。毘耶離中の衆多の果を諸比丘私かに取りて食す。乃至佛言く、私かに取りて食するを得ず、當さに等分すべし、と。果を分つ時は一人にて二人三人の分を受け高聲大聲す。乃至佛言く、分つを得ず、若し淨人有らば五沙門淨を作し已りて彼より食を受けよ、と。

[121]云何が「非人食」なりや。諸比丘天上の金銀琉璃地堦道行坐臥を聽す、器中の食を聽す。是れを非人食と名づく。

[122]云何が「五百集毘尼」なるや。佛般涅槃して久しからず、五百の比丘、王舍城に集り已りて、一切修多羅毘尼阿毘曇を撰集す、と。

[123]云何が「七百集滅」なるや。佛般涅槃の後一百一十年にして毘耶離の諸比丘の十惡事起す。法に非ず、毘尼に非ず、佛教に非ず、佛法を離れ、毘尼阿毘曇の法相と相違す、是を以て淨を爲す。何等を淨と爲すや。謂く、鹽淨・二指淨・聚落淨・鑽酪淨・如是淨・隨喜淨・生酒淨・習淨・縷尼師檀淨・受金銀淨なり。

云何が鹽淨なる。自壽を盡す迄以て鹽の雜食を受持して食するを得、と。佛言く、食すれば突吉羅を犯す、と。佛舍衞國に在りて藥法中に是の罪を制す。[124]

二指淨とは食し自恣し已りて二指なるも桃食を得と。佛言く、食すれば波夜提を犯す、と。佛毘耶離に在す、食法中是の罪を制す。[125]

聚落淨とは一聚落にて食を請け、已りて自恣し、復た餘の聚落に至り食するを得、と。佛言く、食せば波夜提にして佛毘耶離に在り食法中是の罪を制す。[126]

鑽酪淨とは、食し自恣竟りて復た鑽酪を已に得して飮むなり。佛言く、飮む者は波夜提なり、と。佛毘耶離にあり、食法中に是の罪を制す。

【一一九】作衣＝「(波夜第五十九新衣戒、衣法張四70以下參照)

【一二〇】果食＝十誦藥法中(張四67)。

【一二一】非人食＝天上物

【一二二】五百集毘尼(十誦第六十卷出)・

【一二三】七百集滅(十誦第六十一卷出)。

【一二四】鹽には十種あり藥として用ふるをゆるす。この鹽淨は鹽を以つて漬物として貯へ食することを意味するもので、此れに相當する巴利文には「シンギローナカッパ」とあり「鹽あるの意である。これは五分が畺鹽淨と言ふ、のが正しいと思ふ。卽ち畺の鹽漬である。

【一二五】波夜提中(第三十七)非時食、

【一二六】此れは同上第三十一展々食、

【一二七】以上兩者は十誦第三十瞻波法初を指す。然し、合法的な一住處二說戒は認めらるゝのであるから、嚴密に解釋すれば罪となるかは問題である。

り。是れを攝物と名づく。

一〇六 云何が「不攝物」なりや。若しは聚落、阿練若處の他の攝せず、若しは男・女・非男・二根を攝せざるものなり。是れを不攝物とす。

一〇七 云何が「比丘不從他受而得受用」なりや。一切の可食物を除く、水揚枝を除く。是れを不從他受なり、と。

一〇八 云何が「死比丘衣」なりや。死比丘の衣は、五衆は分受用を得。

一〇九 云何が「成衣」なりや。若しは五年の大會に衣を得衣を作す。

一一〇 云何が「糞掃衣」なりや。五種有りて比丘は取るを得。火燒・牛嚼・鼠嚙水衣・産衣なり。

一一一 云何が「灌鼻」なるや。佛病比丘の灌鼻を聽す、尊者畢陵伽婆蹉の如し。是の事應さに廣說すべし、と。

一一二 云何が「灌下部」なりや。比丘は、下部に灌ぐを得ず、灌げば偸羅遮なり、不犯とは灌便ち病差なり。

一一三 云何が「刀」なりや。病比丘刀を用ひて病を治するを得ず。若し治せば偸羅遮なり。不犯とは餘藥にて治せず、刀治して差ゆるを得るものなり、と。

一一四 云何が「剃毛」なりや。鬚髮を除き餘の身分の毛を剃れば突吉羅なり。

一一五 云何が「剃髮」なりや。比丘は應さに次第に剃髮すべし、下座剃髮し已りて、下刀上座を起たしむるを得ず。起たしむれば突吉羅なり。

一一六 云何が「噉」なりや。謂く、五種々子と。

一一七 云何が「淨」なりや。謂く、五種淨なり、と。

一一八 云何が「食」なりや。五種淨の已食及び八種漿の清淨にて濁らさるなり。

【一〇六】不攝物＝同上參照、無主物なり。

【一〇七】不從他受得＝除可食物。

【一〇八】取死人物＝十誦、衣法中（張四76左）雜法中（張五53左）。

【一〇九】成衣＝尼薩耆波夜提第十四減六年作三衣戒あり。

【一一〇】糞掃衣＝十誦律衣法（張四70右）出。

【一一一】灌鼻＝鼻洗畢陵伽婆蹉眼病者として說かる。（張四61張五49左）尙ほ四波羅夷中の殺戒に灌鼻液を墮胎罪の手段として居る。

【一一二】灌下部＝灌腹の如きか、是れも殺戒中の墮胎の方法として出て居る。

【一一三】刀＝刀割治病なり十誦（張四63末）に出づ。

【一一四】剃毛＝鬚髮は十誦三十九卷（張四五50）に出ず。

【一一五】剃髮（同上）。

【一一六】噉＝五種噉食（波夜提第三十九、第四十參照）。

【一一七】淨＝五種淨食（同上）。

【一一八】食＝（同上、波夜提中飮酒戒、藥法張四63）參照、漿の濁りて醱酵せるは不淨なり。

九六 云何が「受迦絺那」なりや。若し此の住處にて迦絺那を受けんには、界內一切の衆僧當さに集るべし。同戒同見淸淨の故に、又復た餘處の比丘の某處に迦絺那衣を受くると聞かば發して隨喜を受くべし。

云何が不受迦絺那衣と、上と相違して不受と名づくと。

九七 云何が「捨迦絺那」なりや。八種有り。廣說すること毘尼の如し。

九八 云何が「不捨迦絺那衣」なりや。上と相違するも亦不捨と名づくと。

九九 云何が「重物」なるや。謂く、木牀乃至阿珊提等、木竹及び餘物にて作す者、藨席机褥瓦器等の物は是れ重物と名づく、と。

一〇〇 云何が輕物と謂く金銀銅鐵の牀等の金銀銅鐵の器鉢衣物等を是れ輕物と名づく、と。

一〇一 云何が「可分物」なるや。謂く死比丘が三衣持し、看病人に與ふ。重物を除き餘の一切の輕物は分つべし。謂く、鐵器、鉢、絡囊、銅器、戶鈎、刀鉞、鑷、剪、爪刀、香爐、香、匙、香器斧、鑿、等是の如きの物は可分なり。

一〇二 「不可分物」とは、重物なり。重物は分つべからず。謂く、木牀乃至瓦器等は分つを得ず、持して四方僧物と作す。若しは染汁は四方僧の來る者は共に染衣す。五大妙色を除く。金牀は物と轉易し已らば分に分つべし。銅牀も亦是の如し。木牀等は四方僧の共用なり。又復た五事は、比丘は賣るを得ず、人に與ふるを得ず、分破するを得ず、何者か是れなるや。謂く、園林寺舍臥具園寺舍地なり。

一〇三 云何が「人物」なりや。世尊は諸比丘の、僧の爲の故に園林を受くるを聽す。一人の爲には非ず。

一〇四 云何が「非人物」なりや。謂く、象・馬・駱駝・秦牛・水牛なり、世尊は塔の爲に僧の爲の故に受くるを聽す。

一〇五 云何が「攝物」なりや。若しは他の攝する所、若しは聚落・阿練若處・男・女・非人の所攝のものな

【九六】受迦絺那＝受迦絺那衣法は十誦加絺那衣法の初（張四80右）に出ず。
【九七】捨迦絺那＝八事は（張四81右初）に出づ。
【九八】不捨迦絺那衣（同上參照）。
【九九】重物＝十誦律第二十六卷衣法（張四76左）。
【一〇〇】輕物＝十誦律第二十八卷衣法中出（張四76右）。
【一〇一】可分物＝輕物に同じ。
【一〇二】不可分物＝重物に同じ。
【一〇三】人物＝竹園奉施は四方僧の爲とさる。（張五20右左）。
【一〇四】非人物＝象馬等施物。
【一〇五】攝物＝他攝物（盜戒參照）有主物の意なり。

諸比丘結し已りて淨人をして食を作らしむ。淨人、沙彌自ら食し已りて少しくを諸比丘に與ふ。諸比丘食少きが故に身體羸痩す。乃至、佛言く、是の如く、飢儉の時は諸比丘は自ら食を作すを聽す、と。二處の內宿內熟を捨す。乃至儉の時未だ過ぎざれば自ら食を作せ、と。

[88]云何が「捉食」なるや。比丘慚愧無きが故に食を捉ふ。

[89]云何が「受食」なるや。若し比丘は男女黃門二根等より受く。

[90]云何が「惡捉」なりや。自手にて食を捉へ已りて、復た他より受く。

[91]云何が「受」なるや。諸比丘食し已り自恣にて殘食法を受け而して食す。

[92]云何が「不受」なるや。食し已りて未だ自恣ならずして諸比丘の食を持し出づるを聽す。飢儉の時の如し。食已りて自恣ならず、殘食法を受けずして食するを得、殘食法を受けずして食果を聽す、謂く胡桃等なり。

[93]云何が「不捨」なりや。毘耶離の飢儉の時聽す。

[94]云何が「水食」なりや。長老舍利弗血病にして良師言く藕を食へば差るを得、と。爾の時尊者大目犍連曼荼羅池中にて藕を取り來りて尊者舍利弗に與ふ、舍利弗少許を食し已りて諸比丘に與ふ。諸比丘食せず。我等已に自恣竟る、と。諸比丘佛に向つて廣說す。乃至佛言く、飢儉の時食し已りて自恣に殘食法を受けず藕を食するを聽す、と。

[95]云何が「捨」なるや。飢儉と已に過ぐ世尊毘耶離より諸國を遊行し、漸く舍衛國に至る、爾の時に世尊阿難に問ふ、我れ毘耶離にて諸比丘八事を聽せり、內熟乃至藕等なり。諸比丘は故らに是の事を行ずるや。阿難佛に白して言く、世尊よ或は行ずる者有り、行ぜざる者有り、と。爾の時に世尊は諸の比丘僧を集め、僧集まり已りて諸居士に語る、我先に毘耶離に八事を聽す、爾の時は飢儉の故に非豊時として聽せり。自今已去は聽さず。食せば罪を得、と。是れを捨と名づく。

【九〇】捉食＝衆學六十五に「手に飯食を把りて食せずと應に學すべし」と言ふ。把らば突吉羅である。

【九一】受食＝男女黃門二根。

【九二】惡捉＝註90參照

【九三】受＝殘食法なり。波夜第三十八に食殘食戒あり、

【九四】不受＝不受殘食而食。十誦律藥法中に、飢饉時に「諸比丘食竟持殘食去是名持食去食」とある張（四66左）

【九五】不捨＝（同上參照）

【九六】水食＝藕は池中物である。十誦藥法に「舍利弗熱血病藥師語言應池中物」とあり、ついで目犍連の藕採取を書く（張四66左）。

【九七】捨＝十誦同上連文（張四67右）

〔七七〕云何が「罪聚」なりや。謂く一切罪にして、不善の所攝なり。

〔七八〕云何が「出罪」なりや。汝長老よ如是、如是の罪を犯せり。當さに發露懺悔すべし、覆藏する莫れと、是れを出罪と名づく。

〔七九〕云何が「憶罪」なりや。長老よ汝は是の如き是の如きの罪を犯せり當さに憶念すべし、となり。

〔八〇〕云何が「鬪諍」なりや。若し見・聞・疑の罪にして不共語ならば是れ鬪諍と名づく。

〔八一〕云何が「止鬪諍」なりや。五因緣を以てす。何等か五なりや、我れ汝に語り、我れ汝に説き、我れ汝の罪を出し、我れ汝をして憶せしめ、汝我れを聽く、是れを止鬪諍と名づくと。

〔八二〕云何が「求出罪」なりや。前に説けるが如し。是れを求出罪と名づく。

〔八三〕云何が「遮、布薩」なりや。十種の遮布薩あり。廣説すること毘尼の如し。

〔八四〕云何が「遮自恣」なるや。四非法と四如法と有り。非法とは無根戒・不淨人・惡威儀人・邪命人なり。上と相違す、如法遮自恣と名づくと。

〔八五〕云何が「内宿食」なるや。若しは界内に淨地を結せざるに、食が界内に在れば、比丘は食するを得ず、是れ内宿と名づく。若し淨地を結し、食が淨地に在らば食するを得。

〔八六〕云何が「内熟」なるや。若し比丘にして、界内に淨地を結せずして、界内にて食熟せば、比丘は食するを得ず。是れを内熟と名づく。

〔八七〕云何が「自熟」なるや、爾の時に毘耶離は飢儉にして諸居士諸比丘に食を作して與へんと欲す。便ち是の言を作す。我等若し人をして作らしめば、當さに多く人有りて此の食を食し及び親里等は來り索ん、と。諸比丘の道業就かざるを見て(佛)言く、此の米は淨人をして食を作さしめ竟りて食すべし、と。諸比丘好く看檢せず。諸の客比丘の來れる者に當さに相分たんとす、諸比丘與ふる食少なくて身體羸瘦す。乃至、佛言く、諸比丘は界内に淨地を結して已りて食を作ることを聽す、と。

【七九】罪聚＝一切罪。

【八〇】出罪＝應發露。

【八一】憶罪＝憶念自犯。

【八二】鬪諍＝十誦律瞻法（張四89右）結罪相論アリ。

【八三】止鬪諍＝五法止諍。

【八四】出罪。十三僧殘の求出罪、十誦律三十二卷悔法（張五7）參照

【八五】遮説、波羅提木叉＝十誦律第二十二卷七法中、布薩法第二、中（張四41右左）

【八六】遮自恣＝十誦律第二十三七法中自恣（張四51右左）

【八七】内宿食＝淨地を決するは白二羯磨に依る。十誦律二十六卷（張四66右）

【八八】内熟＝（同上）

【八九】自熟＝十誦第二十六醫藥法中出（張四66左）

徳利なりや。比丘の別住は下意調伏なり。是の故に摩那埵別住は功徳利なり。

何を以ての故に本日治調伏なりや。調伏とは諸比丘をして是の長老を知らしめ、是の如きの熾盛なる煩惱の犯せる罪をば慚愧し、更に作さゞらしむるが故なり。是れを本日治調伏と名づく。

何を以ての故に阿浮呵那は是れ摩那埵功徳利なるや。已に調伏して、清淨を求む、自ら出罪を求む。諸比丘言く、是の比丘清淨を求め、出罪を求むと。是れは賢善比丘なり。我等當さに與めに阿浮呵那を作すべし、と。是の故に阿浮呵那は是れ摩那埵の功徳利なり。

何を以ての故に、阿浮呵那は是れ清淨なるや、已に起ちて清淨無罪を得ず。世尊の所說の如くんば、二種比丘は清淨なるを得、一には謂く、不犯罪なり。二には謂く、罪を犯すも如法に懺悔するなり、と。是の故に阿浮呵那は是れ清淨なり。

六七 云何が「覓罪」なるや、若し比丘犯戒し、犯戒し已りて自ら說き後に說かされば覓罪を與ふ、白四羯磨なり是れ覓罪と名づく。

六八 云何が「戒聚」なりや。戒身は卽ち戒聚なり。

六九 云何が「犯聚」なりや。波羅夷・僧殘・波夜提・波羅提々舍尼・突吉羅を犯す、是れ犯聚と名づく。

七〇 云何が「不犯聚」なりや、作さず若しは犯すも如法に懺悔せるは、通ず是れ不犯聚なり。

七一 云何が「輕罪」なりや。謂く懺悔すべきものなり。

七二 云何が「重罪」なりや。謂く懺悔すべからざるものなり。

七三 云何が「有餘罪」なりや。後四篇なり。謂く僧殘・波夜提・波羅提々舍尼・突吉羅なりと。

七四 云何が「無餘罪」なりや。謂く初篇なり。

七五 云何が「邊罪」なりや。謂く四波羅夷なりと。

七六 云何が「麁罪」なりや。四波羅夷と僧伽婆尸沙なり。

【六七】覓罪相羯磨(張四28右)。

【六八】戒聚＝戒身、の身に伽耶にて聚の義なれば戒身は戒聚と同義となる。波羅提木叉を指すなるべし。

【六九】犯聚＝此處に六篇を上ぐるも、當然五篇七聚の義なるべし。

【七〇】不犯聚＝各戒の廣說の終りには必ず不犯の文あり。僧殘以下四篇六聚はすべし懺罪を得る。

【七一】輕罪＝普通は衆學法なれ共も、これは後の重罪に依れば波羅夷以外を言ふものの如し。

【七二】重罪＝懺悔すべからざるものは、波羅夷法なり。

【七三】有餘罪これは波羅夷に對して言一は僧殘が眞實の有餘罪である。

【七四】無餘罪＝波羅罪。

【七五】邊罪＝極罪の意で波羅夷。

【七六】麁罪＝麁惡罪で波羅夷と僧殘。

〔五七〕云何が「苦切羯磨」なるや。若し比丘にして鬪諍し、僧白四羯磨を作して與ふを、是れを苦切羯磨と名づく。
〔五八〕云何が「驅出羯磨」なるや。他家を汚染したものに驅出を作して白四羯磨を與ふ。
〔五九〕云何が「折伏羯磨」なるや。若し比丘にして檀越を毀呰せるは、懺悔せしむ、彼れに故らに白四羯磨をなす。
〔六〇〕云何が「不見擯羯磨」なるや。若し比丘犯罪し已りて、問言するも不見罪なるものに、與に不見擯白四羯磨を作す。
〔六一〕云何が「捨擯羯磨」なるや。比丘にして、犯罪し、如法に懺悔せば白四羯磨を作して擯を解く。
〔六二〕云何が「惡邪不除擯」なるや。若し比丘にして惡邪見を起して捨するを肯んせずば。爲に不捨白四羯磨を作す。
〔六三〕云何が「別住」なりや。若し外道有り、正法中に於いて出家し具足戒を受けんと欲す。爾の時に應に四月和上の所に在りて住すべし。與めに白四羯磨を作す。又復た別住あり。十三事の中一一の事を犯じ已りて覆藏す。覆藏するに隨つて別住を與ふに白四羯磨を作す。是れを別住と名づく。
〔六四〕云何が「本日治」なるや。若し比丘別住中に復た僧殘を犯ず。本日治を與へ白四羯磨を作す。
〔六五〕云何が「摩那埵」なるや。若し比丘にして、已に別住竟れば摩那埵を與へ白四羯磨を作す。動轉せず、一切比丘所に於いて下意する故に摩那埵と名づく。
〔六六〕云何が「阿浮呵那」なりや。不善處に於いて擧して善處に著く是れを阿浮呵那と名づく。
「覆藏罪別住に何の利ありや」「本日治、摩那埵に何の利有りや」、「何を以ての故に阿浮呵那を作すや」とは、答ふ、覆藏昔には別住摩那埵を與ふ。是れ別住の功德利なり。本日治は調伏の故なり。阿浮呵那は是れ摩那埵の功德利なり。阿浮呵那は清淨の故に。何を以ての故に摩那埵は是れ別住功

【五七】苦切羯磨（苦切羯磨法張五1右）。
【五八】驅出羯磨（同上、張五2左）。
【五九】折伏羯磨。
【六〇】不見擯羯磨（張五4）。
【六一】捨擯羯磨、（同上）。
【六二】惡邪不除擯羯磨（同上）。
【六三】別住（悔法張五7右以下）。
【六四】本日治（張五9左）參照。
【六五】摩那埵（張五10）。
【六六】阿浮呵那（同上）。

墮信施と名づく。

五〇 云何が、「不現前羯磨」なりや。十種の不現前にて作す羯磨なり。謂く、覆鉢羯磨・捨覆鉢羯磨・學家羯磨・捨學家羯磨・作房羯磨、沙彌羯磨・狂羯磨・不禮拜羯磨・不共語羯磨・不供養羯磨なり。是れを不現前羯磨と名づく。

五一 云何が「羯磨」なるや。若し減四人にて羯磨を作さば作羯磨を成ぜず。五人羯磨は應に五人にて作すべし。十人羯磨は應に十人にて作すべし。二十人羯磨は應に二十人にて作すべし、四十人羯磨は四十人にて作すべし。

五二 云何が「懺罪」なるや。五法、五非法なりと、云何が五法なりや、非別住所・非不共住所・非未受具戒人所、衆中盡發露、是れを五如法と名づく。上と相違するを非法と名づく、と。

五三 云何が「白」なるや。謂く白は羯磨を作さず、僧狂人と僞りて白を作す、是れ白と名づく。

五四 云何が「白羯磨」なるや羯磨を僧に白す。謂く、布薩・自恣阿浮呵那・捨鉢・布草・是の如き一切を白羯磨と名づく。

五五 云何が「白二羯磨」なるや。白を作し已りて復た一羯磨を作す。

五六 云何が「白四羯磨」なりや。白を作し已りて、三羯磨す。

白羯磨は白を作さずして、羯磨を作さば白を成ぜず。白二に羯磨を作して白を作さずば白二を成ぜず。白四羯磨は白を作さずして羯磨を作さば白四を成ぜず。衆多羯磨は白を作さゞれば衆多を成ぜず。白二羯磨を作すも白を作さゞれば成ぜず。多を作し羯磨を作さば不犯なり、減じて作すは成ぜず。白を作す時、衆中に少因緣有りて起ち去るも聞處を捨てずして白を憶ふべし。若し聞處を捨て、白を憶せずば還りて應に僧に語りて、更に白を作すべし。白の未た竟らざるに復た起去する有らば若聞處を捨せば更に白を作すべし。

【五〇】不現前羯磨＝覆鉢羯磨、被羯磨者不現前の羯磨十種。(張五42右等參照)。

【五一】羯磨、(受具足戒法張四31參照)。

【五二】懺罪＝如法懺の五法(十誦律第三十三卷悔法の餘張五14參照)。

【五三】白＝白不作羯磨。

【五四】白羯磨＝羯磨白僧(に次後に同じ)。

【五五】白二羯磨、(次に同じ)。

【五六】白四羯磨(張四90左)。

には僧に、白せず、二には佛教に非ず、三には二衆に白せず、四には犯罪比丘の未だ受語せず。五には衆の犯罪未だ懺悔せず、となり。此の五事を具す諍は滅するを得ざるなり。

[四四]云何「諍滅事」なるや。五種の成就有りて、諍は滅することを得べし。何等か五なるや、一に已に僧に白す、〔二に〕佛教に順ず、〔三に〕二衆に如法白す、〔四に〕自ら罪を見る、〔五に〕諸比丘罪を懺悔し已るなり。是の五事成就せば諍を滅することを得、是れを諍已滅事と名づく。

[四五]云何「說」なるや。說に五種有り。謂く、戒序、四波羅夷、十三僧殘、二不定と廣說す、是れ說と名づく。

[四六]云何が「不說」なるや。若し衆說戒の時に說戒者不利ならば、不利あり。利なる者が應に次第して說くべし。復た不利者ならば更に利なる者をして次第に說かしめ乃至下盡くるまで應に次第して說くべし。各少分を說くが故に不說と名づく。

[四七]云何が「受」なりや、若し比丘獨り住して布薩時に至る。應さに偸婆の房舍、堂前の布薩處を掃くべし。次第に敷座し、若しは比丘有りて來り、未布薩者ならば共布薩すべし。若し來らざれば、應さに高處に在りて望むべし、若し比丘の來るを見ば應さに是の言を作すべし、疾く疾く來れ、今日布薩を作す、と。若し來る者無く冥に至らば坐處に還來し次第に坐し、心念口言すべし。今日布薩を作す。我も今亦た布薩を作す、と。若し和合僧を得て廣く布薩を作さば是れ受と名づく。

[四八]云何が「爲狂人羯磨」なるや、若し比丘狂心散亂せば、當さに彼の爲に白二羯磨を作すべし、廣說すること長老婆伽陀の因緣の如し。

云何が「非狂羯磨」なるや、狂羯磨を除く諸の不狂羯磨なり。

[四九]云何が「墮信施」なりや。持戒人に施與し、不持戒人に迴施す、正見人に與へて邪見に迴施す、信施は食せらるゝ如くに、所取の如くに墮す。若しは乃至長の一摶を取りても信施を墮す、是れを

【四四】諍已滅事＝五種成就法（同上參照）。

【四五】說＝說波羅提木叉。（布薩法張四39以下參照）。

【四六】不說＝波羅提木叉少分次第說（同上）。

【四七】受＝獨住者說戒（張四43參照）。

【四八】爲狂人羯磨。

【四九】墮信施＝淨施迴惡。

〔三七〕云何が「所作事」なるや。是の因緣に因るが故に事を作す。

〔三八〕云何が「學」なりや。學に三種有り、增上戒學、增上心學、增上慧學なり、復た三種の學有り、威儀學、毘尼學、波羅提木叉學なりと。

〔三九〕云何が「非捨戒」なるや。若し屏處に狂じ、自ら沙彌所、外道所、白衣所なりと說き性住の比丘所に於て說かずば、捨戒と名づけず。

〔四〇〕云何が「捨戒」なりや。是の如きの語を作す。出家辛苦にして沙門と作ること甚だ難し、比丘と作るを樂しまず、父母等を憶ふ。我を送りて父母の所に至らん。我を送りて白衣の家に至らん。我と作具を覓む、と。

復た是の如きの語を作す、我れ佛等を捨つ乃至長老等と法を共にせず、淸淨心を以て說くをば我れ作すを樂まず、と。比丘比丘事を慚愧し、比丘事を厭離す。口に是の說を作さば是れ捨戒と名づく。

〔四一〕云何が「戒羸」なるや。若し比丘家中を憶念し比丘と作るを樂しまさること、前に說けるが如し。是れを戒羸と名づくと

〔四二〕云何が「戒羸非捨戒」なるや。前事を以て衆に向つて說く、何を以ての故に戒羸と名づくや、比丘事を所作するを樂しまず、是れを戒羸非捨戒と名づく。

〔四三〕云何が「諍」なるや。諍に四種有り、相言諍・鬪諍・犯罪諍・常所行諍なり、何を以ての故に諍と名づくるや、是に因り諍を生ずるが故に、故に諍と名づく。

〔四四〕云何が「攝諍」なるや。謂く七滅なり。現前毘尼等を廣說すべし。何を以ての故に攝諍と名づくるや。彼の四諍は七滅を以て滅し調伏し寂靜となる。是れを滅諍と名づくるなり。

〔四五〕云何が「諍事、不滅」なるや。若しは五法成就せば、諍は滅するを得ず。何等を五となすや。一

【三七】所作事。
【三八】學＝二種三學。
【三九】非捨戒（第一波羅夷張三6左參照）。
【四〇】捨戒（同上參照）。
【四一】戒羸＝（同上參照）。
【四二】戒非羸非捨戒（同上參照）。
【四三】諍十誦律三十八卷、（張五42右以下）四種諍事參照。
【四四】攝諍事（同上及び七滅諍張、四26—30）。
【四五】諍事不滅（同上參考）。

云何が折伏羯磨、懺罪羯磨なりや。謂く、折伏・驅出・擯・懺罪・別住の本日治、摩那埵の本日治を與ふ、是の事を作し已るを、折伏懺罪羯磨と名づく。

云何が清白羯磨なるや。謂く、受具足戒・布薩・自恣・阿浮呵那等及び餘の如法の羯磨は是れを清白羯磨と名づく。

云何が「羯磨事」[二九]なるや。謂く、所因の事を緣として羯磨を作すが故に、故に羯磨事と名づく。

云何が「羯磨處」[三〇]なるや。白羯磨成就し、聞成就し、如法に衆僧和合して、羯磨を作さば轉動すべからざるが故に處羯磨と名づく。

云何が「非處羯磨」[三一]なるや。白羯磨成就せず、聞成就せず、非法にして、僧不和合なれば動轉すべし、是れを非羯磨と名づく。

云何が「擯羯磨」[三二]なるや。謂く、比丘、罪有りて擯せらるれば比丘は共に羯磨、布薩を作すを得ず、共住共食するを得ず。是れを擯羯磨と名づく。

[三三]云何が「捨羯磨」なるや。謂く、如法に懺悔せば僧と共に同住、同食なり。是れ捨羯磨と名づく。

[三四]云何が「苦切羯磨」なりや。若し比丘鬪諍相言す。衆僧與めに苦切羯磨を作し已りて敎言す。後更に作さば當さに更に汝を苦治すべし、と。是れを苦切羯磨と名づく。

[三五]云何が「出罪羯磨事」なるや。若しは見、若しは聞、若しは疑の犯罪に彼必ず眞實にして、虛ならず、時にして、不時の義に非ず、饒益にして不饒益に非ず、軟語にして麁語に非ず、慈心にして瞋恚に非ざるを、是れを出罪羯磨事と名づく。

云何が「非給摩他事」[三六]なりや、謂く苦切羯磨、驅出羯磨、折伏羯磨、擯羯磨、不見擯、惡邪不除擯なり。本日摩那埵是れ不止羯磨と名づく。

云何が「止羯磨」なりや。有罪を懺悔し發露し下意調伏す是れ止羯磨と名づく。

【二九】羯磨事。
【三〇】羯磨處＝如法羯磨成就。
【三一】非羯磨處＝非法羯磨。
【三二】擯羯磨（張五初）。
【三三】捨羯磨。
【三四】苦切羯磨（張五初）。
【三五】出罪羯磨（同上）。
【三六】非給摩他事＝五羯磨。

は達摩提那なり或は相似者有り、若しは難有りて出づるを得ず、爾の時彼の爲に羯磨を作す。羯磨を得たる者は持ち去りて、彼に向つて說き已り語りて言く、姉妹善く具足戒を得せり、と。是より後は二部の僧現前白四羯磨にして具足戒を受く、具足戒を得て八敬を遣使して受くるは得ず。是れを受具足戒と名づく。

問ふ、何を以ての故に受具足戒と名づくるや、答へて言く、至誠にて羯磨を受くれば觸證を得す。是れを具足戒と名づく。上と相違するを非具足戒と名づくるなり。

〔二四〕云何が應「與受具足戒」なりや。人男、人女の障礙事を離るゝなり。

〔二五〕云何が「不應與受具足戒」なるや、謂く、母を殺し、父を殺し、阿羅漢を殺し、僧を破し、佛身の血を出し、和上無く、衣鉢の行無く別住して未だ竟らず、外道・越濟・非男・汚染比丘尼・賊住・未滿二十・自言非比丘・已に滅擯されたる、滅擯さるべき、一切の非人等なり。是れを不應與受具足戒と名づく。

若し受具足戒を與へば僧悉く罪有り、彼の人を汚衆人と名づく。

〔二六〕云何が「得具戒」なりや。人に受具足戒を與ふる時、其の名を稱し、如法の衆僧和合し、罪を問遮し已つて、如法に白四羯磨せば、不動、不轉にして受具戒なり。是れを得受戒人と名づく。上と相違得具足戒の人に非ず。

〔二七〕云何が不得具戒人なるや得ず、觸れず、證せず、是れを不得具足戒の人と名づく。十三人は一向に具足戒を得ず。一切の五逆越濟・非男・汚染比丘尼・賊住・不共住・本不和合・不滿二十の人・自言非比丘・化人等は一向に具足戒を得ず。

〔二八〕云何が「羯磨」なりや。謂く白羯磨、白二羯磨、白四羯磨なり。何を以ての故に羯磨と名づくるや、二因緣有り、折伏羯磨と懺罪羯磨なり、又復た能く淸白法を得るが故に名づけて羯磨と爲す。

【二四】應與受具戒（張四31右—37右）。

【二五】不應與受具戒（同上）。

【二六】得具戒（張四31左）。

【二七】不得具戒（張四32以下）。

【二八】羯磨＝三種羯磨、等、。（十誦律般茶盧伽法（張五1右）。等參照。

阿練若比丘・阿練若上座・聚落・聚落中上座・客比丘・客比丘上座・行・行上座・洗足・洗足上座。集・集上座・說法・說法上座・非時・非時僧集・非時僧集上座・唄・不唄。求安居・安居・安居上座・安居竟・縱衆・至衆・安居中・安居中上座。布薩・說戒・說戒者・說戒上座・上座・中座・下座。浴室・洗浴・上座・和上・共行弟子・阿闍梨・近住・沙彌・方便・後行比丘・到家入家・入家坐・家上座・先語・消息・空中・迦絺那・經行・漉囊・下風・入廁・廁邊・廁跋・廁上座・洗・大便已洗手洗處・跋・小便・小便處・小便跋・小便上座・籌草處・唾・器・楊枝・擿齒・刮舌・挑耳。

威儀不威儀・三聚。

× × ×

三三 云何「受具足戒」なりや。受戒者は羯磨を受く、共羯磨住の故になり。故に名づけて受具足戒となす。彼れに十種受具足戒あり。一に、無師得なり。謂く如來阿羅呵三藐三佛駄なり。二に、見諦得なり。謂く五比丘なり。三に、問答得なり。謂く須陀夷なり。四に、三歸得なり。五に、自誓得なり。謂く摩訶迦葉は三說に及ぶ。六に、邊地律師五衆得なり。七に、中國十衆得なり。八に、八重得なり。謂く、摩訶波闍波提等なり。九に、遣得なり。謂く、法なり、十二部僧に與へ得す。

若し白四羯磨制され已つて、三語・三歸の受具足戒せるものは、具足戒を得ず。若し未だ白四羯磨を制されざるは、三語、三歸の受戒は善く具足戒を得す。

善來とは、若しは前、若しは後、受戒して善く具足戒を得す。何故に善來比丘なるや。我が受具足戒を與ふる者は、是れ最後身なり。比丘は終に人の無常を學ぶことをせず、是の故に善く具足戒を得す。

比丘尼の受具足戒に三種の受有り。一に八敬法を受け、二は遣使、三は二部僧現前にて白四羯磨具足戒を受く。八敬法を受くるとは摩訶波闍波提比丘尼等につき是事應に廣說すべし。遣使受戒者

【三三】「受具戒」比丘受具戒十誦律第二十一卷(張四31右)受具戒法。同比丘尼(張五88左)。

重物・輕物・可分物・不可分物・人物・非人物・攝物・不攝物・不從他受得・取死人物。
成衣・糞掃・灌鼻・灌下部・刀・剃毛・剃髮・噉・淨・食・作衣・果食・非人食。
五百集毘尼・七百集滅・毘尼因緣・摩訶鞞波提舍・迦盧鞞波提舍。
等因・時雜・園林中淨・山林中淨・堂淨・邊方淨・方淨・國土淨・衣淨・酢漿淨。
自恣・與自恣欲・取自恣欲・說自恣欲。
布薩・布薩與欲・受欲・說欲・淸淨・與淸淨・受淸淨・說淸淨・欲淸淨・與欲淸淨・受欲淸淨・說欲淸淨。
偷婆・偷婆物・偷婆舍・偷婆無盡功德經・供養偷婆・莊嚴偷婆・偷婆香華瓔珞。
有食・粥・佉陀尼・舍消・蒲闍尼。
鉢・衣・尼師檀・鍼・鍼筩。
依止・受依止・與依止・捨依止・和上・弟子法・供養和上。
阿闍梨・近住弟子・和上阿闍梨・共行弟子・近住弟子・沙彌。
籌量・臥具・營知事・次第禮拜。
蘇毘羅漿・屑・藥・漿。
皮・革屣・揩脚物・杖・絡囊・蒜。
剃刀・剃刀房・戶鑰・戶鑠・扇柄・傘・乘・扇・拂・鏡・歌儛・香華瓔珞・安禪那・安禪那物・眠坐・臥・經行・
禪帶・紐・腰繩・彈・反抄著衣。
地・樹・地物・林樹。
諍・諍壞・恭敬・下意・種々不共住・闥賴吒・實覓罪・波羅夷學戒・僧上座・山林樹・堂・房・臥具・戶樽・
曠野・空房の鉢・衣・尼師壇・鍼・鍼房・粥。
水・瓶・澡罐・瓶蓋・水飲器・食蒲闍尼・食時・食・受食・乞食・請食。

彼に語る。此の居士の兒命終し、若しは女命終し、若しは狂ひ、若しは癡となり、若しは先に他處に與へあれば突吉羅を犯す。

復た比丘有り、居士舍に到ること前説の如し。兒病み、女病み、倶に病み、倶に狂癡し若し餘處に與へば偸羅遮を犯す、と。

× × ×

受具戒・應與受具戒・不應與受具戒・得具戒・不得具戒。

羯磨・羯磨事・羯磨處・非羯磨處・擯羯磨・捨羯磨・苦切羯磨・出罪羯磨事。

非給摩他事・給摩他事・所作事。

學・非捨戒・捨戒・戒羸・戒非羸非捨戒。

諍・攝諍事・諍事不滅・諍已滅事・說・不說。

受・爲狂人羯磨・爲非狂人羯磨・墮信施・不現前羯磨・羯磨・懺罪。

白・白羯磨・白二羯磨・白四羯磨・苦切羯磨・驅出羯磨・折伏羯磨・不見擯羯磨・捨擯羯磨・惡邪不除擯羯磨・別住羯磨・本日羯磨・摩那埵羯磨・阿浮呵那羯磨。

別住に何利有りや、何を以ての故に本日治有りや、本日治は何の利有りや、何の因緣の故に阿浮呵那を出すや。

覓罪相羯磨。

戒聚・犯聚・不犯聚・輕罪・重罪・有餘・無餘・邊罪・麁罪・罪聚・出罪・憶罪・鬪諍・止鬪諍・求出罪・遮說波羅提木叉・遮自恣。

內宿・內熟・自熟・捉食・受食・惡捉・受・不受・不捨・水食・捨。

受迦絺那・捨迦絺那・不捨迦絺那

言く今當さに誰か往かしむべきや、と。時に比丘有り、彼の中に到る。即ち比丘に語りて言く、汝は能く往き某居士の所に到るや、居士に語りて言へ、某甲居士の婦汝を喚び、當さに如是如是の事を作すと。比丘言く、能くす、と。即ち往いて居士に語る。居士來りて共に婬を作す。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

居士の母有り、衆僧の爲に精舍を作り、四事供給す。居士の母命終して後、人の料理する無く四事供養を廢す。諸比丘居士の舍に到り居士に語りて言く、是の如きの精舍を作す、居士の母在す時四事供給す、と。居士答へて言く、此の母は是れ福徳の人なりき、と。復た比丘に語りて言く、汝能く某甲居士婦の所に往きて、我が與に食を送れ、と言ふや、と。比丘答へて言く、能くす、と。即ち往いて彼に到り、語りて言く、汝能く某甲居士の爲に食を送るや、不や、と。答へて言く、能はず、我が家多事なり、と。比丘復た言く、汝は當さに往くべし、我等の精舍の爲の故に、と。婦言く、精舍の爲の故ならば當さに往くべし、と。往きて便ち共に婬を作す。比丘尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり、と。居士即ち復た四事を以て衆僧に供給し、精舍に料理す。

比丘有りて居士の家に到る、居士比丘に語りて言はく、能くと往きて彼の某甲女人に語り來るや、不や、と。答へて言く能と、即ち往いて女人に語る、女人病居士も亦病を得、二人倶に病事成るを得ず、乃ち至る佛言く偸羅遮を犯すと。

比丘有り、居士の舍に到る、女人比丘に語る、能しと往いて某甲居士を喚びて來るや、不や、と。答へて言く、能し、と。即ち往きて居士に語る、居士病み、女人も亦病む。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、晨朝に衣を著け鉢を持し、居士の舍に到る。居士比丘に語りて言く、能く某甲居士の所に到りて我れに女姉妹等を與へと言ふや、不や、と。比丘答へて言く、能くす、と。即ち往いて

て言へ、我等未だ生れざる時已に汝を以て我に與ふ、我が父亡じて後は財物喪失するも汝は當さに我々捨つる莫れ、と。比丘答へて言く、能くす、と。卽ち往いて彼の女人に語ること上の廣說の如し。彼女聞き已りて、卽ち父母を捨て走りて彼の男子の所に至る。尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、偷羅遮を犯ず、と。

居士有り、女人に語りて言く、我に時節を與へよ、と。女人答へて言く、我閑時無し、と。居士言く我れ何れの時か汝の閑を知るべきや、と。女人答へて言く、比丘有りて數々來り我が所に至る、我れ當さに往いて汝の所に到らしむべしと。拳を以て汝の背を打たば、當さに知るべし、閑有り、と。後に比丘女人の舍に到る。女人比丘に語りて言く、汝能く往いて某甲居士の所に到り、拳を以て背上を打つや、不や、と。答へて言く能くす、と。卽ち往いて拳を以て居士の背を打つ。居士言く善い哉大德よ、我が事已に辨ず、と。比丘言く、何事ぞや、と。居士言く共期せるなり、と。乃至、佛言く、突吉羅を犯ず、と。

比丘有り、居士の家に到る。女人比丘に語る、能く往いて某甲居士を喚び來るや、不や、と。答へて言く、能くす、若し衆僧の爲に食を作さば、我れ當さに去るべし、と。女人卽ち食を送り衆僧比丘に與ふ。僧を供養し已りて卽ち往いて彼の男子を喚ぶ、男子比丘を逐ひて來り、卽ち共に婬を作す。乃至、佛言く、偷羅遮を犯ず、と。

復た居士有り、新に婦を迎ふ、端正色好なり。一男子有り、彼の婦を得んと欲して、卽ち數々信を遣し彼の婦人の所に至る。婦人肯んぜず。此の婦の夫命終す。此の婦先に於いて得んと欲せる男子は、所有小過にて卽ち收めて繫縛す、母女に語りて言く、何の方便を以て此の難處を離れん、と。女母に答へて言く、一方便有り、此の居士先に數々信を遣し來りて我が所に至る、我れ彼に從はず、と。母言く汝當さに此に從ふべし、此れは是れ惡人なり。彼をして安樂を得せしめん、と。女

比丘有りて、居士の舍に到る。屋士婦と共に鬪諍す、居士婦を鞭ちて、驅り出す。比丘和合さす、和合し已りて尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、意已に斷じ、驅出して、宜しく我が婦に非ずと言はしむ。彼にかいて媒嫁せば偸羅遮を犯ず、と。〔三〕

比丘有り、居士の舍に到る、居士比丘に語りて言く、能く我が爲に婬女の所に至り、是の如きの語を作すや、不や、と。答へて言く、能くす、と。比丘即ち往いて婬女の所に到りて、是の如きの語を作す。婬女言り已つて辨ず。還り居士に報じ他已に了す。居士眠り未だ覺めず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、居士の舍に到る。居士言く、汝能く某甲婬女を喚び來るや、不や、と。答へて言く、能くす、と。即ち彼に到り婬女を喚ぶ。婬女中道にて他に將去せらる。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、居士の舍に到る。居士言く、能く某甲女人の所に至り、喚び來るや、不や、と。答へて言く、能くす、と。即ち往いて彼に到る。女人眠りて未だ覺めず、前說の如し。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、居士の舍に到る。居士比丘に語りて言く、能く某甲女人を喚び來るや、不や、と。答へて言く、能くす、と。即ち往いて女人を喚ぶ、女人莊嚴の時に夫主還り、彼の事成ぜず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

二居士有り、知識と爲りて、各々是の言を作す。汝若し婦を取る時男を生み、我れ女を生まば汝の兒に與へんと、婦と作して、我れ男を生み、汝女を生めば我兒に與へよ、と。婦を作して後一居士男を生み、第二者は女を生む。男を生める居士無常す。彼の居士復た女を與へず、と。居士の子聞き已り比丘に語りて言く、能く我が爲に某甲居士の所に到り女を索　不やむるや、彼女に語り

【三】（張三21右）に出ず。此れは「未婦の體法已に斷ちて、復出入せず、我が婦に非ずと唱言す、是れを和合せしむれば偸羅遮なり。」とあるに依る。

く、偸羅遮を犯す、と。
比丘有り、晨朝に衣を著け、居士舍に到る。居士婦に語りて言く、我に蒲闍尼を與へよ、と。彼答へて言く、且く止まれ、當さに爲めに作るべし、と。比丘言く、汝は卽ち是れ蒲闍尼女人なり、と。言ひ已りて辨ず、乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。
比丘有り女人の所に於いて麁惡語す。女人は憶念せず、比丘に問うて言く、何が所道なる、と。比丘は止めて語らず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。（三竟る）。
佛舍衛國祇樹給孤獨園に住ませり。爾の時[三]鹿子比丘は便ち是の念を作す。佛言く、前に作せるは不犯なり、と。我れ衆多の媒嫁を作せり。何者か前に爲せるものなるやを知らず、と。是の因緣を以ての故に諸比丘に向つて說く、諸比丘佛に向つて廣說す、佛言く、未だ制戒せざる前の一切は不犯なり、と。
比丘有り、居士の舍に到る。居士言く、大德能く我が爲に某甲女人の所に到り、是の如き語を作すや、不や、と。答へて言く、能くす、我れ當さに往いて還りて報ぜざるべし、と。居士言く、我れ當さに云何がして知るべきや、と。比丘言く我れ當さに比丘をして某處に至らしむべし、と。比丘卽ち往いて彼の家に到り已る。出で、一比丘を見て、比丘にて語りて言く、且つ止まれ、と。彼の比丘念じて言く、當さに何事をか爲すべきや、と。卽ち便ち往く、居士是の比丘を見て言く、善い哉〱我が事已に辨ず、と。比丘問うて言く何事か辨ぜりや、と。居士言く、共期せるなり、と。尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、不犯なり、と。
比丘有り、居士の舍に到る。居士言く、大德能く某甲女人の邊に到り是の如く語るや、不や、と。答へて言く、能くす、と。比丘女人の所に到る、居士の意を道ず、女言く我は用ひず、と。尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

【三】僧伽婆尸沙第五、媒人戒結戒初緣。

いで悔を生ず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。[二〇]

比丘有り、晨朝に衣を著けて居士舍に到る。居士の母に語りて言く、我に與へよ、と。彼問うて言く、何の所か與へん、と。答へて言く。我に是を與へ、と。彼は卽ち意を解く、比丘に答へて言く、已に辦ぜり、と。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、女人に語りて言く、我が所見の者を我に與へよ、と。女問うて言く、何ぞ見る所、と、比丘言く、我が所見の者を我に與へよ、と。女は卽ち意を解く。比丘に語つて言く、已に辦ぜりと。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、女人に語りて言く、姉妹の前は我に與へよ、と。問うて言く、何者ぞ、比丘答へて言く、是れ汝前なり、と。女卽ち意を解く。答へて言く、大德よ已に辦ぜり、と。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り。晨朝に衣を著け、居士の舍に到る。居士の母に語りて言く、樂喜するものをば我に與へよ、女人問ふて言く、何者か大德の喜ぶ所なるや、と。答へて言く、我れ喜ぶ所の者を、我に與へよ、と。乃至、大德已に辦ぜり、と。乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、居士の家に入る、居士婦に語りて言く、愛する所の者を我に與へよ、と。乃至、大德よ、已に辦ぜり、と。乃至、佛言く、偸羅遮なり、と。

比丘有り、晨朝に衣を著け、居士の舍に到る。居士婦に語りて言く、姉妹よ我に水飲を與へよ、と。彼答へて言く、且く止まれ　僞に取るべし、と。比丘言く、汝は卽ち是れ水女人なり、と。言ひ已りて辦ず、乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、女人に語りて言く、我れに佉陀尼を與へよ、と。女人言く、且く止れ、當さに僞に之を作すべし、と。比丘言く、汝は卽ち是れ佉陀尼なり、と。答へて言く、已に辦ぜり、と。乃至、佛言

【二〇】九種中反問の一種なり。

な突吉羅を犯す。

優陀夷復た是の念を作す。佛言く、前に作せるは不犯なり、と。未だ制戒されざる時に我れは女人の所に於いて衆多の麁悪語をす。知らず、何者か前に爲せるものぞや、と。諸比丘に向つて說く、諸比丘佛に向つて廣說す、佛言く、我れ未だ制戒せざる時に作せるは一切不犯なり、と。[一五]

若し比丘有りて人女に於いて非人女想を作し、麁悪語す。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、若し女人に女想は僧伽婆尸沙なり、人女に非人女想は僧伽婆尸沙なり。疑は僧伽婆尸沙なり。

化人をして麁悪語を作さしめば偸羅遮なり。自語するは僧伽婆尸沙なり。

比丘女人に語りて言く、姉妹の所有せる者を我に與へよ、女問うて言く、阿闍梨よ何の所有を與へんや、と。比丘答へて言く、汝自ら知れ、と。女人意を辨く。即ち答へて言く、已に辨ず、と。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。[一六]

比丘有り、聚落に入りて乞食す、女人脚を蹻して坐せるを見、比丘に語りて言く、阿闍梨よ共に婬を作さん、來れ、と。比丘答へて言く、汝の根は是の如く好し、是の如くして是の如き事を作すべし、と。尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、偸羅遮を犯ず、と。[一七]

比丘有り、性、麁悪語す、女人の所作に於いて麁悪語を作す。尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く偸羅遮を犯ず、と。[一八]

比丘尼有り、晨朝に洗浴し已りて、服を著け禪那を安じ、頭を摩し、新衣を著け、舍衛城に入りて乞食す。比丘も亦城に入り乞食す。彼の比丘尼に語りて言く、姉妹よ何を以て是の如く行じ男子に乞ふや、と。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、偸羅遮を犯す、と。

比丘有り、[一九]俯して女と別れんと欲す。彼は是れ悪行女なり比丘女に語りて言く、悪行を作す莫れ、と。問うて言く、我れ當さに何等を行ぜんと作すべきと、比丘言く如是如是の事を作す莫れ、と。尋

【一五】僧伽婆尸沙第三、與女人麁語戒(張三17左)

【一六】十誦律に「犯とは九種あり。讃、毀、乞、願、問、反問、辨、教、罵なり」(張三18右)とありその中の乞なり。

【一七】これは九種中の讃なり。張三18参照)

【一八】これは九種中の問なり。(同上)

【一九】有比丘父欲與女彌は有欲俯與女人別と讀む。

比丘有り、人女に非人女想して摩觸す。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、人女に人女想して摩觸せば偷伽婆尸沙なり。人女に非人女想して摩觸せば偷伽婆尸沙なり。疑ひて摩觸するも偷伽婆尸沙なり。非人女の三句も亦是の如し、と。

比丘有り、女人の脚に觸れば突吉羅なり。女人比丘の脚に觸れたるは不犯なり。女人の肩に觸れば突吉羅なり。女人の比丘の肩に觸れたるは不犯なり。

比丘有り、母を抱え尋いで悔を生ず、乃至、佛言く、不犯なり、と。[一二]

女人比丘の指を捉へ尋いで悔を生ず、乃至、佛言く、不犯なり、と。

比丘火中より女人を出し、水中、坑中、刀中、塹中、非人等中より女人を出す、尋いで卽ち悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり、と。[一三]

女人有りて比丘の兩臂、兩膝、兩手等を捉ふ。尋いで卽ち悔を生ず、乃至、佛言く、不犯なり、と。

若し比丘青瘀膖脹し爛壞し虫噉ひ、血塗、離散せる、白骨等を摩觸せば皆偷羅遮を犯す。

女人地に倒る。比丘扶け起せば突吉羅なり。比丘地に倒れ女人扶起するは不犯なり。

比丘有り、行きて女と別れんと欲す。女の膝上に坐す、尋いで疑悔を生ず、乃至、佛言く、不犯なり、と。[一四]

比丘有り、夜闇中に小便に出づ、比丘尼逆に來る。比丘尼比丘の上に倒る。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり、と。

比丘有り、聚落に入り乞食す。一女人脚を蹻して坐す。比丘に語りて言く、共に婬を作さん、來れ、と。比丘石を取り、土を取り、木を取り女根中に著くれば悉く偷羅遮を犯ず。

比丘有り、女人の爲に說法す。彼の女人の脚、比丘の膝、髀、脅、脊、臂、肩、頸等に觸る。皆

【一二】十誦律に依れば母想姉妹想の女想にて女身に觸るるは不犯なり(蛩三17左)。

【一三】火難、水難、刀難にて觸るるは不犯(蛩三17左)。

【一四】染心無くして觸るるは不犯なり(蛩三17左)。

如しと。

比丘有り、火難中、水難中、坑壍中及び師子、虎狼、非人等の難中に出で女人不淨出す尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり、と。[五]

比丘有り、女人足、蹲、膝、髀、指を捉ふる時不淨出ず。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり。[六]

比丘有り、青瘀膖脹し爛壞し、血塗骨、散骨、白骨等の所に於いて不淨を出すは、一切僧伽婆尸沙なり。[七]

比丘有り、把搔する時、風の時、足を洗ふ時、不淨出づ。乃至、佛言く、不犯なり、と。[八]

比丘有り、身を治す時不淨出づ、乃至、佛言く、偷羅遮を犯ず、と。[九]

比丘有り、乞食し寡女有りて比丘に語りて言く、共に婬を作さん、來れ、と。比丘卽ち脚指を以て女根中に刺す、乃至、佛言く、偷羅遮を犯す、と。

比丘有り、急流水中にて男根を洗浴し、水を逆にして住し不淨出づ、乃至、佛言く、偷羅遮を犯ず、と。

比丘有り、頭上、耳中に不淨を出さば僧伽婆尸沙を犯ず。

比丘有り、脅、脊、胷、腋下、臂、肘、髀中、兩脚中、兩蹲中、手中等に不淨を出せば僧伽婆尸沙なり。出でざれば偷羅遮なり。[一〇]

若し比丘有りて繩牀坐、臥牀氈褥枕、瓶、篋、石像、土像、木像、戸限等に出す所の不淨は偷羅遮を犯ず。

優陀夷便ち是の念を作す。佛言く、前に作さば不犯なり。制戒されざる時に衆多の女人、と共に身を摩觸せり、何者か前と爲すや、と。乃至、佛言く、未だ制戒せざる前は一切不犯なり、と。[一一]

【五】十誦律に言ふ精自ら出ずる部に入る(張三16左)。

【六】是れは註(三)と同樣なり。

【七】憶念故出精なり。

【八】欲熱等に依り身を動し、瘡疱に依り男根を捺し、精出ずるは不犯なり(張三16左)。

【九】十誦の犯の第二の三種中に病を治する爲に出精する項目あり。(張三16左)。

【一〇】前項と本項は十誦の所謂內受色(自分の身友に取つて泄する)及び外受色の出精なり。

【一一】第二僧伽婆尸沙摩觸女人戒。(張三16左)。

卷の第五

佛舍衞國祇樹給孤獨園に住す、爾の時に優陀夷は是の念を作す、前に作せるは不犯なり、と。未だ制戒せざる時に衆多の出精をなす。知らず何者か、前に爲せるものぞ、と。乃至、佛言く、未だ制戒せざる前に優陀夷の出精せる一切は不犯なり、と。[一]

比丘有り莖中に精を出さば偸羅遮なり。突中に動し、搦み、押し、方便を作し已りて捨して出でされば偸羅遮なり。

比丘有りて行く時精出づ、尋いで即ち悔を生ず乃至、佛言く、偸羅遮を犯す。[二]

女人有りて比丘の足を禮し精を出す。尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり。

毘舍佉鹿子の母の如し。一一頭面もて比丘の足を禮す、長老難陀の足に至る。即ち不淨を失し、鹿子母の頭上に墮す、鹿子母起ち已りて兩手にて頭を摩して偈を說いて言く、

我れ今大利を得たり。
是の如く同じく梵行す。
煩惱極めて熾盛なりとも
世尊の法中に於いて
忍んで涅槃道を修す、と。

爾の時優陀夷尋いで疑悔を生ず。乃至、佛言く、不犯なり。應に小衣を著くべしと。[三]

比丘有り、男根を掻き不淨出づ、乃至、佛言く、不犯なりと。[四]

比丘有りて浴する時身を指摩し不淨出ず、乃至、佛言く、不犯なりと。

比丘有りて一處より一處に至り不淨出づ、乃至、佛言く、偸羅遮を犯す、惡念思惟するも亦是の

【一】僧伽婆沙第一、故出精戒初緣。(聖三16左)參照。

【二】十誦律に、若し比丘行時に兩髀摩觸し或は衣觸れ乃至身動きて精出ずるは不犯とする(聖三16左)。

【三】十誦律に比丘好色を見る時出ずるは不犯、形を見ず憶想して出ずるは不犯とする(聖三16左)。

【四】十誦律に「若し比丘小便處を掻き小便處を捺し發心身動して精を出せば僧伽婆尸沙なり」(聖三16左)とある。

り、と。知らず何者か前と爲すや。乃至佛言く、我れ未だ制戒せざる前の一切は不犯なり、と。

比丘有り人所に於いて非人想にて過人法を說き、尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、人に於いて人想せば波羅夷なり。人に非人想すれば波羅夷なり。疑も波羅夷なり。非人に非人想すれば偸羅遮なり。非人に人想するも偸羅遮なり。疑も偸羅遮なり、と。[七二]

比丘有り、居士の所に於いて過人法を說く、居士憶念せず。居士問うて言く、大德よ何の道ずる所ぞや、と。比丘答へて言く、食を欲するなり、と。尋いで卽ち悔を生ず、乃至佛言く、[七三]偸羅遮を犯ず、と。

居士有り、比丘に語る、若し阿羅漢ならば事の供養を受けよ、と。默然として受くれば偸羅遮を犯ず。

復た居士有り、比丘に語りて言く、若し是れ婆羅門にして惡法を離ゆれたる者ならば、我供養を受けよ、と。若し默然として受くれば偸羅遮なり。

居士比丘に語る。若し是れ阿羅漢ならば、我が食を受けよ、と。默然として受けば偸羅遮なり。

比丘有り、晨朝に衣を著け鉢を持ちて、白衣舍に入る。居士言く、大德よ若し是れ阿羅漢ならば、舍に入れ、と。若し默然として入らば偸羅遮なり。

又復た若し阿羅漢なれば坐して水を受けよ、食を受けよ、佉陀尼等を受けよ、若し非されば出で去れ、と。若し默然として受くれば偸羅遮なり。

比丘有り、衣を著け鉢を持ち居士の舍に入る。居士言く、大德よ、若し是れ阿羅漢なれば入りて坐せよ、食を受けよ、前說の如し、比丘答へて言く、我れ阿羅漢に非ず、我に與ふる者は當に受くべし、と。諸居士比丘に語りて言く、諸根寂靜にして善護調伏なりや、と。默然として受くれば偸羅遮なり。と、調伏の習學を語るならば不犯なり。[七四]

【七二】此の配罪は、人に對して、人想でも非人想でも、疑でもすべて自ら所得なくして過人法ありと、說かば波羅夷として居る。非人に對しては一切偸羅遮として居る。此れは全く對照を重要するものである。然し四分律では「人に疑」「人に非人想」は偸羅遮に入れて居る。

【七三】此れは相手が信じないから波羅夷にならざるもので、こゝにも對照を重要することが解せられる。
此れに對する配罪は、
人信ぜば波羅夷。
人信せずは偸羅遮。
非人信ずは同上。
非人信ぜすは突吉羅。
畜生は同上。
となつて居る。故に前の想と合せて妄語戒は配罪すべきである。

【七四】これ等の命題については第八卷優波離問、問波羅夷下參照。

羅夷を犯す、と。比丘言く何の因緣の故なりや、答へて言く、汝似人を殺す、と。尋いで即ち悔を生ず。乃至佛言く、波夜提を犯ず、と。[六九]

舍衞國に一居士有り、兒を生み。已りて、漸く長大するを得たり。出家し學道して少因緣有り、故に聚落に入る。一居士の母有り兒を抱えて屋に入る。比丘も亦入る。彼の母人念を作す、此の比丘我を弄すと、杖を以て比丘を打つ、比丘杖を避くれば小兒の上に墮つ。小兒即ち死す。尋いで即ち悔を生ず。〔乃至言く、不犯なり。比丘是の如く應に行ずべからず當に一心に行ずべし、と。

一良師出家する有り、一比丘有りて病む。師比丘の所に往く。額を破り血を出さんと欲し、刀を拔きて彼の病人に向ふ。病人は刀を見て即ち怖れて死す。尋いで便ち悔を生ず、乃至佛言く、不犯なり。比丘は應に破額を習ふべからず、と。

比丘有り、長く病む。便ち是の念を作す、何ぞ是の如き生活を用ひん、我れ自殺すべし、と。看病者に語りて言く、我に繩を與へよ、と。來りて彼即ち繩を與ふ。便ち自ら絞死す。乃至佛言く、病人に繩を與ふべからず、と。[七〇]

比丘有り、小因緣有る故に聚落に入る。將に治病し差さんとして〔病〕比丘を伴と爲す。中道にて賊を畏れ病比丘に語りて行かしめんとす。比丘言く能はず、と。不病者は言く、若し行かしめずば賊の劫する所と爲らん、と。病者を强力にて行かしむ。聚落に至りて即ち死す。不病者は言く、病比丘の死すは我に由るが故なり、と。我れ若し將來せずんば死せず、尋いで即ち悔を生ず、乃至佛言く、不犯なり。應に病比丘將ひて伴と作し行くべからず、と。（第三竟る）。

（四）　妄　語　事

佛跋耆國の竹林聚落に住しませり。婆求河邊の[七一]諸比丘是の念を作す。未だ制戒されざる前不犯な

【六九】此れは獼猴を畜生として扱ふもので、奪畜生命戒は波夜提第六十一戒である。

【七〇】此れは不犯である。十九の殺人中第十九の安殺具の例である。

【七一】佛毘舍離の獼猴江邊高閣講堂に在せし時、婆求河邊住の比丘は過人法ありと妄語して以つて折柄の飢饉を得食せるに依つて妄語戒初めて決せらる。

比丘有り、牀上に坐して睡る。比丘有り、見已りて彼に觸れたるに、彼卽ち命終せり。乃至佛言く、不犯なり、と。

一時に刀風起る有り、禪にて水饋り澆ぐこと、廣說すること毘尼の如し。

一居士有り、新しく熟せるものを、先に僧に施し已りて、然る後に自ら食す。一阿練若比丘有り、彼の居士の舍に至る。居士は是の言を作す。我れ復た僧に與へず。當に是の阿練若比丘に與ふべし、と。比丘有り、諸比丘に語る、彼の居士は常に先に僧に新熟を施し已りて、自ら食せり。今來らず、施者は是れに與へ、阿練若に去れり衆僧言く、彼の阿練若比丘を喚び來らしめん、と。卽ち便ち喚び來る。諸比丘語りて言く、某居士は常に先に僧に新熟を施し已りて、自ら食せり。汝何を以て斷截するや、と。答へて言く、大德よ、我れ斷截せず。[六六] 諸比丘は諸比丘に語る。特に阿練若比丘を坑中に著けん、と。彼れ卽ち命終す。乃至佛言く[六七] 波羅夷を犯ぜず、偸羅遮を犯ず、と。

居士有り。比丘に身恣衣を布施せんと欲す。阿練若比丘有り。其の舍に入出すること前說の如し、乃至諸比丘言く、木を以て踝を押さん、と。卽ち便ち命終す。乃ち至る佛言く、偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、乞食し門閫の上に在りて立つ、邊りに一木有り、壁に倚りて著く。比丘の衣觸れて地に倒れ、小兒の上を押し、卽ち死す。乃至佛言く、不犯なり、當に好く作意して乞食すべし、と。

一婆羅門有り、晨朝に祀祠中の庭に坐す、比丘入り乞食す、婆羅門は瞋り燈を然し已りて走り去る。卽ち地に倒れて命終す。比丘念を作す。此の命終せるは我に由るが故なり、と。乃至佛言く、不犯なり、と。

比丘比丘をして險難處に至らしめ、彼に至りて命終す。乃至佛言く、波羅夷を犯ず。死せざれば偸羅遮を犯ず、と。[六八]

佛毘耶離に住す、諸の比丘大林中にて坐禪す、爾の時比丘有りて獼猴を殺す。諸比丘言く、汝波

【六六】諸比丘語是比丘は諸比丘語諸比丘と讀む。

【六七】此れは坑中に入れんとすと言つたゞけで坑中に入れたのではない。坑中に入れることは殺すことであらうから明確な波羅夷である。故にこれは「坑中に著けん」と言はれたゞけで死んだのでこれは恐迫致死の罪である。倘ほこれは律の十九殺中の坑陷殺の例でもある。

【六八】此れは殺意あつて有難處に行かしめたので、殺意の殺人成熟である。

比丘有り、牀上に坐す。弟子言く、起てよ、と。彼答へて言く、長老よ、我をして起たしむる莫れ、と。強ひて起たしむ、起ちて便ち命終す。尋いで卽ち悔を生ず。乃至言く、波羅夷を犯ぜず偸羅遮を犯ず、と。[六三]

比丘有り、狂人、命を捨てんと欲す故に打ちて死すれば波羅夷にして死せされば偸羅遮なり。[六四]

比丘有り、長く病む。看病人厭ひて病比丘に語る、我れ復た汝を看ず、と。是の念を作す、看されば當に速死すべし、と。看ざるが故に命終す。尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さずして偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、多く財物有りて重病を得、看病人是の念を作す、我看されば速かに死すべし、此の物を衆僧と共に分たん、と。比丘看ざるが故に卽ち便ち命終す尋いで疑悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯さずして偸羅遮を犯ず、と。

比丘有りて食消せずして腹は脹れ捲いて眠る。看病者は言く、身を舒せ、と。病比丘言く我が身を舒すこと莫れ、と。身を舒せば死すべし、と。強ひて身を舒ばさしむるに卽ち便ちに命終す。尋いで便ち悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず、偸羅遮を犯ず。と、

癰未だ熟せざるを便ち破りて、卽ち命終するは、偸羅遮を犯ず。熟癰を破るは不犯なり。

比丘尼も亦是の如し。

比丘病有り、應に病に隨つて食を須むべし。看病人は病に隨つて食を與へず、卽ち便ちに命終せり。偸羅遮を犯ず。病に隨つて食を與へて命終すれば不犯なり。

比丘有り、看病して病に隨つて藥を與へざるも前說の如し。

比丘病有り、看病人に語る。我を出して房外に著けて、我を洗浴し已りて、我を內に還らしめよ、と。卽ち其の敎ふる如くす。出で、便ち命終せば一切不犯なり。[六五]

【六三】此れは、四分律不犯の文に「重病人を扶け起し、若しは扶け臥さしめ、服藥時に涼處より熱處に至り、熱處より涼處に至り、房に入り房を出で、厠に向つて往返するに、一切害心なくして犯すれば不犯なり。」とある。然し、こゝに上げられた例は立てよと言ひ起たずと言ふを立てたのであるから、殺意なくとも、責任ある故に偸羅遮となしたものならん。

【六四】此れは、殺人初結戒因緣と同意味の犯罪である。

【六五】此の前後の說話は十誦の殺人法中の病者の項に說くものに相當する。(續三11左)

當は差ゆべし、と。比丘答へて言く、汝婆羅門は邪見の人なり。云何ぞ、蘇毘羅漿を飮むや、と。彼答へて言く、我れ先に病み蘇毘羅漿を得て飮み已りて差ゆるを得たり、と。比丘尋いで蘇毘羅漿を與へ、飮み已りて命終せり。尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり、と。

比丘有り、曠野中に到りて死屍を觀る、一人木を以て下道より入り堅く地に著するを見る、彼比丘に語りて言く、大德我れ蘇毘羅漿を與ふ飮みて當に差すべし、比丘卽ち蘇毘羅漿を與へて飮ましむ、飮み已りて命終る、尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり、と。

比丘尼五百の賊に蘇毘羅漿を與へて飮ましめ、諸賊飮み已りて命終す。廣說すること毘尼の如し。

比丘有り、曠野中に僧坊を作る。比丘は手中の墼を落し、打ちて比丘命終す。尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當に好く意を用ひて捉墼すべし、と。[六〇]

曠野中に衆僧房を作る有り。疊壁の上を斫墼すること、前說の如し。

曠野中に浴室を作る有り。前に說けるが如し。階道を作るも亦是の如し。

曠野中に浴室を作る。諸比丘各々囊襆を以て土を擔ぐ、比丘の上に落ちて命終す。尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當に好く用意すべし、と。

佛王舍城に住す。比丘山下にて坐禪す。山上に比丘有り石を推して比丘の上に墮つ。便ち卽ち命終す。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當に好く用意すべし、と。

比丘有り、牛羣中を行く、一の特牛有りて比丘逐ふ。比丘走りて小兒の上に倒る、小兒卽ち死す。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く。不犯なり。當に好く意を用ひ、牛羣の中を行くべし、と。[六一]

比丘有り、長病にして腰脊の曲を患ふ、生を厭ひ坑に投じ自殺す。下に野干の死屍を食する有り、比丘上に墮つ。野干卽ち死す。比丘の腰脊は直を得たり。尋いで悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。比丘は應に是を作すべからず、と。[六二]

【六〇】本項及び後三項は十誦律二卷（張三13左）の說。

【六一】十誦には嶮道の賊を逃れ落ちて人を打殺す話しあり（張三13左）

【六二】此れは野干を殺したこと卽ち畜生殺で、若し意志的に殺しても畜生殺は波逸提第六十一奪畜生戒である。又本文に隨つても自殺の未遂の罪は少なく共偸羅遮か突吉羅に問はるべきで、殺人戒の例としては甚だ不適當な用例である。

されヽと。[55]

比丘有りヽ往いて檀越の家に至る。主人婦ヽ比丘に語りて言くヽ我と共に婬を作さんヽ來れヽと。比丘答へて言くヽ汝の夫は妬惡せんヽと。婦答へて言くヽ我れ能く妬惡せざらしむヽと。卽ち便ち藥殺の後比丘復た其の家に往くヽ婦言くヽ我と共に婬を作さんヽ來れヽと。比丘言くヽ姉妹よ是の語を作す莫れヽ共に婬を作さんヽと。我等梵行を修す人なりと。彼答へて言くヽ方に是の語を作すヽ我れ梵行を修すとなりやヽ我已に夫を殺すヽと。比丘言くヽ我れ汝に殺すを敎へしやヽと。母人言くヽ我れ汝の言を聞くヽ汝の夫は妬惡せんヽと。我れ便ち殺すヽと。尋いで悔を生ずヽ乃至佛言くヽ不犯なりヽと。

比丘有りヽ殺意にて他を打つヽ命終れば波羅夷にしてヽ死なざれば偸羅遮なりヽ若し骨折れヽ若しは腰曲れば偸羅遮なりヽと。[56]

比丘有りヽ母人懷姙すヽ方便を作し母を殺さんと欲すヽ母死せば波羅夷にして兒死せば偸羅遮なり。倶に殺さんと欲すヽ死せば倶に波羅夷にしてヽ倶に死せざれば偸羅遮なり。[57]

比丘有りヽ[58]墮胎の方便してヽ胎死せば波羅夷なり。母死せば偸羅遮なり。倶に死しヽ倶に死せざるは前に說けるが如し。

人死すヽ已に呪術の力にて更生せるを殺さば偸羅遮なり。

比丘有りヽ衆僧爲に蘇毘羅漿を作るヽ衆多の比丘飮み已りて命終すヽ尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言くヽ不犯なりヽと。[59]

二比丘共に伴を作す。一人は病を得てヽ伴に語りて言くヽ我に蘇毘羅漿を作り與へよヽ飮み已らば當に差らんヽと。廣說すること毘尼の如し。

婆羅門有りヽ痟病となる。往いて比丘の所に至りて言くヽ大德よ我は蘇毘羅漿を得て飮み已らば

【五五】十誦律には殺の方法に憂多殺ヽ頭多殺ヽ弶ヽ𥿆ヽ撥毘陀羅殺ヽ半毘陀羅殺ヽ斷命殺ヽ墮胎殺ヽ按腹殺ヽ推著火中ヽ推著水中ヽ推著坑中ヽ遣使ヽ胎中殺を上げて居る。(蜜三11左)

【五六】十誦律には人について三種の殺人の仕方ありとす。一に自ヽ二に敎ヽ三つに遣使である今は第二の疑ひを生じたのである。

【五七】十誦律には用內色(自己の身分を用ふ)用非內色(刀等にて)用內非內色の三種の奪人命法ありとすその第一なり。(蜜三11左)

【五八】墮胎とは比丘有りヽ有胎の女人に吐下藥ヽ灌鼻藥ヽ灌大小便處藥ヽ若しは針血脈ヽ若しは出眼淚藥ヽ若しは消血藥を與へてなすなり。(蜜三12左)

【五九】十誦の毘陀羅殺ヽ半毘陀羅殺ヽ斷命の三つの項目に出すものに相當するかヽ(蜜三12左初)

作す。羹を須むる者は、來り取れ、と。答へて言く善し、と。比丘は卽ち酥を持ち去り少許を以て羹中に著け、和上に食を與ふ、或は豆中に著く。是の如く種々用ひて後に商客、比丘の所に至り、白して言く、大德は先に信を遣はし來りて酥を取る、今何を以て更に來らずや、と。師弟子に問ふて言く、汝は商客に從つて酥を取るや、不や、と。彼答へて言く、取る、と。師言く、汝は波羅夷を犯ず、と。弟子言く、商客は和上に請ふ。我れ彼を試さんとするを以ての故に往つて取る。還りて和上に食を與ふ、と。卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、應に和上に白し已りて取るべし、と。

（二竟る）。

（三）[五三] 殺　事

佛跋耆國の婆羅雙樹の間、婆求河邊に住す。諸比丘念言を作す。佛は未だ結戒せざる先に罪を作すも不犯なり、と。我等衆多の人を殺す何れの者を先と爲すやを知らず、と。乃至佛言く、婆求河邊にて來だ結戒ぜざる時は一切不犯なり、と。

比丘有り、人に非人想を作し、殺して尋いで疑悔を生ず、乃至佛言く、人に非人想して殺すは波羅夷なり。疑も波羅夷なり、非人に人想して殺すは偷羅遮なり。非人に非人想して殺すは偷羅遮なり、疑殺も偷羅遮なり、と。[五四]

比丘有り、長病にして何ぞ是の生活を用ひんと、卽ち往いて同行の比丘の所に至り語りて言く、我れ刀を借りに來る、彼問ふて言く、用ひて何等を作すや、と。答へて言く、但だ我が來るに與へよ、と。卽ち便ち之に與ふ。卽ち持ちて房內に入る。戶を閉し牀座に上る。卽ち自ら頭を截り、手に刀を提へて死す、二三日出づるを見ず、刀を借したる比丘は戶を開けて看見す。自ら頭を截り、刀を捉へて死せり。尋いで卽ち悔を生ず。此の比丘の命終は我れ刀を與へしに由る。若し刀を與へざれば便ち卽ち死せざりしならん と。乃至佛言く不犯なり。思量せずして病人に刀を與ふることを得

【五三】殺戒初因緣（張三10左）

【五四】配罪は、
人に人想殺は —波羅夷。
人に疑ありて殺—同上。
人に非人想殺—同上。
非人に人想殺偷羅遮
非人に疑殺—同上。
非人に非人想殺—同上。
殺人未遂—同上。
畜生に畜生想殺—波夜提。
殺非人未遂—突吉羅。
殺畜生未遂—突吉羅。

く、僧物の布施を得るや不や、と。答へて言く、得べし、と。擔ひ來りて前に放つ。諸比丘卽ち前に持來りて前に著く。前に著く已りて上座に分ち分を得て、捉立す。彼上座に語る。未だ去るべからず、と。鏂鉢難陀能く種々說法し卽ち上座の爲めに隨宜說法す。上座は卽ち衣を以て施す。第二、第三上座も亦是の如し。彼衆多の衣を得、已りて孤桓中に擔入し、諸比丘に語る。我れ今多く衣の施を得、と。諸比丘問ふ、何處にて得たるや、と。因緣は前に說けるが如し。比丘言く此れは是れ、未曾起の因緣なり、と。乃至佛言く、若し比丘の餘處に安居し、餘所の衣分を取れば突吉羅なり、と。

長老阿難に一共行の弟子有り。精進持行なり。一檀越有り。二子を有る居士病む。阿難の弟子彼に往いて問訊す。阿難弟子居士の戶鑰を取りて一子に與ふ。第二は得る所無し。得ざる者は往いて尊者阿難に語る。阿難卽ち弟子を瞋る。阿難の弟子五百の弟子をして和上に懺悔せしむ。諸弟子言ふ。云何が懺悔するや、と。答へて言く、汝等諸の童子童女を將ひて往いて和上の所に至れ、和上は當に汝等と說法すべし、說法已りて諸童子を置き便ち去らば、童子必ず啼喚せん。和上は必ず言ふべし、諸童子を將ひて去れ、と。汝等は當に答ふべし、若し弟子某甲の懺悔するを聽かば我れ當に將去るべし、と。彼卽ち敎勅されたるが如くす。便ち爲に說法す。說法已りて諸童子を置きて去る。阿難言く諸の童子を將ひて去る。阿難言く諸の童子を將ひて去れ、と。卽ち答へて言く、若し弟子の懺悔するを聽かば我れ當に將去すべし、と。阿難卽ち懺悔を受く。弟子を敎へて突吉羅の懺悔を作さしむ。

比丘有り、大威德有り。商客の請ふ所となり、若し須むる所有らば來り取れ、と。彼の比丘に弟子有り、是の念を作す。商客數て來りて和上を請す。我れ當に往いて之を試すべし、と。爲めに實を虛と爲して、卽ち往いて彼に言く、和上は酥を須むと、卽ち酥を出して與ふ。商客は復た是の語を

施せん、及び支提人に別に布施せん、と。彼の看病比丘は便ち是の念を作す。當に僧に施し、支提人に別に施さば我等得ず。便ち僧及び諸比丘を喚ばず。病比丘即便に命終し、尋いで悔心を生ず。乃至佛言く、不犯なり。看病人は病人の意に韋べからず。病人の如く當に隨意ならしむべし。或は病人有り、亦看病人の意に隨ふ。復た比丘病有りて諸比丘を喚ぶも亦前に說けるが如し、と。

舍衞國の商客船に乘り海に入る。海龍船を捉ふ。中に於いて或は天を稱へる者、樹神等を稱へる者有り。中に優婆塞有りて諸人等に語る。當に目揵連を稱せよ、目揵連念ずれば我等の者は安穩渡を得べし、と。彼即ち目揵連を憶念す、目揵連は即ち禪定に入り化して金翅鳥王を作る。船頭に在りて立つ。龍は見已りて怖畏し放ち去る。商人安穩にして舍衞國に至るを得、諸比丘の前に在つて目揵連を讃歎し、我等安穩にして此に至るは、皆是れ目揵連の力なり、と。諸比丘問ふて言く、何に因る力なりや、と。商人廣く前の事を說く。諸比丘は目揵連に語る、汝は波羅夷を得せり、と。目揵連言く、何事を以て波羅夷を犯ずるや、と。諸比丘言く、汝は龍の船を奪へり、と。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、汝は何心を以て救ふや、と。答へて言く、神足力なり。と、神足力の故に犯ぜず、と。[五二]

舍衞國の商客步道し他國に至る。險難處に到り賊に圍遶せらる。中には天等を稱する者有り。中に優婆塞有り、是れ目揵連の檀越なり。即ち目揵連の名を稱す。目揵連は禪定に入り四種の兵を化作して前に在らしむ。諸賊恐怖して捨て去る。諸商客安穩にして舍衞國に至る。因緣は前に說けるが如し。

魚の因緣の廣說も亦是の如し。

鄔鉢難陀釋子自恣し已りて諸寺に遊行し、諸の比丘何處にて自恣せるや、僧は幾許の物を得たるや、と。諸比丘見來りて即ち彼に迎接す。輭語を以て諸比丘を問訊し、已り坐し、諸比丘に問ふて言

【五二】十誦律には目連の神通は妄語戒の下に說き本戒の下になし。

獵者言く此の鹿已に毒箭に中たる、當に更に射殺せん、汝等箭を避けよ、と。諸比丘箭を避けず、彼等呵責し已りて去る。後に鹿は命終す。諸比丘は云何すべきかを知らず。乃至佛言く、應に獵主に還すべし、と。[五一]

諸比丘、諸の獵網を壞す。偷羅遮を犯ず、悲愍心にて壞せば突吉羅なり。鳥網も亦是の如し、獄を壞するも亦是の如し。

比丘有り狂人の衣を取る。彼見已りて語りて言く、「擔去する莫れ、」と。比丘答へて言く、「後に當に汝に還すべし」と。尋いで疑悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯さず偷羅遮を犯ず、と。

比丘有りて多く店肆の物を貸り、後に主索むるも、發心し還すを欲せず。尋いで卽ち悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さず、偷羅遮を犯ず、と。

病比丘有り、漿を飲まんと欲し、亦僧に施さんと欲し、弟子に語りて言く、漿を辦ぜよ、僧に施し及び自ら飲まんとす、と。病比丘諸弟子に直を與ふ。諸人言く、我等漿を用ひず、但だ獨り病者に與ふべし、飲物は當さに分たん。便ち卽ち、事を行ぜんと、尋いで悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず。偷羅遮を犯ず、蘇毘羅漿も亦是の如し。

比丘有り、病多く不淨物有り。諸弟子に語る。我れ命終の後僧は當に我が物を分つべし、と。諸弟子に語りて言く、我に餅食を與へよ、と。彼荒懼す。合餅し食を與ふ。食し已りて身重し、卽便、命終す、衆僧殯送し已りて是弟子に語りて言く、是の物を擔ぎ來れ、衆僧に分つべし、と。弟子求覓するも得ず。衆僧物を索むるも得ず、已りて便ち各々起ち去る。無常比丘を後に野干腹を破し之を食す。不淨物出現す、比丘有りて彼處に至り屍を觀る、不淨物を見擔ぎ來りて僧に與ふ。尋いで卽ち悔を生ず乃至佛言く不犯なり、と。

又復た病比丘、多く田宅有り。諸弟子に語る。諸比丘を喚び來れ、當に此の物を以て衆僧に布

【五一】此れは比丘の罪はない。比丘は大賊と雖も殺さるゝを遮することは罪とならず、此れを助力することは殺罪を構成する。此れは殺生を徹底して避ける佛教としては甚だ興味あることで破獄を突吉羅の輕罪とすることは注意すべきである。

羅遮を犯す、と。毘耶離祠を祀るも亦前に説けるが如し、彼れ金鬘を以て天額を繫ぎ已りて去る。迦羅難陀の取る因緣も前に説けるが如しと。[四九]

衆多の女人有り、水を渡る、衣服瓔珞を此岸の上に著け、物を渡して彼に至る、還り來りて物を取る。或は水中に浴する者有り、獮猴見已りて樹より下り此の瓔珞を取りて去る。諸の女人還りて瓔珞を見ず、獮猴樹上より便ち地に擲放す。諸比丘是を去ること遠からず、經行して是瓔珞を見、便ち取りて持ち來り諸女人に還す。諸の女人言く我等の瓔珞は汝等の取る所なり、と。比丘答へて言く、我等取らず、獮猴の因緣前に説けるが如し、と。乃至言く犯さずと。[五〇]

衆多比丘有り、一寺中に在りて住す。鼠有り穴より出で諸の食果を取りて穴中に藏著す。諸比丘是の鼠の穴より出づるを見、便ち是の念を作す、此の鼠は我等の食を取りて、穴中に著く、と。比丘卽ち此穴を破し諸の食等を取り、諸比丘に示す。此の鼠は我等の食を偸み、此の穴中に置く、と。諸比丘是の比丘に語りて言く、汝は波羅夷を得す、と。乃至佛言く、犯さず、比丘鼠穴中の食等を取るべからず、と。

鼠有り、諸の飲食を取り比丘の牀下に著く。比丘晨朝に楊枝を嚼み已りて、此の食を取りて噉む。諸比丘是の比丘に語る。汝も亦乞食せず、何處にて是の食を得て噉するや、と。比丘答へて言く。鼠、食を取る因緣は前に説けるが如し。諸比丘言く、汝は不與取にて波羅夷を犯ず、と。乃至佛言く、此の鼠は是れ比丘の父なり子を愛するが故に食を取りて子に與ふ。不犯なり、と。

獵者鹿を逐ふ。鹿は走りて寺に入る。獵者言く、我に鹿の來れるを還せ、と。比丘答へて言く、已に寺中に入る、那ぞ汝に還すを得んや、と。彼れ卽ち捨て去る。諸比丘卽ち疑悔を生ず。乃至言く不犯なり、と。

獵者鹿を射る因緣も前に説けるが如し。復た獵者有りて毒箭を以て鹿を射る、鹿走りて寺に入る、

【四九】 加羅難陀は、黑難陀と譯すべきか、六群中の難陀であると考へらる。此れは祠に施したものは無主物であり、施物は捨物で價値を量らないに依つて偸羅遮なるべし。

【五〇】 十誦律に「水處とは人の舍の故に、車の故に、薪の故に水中に浮物來下す。比丘偸奪心を以つて取れば波羅夷なり若し選擇せば偸羅遮なり云云」と言ふものに相當する。(張三9左)

比丘卽ち呪術を以て蘿蔔を枯殺す。尋いで悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さず。偸羅遮を犯ずと。[四二]蘿蔔園の如くに、香園・葉園・華園・果園も亦た是の如し。

馬草を噉す、比丘手にて草を把し馬前に在りて行く。馬を便ち逐逐して去る。比丘身を動かし、盗心を欲す、尋いで卽ち悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯さず偸羅遮を犯すと。[四三]

比丘有り、商客と共に俱婆羅國に來至し、險難處に至る。商客馬に乘り、比丘守行す。商客比丘に語る、此の險難處は當に馬に乘り速かに此難を出づべしと、比丘卽ち馬に騎す。馬を騎し已りて發心し盗を欲す。彼ち悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さず、偸羅遮を犯ず、と。[四四]

比丘有り、船に乘りて水を渡る、船中に金有りて發心し盗を欲す、尋いで卽ち悔を生ず。乃至言く波羅夷を犯ぜず、偸羅遮を犯ず、と。[四五]

商客有り、船中に金を載せ水を渡る。船は卽ち覆沒し、金篋水に逐はれ流れ去る。諸比丘下流にて洗浴し是の篋の流れ來るを見、便ち是の篋を取る。諸商人言く、此の篋を取る莫れ、是れ我等の物なり、と。比丘答へて言く、我れ水中にて得す、と。商客言く、我等船に乘りて水を渡り、卽ち覆沒し篋流に隨つて去る、と。比丘尋いで便ち悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり、と。[四六]

共住の比丘、盗心にて四方の僧物を取る。度して餘寺に與ふ。尋いで便ち悔を生ず。乃至佛言く波羅夷を犯さず突吉羅を犯ず、と。[四七]

諸賊手を偸みて、阿練若處に入り、繋留して便ち去る。諸比丘往いて彼處に至り、見已りて卽ち解放す。便ち悔を生ず乃至佛言はく波羅夷を犯ぜず突吉羅を犯ず、と。[四八]

舍衛國の諸の居士天祠に從つて乞願す。願は卽ち意と稱す。白氎を以て彼の祠に施與す。迦羅難陀因りて往きて彼に到る。卽ち此の衣を取る。諸比丘言く、汝は是れを偸めり、と。答へて言く、云何が偸めるや、と。汝は不與取なり、と。卽ち便ち悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さず、偸

【四二】　此れは盗取にはならず、呪術して枯殺せる迄にて偸羅遮となるべきなり。

【四三】　此れも盗處第二十一の取四足及び第二十二の取多足である。これは馬が追つて來たので盗心を起して、而も取らざりしもの故に偸羅遮となる。

【四四】　此れも前項と同樣である。

【四五】　此れは盗處二十七處中の、船處の例である。これも盗心を起したのみであるから、偸羅遮である。

【四六】　此れは盗處二十七處中の第十二なる水處の例である。然して、盗心なく取らざりし故に不犯である。

【四七】　僧物は賊價なし、故に五錢を成じない。

【四八】　此れは經戒では（先きの註（一五二）母猪を放つたのは不犯であるとされて居るよく合せて考へるに、多少の矛盾なきに非ず。

分を與へざれば犂す莫れ、と。居士比丘の意に逆ひ、犂を止めず。比丘自身にて犂を上に擲つ。居士犂を放ち已りて呵責し、毀呰す。云何が沙門釋子にして是の事を作すや、と。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり、比丘は是の如く自ら身を苦しむべからず、と。

比丘有り、比丘に語りて言く、長老よ、共に支提物を偷み去來せん、當に罪を得ざるべし、と。乃至佛言く、若し支提を護る者有らば道を數て滿つれば波羅夷なり、と。[三九]

舊住の比丘、衆僧の爲の故に人をして犂田せしむ、畔と比びて居士の田有り、比丘亦た人をして此の田を犂せしむ居士は比丘の此の田を犂するを見て、比丘に語りて言く、此の田を犂する莫れ、此れ衆僧の田に非ず、と。比丘言く、誰か證知するや、と。居士答へて言く、非人證知す。當に非人をして自ら言はしむべし、と。此の居士鬼神を祠祀し已りて自ら誓ふ。地中に自然に證を出す。比丘尋いで犂具を棄つ、居士便ち即ち還去す。比丘證を取りて埋藏し已りて、更に犂す。居士還る、比丘の犂するを見て比丘に語りて言く、何を以ての故に、犂するや、汝は波羅夷罪を得す、と。即ち疑悔を生ず。乃至佛言く、若し直ひ滿つれば[四〇]波羅夷なりと。

比丘有り、與へざるに居士の果木を取る。乃至佛言く、滿つれば[四一]波羅夷なり。果も亦是の如し、と。

比丘有り經行處に樹生ず。烏鵲樹上に巣を作す。比丘取用し薪を作る。鳥の聲を作し、精舍閙亂す、乃至佛言く、阿難に問ふ、阿難廣く上事を說く。乃至佛言く烏鵲巣を取るべからず、取れば突吉羅なり。若し取用し黄染の因緣も亦是の如し。

佛舍衞國に住す、一居士の蘿蔔園有り、比丘彼に往いて索む。我れに蘿蔔根を與へよと。居士答へて言く、我に直に與へ、と。比丘言く直無し、云何が與ふべき。居士言く、若し我に直に與へざれば我れ當さに云何が活くべきや、と。比丘言く、少許を與へざるや、と。答へて言く、與へず、と。

【三九】 共同盜取で、支提即ち祠堂を守る者なくば罪ならないが、あれば五錢に滿ちて波羅罪である。

【四〇】 此れは明らかに盜心盜取で波羅夷盜處二十七種の田處である。五錢以上の價値あれば波羅夷で滿たずとも偷羅遮である。

【四一】 此れも盜取の處二十七種の第十七取樹果、第十八の取草取で波羅夷罪である。

を求め彼に至る。見已りて持ち去る、祠中の人出でゝ見已り、比丘に語りて言く、此れは是れ我等の衣なり、持ち去る莫れ、我等の衣風飄して來り此處に墮つ、と。比丘言く、是れ汝の衣なれば取り去れ、乃至當に善く觀察し已りて取るべし、と。[三四]

居士有り、佛及び僧を舍食に請す。比丘僧佛住に往いて請食を分つ。爾の時に給孤獨長者の子祇桓中にて戲る。[三五]賊來り寺に入り兒を捉へ將に去らんとす。比丘有り、聞き已り便ち是の念を作す。我當に呪術力を以て四種の兵家を化作し、彼の賊を追逐すべし、と。賊見て怖畏し兒を放置して去る。諸比丘聞き已りて是の比丘に語りて言く、汝は波羅夷を犯ず。即ち悔念を生ず。乃至佛言く、汝云何が是小兒を救ふと。比丘答へて言く我れ呪術を作す、佛言く、不犯なり、と。

倶娑羅國に衆僧分衣す。是の中に比丘有り、聚落に入る。此の比丘に二の近住の弟子有り、倶に衣を取る。分を取り已りて外に出づ。自ら相謂ひて言く、汝和上と與に取分するや、答へて言く、二倶に取る。知らず、誰か是れ分、誰か是れ非分、誰か波羅夷を犯じ、誰か波羅夷を犯ぜざるや、と。乃至佛言く、犯さず、取る時は應に相語るべし。[三六]

倶薩羅國の衆僧は分衣す中に比丘有り、聚落に入る、彼に同伴有り爲めに衣分を取る、彼比丘還り已りて語りて言く、我れ汝の爲に衣分を取る、と。彼比丘言く我れ汝をして衣子を取らしめず、と。即ち疑悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯せず。若し語らされば取るべからず、分を取らば突吉羅なり、[三七]と。

倶薩羅國の衆僧は分衣す。中に比丘の病なる有り、看病比丘爲に衣分を取る、病比丘命終す。云何がすべきかを知らず、乃至佛言く、若し先に命終し後に取れば本處に還與し、若し先に取り後に命終せば餘の衣物の如くすべし、と。[三八]

居士有り、比丘の田を犁す。比丘往いて彼に到り居士に語りて言く、我に分を與へよ、若し我に

【三四】　此れも比丘は不犯である。

【三五】　これは賊の取れるものを奪ふ故に盜戒を犯ぜざるやの問題である。此處では呪術力の故に不犯とする。自ら手を下して取れば犯となる。

【三六】　此れは互に衣を得た時は相語りて分てば不犯である。施衣を得るも自ら他にかたらず、ひそかに藏せば不淨である。

【三七】　分衣して居る僧伽で、一人が外出中の者の爲にその配分を取つて置いて、外出者が不用と言つた場合である。無論他人の爲に正しく取つたので、盜心なく不犯である。

【三八】　此れは註六と同じである。

るなり、と。長者比丘に語りて言く、我れ聞く、釋子は衣の地に墮つる者は便ち取る、と。是の故を以て彼處に著くるのみ。即ち疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當に善く觀察し已りて取るべし、と。[三〇]

諸の童子有り、衣を脱し地に著け已りて、共に戯る。戯れ已りて忘れて衣を取らずして各々家に還る比丘糞掃衣を求めて彼に至りて此の衣を見、已りて便ち取去る。一女有り來りて此の衣を覓む。比丘の持ち去るを見て、比丘に語りて言く、大德よ是の衣を取り去ること莫れと。比丘答へて言く、我れは糞掃中に得たり、と。女人答へて言く、此れは是れ我が兒の衣なり、兒外に出で戯れ忘れて持ち去らざりしなり、と。比丘答へて言く、若し是れ汝の衣なれば便ち持ち去れ、と。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、當に善く觀察し已りて取るべしと。[三一]

比丘有り、糞掃衣を藏し已りて、舍衞城に入りて乞食す。一比丘有り、糞掃衣を求め彼處に至る。見已りて便ち持ち去りて、水に就き之を浣す、彼比丘乞食し已りて出で本の衣處に至る。比丘の糞掃衣を浣し已れるを見て、即ち語りて云く、長老よ汝は波羅夷を犯ず、と。即ち答へて言く、何に因りて波羅夷を犯ずるや、と。此の比丘言く、汝は我が糞掃衣を偸む、と。彼比丘言く、我は攝受想を作さずして取れり、と。乃至佛言く、善く觀察し已りて取れと。[三二]

比丘有り、不淨糞掃衣を畜ふ。諸天呵責し、及び金剛力士も亦呵責す。佛比丘に語る、不淨の汚する所の糞掃衣を畜ふるを得ず、と。畜へば突吉羅を犯ず、若し糞掃衣を得ば當に好く浣治し、淨好にし、縫好にして、染め已りて受持すべし、と。

比丘有り、墓中の糞掃衣を取守す。爲に旃陀羅呵責す。我等此の衣を取らんと欲す、と。彼れ已に持ち去る。乃至佛言く、[三三]守墓中の衣有らば取るを得ず。取らば偸羅遮を犯す。

塚間を去ること遠からずして天祠有り、祠中に祀祠人有り、衣風飄し塚間に墮落す。比丘糞掃衣

【三〇】八迦梨仙を入れたるは、滿五錢取の波羅夷罪構成をなさしめん爲めで、無價物でないことを意味する。然しこれは、糞掃衣想にて無主想で取つたのであるから比丘は不犯になる。

【三一】此れも比丘は不犯である。

【三二】比丘は不犯である。

【三三】此れは墓守の旃陀羅即ち奴のものを取るのである墓守の衣は元來糞掃衣的のもの故に、墓守の衣の取るを特に禁じたものと見るべきである。

の居士等は寺舍を圍遶し、卽ち便ち内に入る。諸比丘の衣を捉るを見、居士言く、此れは是れ我等の衣なりと。比丘答へて言く、此の衣は、賊、我に施與す、と。尋いで疑悔を生じ乃至佛言く[二六]不犯なり、と。賊邊の衣を受くる時當に好く觀察すべし、と。

若し鬪戰の時衣の施を得れば應に受くべし、刀を以て割截し、色を壞し已りて受持すべし。若し已に割截し色を壞して索むれば亦應に染衣人に與ふべし。染衣し已りて忘れ、擧せずして聚落に入る。〔他の〕比丘彼に至り糞掃衣を求覓す、彼に至りて衣を持ち去るを見る。彼已に還りて見、比丘に語りて言く。「此れは是れ我が衣にて取る莫れ」と。比丘答へて言く。「我れは糞掃衣中にて得す。」卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。不攝受想を以ての故なり。當に善く觀察し已りて取るべし、[二七]と。

居士衣を以て廁外に著けて、廁中に入りて大小便す。比丘糞掃衣を覓めて彼處に到り、見已りて持ち去らんとす。居士出でゝ見、語りて言く、此れは是れ我衣なり、と。乃至佛言く、犯さず、當に好く觀察し已りて取るべし、[二八]と。

比丘柢桓を去ること遠からずしてあり。田夫有り。田を作り衣を脫して地に著け、已に作せり。比丘糞掃衣を覓め彼に至り見て已に持ち去る。田夫比丘の衣を取るを見て語りて言く。此れは是れ我が衣なり持ち去る莫れ、と。比丘聞かず僞に持ち去る、田夫急に追ひ奪取し、比丘に語りて言く、汝は不與取なり、と。比丘は答へて言く、我れは糞掃衣取れるなり、と。便ち疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當に好く觀察し已りて取るべし、[二九]と。

居士有りて聞く、諸沙門釋子は衣の地に墮つる者は便ち取り去る、と。是の長者八迦梨仙を以て衣中に著け裹みて糞掃中に埋め、少許を出し現して已に去る。比丘は糞掃衣を求め彼處に至り、見已りて便ち取る。長者比丘に語りて言く、「大德よ我が衣を取る莫れ、」と。比丘言く我は糞掃中に得

【二六】 此れは先きの項に賊邊のものも、施主の意を作して取れとあるに想應するもので、これは、殺戒に於いて說く、賊の在處を敎へて賊がその爲に殺さるれば、在處を敎へた比丘が殺人になると、同斷である。

【二七】 此れは染衣した比丘が、衆中に「此れ我が衣なり」と言はずして去つた爲に、他の比丘が糞掃衣を求めて、壞色された衣を見て、下度宜しと取得したのである。先きの比丘が歸つて「其れは我が有なり」と言つても、後者の所有になる。後者は、所有者あるを知らずして取つた（不攝受想）のであるから不犯となる。

【二八】 此れは前者と同斷であるが比丘と居士の相違がある。是れ無論比丘の所有に歸しても不犯であるが是れだけではいづれであつたか不明である。

【二九】 十誦律所出の實例である。（張三10左）

と。
比丘有り、弟子と共行して、賊に捉へらる、彼れ盜時來り便ち疑悔を生ず。乃至佛言く、若し彼に屬し已り、將來の事、滿てば波羅夷、滿たざれば[二二]偸羅遮なり。界內も亦是の如し。
比丘有り、賊の爲めに捉ふ所となる、而して自ら逃走して便ち疑悔を生ず。乃至佛言く、自ら逃走するは犯さず、と。
比丘にして、物有りて關稅處を度せんと欲す。便ち是の念を作す、我れ若し稅物を度せば當に波羅夷を犯すべし、我れ此の物を母に施與し、父に施與し、兄弟姉妹等に施與し、和上、阿闍梨に施與し、支提に施與し、衆僧に施與せんと、稅處を度せば偸羅遮を犯す、空中度は犯さず。[二三]
比丘有り、坐牀を借りて、緣に發心し還るを欲せず。便ち疑悔を生ず、乃至佛言く、波羅夷を犯さず、偸羅遮を犯ず、[二四]と。
比丘有り、借經す。廣說すること前の如し、比丘有りて衣を偸み、衣を開發せし時、衣中に無價物有り、卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、當に衣價を數へて犯とすべし。[二五]
賊有り、酒を偸み持ちて阿練若處に至る。中に已に飲める者と、未だ飲まざる者と有り、阿練若處に藏著し已りて去る。比丘有りて彼に到り坐禪して是の酒を見已りて、餘人に語りて言く、是の酒を持ち去り、寺中に著けて用ひて苦酒を作らん、と。卽ち持ちて寺中に著く。諸賊渴乏し還りて酒を覓めて得ず。諸比丘に問ふて言く、汝等我が酒を取らざるや、と。比丘答へて言く取る、と。諸賊比丘に語りて言く、汝等は是れ賊中の賊なり。我等の酒を偸めり、と。比丘尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、犯さずと、當に好く觀察すべし、已に取るの希望心淨の故に犯さず。肉も亦是の如し、と。
諸賊城邑を破り已りて逃走す。恐怖して寺舍の中に入る、是諸賊等は衣を以て諸比丘に施す。諸

【二二】 事滿つは五錢に滿つることで、滿五錢波羅夷減五錢偸羅遮である。
【二三】 十誦に言ふ關稅處の盜で所謂不輸稅である。沙門は諸關稅處を無稅にて通る。故に此の物として通らば何物も無稅通過出來る。此の際比丘の當然な所有物であれば無罪であるべきである。又此處に言ふ物が無主物で比丘の物でないとする。無主物で比丘の物でないとする。無主物を取つてもこれは盜戒にならぬ。こゝで稅處を通る時に已有想で通れば無罪である。故に、完全に自己のものでなく父母、兄弟のものとして、從つて稅を偸めば五錢を過ぎれば波羅夷である。此處に言ふ偸羅遮は、盜意なく他の爲に度したか、稅が減五錢であつたかである。
【二四】 此れは甚だ文が不明である、還さないと欲して還さなければ取他寄物(預りて還さず)以上で當然波羅夷であるが、これは疑悔して還したものと見るべきで、取らんと欲して盜心を起し、未遂に終つたとせば偸羅遮となる。
【二五】 此れは衣中の無價物は問題とならぬ、衣價が五錢に滿ては波羅夷となる。

生ず。乃至佛言く、他の語らされば、取食と爲すべからず、と。

倶薩羅國の衆僧分食す。比丘病有り、看病比丘は病比丘の爲に食を請ひ、食を得し已るに、比丘命終す、此の食當に云何すべきや、と。佛言く、若し先に命終し、後に食を取らば應さに本處に還すべし。若し先に取り已りて、後に命終せば[一八]餘財の物の如し。と。

比丘有り、比丘に語りて言く、長老よ共に偷を作し去來せん、と。卽ち便ち共に去る。道中に至り自ら慚愧を生ず、我れ作すは不可なるや、正法中に於いて出家して此の事を作さば、便ち退還せん、と。彼れ疑悔を生ず乃至佛言く、[一九]波羅夷を犯さず。突吉羅を犯ず、と。

比丘有り、比丘に語る。長老よ共に偷を作し去來せん、と。卽ち便ち共に去る。半道にて悔ひて還る。乃至佛言はく、波羅夷を犯さず、突吉羅を犯ず、と。

比丘有り、比丘に語りて言く、偷を作し去來せん、と。乃至悔を生じて便ち是の念を作す。我れ若し去らされば當さに我が命を奪ふべし、我れ共に去るとも偷せず、受けざるべし、と。彼卽ち共に往き、偷せず、受けず。乃至佛言く、不犯なり、と。

比丘有り、比丘に語る。汝と共に偷を作し去來せん、と。卽ち便ち共に去る。半ば道を守り、半ば事を作す。道を守る者便ち是の念を作す。我等取らされば犯さざるや、と。是の因緣を以て諸比丘に向つて說く。諸比丘聞き已りて佛に向つて廣說す。佛言く、若し事を滿せば波羅夷なり。滿ぜされば[二〇]偷羅遮なり、と。

比丘有り、比丘に語りて言く、共に偷を作し、去來せん、と。卽ち便ち共に去る。得ば便ち自ら取る。彼或は有得者たり、或は不得者たり、若し不得者が疑悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず、[二一]偷羅遮を犯ず、と。

諸の賊有り、比丘衣を施す。比丘疑ふが故に敢えて取らず。乃至佛言く、施主の意を作して取れ

【一八】　餘賊の者の如しとは、輕物は看病比丘に與へられ、重物も、僧伽に捨して作淨すれば看病比丘の所有に歸す。

【一九】　此れは十誦律の共期盗で(張三9左)所謂共同盗取の未遂である。四分律には共同盗取に(一)同財業(各別處に盗みて藏品は共同分配)(二)要(此れは今の場合に當る。卽ち他と共に要をなし、「某の時來れ、某の時去れ若しは牆を穿ちて物を取れ、若しは道路を劫取せん、若しは燒きて彼れより財物を得ん、共に來れ」と言つてなす)(三)伺侯(此れは自ら市肆、城邑、村、山谷、般渡處を偵察し、他は取らしめて共同分配する。(四)守護(「外より財を取り來らば、我れ當に守護せん」と言ひ、藏品は共同分配する。(五)羅要道(是れは他して取らしめ、自ら外道路等の警戒をなすなり。)の仕方ありとして居る。

【二〇】　これは羅要道の共同盗取で滿ずるは五錢盗取で、未遂罪は偷羅四遮である。

【二一】　方便して未遂罪として偷羅遮になる。

し、彼に到り彼の婬を作するを見る。諸の比丘尼此の尼に語りて言く、汝は本は受樂せす、今復た受樂せざるや、と。乃至佛言く、汝受樂せしや、不や、と。答ふ、受樂せず。我れ展轉す、と。前說の如し。乃至力捉さるるは不犯なりと。（一竟る）

（二）盗　事

佛王舍城に住す、爾の時達膩迦陶家子憂愁し疑悔して是の念を作す。未だ[一六]制戒せざる時、初めて罪を作して犯さず。我れ衆多の木を盜取す、何者か初たるを知らず。佛諸の比丘に語りて言く。我れ未だ制戒せざる時に達膩迦罪を作す。一切不犯なり、と。

比丘阿練處に有り、他所の攝物を不攝想にて取る。便ち疑悔を生ず。乃至佛言く、他攝を他攝想にて取るは波羅夷を犯ず。疑ひて取るも波羅夷なり。他所攝を不攝想にて取るは偷羅遮なり。[一七]不攝を不攝想にて取るは不犯なり、と。

比丘有り、飯を乞ひて餘物を取る。乃至佛言く、波羅夷を犯さず偷羅遮を犯ず。飯を乞ふが如くに麨を乞ひ、鳩樓摩を乞ひ、魚を乞、肉を乞ひ、佉陀尼を乞ひて餘物を取るは、一切皆偷羅遮を犯ず、と。

比丘有りて先に請されざるに食を受け、卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯さず突吉羅を犯ず、と。

俱薩羅國の衆僧は分食し共住す。比丘聚落に入る。彼に二の共行の弟子有り。弟子各々師の爲めに請食し、食を得已りて出づ、自ら相ひ謂ひて言く、汝も亦取り、我も亦取る。知らず、誰か是れ不與取有る。我等波羅夷を犯ずるや、と。佛言く。不犯なり。請食の時は相語るべし、と。

俱薩羅國の衆僧分食す、比丘聚落に入る。彼の所愛の伴あり。其の爲に取食す、彼還り已りて語りて言く、我れ汝の爲に取食す。彼答へて言く、我れ汝をして食を請はしめず、と。尋いで疑悔を

【一六】盗波羅夷第一因緣、制戒前は一切不犯。

【一七】盗戒の不犯は與想取、已有想、糞掃想、暫取想、親厚意想である。此處に言ふ不攝を不攝取にて取るは、無主物を取りし爲である。

ば偸羅遮を[一四]犯ず、と。
拔陀羅比丘尼も此の中應に廣說すべし、乃至佛言く、汝拔陀羅は樂を受くるや不や、と。答へて云く、世尊よ受樂せず、熾烈なること利劍の如し、と。乃至佛言く、汝の宿業果報は是の身根を得。少分を强捉さるゝは不犯なり、[一五]と。

修闍多比丘尼弊惡人の爲めに捉ふ所となり、其の口を掩覆し將へて曠野中に入る。汚し已りて捨て去る、此の比丘尼所住處に還る。諸の比丘尼驅出して容れず。彼れ答へて言く。我は受樂せず、諸人問ふて言く、云何が受樂せざるや。弊惡人は汝を將へて曠野の中に至る。汝を汚し已りて便ち去る。此の因緣を以て諸比丘は諸の比丘に向つて說く。諸の比丘佛に向つて廣說す。佛問ふ、汝受樂するや不やと、答へて言く受樂せず、と。身を展轉し、手を掉し、臂を掉するも得脫する能はざりき、と。佛言く、諸の比丘は當に知るべし、此れは是れ宿業の報なり。報によりて女身を得ず。身根少分展轉する者を力捉し、臂を掉するをせば力捉さる。力捉さるゝは不犯なり、と。

檀尼比丘尼舍衞城に入りて乞食す。前に說けるが如し、乃至佛言く、汝受樂するや、不や、と。答へて言く受樂せず、我れは以て啼哭し、大喚し、復た言く我を捉ふる莫れ、と。乃至佛言く、力捉さるゝは不犯なりと。

難陀比丘尼舍衞城に入りて乞食す。廣說すること前の如し。諸の比丘是の比丘尼に語る、汝受樂するや、不や、と。答へて言く。受樂せず。と、汝は往いて阿梨難陀に問ひて去れ、と。尊者難陀廣く此の事を問ふ、此の尼は彼を敬するが故に說かず。難陀此の比丘尼を呵責す。是比丘尼自ら念ず。何ぞ是の如き受生を用ひんや、我れ當さに瓶を以て頸を繫ぎ、水に沒して死を取るべし、と。即ち便ち繩を作りて瓶を繫ぎ頸に連ねて深水中に沒す。繩堅からずして斷じ水中に出沒弊惡人見て水に入り、挽出し倒懸し水を去る。還た穌息するを得たり、即ち共に婬を作す。諸の比丘尼求めて覓

【一四】棄胎は墮胎で、偸羅難陀は比丘尼波羅の初犯因緣者である。
【一五】强婬されたのであるが少分を力捉さるゝは、八處を捉へられ觸るれば八事成重波羅夷となるからである。不犯は不受樂と婬意なきに依る。

に水飲を與へよ、と。比丘は卽ち水を取りて與ふ。女人は水を飲み已りて是の言を作す、此れは是れ不淨身なり。何ぞ貪と僞すに足るやと。此の夜を過し已りて、女の親屬等來り此の女を看る。比丘は諸人の來るを見て、一面に起立す。彼女は諸の親等に向つて說く、我れ死なざりしは是の比丘の力に由るが故なり、と。諸の人卽ち是の比丘に語りて言く。須むる所有らば來り取れ、と。比丘尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず、[一]偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、牛羣の中を行く。大惡牛有りて來り比丘に觸れ、女人の上に倒す。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。行時は當さに自ら防護すべしと。

比丘有りて井に墮つ、女人先に井中に落ち、比丘の頸を抱く。井の上の人繩を以て比丘を索む。出づれば女人比丘の頸を抱へるを見る。諸人問ふて言く、此の母人何處より來ると、比丘答へて言く、先に井中に落ち我が頸を抱くと、出でゝ卽ち疑悔を生ず乃至、佛言く、不犯なり。當さに好く意を作し已りて井を看るべしと。

比丘の乞食を行じ、小巷中に入り、比丘女人の根を出す處に入り、相觸れて卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。先に應さに意を作して、聚落に入りて乞食すべし、と。

比丘有りて女人と共に船に乘り水を渡る。船便ち飜沒し女人比丘の頸を抱く、水を渡りて岸に至る。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。先に當に思量して然る後に當に渡るべし、と。

× × × ×

一男子有り、女人の威儀を作る、比丘尼の所に詣る。[二]阿梨耶よ我が出家を度せ、と。諸の比丘尼は觀察籌量せず、便ち出家を與ふ。此の男子夜時に諸比丘尼と[三]摩觸す。諸比丘尼卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、不犯なり。當さに好く觀察思量し、然る後人を度せと。

偸羅難陀棄胎の因緣は此の中に應に廣說すべし。乃至佛言く、比丘尼は棄胎するを得ず。棄胎せ

【一】此れは水を與へる迄が行婬の方便と見るべきで、結局不成に終つたのであるから方便不成の偸羅遮である。

【二】比丘尼波羅夷、阿梨耶は阿闍梨の女性使用なるべし。

【三】比丘尼波羅夷は第五に摩觸戒ある。今はこれに對する論で、欲心なき故に不犯とせらる。

一處に結加趺坐し、坐禪す。天時に大熱にて睡眠す。睡中に涅槃僧を脫し去る。男根起てり。女人の薪を取る有りて、展轉して比丘の所に至る。比丘の是の如くにして眠るを見、見已りて染汚心を生ず。卽ち就きて婬を作す。婬を作し已りて去る。比丘覺め已り。彼の母人比丘に語りて言く、阿闍梨よ、當に知るべし、我が家は某處に在り。若し更に得んと欲すれば我が家に來至せよ、と。比丘卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、汝、比丘よ受樂せるや、不や、と。答へて言く、受樂せず、と。自今以去、獨り空處に在りて睡眠するを得ず。眠れば突吉羅なり、[八]と。

佛婆耆陀國波羅給林樹に住ませり。爾の時一比丘有り、阿練若處に在りて住すること前說の如し。女人取草の因緣も前說の如し。五因緣有り、男根起つ。一は謂く婬、二に謂く風、三には謂く大便、四に謂く小便、五には謂く虫螫なり、凡夫及び未だ欲を離れず、五を具す。欲を離れたるは四を具す。[九]

佛王舍城に住す、一比丘有り婬病を患ふ。彼の[一〇]耆婆の所說を聞く。母をして人口に男根を含ましめ便ち差るを得ん、と。卽ち是の念を作す。佛言く、病に服藥を聽す、と。比丘、卽ち女人の口をして男根を含ましむ、病卽ち差るを得たり。尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、入るれば則ち波羅夷なり、と。

婆樓國の婬女の家に一賊有り、常に人衆を惱亂す。王民は王に語る。其處の婬女の家に財を藏す、と。王卽ち婬女を喚ぶ。汝の家に實に賊有りや、賊無しや、と。答へて言く、賊無し、と。

王言く、若し汝の家に賊を得ば汝に大罪を與へん、と。司者は婬女の家に於いて卽ち賊を捉得す。王は卽ち婬女を瞋り、王は使者に語る。是の婬女を捉へ脚跟の節を抜き、抜き已つて曠野中に棄著すべし、と。人をして王の敎ふる如く作さしむ。乃至、曠野中に著く、比丘あつて彼處に往至す。是の女人を見て、卽ち染汚心を起し、共に婬を作さんと欲す、彼卽ち起坐して比丘に語りて言く、我

【八】此れも、何とも言ってないが不覺不知不樂で不犯である。

【九】男根樂起の五因の第一の婬が卽ち染汚心で欲を離れたものに是れなく四つの場合の樂起はあるとする。

【一〇】耆婆は佛僧團の醫師であるが、如何なるにせよ、口は三道の一つで是れに自ら發起して入れたのでは正し波羅夷罪である。

卷の第四

居士有りて肉を擔ぎ行きて鳥の奪ふ所と爲る。比丘乞食し、彼の肉比丘の鉢中に墮つ。居士、鉢中に肉有るを見て言く、汝は是れ惡比丘なり。惡沙門なり、我肉鳥の奪ふ所、今汝の鉢中に在り、比丘自ら念ず、我れは是れ惡比丘なり、惡沙門なり、我れ當さに往いて婬を作し去るべし、と。彼れ卽ち婬を作し、作し已りて悔を生ず。乃至、佛言く、前は不犯にして後に[一]犯なり、と。

比丘有り、母狗の前に小便す。彼母狗卽ち來りて比丘の男根を含む、比丘尋いで急に拔出し、卽ち疑悔を生ず乃至佛言く、[二]波羅夷を犯ぜず。母狗の前にて小便するを得ず。若し小便せんと欲せば、應さに驅つて、去らしむべし。若し驅らざれば當さに更に餘處に去るべし。

比丘有り、經行す。野干女來り比丘に親近す。比丘は是の母野干を知り、當に染汚心を犯し、卽ち衣を以て母野干を裹み取り口を以て之を之を嚙む。卽ち恐怖疑悔心を生ず。乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず。[三]偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、獨り阿練若處に住す。緊那羅女來りて比丘を捉へ、深山中に擲著す。已りて便ち去る。比丘心悶し[四]失想し、還りて穌を得已りて、是の處を離れ去る。彼れ疑悔を生ず。乃至佛言く、是の如き恐怖心に比丘は住すべからず、[五]と。

比丘裸形にて水を渡る、魚あり男根を含む。卽ち便ち拔出し尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、比丘は裸形にて水を渡るを得ず、[六]と。

女人有り、裸形にて障內にて小便す。比丘あり女根を視見して、染汚心を起し、卽ち男根を以て障內に刺す、女根と相近し。卽ち疑悔を生ず乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず、[七]偸羅遮を犯ず、と。

佛舍衞國に住ませり。一比丘有り、食し已りて房前に經行す。彼れ經行し已るや尼師檀を敷き、

【一】鉢中に肉の入つたは盜みとはならぬが婬戒は成立する。

【二】此れは畜生女の一種の逼りたる行婬で入つたのであるから形式は行婬で、不受樂と婬意なき點で不犯となる。

【三】此れは方便して不成なる故に偸羅遮である。

【四】失相は失想と讀む。

【五】此れは何とも犯行は出て居ないが、比丘は無論不犯である。

【六】魚は行婬の對境として論ぜられてないが、無論不犯でありむしろ不能である。

【七】是れは婬意あり、不成なもので偸羅遮罪である。

ば偸羅遮を犯ず、と。天女、乾闥婆女も亦是の如し。

阿修羅女、比丘の所に來至して、比丘に語りて言く、我と共に婬を作さん、來れ、と。比丘卽ち許す。彼の女根廣大にして比丘、脚を以て女根の中に內る。乃至佛言く、波羅夷を犯ぜず、[一四七]偸羅遮を犯ず、と。天女も亦是の如し。

比丘有り。獨り阿練若處に在り、非人有りて比丘の所に來至す。比丘に語りて言く、我と共に婬を作さん、來れ、と。彼の比丘は淨行に精進す。答へて言く、[一四八]我れ婬を作さゞるなり、と。彼の非言く、若し作さゞれば當さに汝と共に大罪を作すべし、と。比丘の故らに作すことを肯へんぜず。比丘眠り已る彼の非人衣を合せて王夫人の背後に擲著す。王見已りて比丘に語りて言く。汝何を以て此處に來るや。比丘答へて言く、獨り阿練若處に在り、と。前の如くに說く。王言はく、汝何を以つて獨り阿練若處に在りて、住止するや。卽ち出でよ、と。是の比丘去る。乃至、佛言く、[一四九]不犯なり。是の如き阿練若處に住すべからず、と。毘舍闍女の因緣も亦是の如し。

佛舍衞國に住しき。爾の時に華色比丘尼は晨朝に衣を著け、鉢を持ち城に入りて乞食せり。乞食し已りて洗足し、房に入れて坐禪す。戶を閉めず。熱時に眠り熟せり。惡人は其の眠り熟せるを見て卽ち就きて婬を作し已りて去る。彼れ覺め已りて卽ち疑悔を生ぜり。乃至佛言く、不犯なり。眠時は應さに戶を閉むべし。若し戶を閉めずして眠らば突吉羅を[一五〇]犯ず、と。

比丘有り、舍衞城に入り乞食して長者の家に入る、彼家中に一母猪を繫ぐ、母猪展轉し繩を挽き、去らんと欲す、比丘見已りて悲愍心の故に卽ち便ち解放す。居士之を見る、比丘自ら念言すらく、我れは偸めり我れは是れ惡沙門なり、便ち他の猪を解きて放てり。我が住にて此の母猪と共に婬を作さん、と。去りて、卽ち共に婬を作す。作し已りて便ち是の念を作す、我當さに諸比丘に問はん。若し出家を得れば當さに更に出家すべし、得ざれば便ち住せん。是の事を以て諸比丘に向ひ應說す。諸比丘佛に向つて廣說す、佛言く、初は不犯にして、後は犯なり。雖も亦是の如しと。[一五一]

【一四七】是れも非人女で完全に不淨行として成立するが、女根大にして脚迄入つたと言ふから方便不成の偸羅遮を配せしなり。

【一四八】答言不作婬耶彼人を答言不作婬也彼非人と讀む。

【一四九】これは怨逼婬の不成立なり。

【一五〇】此れも眠中不覺不知不受樂で不犯となる。

【一五一】後は犯なりとは前の偸盜は不犯なるも犯婬は成立するの意なり。

し已りて卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、入らば卽ち波羅夷なりと。女人の如く男子も亦是の如し。比丘有りて眠中を女人就きて婬を作す。彼疑悔を生ず。乃至佛言く、汝知るや、不や、と。答へて言く、知らず、と。知らざれば[一四一]不犯なり。女人の如くに男子・非男も亦是の如し。

惡比丘が式叉摩那に語りて言く、汝は未受具足戒なり、我と共に婬を作すも不犯なり、と。彼れ卽ち許す。許し已りて悔を生じ、比丘强いて捉へ婬を作して、彼疑悔を生ぜり。我れ式叉摩那に非ずや、と。乃至、佛言く[一四二]式叉摩那たるを失ふ。更に應に受を與ふべし、突吉羅を犯ず。

惡阿練若比丘沙彌に語りて言く、汝未受具足戒なり。我と共に婬を作すとも、無罪なりと廣說すること前の如し。沙彌は突吉羅を犯ず、沙彌尼も亦是の如し。

惡阿練若比丘、新受戒比丘に語る、汝始めて受戒す。我と共に婬を作すも無罪なり、と。彼尋いて聽許し、許し已りて悔を生じ、彼强いて捉へ婬を作して、卽ち疑悔を生ず。我れ波羅夷を犯ぜるや、と。乃至佛言く、受樂せざれば波羅夷を犯ぜず。[一四三]偸羅遮を犯ず、と。

比丘有りて眠熟す。比丘來りて共に婬を作す。若し初、中、後に知らざれば[一四四]不犯なり。婬を作せる者は滅擯すべし。廣說すること毘尼中の如し。

比丘有りて木の女像の端正にして愛すべきを見て貪著心を生ず。卽ち彼女の根を捉へて婬を作さんと欲す、根卽ち開く、尋いで怖畏癡悔を生ず。乃至佛言く、若し擧身して受樂せば[一四五]波羅夷を犯ず。若し女根開かざれば偸羅遮を犯ず。木女の如く、金・銀・七寶・石の女・膠漆布の女乃至泥土の女も亦是の如し。

龍女比丘の所に至りて比丘に語りて言く、我と共に婬を作さん、來れ、と。比丘卽ち許す。婬を作さんと欲し、形の長大なるを見て恐怖心を生じ、尋いで疑悔を生ず。乃至佛言く、若し恐怖心ならば波羅夷を犯ぜず。[一四六]偸羅遮を犯ず。

夜叉女あり、亦た應に是の如くに廣說すべし。彼れ卽ち忽然として見ず。乃至佛言く、現ぜされ

【一四一】此れは、不知、不覺動、不受樂で完全な不犯である。

【一四二】突吉羅はその罪で式叉摩那を失ふは、懷胎の疑に依つてであらう。

【一四三】此れは先きの式叉摩那、沙彌に比べて偸羅遮となつて居る所に相違がある。自ら發起の行婬行爲があつて不受樂であるから偸羅遮となる。

【一四四】此れは不知不受樂で不犯であるが、行婬した比丘は、自らなしたので是れは波羅夷不共住となるべきではないかと考へらる。

【一四五】此れは木象であるから非道に道想で偸羅遮となるべきも、今は非人の女と見做して配罪せるものなるべし。

【一四六】是れは非人と行婬である。然し恐怖心で受樂せずとして偸羅遮を配せしものである。

一居士婦有り。比丘其家に出入し、彼の婦に語りて言はく、我は婬欲の纒はる所なり、と。婦答へて言はく、方便を作すは前說の如し。乃至佛言く、入るれば卽ち[一三三]波羅夷なり。

孫陀羅難陀比丘の[一三四]因緣は毘尼中の廣說の如し。彼は獨り阿練若處に住す。住は婆羅門田を去ること遠からず、彼の婆羅門は數々田に至りて此の比丘を看見して歡喜心を生ず。彼は卽ち請食す。比丘請を受く、婆羅門は諸々の飲食を辨じ已りて裸形の小女を遣り、往いて比丘の所に至り、比丘を喚ぶ、比丘は彼の女の根を見て染汚心を生じ、便ち共に婬を作す。女根破裂す。卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く。若し受樂せば[一三五]波羅夷を犯じ、若し受樂せざれば偸羅遮なり、と。

比丘有り、男根常に起たず、便ち此の念を作す。起てば婬を作し波羅夷を犯ぜん、起たざれば作すも不犯なり、と。彼は卽ち婬を作す。乃至佛言く、波羅夷を犯さず、[一三六]偸羅遮を犯す。

比丘有りて眠る。女人來り就き婬を作す。便ち疑悔を生ず。乃至佛言く、若し手にて手を捉へ、若し脚にて脚を蹹し、、若しは髀にて髀に觸れば[一三七]波羅夷なり。觸れざれば偸羅遮なり。眠の如く狂癡も亦是の如し、女人の四句は男、非男に於ても亦是の如し。

比丘有りて眠中に女人就いて婬を作し、彼比丘疑悔を生ず。乃至佛言ひて比丘に語る。汝知るや不や。答へて言く、知らず。我れ覺め動けりと。覺動せば[一三八]波羅夷を犯ぜず、偸羅遮を犯す。

比丘の眠中を女人就いて婬を作し　卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く、比丘よ、汝は知りて受樂せさるや不や、と。答へて言く、受樂せす、と。[一三九]不受樂は不犯なり。

比丘有りて眠中を女人就いて婬を作し、卽ち疑悔を生ず。乃至佛言く汝知りて受樂せざりしや、不や。と。答へて言く、知らず。受樂せず覺め動けり、と。佛言く[一四〇]偸羅遮を犯ず、と。比丘の如くに比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼も亦是の如し。

惡沙彌有りて女人に語りて言く、一切道中に入るも不犯なり、と。彼は卽ち一切道を用ひて、作

【一三三】同上。

【一三四】有部律（張八10右以下）出。

【一三五】律制は、行婬の上は初中後いづれかの中にて受樂不受樂で決する。これは不受樂で未遂である。

【一三六】不起は不成で、これは方便不成の偸羅遮である。

【一三七】これは覺樂した故に波羅夷となる。

【一三八】覺動は、兎も角覺めて動いたので罪なしとはしない。唯不受樂で偸羅遮となる。

【一三九】これは他からされ、然も受樂しないから全然不犯である。

【一四〇】此れは前の不知覺動偸羅遮と、不受樂と、覺動不動樂と比較すると明らかになる。

比丘有りて缺時口を遮せずありしに一比丘有りて婬欲熾盛にして男根を以て口中に刺す。彼蕁いで吐出し卽ち疑悔を生ず。我れ波羅夷を得るや、と。乃至佛言く、波羅夷を犯さず。[一二七]今より已去は欠の時には當に口を遮すべし。遮せざれば突吉羅を犯ず、と。

比丘有りて男根常に起つ。是の念を作す。女根に入れて不犯ならん、と。便ち女根中に著く。卽ち疑悔を生ず。我れ波羅夷を犯ぜしや、と。乃至佛言く、入るれば卽ち波羅夷を[一二八]犯ず、と。

一比丘有り、母所に於いて染汚心を生じ、母に語りて言く、我れ婬を作すを得んと欲す、と。母子に語りて言く、汝の所出する處は汝の意に隨つて作せと。便ち婬欲を作さん、と。欲して女根に至る時に卽ち慚愧を生ず。彼れ悔心を生じ、我れ波羅夷を犯ぜしや、と。乃至佛言く、慚愧の時に婬心を起さず。[一二九]波羅夷を犯ぜず、偸羅遮を犯ず、と。

比丘有り、曠野中に於いて死屍を觀る、彼れ女屍の衣服の最好なるを見て染汚心を生じ、手にて女根を捉へ內裏に入らんと欲す。中に虫生じ滿つ。卽ち疑悔を生じ、我れ波羅夷を犯ぜしや、と。乃至佛言く、二種の壞有り、謂く內壞、外壞にして、波羅夷を犯さずして偸羅遮[一三〇]を犯ず。

優婆夷有り善光と名づく。日沒せんと欲する時命終す、彼の親族は卽ち莊嚴し已りて曠野中に棄つ。比丘有り、彼に在りて死屍を觀じ、見已りて染汚心を生じ、女根を捉へ入れんと欲す、屍卽ち起坐す。比丘怖畏疑悔の心を生ず、我れ波羅夷を犯ぜしや、と。乃至佛言はく、畏時には無貪にして波羅夷を犯さず。[一三一]偸羅遮を犯ず、と。

優婆夷有り。善生と名づく。一比丘有りて其の家に出入し、彼の優婆夷に語りて言はく、我婬欲の纒はる所なり、と。彼答へて言はく、下に方便を作さば、上に出づ、上に方便を作さば下に出づ、我輩と中に於いて受樂せずや。比丘は卽ち呵責罵詈し汝歷鹿妄語す、と、是の語を作し已り便ち共に行事す。乃至佛言はく、入るれば卽ち[一三二]波羅夷を犯す。

【一二七】婬意なきにつき不犯。

【一二八】自らなせしは三道に入ればすべて波羅夷なり。

【一二九】方便不成は偸羅遮である。

【一三〇】死屍行婬は偸羅遮である。

【一三一】同上死屍行婬につき偸羅遮となる。

【一三二】三道行婬を成ずる故に波羅夷となる。

と爲す。謂く、風發・冷發・熱發・和合發・時發なり。是れ五因緣の苦痛と名づくるなり。犯事は前說の如し。

[一二四]又た復た比丘あり道に非道想をなして婬を作す。即ち疑悔を生じ、我れ波羅夷を犯ずるや、と。諸比丘に向つて廣說し、諸比丘佛に向つて廣說す。佛言く、道に道想を作さば波羅夷を犯じ、道に非道想を作すも波羅夷なり。非道々道想をなすは偷羅遮なり。

三道とは謂く大便道・小便道・口道なり。若し比丘にして、大便道にて皮を過ぐれば波羅夷なり。小便道にては節過ぐれば波羅夷なり。口道にては齒を過れば波羅夷なり。

[一二五]猨猴・師子・獐、孔雀・雞・自根長は廣說すること毘尼の如く、皆悉く波羅夷を犯ず。難提比丘の學戒は毘尼中の廣說の如し。

若し比丘空中に在り、裸身にて浴し四比丘爲に身を揩摩す。彼の身相摩觸し染汚心を起し、比丘男根を取り口中に著け、即ち還た吐出す。尋いで疑悔を生ず、我れ波羅夷を犯すや、と。佛に向つて廣說す。佛言く、波羅夷を犯さず、露地浴して受けて揩摩するを得ず。坐臥も亦是の如し。

[一二六]若し比丘婬欲熾盛にして徃いて所愛の比丘に語る。我れ婬欲熾成なり、と。彼は答ふ。婬を作して去れ、と。彼即ち徃いて婬を作す。彼の比丘即ち疑悔を生ず。我れ比丘をして婬を作さしむ、我れ波羅夷を得るや、と。佛言く、波羅夷を犯さず。偷羅遮を犯ず、と。

尊者優波離佛に問うて言く、世尊よ、云何が偷羅遮罪を懺悔するや、と。佛、優波離に語る。四偷羅遮有り。謂く波羅夷邊重の偷羅遮、波羅夷邊輕の偷羅遮、僧伽婆尸沙邊重の偷羅遮、僧伽婆尸沙邊輕の偷羅遮なり。

波羅夷邊の重なる者は界內の一切大衆中にて懺悔するなり、輕なる者は界外に出で四人に懺悔するなり。僧伽婆尸沙邊の重の偷羅遮は界外に出で四人に懺悔し、輕は一人に懺悔するなり。

【一二四】律の配罪には道に道想し行婬は波羅夷道に疑あるも同上、道を非道と想ひてするも同上と規定さる。

【一二五】共畜生行婬二處犯波羅夷犯謂雞若似雞上（張三7右）長根比丘は有部律（張八10左）出、難提比丘は十誦前記の連文に出ず。

【一二六】以偷羅遮の犯相なり。偷羅遮は(1)方便不成者、(2)比丘、他の比丘を敎へ作せし時、(3)比丘尼比丘を敎へ作せし時、(4)死屍行婬せんとし、入りし時、(5)骨間行婬する者、(6)地を穿ち、摶泥に孔た穿ち、瓶等の口中に行婬する者、(7)非道（三道以外）に行婬する者である。一、不犯は、睡眠して覺知なき、(二)、不受樂、(三)、一切婬意なき、(四)、制戒以前、(五)、癡狂、心亂、痛惱所纏である（四分律の不犯配當なり。）

比丘に語り給ふ。若し比丘にして、捨戒して、出で戒羸し已りて、服を變じて婬を作さば、此の人更に出家を得べく、具足戒を受くべし。今より是の戒は應に是の如く說くべし。若し比丘有りて不捨戒にして、戒羸なるに出さずして、婬法を作さば、是の比丘は波羅夷を得て共住すべからず、と。

一比丘有りて[三一]阿練若處に在りて住す。彼を去ること遠からず、母象は一女象子を生む。母象出で、行食し、女象子來りて比丘に近づき、比丘草食を與へ水飲を與ふ。象女は蹲りて食し、女根開き、現る。比丘見已りて貪著心を生じ、便ち共に婬を作す。卽ち慚愧を生じ、疑悔して我れ波羅夷を犯ぜりや、と。諸比丘に向つて廣說し、諸比丘佛に向つて廣說す。佛言く。彼は邊に觸れざりし故に波羅夷を犯さず、偷蘭遮を犯ず、と。彼の女象漸々に長大し根復た開現す。此の比丘復た貪著心を生じ、手を以て象の女根を擘し、婬を作さんと欲す。女象脚を以て比丘を蹹る。彼卽ち慚愧、怖畏を生じ、心に疑悔を生ず。我れ波羅夷を犯ずるや、と。是の事を以ての故に諸比丘に向つて廣說し、諸比丘佛に向つて廣說す。佛は諸比丘に語り給ふ。怖畏慚愧心有りて、波羅夷を犯ぜす、偷羅遮を犯ず、と。

佛の所說の如くんば狂者は不犯なり。云何が狂と爲すや。答ふ、五因豫有らば名づけて狂と爲す。謂く、失親・失財・四大不調・非人の爲に惱まさる、宿業の報ひ、是れ五種の狂と名づくるなり。若し、犯戒の事を作し、自ら知らば。是の比丘は事に隨つて犯にして知らざれば不犯なり。[三二]

佛の所說の如く散亂心の者は不犯なり。云何が散亂心なりや。答ふ、散亂心に五因緣有り。謂く非人を見て怖る散亂心、非人打ち非人精氣を奪ふ、四大調はず、宿業報ゆ、是れを五因緣の散亂心と名づくるなり。犯戒は前說の如し。[三三]

佛の所說の如くんば、苦痛人は不犯なり。云何が苦痛なりや。答ふ、五因緣有りて名づけて苦痛

【三一】十誦律の憍薩羅比丘の林中に雌獼猴と婬するに相當する婬戒の第三因緣である。(張三6,右)。

【三二】痴狂者不犯。

【三三】心亂者は不犯。

居士が二法を成就せんに、應に[27]覆鉢羯磨を作すべし、云何が二なりや。謂く比丘を罵り及び無根波羅夷にて清淨比丘を謗ずるなり。

頗し、比丘有りて二處に居士の爲に覆鉢せば、覆鉢を成ず有りや。答ふ、有り。謂く二界の中間になすなり。

受法比丘が不受法比丘の檀越家に於いて覆鉢するも、覆鉢を成ぜず。擯比丘が性住比丘の檀越家に於いて覆鉢を作すも、覆鉢を成ぜず。賊住人も亦是の如し。

頗し、比丘有りて四處にて四居士の爲に覆鉢を作し、覆鉢を成ずるや。答ふ、謂く[28]坐牀、臥牀にてなす。本犯戒人の所に於いて懺悔せば突吉羅を犯す、賊住人・本不和人・學戒人・沙彌等の所に於いて懺悔せば突吉羅を犯ず、擯比丘の所に於いても亦是の如し。

優波離問事竟る。

[29]毘尼摩得勒伽雜事

（一）　婬　事

佛毘耶離獼猴池堂に住し、迦蘭[29]陀子須提那の爲に制戒せらる。爾の時に須提那は愁憂し疑悔して、便ち是の念を作す、「佛言く、『前犯戒を除き、無罪とす。』と。我れ未だ制戒ならざる時に衆多婬を作す。知らず、何者か先作不犯となるや。」と。諸比丘佛に向つて、應說す。佛、諸比丘に語り給ふ。汝等當に知るべし、我れ未だ制戒せざりし時の須提那の犯罪は一切時不犯なり、と。

[30]跋耆子比丘は不捨戒にして、戒羸にして出さずして、便ち服を變じて、婬を作し、婬を作し已りて是の語を作す。我れ當に諸比丘に問ふべし。我れ若し更に出家を得ば我れ當に出家を得べし。出家を得ざれば便ち住せん、と。諸比丘に向ひ廣く上事を說く。諸比丘は佛に向ひて廣說す。佛は諸

【二七】十誦律第三十七（張五42右）に出ず。これは上記の因緣、即ち比丘を陷し入れんとする白衣の所の施食を受けぬと決定することで、白二羯磨を以つて決す。覆鉢羯磨をすれば直ちに比丘を白衣の所に遣して通知する。白衣が此れ解かんことを乞ふ場合も白二羯磨をする。

【二八】所謂、優波離問の「牀榻材木連接四界」のもの﹅上に坐して爲すのである。

【二九】須提那は婬戒の初犯者で彼の因緣に依つて婬戒は制せらる。此處に須提の疑問は、「佛は制戒前の罪は不犯と仰せられて自分は不犯になつたが、自分は制戒以前に多くの婬罪を犯して居るが佛の不犯と仰せられたはその中のいづれであるかの疑問である。

【三〇】婬戒第二因緣。

ば禮すべきや、不や。答ふ、禮するを得ざれ。客來り比丘二種の人に禮すべからず。謂く別住人及び下坐[二三]あり。

問臥具事竟る。

問滅諍事[二四]

若し比丘の諍事は、比丘尼は滅するを得ず。比丘の諍事は比丘が滅す。比丘尼の諍事乃至沙彌尼の諍事は比丘滅す。[二五]別住の如し別住竟れば摩那埵を行じ、摩那埵を行じ竟れば應に比丘下に在りて坐すべし。

臥具も亦た應に下の者に與ぶべきや、不や。答ふ、然らず。應に次第して、與ふべし、先には應に無臘。人に臥具を與ふべし。已りて然る後に非法者に與ふ。被擯人には若しは長臥具有らば應に與ふべし。

[二六]云何が滅諍するや。若しは僧如法に籌を受け諍を滅す。若しは不現前に籌を受けて滅せば滅諍と名づけず。

問滅諍事竟る。

問破僧事

佛の所說の如く二因緣を以ての故に破僧す。謂く聞及び受籌にして、第三の因緣の破僧有ること無し。擯人を第九人との爲すは破僧と名づけず。賊住人、二根人も亦是の如し。

問破僧事竟る。

問覆鉢事[二七]

【二三】下座とは、此の場合は比丘以外のものゝ比丘尼沙彌等四衆なり。と考へらる。

【二四】十誦律卷第三十五、八法中、諍事法第八(張五26 a)十誦律第五十五卷中、優波離問中、問滅事法第八(張六67右)

【二五】別住、摩那埵、出罪はすべて比丘の宣告で、出罪は二十人以上清淨僧伽でなければならぬ。

【二六】七滅諍中現前毘尼法。

上に坐せるなり。何處に從ひて別住を與ふや。謂く、界內の有比丘處なり。

頗し、比丘終身覆藏し僧殘を發露せずして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く本犯波羅夷なり。

問覆藏事竟る。

問遮布薩事 [二〇]

佛の所說の如くんば、比丘の布薩を遮するば、何時遮するや謂く、布薩時なり、布薩ならざる時に非ず。天眼を用ひて布薩を遮せば遮を成せず。突吉羅を犯ず。天耳を用ひ聞き已りて布薩を遮し、聾人布薩を遮せば遮を成ぜず。癡人、邊地人、受法人と不受法人、地に在ると空にあるは一切皆友遮を成ぜずして突吉羅を犯ず。

頗し、比丘の二處に說戒し、說戒を成ずる有りや、不や。答ふ、說戒を成す。謂く二界の中間なり。

頗し、比丘有りて、四處の四比丘を四處にして、一語一布薩をなし得る有りや。答ふ、有り。若しは坐牀、臥牀上なり。[二一]

遮自恣も亦是の如く廣說す。

問遮布薩事竟り。

問臥具事 [二二]

若し二比丘臥具を乞はんに、上座は先に受用すべし、用ゐ竟りて第二比丘に與ふべし。

地に褥を敷きて未受具戒人と共に坐するを得るや、不や。答ふ、共に坐するを得べし。佛の所說の如くんば、客來の比丘は應に如法に行事すべし。應に上座比丘に禮すべし。若し彼に別住人有ら

十一八法中問般茶盧伽（張五1右）十誦律五十四卷、優波離問、問瞻波法第三、問般茶盧伽法第四。

【一〇八】十誦律第三十二卷、悔法（張五7右）優波離問、問順行法第五（張六61右）。

【一〇九】阿浮呵那は二十人中出罪を與へらるゝことである。故に此處に言ふ四處四人は二十人中の人が臥牀の上にある爲に四種の處を成ずるの意なるべし。

【一一〇】十誦律第三十三卷中、八法中遮法第六（張五16右）十誦律第五十五卷、優波離問中、問遮法第六（張六61左）

【一一一】坐牀臥牀上とは優波離には、「若牀榻林木連接四界」とあり。此の上にて說戒せば四處共通となる。

【一一二】十誦律卷第三十四、八法中臥具法第七（張五18左）十誦律五十五卷中、優波離問、問臥具法第七、

ず、相違するも是の如し。頗し、一羯磨に四沙彌を擯する有らば擯を成ずるや、不や。答ふ、有り。謂く界の中間に在るなり。

頗し。四處の四沙彌を擯するに擯を成ずる有りや、不や。答ふ、有り。謂く〔四處を攝する〕坐牀、臥牀するなり。

問羯磨事竟る。

[一〇八]問覆藏僧殘事

頗し、比丘にして十三事を犯して、終身發露せずして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く若し晝日に有比丘處にありて、夜は無比丘の處に在らば、覆藏を成ぜず。聾人の處に於て發露すれば發露を成じ、突吉羅を犯ず。愚癡人の所、邊地人の所も亦是の如し、受法人が不受法人の所にて發露し、不受法人が受法人の所にて發露するも、皆な發露を成す。

誰が邊に覆藏せば覆藏を成ずるや。答ふ、若しは性住比丘の邊に發露せざれば、是に從つて覆藏と名づく。

聾人の覆藏する所を覆藏と名づけず。癡人の所、邊地人の所の覆藏は覆藏と名づけず。人地に在りて空中に覆藏するは覆藏と名づけず。上と相違するも亦是の如し。

頗し、比丘にして二處にて發露して發露を成ずる有りや。答ふ、有り。謂く二界の中間にするなり。受法比丘の不受法比丘の邊に於いて覆藏するは覆藏を成ぜず。上と相違するも亦是の如し、擯比丘の所に於いて覆藏し、別住所・別住竟所・摩那埵・摩那埵竟所・狂所・散亂所・苦病所・白衣所の覆藏は皆覆藏と名づけず。

頗し、比丘にして[一〇九]四處の四比丘を得て、阿浮呵那を作すを得る有りや。答ふ、有り。謂く臥牀

を作り、衆僧の功德衣を出すを聞き失ふことで。

【一〇二】界外に出でゝ意を作り竟りて其の衣を失ふ時は功德も亦た失ふ。

【一〇三】十誦の「是人於界時作衣、作衣已不好守護故失」(張四八一右)に當る。

【一〇四】十誦律第三十卷初、八法中俱舍彌法第二、(張四八五右)十誦律優波離問中間拘舍彌法第二、(張六八五九左)

【一〇五】佛拘舍彌に在りし時比丘犯戒の摘發あり、罪とするものとせざる者分れ、こゝに僧二分して、別々に說戒羯磨をなす。各四別に羯磨をなし共に非法でなければ共に成立すとせられる。これ同一住處に二和合住の成立である。ことに注目すべきは、次の毘舍離第二結集中の十事問題の住處淨はこれに相當するが非法とせられて居ることである。

【一〇六】五百集法毘尼。闍賴吒比丘とは、薩婆多論九には闍賴吒利とし闍賴は地、吒利は住なり、智勝れ正法に於いて自在にして不動なること人の地に住して傾覆なきが如きなりと云ふ。諍事を斷ずる裁判官の如きものなり。七百集法の際の上首の如し。

【一〇七】十誦律卷三十卷八法中瞻波法第三(張四89右)、卷三

問俱舍彌事[一〇四]

若し擯比丘に羯磨を作すに、所擯者が睡眠せば擯を成ずるや、不や。答ふ、若し白を聞き已れば擯を成ず。若し滿衆の比丘が睡眠せば擯を成ずるや、不や。若し白を聞き已らば擯を成ず。若しは擯比丘の與めに羯磨を作す時に、衆多比丘の兩人聞かば擯を成ずるや、不や。答ふ、乃至一人聞くも擯を成ずるを得。

若しは[一〇五]俱舍彌比丘各〻二部を成ず。是れを破僧と爲すや、破僧に非ざるや。答ふ、破僧に非ず。何を以ての故に、破僧想羯磨を作すに非ざるが故なり。

[一〇六]毘舍離比丘十事を起す、諸の上座比丘は此れを助けず。彼を助けざるを闥賴吒比丘と名づく。

問俱舍彌事竟る。

[一〇七]問羯磨事

聾人にて數をし滿して羯磨を作すに、作羯磨を成ずるや、不や。答ふ、若し聞けば作羯磨を成ず。癡鈍の人、邊地の人も亦是の如し。

受法比丘を羯磨するに、不受法比丘にて數を滿ずるも羯磨を成ぜず。人は地に在り空中にて羯磨を作せば作を成ぜず。相違するも亦是の如し。

頗し、二處に有りて羯磨を作せば作を成ずるや、不や。答ふ、作を成ず。謂く界の中間にあるなり。頗し、四處に有りて四人と羯磨を作さば作を成ずるや、不や。答ふ、作を成ず。謂く若しは坐牀臥牀して、比丘の爲に作すが如し、苦切羯磨・驅出羯磨・折伏羯磨なり。

是の如くに沙彌の爲に作さば作を成ぜず沙彌地に在りて空中にて爲に羯磨を作さば羯磨を成ぜ

を指すものにあらざるか。随つて星宿の閏でなく一月增しの意にあらざるか）八月十五日以後は迦絺衣の期間がすぎて得られないが、自恣前九日に急施衣があれば、まだ迦提月中であるから迦絺と作し得るのである。

【九七】 閏に依らざる安居とは、七月十五日で終る安居ならん。

【九八】 八月十五日に安居を終つた者は已に迦提月をすぎて居るから迦絺那衣は得られぬ。

【九九】 王。閏月を作すと言ふのであるから、月を重ねることで迦提月が二月つゞくことになるのではないか、然れば自恣竟つても迦提月中とすれば迦絺衣は成ずるを得る。

【一〇〇】 此の一句も前後に連絡なき樣である。布薩中は必ず如法に出席すべきで從つて迦絺衣の五つの功德が無効であるの意なるべし。「布薩時に捨す」と讀めば十二月十五日布薩時に迦絺衣を捨すとも、見られるがこれは當らない樣である。

【一〇二】 十誦律（聖四81右）に「云何名捨迦絺那衣、佛言有八事、(一)者衣成時、(二)者衣垂時、(三)者去時(四)者聞時、(五)者失時、(六)者發心時、(七)者過齊時限時、(八)者捨時」とある。此の中間は界外に出で去りて衣

處の利を得ず。

減量衣にて迦絺那衣を作りて、受を成ずるや、不や。答ふ、受を成ぜず。

佛の所說の如くんば迦絺那衣を受け、比丘行事を聽かるれば捨戒と爲るや、開通と爲るや、答ふ。開通にして捨戒に非ず。

若し比丘安居中を、放牛處を結して內界を爲し、自恣し已りて捨す。彼の中檀越施衣は誰に屬すと爲すや。答ふ、先の安居者に屬す、佛所說の如し。此れ安居利なり。

[九五]頗し、比丘にして一衣受けて、迦絺那衣を作さば、卽ち此れ、受を成ぜざる有りや。答ふ、有り。謂く、閏に依ると閏に依らざるとなり。[九六]彼安居は閏に依るも自恣九日に衣を得ば卽ち受けて迦絺那衣を作す。[九七]閏に依らざれば迦絺那衣を受くるを成ず。[九八]閏に依る者は受を成ぜず。[九九]王は閏月を作し、安居日を敎へて滿ち自恣し已りて迦絺那衣を受けば受を成ず。

[一〇〇]布薩の時は迦絺那衣を捨す。

若しは安居中に僧破するも如法者は應さに迦絺那衣を受くべし。若し俱に迦絺那衣を受けたる如法者は、住處の利を得す。

迦絺那衣を受くる時、云何が隨喜するや、若しは現前に隨喜するなり。

云何が聞捨[一〇一]迦絺那衣なるや。若しは界外に出で、他に從ひて迦絺那衣を捨つるを聞く、云何が[一〇二]失衣なるや、謂く、所作衣を失するなり。云何が[一〇三]成衣なるや。若しは衣を所作するなり。是の如く廣說すべし。

若しは性住の比丘が迦絺那衣を受くれば、誰か隨喜するや。謂く性住比丘及び擯比丘なり。若し擯比丘隨喜するも亦た迦絺那衣を受くるを成ず。

問迦絺那衣事竟る

【九一】 是れは、「若生食聽火淨已得煮。云何名火淨、乃至火一觸」(張四63左)の火淨についての論である。此火の淨地不淨論は十誦本律になく優婆離問に出ず。

【九二】 十誦律第卷第二·七一初七法中衣法第七(張四69左)十誦律優婆離問中間衣法(張六56左)

【九三】 十誦律第二十九卷初八法中迦絺那衣法第一(張四79右)十誦律五十四卷、優波離問中間上等五誦中、八法中初加絺那衣法第一

【九四】 處の利とは安居を共にした人が配分する種の利に預らざることとか。

【九五】 此の意甚だ解し難けれ共一衣とは、七月十五日から八月十五日の間の三衣準備間中の得衣か、又は自恣十日前の急施衣(尼薩第二十七戒規定)かのいづれかに得たもので、この衣が直ちに迦絺那衣となるかとの問題と解せらる。

【九六】 安居には前安居と後安居とがあつて、前は七月十五日に終り、後は八月十五日に竟る。迦絺那衣を得るは七月十五日から八月十五日の間迦提月である。閏は元來一月增しであるが、(十誦は後安居を說かないから此の閏は後安居の七月十五日から八月十五日

[九一]火不淨地に在り、人淨地に在れば淨を作し食するを得るや、不や。答ふ、食するを得。火は不淨地に在り肉火邊に近く、人の作淨を爲す無くして。淨を成せるは食するを得るや、不や。答ふ、淨を成ぜば食するを得るなり。

佛の所說の如くんば虫の膏を噉ふを得ず。餘に用ふるを得るや、不や。答ふ、食するを得ず。餘に用ふるを得。

火は不淨地に在り、淨人淨地に在れば淨なり。蘇油は食するを得るや、不や。答ふ、食するを得。八種漿を除き餘物は漿を作し飲するを得るや、不や。答ふ、若は澄淸ならば、飲むを得。

問藥事竟る。

[九二]問衣法

安居中に擯比丘夏房衣を得ず、頗し比丘にして、非親里の居士、居士婦の邊にて衣を乞へば不犯なる有りや、答ふ、有り。若し房衣を乞ひ若しは僧の爲に乞ふなり。若しは學戒人乞ひ、遣使して衣を乞へば突吉羅なり。

云何が衣を得るや。若しは膝上手中に在るなり。若しは肩上に在り。是れを衣を得ると名づく。

若しは非親里・居士・居士婦に從ひ衣を乞ひて得ざれば突吉羅なり。

若し比丘四處にて衣を取れば不犯なりや。答ふ、有り、若し坐臥牀の上にあるなり。

問衣事竟る。

[九三]問受迦絺那衣法

餘處にて自恣し已りて餘處に至り迦絺那衣を受くるを得るや、不や。答ふ、受くるを得るも、[九四]住

浴室より一々界外に出づべしとする。十誦本律の說は一寸見當らぬが、本文に依れば一切界外出で、全部が一緒に界外に出でよ、と言ふのである

【八六】前の註(七六)參照

【八七】十誦律第二十四卷初七法中安居法第四、(張四52右)同五十四卷優波離問中間安居法(張六57左)

【八八】優婆問(張六58右)に「問諸比丘衆住處共一界內安居。自恣竟捨是大界。各以寺牆壁作界。是中檀越施安居衆僧現前可分物。是物應屬誰。答雖離大界屬本大界內安居衆僧」とあるに依つて理由は更に明らかである。

【八九】十誦律第二十六卷七法中醫藥法第六(張四61左)十誦律卷第五十四中優波離問中間藥法(張六58右)

【九〇】特に食物を置くに定められた所が淨地でそれ以外が不淨地である。淨地に四種あつて、(一)處分淨は伽藍を作る時に特に食物を入るゝに適する淨地として作れるもの、(二)檀越淨僧の爲に寺を作るも未だ僧に與へざる間であつて、そこへは食があつてもよい、(三)院相不周淨は僧の住所の周圍で圍ひの不完全な所である。(四)は白二羯磨で結した淨地である。

自恣し已りて擯比丘共住を得るや、不や。答ふ得ず。云何が[八六]起離衆なるや。前說の如し。聾人滿衆の自恣、瘂人滿衆、邊地人滿衆、受法比丘滿衆數しは自恣を成ぜず。自恣人が轉根せば自恣を成ぜず。

問自恣事竟る。

[八七]問安居法

若し、比丘安居中に擯比丘と共住するを得るや、不や。答ふ、三月中は共住を得。

若し比丘安居中空中に住し、明相出で安居を失ふや、不や。答ふ、安居を失す。

若し聚落中に衆僧安居已りて界を出で去り、餘比丘更に界を結す。此の中檀越衆僧に衣を施せば此の衣應さに誰に屬すべき、答ふ、先の聚落衆僧に屬す、佛の所說の如く、[八八]此れは是れ界の功德利なればなり、若し安居中にて僧破せば、此の施衣は何僧に屬すべき。答ふ、多者に屬す、四依有り、謂く夏に依る、時に依る、食に依る、自恣に依る。

頗し、比丘有りて四處安居、四處自恣を得るや、答ふ、有り。若しは坐臥牀上にあるなり。

問安居法竟る

[八九]問藥法

終身藥は[九〇]不淨地に在りて經宿せば、食するを得るや、不や。答ふ、得ず。人乳を食するを得るや、不や。答ふ、得ず。餘の身分に塗るを得。

若し不淨の膏・雜鹽・煮は食ふを得るや不や。答ふ、得ず。謂く病なり。不病は非なり。肉も亦是の如し。

自恣をせよと言ふのである。「此の事を除き竟りて」とは「僧伽が處分すべき犯罪は所分し竟りて」の意である。人について言へばかゝる人を處分し除いて自恣すべしとなり。(張四46左參照)

【八三】 云何事、謂波羅提舍尼、とは事件は波羅提舍尼等であるからその處分をすべしとの意である。自恣の出罪であるから、甲が乙の犯罪を言ひ出す。若し波羅提舍尼罪であれば、僧伽は乙を眼見耳不及處で懺悔せしめて、甲に、乙は如法に懺悔せしめ終ると告げるのである。波夜提ならば一處で告白贖罪せしめて、是れを甲に報ずる。此處は斯樣な其れぞれの事相當の處置をせよ、との意である。(張四47右)

【八四】 此の項は、異住處の僧來り多くで自恣せば鬪諍の恐れある故に、客來比丘多くと知らば舊住比丘の十五日自恣を十四に引上げてもよく、四分律には十三迄引上げてもよいとして居る。又、十五日になつて、客來比丘が來ることが分れば致方ないから、舊住者は界外で自恣をすべきを言ふ。(張四48右)

【八五】 四分律等は客比丘を請じて舊比丘は一切器具準備浴湯を整へて、然る後に密かに

は坐牀臥牀なるなり。

問布薩事竟る。

問自恣法[七九]

地に在りて空中人と共に自恣女は自恣を成せず、此と相違するも亦是の如し。

頗し、比丘有りて二處にて自恣せば、自恣を成ずるや、不や。答ふ、有り。謂く二界の中間に在るなり。四處の自恣も亦た是の如し。

佛の所說の如くんば、清淨同見の所出罪なるべし、と。

云何が一事に於いて清淨同見なりや、同見は、謂く波羅提木叉なり。

[八〇]佛の所說の如くんば、[八一]水火の難を除く、餘の難起る有らば一語自恣を得るや、不や。答へて若しは一一の難起る有らば盡く一語自恣を得。

佛所說の如くんば、[八二]是の事を除き已りて餘事を自恣すべし。謂く人を除き已りて餘事の自恣なり。云何が事なりや、云何が人なりや。若し、は彼の人の犯す所の罪なり。即ち此の人を除くなり。

佛の所說の如く自恣の時に比丘が罪を出す。或は、有るが說く、波羅提々舍尼を犯す、と。或は、有るが說く、心悔を犯す、と。或は有るが說く、波夜提を犯す、と。或は有るが說く、突吉羅を犯す、と。云何が[八三]事なりや、謂く波羅提々舍尼なり。

[八四]若し舊住僧の十五日自恣は、客僧來ること多くは十四日自恣とす。〔又は〕舊比丘應さに界外に出で自恣すべし。

佛の所說の如くんば應さに界外に出で自恣すべくんば、一切の比丘は[八五]界外に出ずとなすや、一一出界すとなすや。答ふ、一切出界外自恣なり。

【七九】十誦律卷二十三初、七法中自恣法第三、（張四45右）十誦律卷五十二卷優波離問中同自恣法（張六57右）

【八〇】如所說は如佛所說と讀む。

【八一】八難人事あれば略して自恣を說くこと得。八難とは王難、賊難、火難、水難、病難人難、非人難なり。人事とは衆僧多くして坐處迮し、多人病む、衆多屋少、天雨ふる、布薩の夜多きに過ぐ、鬪諍の事有り、阿毘曇毘尼を論じして听喩し、說法して夜更くである。

【八二】此れは、例へば僧殘罪を犯したものがあつて自恣の時に判明したとすれば、覆藏羯磨を與ふべきは與へ、摩那埵を與ふべきは與へ覚つて處分して、擯ふべきでこれを除いて餘の生活的態度について

衆は地に在りて坐し、空中諸界をなすも結界を成ぜず、上と相違するも亦是の如し。

若し[七四]阿蘭若處に在りては面は應に一拘盧舍にて界と爲すべし、中に於いて一布薩をなす。若し面、一拘盧舍內にして、比丘有りて見へざれば云何が布薩を作すや。若しは眼所及の處に彼と共に布薩を作して亦發心すべし。

佛舍衞國に住し給ふ。長老優波離佛に問うて言く、世尊よ若し比丘地に在りて[七五]與欲人空中に在り清淨欲を與へ清淨欲を與ふるを成ずるや、不や。答ふ、與を成ぜず。若しは清淨欲を受け已りて界外に出づれば卽ち清淨欲を失ふ。

頗し、比丘有りて二處にて波羅提木叉を說き、說を成ずるや、不や。答ふ、說を成ず。謂く二界中間なり。と。

頗し、比丘有りて三處にて清淨欲を與へ、三處布薩にて清淨欲を與ふるを成ずるや、不や。答ふ、成ずるを得、謂く界の中間に在るなり。

狂人說戒し說戒を成就するや、不や。答ふ、說戒を成就す。

常住の比丘布薩の時に擯比丘となる。客比丘來りて同羯磨を與ふるを得るや、不や。答ふ、若し如法に羯磨を作さば同與ふるを得。

[七六]云何がして起たば離衆となるや。若し一比丘が起ち大小行に行き聞處を捨せずば離衆と名づけず、若し聞處を捨つれば是れ起離衆と名づくと。

[七七]若し聾人滿衆にて說戒し說戒を成就するを得るや、(謂く、成ぜず。)邊地人、癡鈍人等も亦是の如し。

布薩の時僧破せば諸比丘云何が布薩と作すや。答ふ、各自朋黨にて說戒すべし。

頗し、比丘四處に有りて坐し說戒を作し說戒を成就するや、不や。答ふ、[七八]說戒を成ず。謂く若し

【七四】 十誦布薩に曰く「諸比丘無聚落空處初作僧坊未結界爾時界應幾許。佛言方一拘盧舍、是中諸比丘不應別作布薩」(張四40左)

【七五】 病欠の場合自己の清淨を前夜迄言ひ送る。布薩は一人の缺席も許さず。病人だけ與欲を許す。この與欲なき時は病人の所に集りてなす。けだし布薩は最大の和合行事であるからである。

【七六】 起離衆とは、布薩說戒の席を起出でることで、離衆すれば布薩は缺席者あることゝなり成立せず、離れたものは布薩を成じないことになる。然し大小便に行く時は、聞處を捨てざれば離衆にならぬとする。聞處を捨すとは、布薩の聲の聞えぬ遠方に行くことである。

【七七】 原文は、若聾人滿衆說戒得成就說戒邊地人癡人鈍人等亦如是とあるも此れは脫落あり。此等はすべて不成であるべきである。優波離問には明らかに若聾人啞聾人足數說戒得名說戒不。答不得(張六57右)と銘記して居る。

【七八】 原文、成就戒不は成說戒不と讀む。然して此の四處に關しては優波離問は若牀榻材木連接四界とす。

て、僧を破せるものには受具戒を與ふるを得も非法想を作せるものには受具足戒を與ふるを得ず。

[六九]鈍性の人に受具戒を與へんに戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。諸比丘は突吉羅を犯す。不淨人についても亦是の如し。

[七〇]聾人に受具戒を與へんに戒を得ると爲すや、不や。答ふ、若しは羯磨を聞くものは戒を得す。聞かざる者は得せず。聾人・狂人・滿衆散亂心の人、重病人も亦是の如し。

不受法人の受戒は受法人の滿數にては戒を得ず。受法人の受戒は不受法人の滿數にては戒を得ず。

不見擯比丘は不見擯比丘に受戒を與へて受戒を得ると爲すや不や。答ふ、彼見罪と云はゞ、戒を得す。惡邪、不除擯も亦是の如し。

衆數比丘若しは羯磨を聞き已りて轉根するも戒を得す。

受具戒人が轉根するも具戒を得るや。答ふ、戒を得す。佛の[七一]所説の如し。

比丘尼、比丘に從ひ受戒を乞ひて、故らに和上轉根し具戒を得るや不や。羯磨を聞き已りて轉根せるならば具足戒を得す。

受戒人は地に在りて、空中にて羯磨を作して、戒を得ると爲すや不や。答ふ、得せす。上と相違するも亦是の如し。

云何が具足戒を得するや。若し白四羯磨すれば是れを得戒と名づく。

問受戒事竟る。

[七二]問布薩事

[七三]聚落界を結せば、聚落及び聚落界を除きて應に不離衣界を結すべし。聚落、聚落界は衣界に非さるが故なり。

【六九】十誦受具足戒法には、鈍性なる名はないが一切の病人罪人はすべてゆるされない。

【七〇】此等に關しては十誦律受具戒(張四37右左)に詳細に出して出家を許さずとして居る。

【七一】優離間にもなく、佛説とは何を指すか不明なり。

【七二】十誦律七法中布薩法第二(張四39左)同優波離問中、問布薩法(張六56右)

【七三】布薩界にて不離戒を結することを明すなり。十誦第五、離三衣戒を明す。中に、「一布薩共住處に不離衣羯磨を結するを許す。此の一布薩共住處は先きに僧の結する所の共布薩界なり。是の中聚落及び聚落界を除き。空地及び住處を取りて不離衣羯磨を作す。」とあり。此れは一般白衣の住んで居る所だけを除外して布薩界を不離衣界ともすることである。尼薩耆第二戒參照。

く。一人が八事を以て比丘尼を汚染せんに、汚染を成ずるや、不や。答ふ、汚染を成ず。八人が各各一事を以て、比丘尼を汚染せんに、汚染を成ずるや不や。答ふ、汚染を成ず。八人各々一事を以て比丘尼を汚染せんに、是れを比丘尼を汚染せるものなりや、不や。答ふ、汚染比丘尼を成ぜず。

〔六四〕云何が賊住人なるや。答ふ、若しは白四羯磨を以て具足戒經を受けず。白二、白四羯磨、布薩、自恣を經、又十二人數に在るなり。是れを賊住を名づく。

受戒人は和上の是れ賊住なるを知らずして、彼に依り出家し具戒を受けんに、戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。諸比丘は突吉羅を犯ず、本犯戒、本不和合についても亦た是の如し。

若し白衣が和上と爲し、白衣に受具戒を與へんに、戒を得すと爲すや、不や。答ふ、戒を得す、諸比丘は突吉羅を犯ず。

非出家人を和上を爲し、人に受具足を與へんに戒を得すと爲すや、不や。答ふ、戒を得す。

云何が是れ〔六五〕越濟人なるや。答ふ、謂く、沙門の衣服を捨て、戒を捨て、外道の所に詣り、彼の衣服を著け、彼の所見を樂しむ、是れ越濟人なり。

〔六六〕殺母人に出家と受具足戒を與へんに受具足戒を得るや、不や。答ふ、或は得し、或は得せず、云何が受具戒を得するや。或は餘の母を殺さんと欲して自の母を殺せしは此れ出家と受具足戒を與ふるを得べし。若しは故らに母の命を奪へるものなれば、出家と受具足戒とを與へるを得ず。父を殺し、阿羅漢を殺すも亦是の如し。

〔六七〕惡心にして佛より血を出せしものには、或は出家と受具足戒とを與ふるを得、或は得ず。云何が出家と受具足戒を與ふるを得るや。答ふ、故らに惡心にして佛より血を出せしに非ざれば此れに出家と受具足戒を與ふるを得。云何が得ざるものなりや。惡心にして血を出せしものなりと。

〔六八〕破僧には或は出家と受具足戒とを與ふるを得、或は得ず。若し法想受籌にして、彼の受籌に因り

【六四】十二人數によりとは十二人種人に賊住することであると考へらる十二種人は百一羯磨第七卷（寒五・六二左）に苾芻如ㇾ是分房及以分飯十二種人一一皆爾とあり、而して第十卷（寒五・七六左）に下是總差十二種人所有白二羯磨と註せる故に、分房人、分飯人、分粥人、分餅果人、分諸有雜物人、藏器物人、藏衣人、分衣人、藏雨衣人、分雨衣人、雜驅使人、看撿房舍人を差するを十二種人とする。十誦律本文には、幾種名賊住。答若比丘於四波羅夷中隨所破。入衆僧中。聽白羯磨、白二羯磨。白四羯磨。作布薩、自恣、聽十四人羯磨亦名賊住。

【六五】棄善法還本異道―是越濟人不應與出家受具足若與出家受具足應滅擯（十誦受具足戒法張四36右）

【六六】有殺母罪不應出家。若與出家受具應滅擯（同上張四36左）

【六七】若有人惡心出佛身血不應與出家。若與出家受具足應滅擯（同上張四36左）

【六八】有人非法非想破僧已、非法見此後得罪、非法法想破僧已非法見此後得罪。非法非法想破僧已疑此後得罪。是人不應與出家受具足若與出家受具足應滅擯。（同上張四36左）

得ず。

若し具戒を受くる時に和上を捨てゝ、具足戒を得ると爲すや、得ずと爲すや。答ふ、得ず。

具戒を受くる時に、作者が三種の名、謂く、和上・衆僧・受戒者を稱へずして戒を得ると爲すや、戒を得ずとなすや。答ふ、戒を得ず。

若しは白を作し已りて、滅じて羯磨を作さば、戒を得ると爲すや、戒を得ずとなすや。[六一]答ふ、得ず。

具戒を受くる時に、和上に乞はざれば戒を得ずと爲すや、戒を得ざるや。答ふ、戒を得す。衆僧は突吉羅を犯ず。

具戒を受くる時に[六二]遮、道法を問はずして、便ち受戒を與へんに、戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。諸比丘は突吉羅を犯ず。

愚癡人に受具戒を與へんに戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。諸比丘は突吉羅を犯ず。

二人一羯磨を共にし、二處にて戒を受けんに戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。謂く二界の中間にて羯磨を作すべし。

頗し、比丘が四處の人に受戒し、羯磨を作す有らんに、戒を得ると爲すや、不や。答ふ、戒を得す。謂く、坐牀、臥牀の上に坐して、四向して羯磨を作すべし。

頗し、比丘が五處の人に受具戒せしめ、羯磨を作す有らんに戒を得すと爲すや、不や。答ふ、戒を得す。謂く、坐牀、臥牀の上に坐して五處人の爲めに羯磨を作すべし。八人、十二人、十五人、十八人も亦た是の如し。

若し比丘の界内不和合なるに、人に受具足戒與へんに戒を得ると爲すや、不や、答ふ、得す。

云何が比丘尼を汚染せるものなりや。答ふ、謂く、[六三]非梵行なり。是れを比丘尼を汚染せりと名づ

【五四】故妄語罪は波夜提第一に小妄語戒とあるに相當するが、今の場合は、滅諍したのを、しないと言ふので此れは波夜提第四の發諍戒に相當する。

【五五】滅諍法第二

【五六】同上第一

【五七】同上第三

【五八】同上第五

【五九】同上第七

【六〇】從今聽作和尙阿闍梨聽十僧現前白四羯磨受具足（十誦受具足戒法張四36左）

【六一】十誦律曰く「作羯磨者、應分別言、是第一羯磨、第二羯磨、第三羯磨。若不分別說。得突吉羅（同上張四36左）」と。

【六二】問遮道法とは、汝は是れ丈夫なりや、滿二十歲なりや、奴なりや等の所謂、十三難十遮の法を問ひて後に具戒を授ける。これに當るものと考へらる。（張四37—38）參照

【六三】劫奪比丘尼作不淨事。是賊得大罪—是人汚比丘尼不應出家受具足—何以故汚比丘尼人不生我善法比尼。（十誦受具足戒法張四35左）

答へて言く「無し」と。而して此の中賊有りて受食するも不犯なり。若しは界外に出で受食すれば不犯なり。若しは中道にて居士の送食するを見て語りて言く「入る莫れ」と。而して彼自ら入らば不犯なり。比丘にして、若し犯なれば不犯なり。

頗し、[四七]比丘にして學家中に從つて自手にて受食して不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く先に請へるか、若しは病なかり。と。

波羅提提舍尼竟り。

問七滅諍[四八]

若し比丘にして、狂ひて犯戒して後に罪有るを憶すれば、應さに如法に除滅すべし。[四九]若しは憶せざれば不犯なり。

[五〇]若し諍を擧せんと欲する者は、應に先づ是比丘をして自ら言はしむべし。然る後に擧す。先づ應に乞聽して闍賴吒を求むべし。[五一]「闍賴吒」とは二部の朋黨に於いて彼此有ること無し。若し彼れ[五二]不同なれば擧ぐべからず。若し擧ぐるも闍賴吒と名づけず。闍賴吒は應に[五三]兩邊を知りて籌を受くべし。若しは作して已りて復た作さずと云ふ、故[五四]妄語罪を得す。

不癡、多覓罪の如くに[五五]現前毘尼、[五六]自言毘尼、[五七]憶念毘尼、[五八]覓罪、[五九]布草は其の義に隨ひて當に知るべし。

優波離問分別波羅提木叉竟る。

問受戒事

問ふ、[六〇]白四羯磨を作さずして、具足戒を得けんに、具足戒を得ると爲すや、得ずと爲すや。答ふ、

【四七】波羅提々舍尼の三。學家受食戒（戒文は第十巻註(九二)に出す）

【四八】優波離問（張六55左）問七滅諍法。

【四九】滅諍法の十誦の配列の第四不癡毘尼となる。

【五〇】第六多覓毘尼を明す。

【五一】薩婆多論には闍賴吒と記し、「闍賴とは地、吒とは住なり。智勝れ、正法に於いて自在にして不動なること、人の地に住して傾覆なきが如し」として居る。

【五二】不同とは二部朋黨に對して不公平なるを言ひ、兩邊とは正邪兩者の事である。

【五三】籌は竹製の、今日の讃否投票の如きもの、黒白又は長短に分れて居る。律の説明から見れば、正しい方が投票に勝つ様にして、滅諍するのである。

[三六]不淨衣を以て雨衣を作さば突吉羅なり。

[三七]不淨衣を以て修伽陀の衣量に等しく作らば突吉羅なり。

問九十事竟り。

[三八]問四波羅提々舍尼

[三九]若し白衣舍にて[四〇]三種の人の邊にて受食せば突吉羅なり。謂く賊住・本不和合・學戒、若しは比丘宗中に在りて比丘尼食を受くれば突吉羅なり。

頗し比丘[四一]非親里比丘尼の邊に從つて受食し不犯なる有りや、答ふ、有り。比丘は寺に在り、比丘尼は白衣舍に在あるなり。頗し、比丘にして母親に非らざる比丘尼の邊に受食して不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く母なり。非親里比丘尼の邊に同意して白衣舍に於て受くれば不犯なり。手印も不犯なり。

[四二]若し比丘にして白衣の家に到りて乞食す。是の中に比丘尼有りて言く。「是の比丘に食を與へよ、」と、是の比丘が食を得れば突吉羅を犯す。家は異りて門は一つなる中に於いて受食し、或は他の僞に受くれば突吉羅なり。

頗し、非親里の比丘尼の邊にて受食して、四篇戒を犯する有りや。答ふ、有り。若しは[四三]衣を以て食を裹み、取衣取食し、[四四]女人前にて麁槃語し、[四五]內身を摩觸するなり。

遣使手印して「羹を與へよ飯を與へよ」と言ふは、比丘遮せざれば突吉羅を犯す。若しは門限の邊にて受食するは不犯なり。及び親里邊にて受くれば不犯なり。

[四六]若しは阿練若、怖畏處にて、不病にして內にて受食せば突吉羅なり、不犯とは病なり。應に彼の居士に語りて言ふべし、「此の中に難有るや、」或は、王比丘に問ふ。「此の中に賊有りや、賊無きや、」と。

【三六】 波夜提第八十七、雨衣過量戒。

【三七】 波夜提第九十、與佛等量衣。

【三八】 優波離には此の門文はなし。

【三九】 波羅提舍尼の一、在俗家從非親尼得戒戒。文に第十卷註(八九)參照。

【四〇】 三種人については第十卷の問波羅提々舍尼は賊住、本犯戒、本不和合とす。此の方が正しきに非ざるか、第十卷其八九參照。

【四一】 親里邊に受食は不犯なり。

【四二】 波羅提々舍尼の二、在俗偏心受食戒、戒文は第十卷註(九〇)に出す。

【四三】 突吉羅(?)

【四四】 第三僧伽婆尸沙

【四五】 第一僧伽婆尸沙

【四六】 波羅提々舍尼の四。有難蘭若受食戒（戒文は第十卷(九一)註に出ず）

[二七]若しは比丘、若しは僧事、若しは私事、聚落、三處に入り白さゞれば不犯なるありや。白衣舍・阿練若處・近聚落邊に無比丘の時白さゞれば不犯なり。種々の人共に住し白さず聚落に入れば不犯なり。若しは自在地にて空中人に白して、白を成ずるや、不や。答ふ、白を成ず相違するも亦是の如く作る。要を[二八]已りて去らざれば突吉羅なり。若しは四衢道中にて比丘を見る時、應に白すべし。不ざる者は發心し已りて應に去るべし。若しは一界内より出界し餘處に入りるに、若しは比丘無くんば應に比丘尼に白すべし。乃至沙彌尼も亦是の如し。

一請を受け已りて復た一不淨施食を受け已りて自恣に殘食法を受けず、聚落に入れば二波夜提を犯す。[二九]不受殘食と不白入聚落となり。

[三〇]頗し、比丘明相未だ出でず、王、未だ寶藏さゞるに王家に入りて不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは天王家・龍王・夜叉王及び一切非人の王等の家、若しは惡因緣有り、若しは藏寶し已らば、入るも不犯なり。

[三一]若し波羅提木叉を說く時に比丘尼が、「我れは始めて此の罪を知る。」と言はゞ突吉羅を犯す。毘尼を除き、餘法を說く時に是の言を作す、「我れ始めて是の法の半月中に說くを知る」と。突吉羅なり。

[三二]頗し、比丘にして牀足を作りて八指を過ぎて波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは寶を以て牀を作し、金・銀・琉璃・頗梨にて作らば突吉羅なり。若しは他の爲に作り八指を過ぐるは突吉羅なり。

[三三]頗し、比丘褥を以て坐牀臥牀に縫著して不犯なる有りや。答ふ、有り。木綿褥を除き、餘の褥を縫著せば突吉羅なり。他の爲に縫へば突吉羅なり。手印遣使も突吉羅なり。

[三四]不淨褥を縫はゞ突吉羅なり。

尼師檀、[三五]覆瘡衣は其の事に隨つて應に知るべし。

は不滿二十と受戒の關係を最も詳細に論じて居る。

【二一】波夜提第七十三掘地戒。

【二二】生地とは、十誦に、「若し多雨の國土は八月地に生じ若し少の國土は四月地に生ず是れを生地と名づく」と言つて居る生ずとは草木の生ずることである。

【二三】波夜提第七十七、不與欲戒。

【二四】波夜提第七十六、屛聽四諍戒。

【二五】波夜提第七十九、飮酒戒。

【二六】波夜提第七十五、拒勸學戒。

【二七】波夜提第八十一、不囑同利入聚落戒。

【二八】要以不去は要已不去と讀む。

【二九】第三十四、足食戒と第八十一、不囑同利入聚落戒となり。

【三〇】波夜提第八十三、突入王宮戒。

【三一】波夜提第八十四、恐學先言戒。

【三二】波夜提第八十五、過量牀足戒。

【三三】波夜提第八十六、兜羅綿牀薵戒。

【三四】波夜提第八十九、過量尼師壇戒。

【三五】波夜提第八十八、覆瘡衣過量戒。

く更に請ふべし。居士先に比丘を請ず。比丘爲に覆鉢羯磨を作す。得受するや、不や。答ふ、得受せず受くれば突吉羅なり、居士言はく、「受けざれば我れ當に大不敬信を生ずべし」と、得受を爲すや、不や。答ふ、得ず。彼をして懺悔せしめ、清淨を得しめ已りて、然る後に受くるを得るなり。

[19]年二十年に滿たず、疑ひて受具足戒を與へんに具足を得るや、不や。答ふ、得ず。僧は突吉羅を犯ず。具戒を受くる人自ら不滿二十を知り、具戒を受くる時に滿二十なりと言ひ、共に行事せば不犯なり。後に此の人不滿二十なるを知らば、衆僧は共に行事するを得ず。初始より戒を得ざるが故に四種受戒にして其の事に隨ふ。四種とは[20]本不和合にして分別毘尼中に說くが如し。更に羯磨を作すも成就せず。云何が自ら未滿二十を知らざるや後に不滿二十を知るなり僧布薩羯磨を經て十二人を作すもの、を是れ賊住と名づく。何處より年歲を數へ、母胎に從つて數へ、一切閏月を取る。

若しは[21]死地、壞地を掘り自性を離れば不犯なり。云何が[22]生地と、夏四月を經て是れ生地と名づく遣使手印にて地を掘らば突吉羅なり。

[23]白を作す時坐より起ちて去らば突吉羅なり、白を作し已り未だ羯磨を作さずして起ち去らば波夜提なり、非法羯磨を作し起ち去らば突吉羅なり。賊住・本犯戒・本不和合・學戒・式叉摩那・沙彌・沙彌尼と羯磨を作し起ち去れば突吉羅なり。無臘人を遣りて使と作さば倶に突吉羅を得ず。彼還反せば波夜提、突吉羅を得ず呪術にて木人を使へば突吉羅なり。

[24]若しは比丘他爲めに諍訟を聽かば突吉羅なり。

[25]若しは酒を以て時藥、非時藥、七日藥を煮て服するを得るや不や。若し酒性無くんば服するを得若しは一切の果飯を食するを得るや不や。答ふ、食するを得。

[26]若しは比丘比丘尼・修多羅・毘尼・阿毘達摩を敎へ、是の言を作す、我れ學ぶこと能はず、更に餘比丘の邊に去りて修多羅・毘尼・阿毘達摩を除き、餘も學ばざれば突吉羅なり。

ほ本戒は、此の淨施五種人の合法手段から生れて、それを因緣として作られたものなるも、律文では一度人に衣を與へ、後から奪取するは波逸提とある。故に優波離問の此處の所では、「問頗比丘與他比丘衣、他不還取用不得波夜提耶。答有、若與先破戒人…」として記して居る。

【一三】波夜提第六十九、無根殘謗戒。

【一四】波夜提第七十一、與賊期行戒。波夜提第七十、與女人期行戒。

【一五】義は議に讀む。

【一六】波夜提第七十四、過受四月藥請戒。

【一七】數々請不犯とは、木戒の律文に「若し比丘四月自恣請を受け、過ぐれば常請を除き、數々請を除き、別請を除き復た更に求むれば波逸提なり」とあるに依る。

【一八】無常＝死。

【一九】波夜提第七十二、與年不滿戒。

【二〇】本不和合とは、「本來僧伽中の人ならず」の意である。分別毘尼とは修多毘崩伽にして、廣律中の律制と因緣廣說の部である。今は恐らく十誦律第十六卷の九十事第七十二を指すものと思ふ。此の所に

[八] 頗し、比丘女人と共に宿して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂はく墻・壁・樹の下、大空屋中は突吉羅なり。何等の女人と共に宿すとするや。謂はく身の捉ふべき者なり。若しは一房舍相ひ連食して堂中一門を共にす。中に於いて共に宿すれば波夜提なり。若しは未受具戒人を知らずして入りて宿せば不犯なり。

[九] 頗し、比丘にして比丘を恐怖して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂はく賊住・本犯戒・本不和合・學戒・式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[一〇] 頗し、比丘にして、比丘の衣鉢等の物を藏して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂はく金銀の鉢を藏せば突吉羅なり。不淨衣・不淨尼師壇・鉢囊等は突吉羅なり。

[一一] 淨施[一二] 五種人衣とは云何が犯なるや。過十夜にして明相出づれば波夜提なり。

[一三] 若し比丘にして、「我れ見る某甲某甲女人と共に共に坐臥するを、」と云はゞ波夜提なり、式叉摩那、沙彌、沙彌尼を謗ずれば突吉羅なり。

[一四] 若しは比丘にして是れ賊衆なりと知り、是れは女人なりと知りて、[一五] 議して道行を共にせば波夜提なり。中道にして還れば突吉羅なり。

頗し、比丘にして賊と共に道行して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂はく賊の爲に將去さるゝなり。若しは險難道、若しは奪人・精氣・夜叉等と共に行くは不犯なり。

[一六] 若し四月請に、若しは衆、若しは私に若しは衣食等を應に受くべし。過受すれば波夜提なり。

[一七] 數々請は不犯なり。若し比丘を檀越請じて言はく、「若し須ふる所は但だ來り取れ、」と。是の語を作し已りて彼の比丘は道を罷む。更に具足戒を受け已りて還た本の檀越舍に到らば更に請ふべきや、不や。答ふ、更に請ふべし。

[一八] 若しは居士無常せんに、餘の子等有りて須らく前法を用ふる爲には更に請ふべきや。答ふ、須ら

【八】波夜提第六十五、共女人宿戒。

【九】波夜提第六十六、怖比丘戒。

【一〇】波夜提第六十七、藏他衣鉢戒。

【一一】波夜提第六十八、眞實淨不語取戒。

【一二】五種人とは比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼である。淨施五種人衣とは、尼薩耆波夜提第一に禁ぜられてある長衣のことである。比丘が長衣を合法的に蓄へる爲には、形式的に他に與へて執着なきことを證明して、所謂作淨する。作淨されたものは蓄へてもよいから與へたものから取り戻して自分が蓄へるのである。今「過十夜にして明相出れば波夜提」と言ふのは一寸解し難い。もらつた方では作淨にならぬから餘分の衣ならば尼薩耆の波逸提になる譯である。取戻した人は作淨で罪にならぬからである。尙

卷の第三

[一]頗し、比丘半月内に浴して[二]因緣を除きて不犯なる有りや、答ふ。有り。雨衣を著して浴し、若しは比丘迷悶の時浴せば不犯なり。水に入りて木を擧ぐるに因りて浴せば不犯なり。或は水中に少因緣有るに因りて浴せば不犯なり。若しは比丘水を渡り、浮ぶを學ぶ時に浴するは不犯なり。若しは安居を結し已りて一月に數々に浴するは不犯なり。一月を過し已りて[三]半月應に浴すべし。若しは閏中の安居有らば當に數日滿たすべし。

[四]頗し、比丘一方便にて十波夜提を得る有りや。答ふ、有りと。若しは微細なる虫を殺し、殺に隨つて波夜提を得するなり。藤を斫らんと欲して誤つて蛇を斫らば不犯なり。蛇を斫らんと欲して藤を斫らば突吉羅なり。此の虫を殺さんと欲して彼の虫を殺さば突吉羅なり。虫を搦せんと欲して土を搦せば突吉羅なり。手印遣使して虫を殺さば突吉羅なり。

若しは[五]賊住・本犯戒・本不和合・學戒をして疑悔せしめば突吉羅なり。比丘、比丘尼を除き餘人をして疑悔せしめば突吉羅なり。比丘の比丘尼をして疑悔せしめば波夜提なり。比丘尼の比丘をして疑悔せしむるは波夜提なり。比丘尼の式叉摩那乃至沙彌尼をして疑悔せしむるは突吉羅なり。

[六]頗し、比丘が指にて比丘の身根を挃し、波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは身根壞するを指挃せば突吉羅なり。

[七]若し比丘一瓶水を以て諸比丘に澆げば所著に隨つて爾の所波夜提を得ず。不著ならば突吉羅なり。若し比丘坐するに水滞地を以てすれば突吉羅なり。若し比丘尼自ら乳汁を出せば波夜提なり。若しは比丘水中にて浴し戲れ、水を拍ちて出沒せば波夜提なり。浴時に酥油糖蜜を以て身に灌ぎて戲れば突吉羅なり。

【一】波夜提第六十、半月浴過戒。

【二】因緣とは春殘一月半、夏初一月是の二月半の大熱時病時、風時、雨時、作時、行事なり(律文所出)

【三】四月一日以後半月を指す。尼薩耆第二十八過前求雨衣過前用戒の規定に從つて用ふるなり。

【四】波夜提第六十一、奪畜生戒。

【五】波夜提第六十二、疑惱比丘戒。

【六】波夜提第六十三、擊攊戒。

【七】波夜提第六十四、水中戲戒。

[一七九] 沙彌言はく、「我れ、佛の所說を知る。欲は障道ならず、」と。衆僧和合し已り、彼若し懺悔して還れば當に攝受すべし。

[一八〇] 若しは比丘不受法比丘に欲を與へ已りて、呵責せば突吉羅なり。上と與に相ひ違するも亦是の如し。賊住人の爲に羯磨を作し與欲し已つて、呵責せば突吉羅なり。學戒・本不和合・本犯戒・式叉摩那・沙彌・沙彌尼に羯磨を與へ已つて呵責せば突吉羅なり。

[一八一] 頗し。比丘の不壞色衣を著して波夜提を犯さゞる有りや、答ふ、有り。不淨衣を著するなり。謂はく劫波、頭沙は突吉羅なり。若しは不淨衣を壞色し、淨衣と作して著くれば突吉羅なり。若し比丘の壞色衣は比丘尼の著くるを得、乃至沙彌尼も亦著くるを得、沙彌尼の淨衣は比丘著くるを得、乃至沙彌も亦著くるを得。拭足衣・手巾・漉水囊・鉢囊・腰繩等は皆應に作淨すべし。

若し比丘の衣を國王、長者に奪はれ、後還た得れば、更に作淨すべきや。答ふ、作さず。先に已に淨なるが故に。

[一八二] 頗し、比丘若しは寶、若しは似寶等を取りて波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは天龍、鬼神等の寶を取らば突吉羅なり。若しは遣信して、某處の寶を取れば突吉羅なり。

頗し、比丘の摩尼寶を取りて不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは水精摩尼を取れば突吉羅なり。若しは念を作し、他の爲に取り、主還らば當に主に還すは不犯なり。

頗し、比丘の金寶牀に坐臥して不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは天龍、鬼神等一切處は不犯なり。若し比丘刀を得んには應に刀相を壞し已りて、然る後に受用すべし。若し比丘金銀の園上にて坐せば突吉羅なり。若し比丘にして金銀を摩觸せば突吉羅なり。

【一七九】波夜提第五十七、隨擧沙彌戒。

【一八〇】波夜提第五十三、與欲後悔戒。

【一八一】波夜提第七十八、著新衣戒。

【一八二】波夜提第五十八戒、捉寶戒。

り。」と。人に向つて說かされば覆藏と名づけず。

若し比丘比丘の麁罪を覆藏せば波夜提なり、比丘は比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼の麁罪を覆藏すれば突吉羅なり。

狂・癡・亂心の人の麁罪を覆藏するは不犯なり。五衆を展轉すること輪の如くなるも亦是の如し。

問ふ狂人に向つて懺悔するも、懺を成ずるや、不や。答ふ、懺を成ぜず。僧中に麁罪を覆藏すれば波夜提なり。

[一七二]擯沙彌はまさに捨すべきや、捨すべからざるや。答ふ、應に捨つべし。若しは沙彌僧に向つて懺悔し、布薩懺悔せば應に攝取すべし。

若しは比丘布薩の時、作心し、罪を發露すれば覆藏と名づけず。

[一七三]若し比丘、比丘尼を驅すれば突吉羅なり。外道家中の比丘を驅すれば突吉羅なり。式叉摩那、沙彌、沙彌尼を驅すれば突吉羅なり。遣使して、外道家の沙彌を驅すれば突吉羅なり。式叉摩那、沙彌、沙彌尼を驅すれば突吉羅なり。

[一七四]若しは比丘酥・油・蜜を火中に著くるは突吉羅なり。若しは骨を燒き、諸の故衣物等を燒けば突吉羅なり。前の火中の薪等を「入るゝは」突吉羅なり。

[一七五]頗し、比丘の未受具戒人と共に宿すこと過二夜にして不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは籬下、牆下、樹下は不犯なり。

[一七六]頗し、比丘の未受具戒人と共に過二夜宿し已りて、二波夜提を得る有りや。答ふ、有り。[一七七]二夜沙彌と共に宿し已りて第三夜女人と共に宿す。

[一七八]若しは比丘擯比丘の所に於いて出罪し共に食せば波夜提を得ず。狂者所、散亂心所にて出罪せば突吉羅なり。擯比丘の所の出罪も突吉羅なり。

【一七二】波夜提第五十七、隨擯沙彌戒。
【一七三】波夜提第五十一、隨他出家戒。
【一七四】波夜提第五十二、露地燃火戒。
【一七五】波夜提第五十四、共未受具人宿過限戒。
【一七六、一七七】共未受具人宿過限戒と、波夜提第六十五、共女人宿戒とを犯す。
【一七八】波夜提第五十六、隨擧戒。

きなり。
頗し、比丘屏處にて食し波羅夷を得る有りや。答ふ、有り、謂はく[一六二]食欲あるなり。
頗し、比丘屏處に坐して波夜提有りや。答ふ、有り。[一六三]强迫して坐し、若しは屏處にて[一六四]酥油蜜糖を食ひ、[一六五]虫水を食せば波夜提なり。
頗し、比丘虫水を用ひて不犯なる有りや。答ふ有り。若しは大虫中に於て洗浴せば突吉羅なり。
遣使手印は突吉羅なり。
[一六六]頗し、比丘自手にて外道食を與へて不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは親里、若しは病、若しは出家を欲する者、手印與食は突吉羅なり。
[一六七]頗し、比丘にして軍發行して往觀して波夜提を犯せざる有りや。答ふ、有り。天龍・夜叉・阿修羅等の軍發行し往觀せば突吉羅なり。若しは四兵圍遶し、若しは王の喚ぶ所、若しは八難中の一一の難有れば不犯なり。若しは家內、若しは寺中は一切不犯なり。
[一六八]過二宿して軍の發行を觀るも亦是の如し。
[一六九]若しは比丘三種の人を打てば突吉羅なり、謂はく賊住、本不和合、本犯戒なり。若しは物を以て衆多の比丘を擲ち所著に隨ひ爾所に隨ひて波夜提を得す。若し著せざれば突吉羅なり。
問ふ、頗し比丘一方便にて百千波夜提を得る有りや。答ふ、有り。若しは比丘沙を把り、豆を把りて諸比丘に散擲せば所著不著に隨つて前說の如し。
[一七〇]若しは比丘擧手刀にて衆多比丘に向へば衆多波夜提を得ず。四種人に向へば突吉羅なり。謂はく賊住、本不和合、本犯戒、學戒なり。
[一七一]非比丘の邊にて麁罪を覆藏し、覆藏を成ずるや。答ふ、覆藏を成ぜず。賊住所、本不和合所、本犯戒所に於いては覆藏と名づけず。若しは比丘比丘の麁罪を犯すを見るも、彼言はく、「我は不犯な

【一六二】此の場合の食は婬事なり。
【一六三】波夜提第四十二、食家强坐戒。
【一六四】別衆食に當るか？
【一六五】食虫水戒に當る。
【一六六】波夜提第四十四、與外道食戒。
【一六七】波夜提第四十五、觀軍戒。
【一六八】波夜提第四十五、觀軍戒。
【一六九】波夜提第四十八、瞋打比丘戒。
【一七〇】波夜提第四十九、搏比丘戒。
【一七一】波夜提第五十。覆他麁罪戒。

[一五八]問ふ北鬱單越にて宿食し、得食するや不や。答ふ、得食す。餘方も亦是の如し。三種人宿食し、比丘は不得なり。何等か三なるや。謂く、賊住、本不和合、學戒なり。

頗し、比丘宿食を食して不犯なる有りや。答ふ、有り。若し比丘尼宿食して比丘得食す。比丘宿食して比丘尼得食す。若しは鉢口缺け、食餘を器に著くるに極めて意を用ひ、故膩を三洗して用ひて食せば不犯なり。沙彌に與へ已りて、沙彌還與し、比丘用ひて食せば不犯なり。宿食他に與へ、他還與し食すれば突吉羅なり。若しは自ら受食せざれば不犯なり。

若しは北鬱單越の法を用ひて不受食を食せば不犯なり、餘方にては不得なり。若し比丘の食時に淨人佉陀尼蒲闍尼を以て器中に著くるに、受を成ずるや不や。若し却すべき者は却し、却すべからざる者は食を得食す。不犯とは謂く濁水、鹹水、灰水なり。

[一五九]頗し、自らの爲に美食を求めて不犯なる有りや。答ふ、有り、若しは龍に從ひて索め、夜叉に索め、一切非人の所に索むるは不犯なり。

頗し、比丘美食を索めて不犯なる有りや。答ふ、有り。親里に從つて索むるなり。

[一六〇]有虫水は應に漉すべし。

[一六一]若しは黄門と共に屏處に坐せば突吉羅なり。黄門と共に屋中に坐せば突吉羅なり。非自在屋中にて共に坐せば突吉羅なり。屏處に坐せば突吉羅なり。云何が非自在屋なる。若しは父母親里等家中は自在なり。中に於て坐せば不犯なり。多く兒息有りて未だ財物を分たざるは、不自在屋と名づく。若しは已れの財物を分け已りて、婦を取れる中に於いて坐せば波夜提なり、若しは寺舍の主所奪なる中に於て坐し、外道寺中にて共に坐せば突吉羅なり。

頗し、比丘共に坐して不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは空中に處して共に坐するなり。

頗し、比丘共に屏處に坐して、不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは大衆中にて彼坐し、屏處無

【一五八】波夜提第三十八食殘宿食。

【一五九】波夜與第四十、索美食。

【一六〇】波夜提第四十一、食虫水戒。

【一六一】波夜提第四十三、屏與女人坐戒。

狂比丘請食を受け淨施して受法比丘食せば不犯なり。二十一句を作す。居士、比丘に語りて言く、「長老よ、我が請を受けよ」と、彼の比丘不淨施を食せば突吉羅なり。

頗し、一處にて二家の請食を受けて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く龍宮食・天祠食・外道食なり。

[一四九]頗し 比丘二三鉢の食を受けて不犯なる有りや。答ふ、有り、外道家、天祠、夜叉祠は不犯なり。手印相して受くれば突吉羅なり。[一五〇]餅等を除きて餘食を受くれば不犯なり。若し過取二三鉢し已り餘人をして持ち去らしむれば突吉羅なり。

[一五一]頗し、比丘食し已りて自恣に殘食法を受けず更に食して不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは病の酥蜜も亦是の如し。不淨食を食し已りて自恣に更に殘食法を受くるも、名づけて受食者とは爲さず、波夜提なり。云何が不淨食なる。謂く正食なり。

頗し、比丘食し已りて自恣にも殘食法を受けずして食し、波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは賊住、若しは學戒、本不和合、本犯戒は突吉羅なり。

[一五二]頗し、比丘別衆食し波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。行くこと半由延を過ぐれば不犯なり。佛の所說の如くんば別衆食は[一五三]因緣を除く。不犯なるは、一切因緣現在前すと爲す。一々の因緣現在前と爲るありや。答ふ、一々因緣は現在前す。食せば不犯なり。

頗し、比丘別衆食して不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは出家食し、空中食せば不犯なり。

頗し、比丘非時にして佉陀尼蒲闍尼を食して不犯なる有りや。答ふ、有り・若しは北欝單越に住し、彼時食を用ふれば不犯なり。

問ふ、頗し比丘一坐食して、四罪を犯す有りや。答ふ有り。若しは、[一五四]不受食し、若しは[一五五]不淨食、若しは[一五六]非時食、若しは[一五七]殘宿食し、隨入口には四波夜提を犯す。

【一四九】波夜提第三十三、取歸婦賈客食戒。
【一五〇】十誦律文に依れば餅等とは餅麨の事で「餅」は小麥麵作、大麥麵作、粳米麵作、大重華餅、小重華餅で「麨」とは、稻麨と麥麨である。
【一五一】波夜提第三十四、足食戒
【一五二】波夜提第三十六、別衆食戒。
【一五三】「因緣とは、病時、作衣時、道行時、船行時、大衆會時、沙門請時なり。」と律文に出ず。
【一五四】波夜提第三十九、不受食戒。
【一五五】波夜提第四十、不淨食戒。
【一五六】波夜提第三十七、非時食戒。
【一五七】波夜提第三十八、食殘宿食戒。

よ」と。懷越答へて言く、「已に請ぜり。」と。〔是れを〕食すれば不犯なり。比丘尼に淨施せるを食せる者は不犯にして式叉摩那、沙彌尼食に淨施せるも不犯なり。比丘尼の讃歎するを知らずして食へば不犯なり。

〔四八〕頗し、比丘處々にて請食を受けて不犯なる有りや。答ふ、有り。先に他の爲に淨施を作すを受く。若しは病にて食すれば不犯なり。處々にて親里に食を受くるは不犯なり、若しは比丘請食を受けて即ち坐處に於いて餘處に與食し作意して不受食なれば不犯なり。若し比丘、請を受く。人有りて言く、「大徳よ更に當に食有らん、」と。我れ大徳を食に請ぜず」と。不犯なり。比丘二種の請を受く。謂く佉陀尼、蒲闍尼にして不淨施なり。食するも不犯なり比丘先に請を受け已る。人有りて言く、「大德は憶念せよ、我れに食有るを。我れ大徳を食に請ぜず。」と、不犯なり。比丘先に請を受け已る。人有りて言く、大徳よ我れに隨病食有り、我れ大徳を食に請ぜず。」と、不犯なり。

頗し、比丘二處にて請を受け、不淨施にして不犯なる有りや。答ふ、有り。若し非正食なり。比丘有り、受請し已る。人有りて言く、「大徳よ、我が舍に來到するも、我れ大徳を食に請ぜず。」と、不犯なり。

坐中にて謂く、「彼れ先に未だ請食を受けず。」と、不犯なり、一坐處にて更に餘人有りて請食せば不犯なり。

常に請食するは不犯なり。慈愍の故に、受食すれば不犯にして、長食を食へば不犯なり、長食とは謂く、白衣舍にて、早く起きて食を熟作す。未だ食せざるに先きだちて、出家人の分を留む。名づけて長食と言ふ。此れを食する者は不犯なり。

二人の食を一人が併せ取り合せ行食せば不犯なり。不淨食手印受は突吉羅なり。或は狂人來り請す。疑の故に、更に餘食を受くれば不犯なり。

【四八】波夜提三十一、展轉食戒。

更に作すを須ひず。若し僧差せずして比丘の比丘尼を教誡して不犯なるありや。答ふ、有り。先に已に差せるなり。若し一比丘の處に有りて、比丘尼應に往いて教誡を求むべきや、不や。答ふ、教訓を求むべし。二三〔比丘〕も亦是の如し。

[一四一]頗し、比丘日沒時に比丘尼を教訓し波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若し比丘尼寺中、聚落中、近聚落寺中、白衣家は不犯なり。聚落の外は犯なり。

[一四二]頗し、比丘にして母親に非らざるに新衣を施して不犯なる有りや、答ふ、有り。謂く母は二十一句を作す。本犯戒比丘尼に衣を施せば突吉羅なり。賊住、不和合 學戒比丘尼には突吉羅なり。

[一四三]佛の所說の如くんば、若し比丘にして、諸比丘に「供養利の爲の故に比丘尼を教化す」と、言はゞ波夜提を得ず。頗し比丘にして、是の如きの語を作して、波夜提を犯さゞるありや、答ふ、有り。非人の出家して比丘尼と作れるならば突吉羅なり。

非人とは、天龍・夜叉・乾闥婆・阿修羅・緊那羅・摩睺羅伽・人非人・毘舍遮・鳩槃茶等にして出家して比丘尼と作れるもの是れなり。

[一四四]比丘有りて比丘尼と共に期して空中を行くは突吉羅なり。身を隱して共に行くは突吉羅なり。未受具戒時に期して、受具戒を已つて去るは突吉羅なり。受具戒時に期して、白衣時に去るは突吉羅なり、比丘は空中を行き、比丘尼は地を行くは突吉羅なり。

[一四五]比丘有りて、天女と共に屏覆處に坐すれば、若し彼れ捉ふべくんば、突吉羅なり。

[一四六]比丘尼と共に獨り屏覆處に坐するも亦た是の如し。

[一四七]頗し、比丘、比丘尼の讃歎により食を得て不犯なる有りや。答ふ、有り。若し餘者の爲めに讃嘆して餘の者食せば不犯なり。

比丘有りて、先に居士請を受く、後に比丘尼讃歎して言く、「某甲を請するや、某甲比丘〔を請ぜ

【一三五】波夜第十八、坐脫脚牀戒。

【一三六】波夜提第十九、用蟲水戒。

【一三七】波夜提第二十、覆屋過三節戒。

【一三八】十誦律には「大房とは溫室・講堂・合留堂・高樓・重閣・狹長屋なり」と記す。

【一三九】波夜提第二十一、輒教尼戒。

【一四〇】八重とは比丘尼八敬法なり。

【一四二】與尼說法至日暮戒。

【一四二】波夜提二十六、與非衣尼衣戒。

【一四三】波夜提第二十三、譏教尼戒。

【一四四】波夜提第二十四、與尼期行戒。

【一四五】波夜提第二十九、獨與女人坐戒。

【一四六】波夜提第二十八、獨與女人屏處坐戒。

【一四七】波夜提第三十、食尼歎食戒。

房舍內の[一三一]敷臥具戒も亦是の如し。

[一三二]類し、比丘にして比丘を[一三三]驅出して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若し一切の衆僧が一比丘を驅せば突吉羅なり。彼れは何等の人なるや。謂く賊住なり。本犯戒、本不和合、學戒人、沙彌等を驅り出すは突吉羅にして、遣使手印し、及び私房驅出は突吉羅なり。若しは露地驅出は突吉羅なり。餓鬼等を驅出すれば突吉羅なり。

[一三四]類し、比丘にして先比丘の臥具を敷き竟れるを知りて、將に來りて强ひて臥具を以て自ら敷き、人をして敷かしめて波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂く賊住・本犯戒・本不和合・學戒・沙彌は突吉羅なり。

[一三五]類し、比丘の牀脚を楔せず、上に於て坐臥し、波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。賊住寺中、本犯戒、本不和合寺中、比丘尼寺中、比丘寺を除く、餘の四衆寺は突吉羅なり。外道寺中も突吉羅なり。

[一三六]類し、比丘有虫水を以て草木に澆ぎて波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは遣使手印してするは突吉羅なり。乳酥酪を以て草土中の虫に澆げば突吉羅なり。

[一三七]類し、比丘にして二三を過ぎて屋を覆し波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは手印遣使なれば突吉羅なり。黃門をして覆せしめば突吉羅なり。

云何が[一三八]大房なる、謂く私房は是れ大房と名づく。或は有主大房と名づく。

[一三九]云何が比丘尼を教誡するや。答ふ、若しは[一四〇]八重の法を說く。是れを教誡比丘尼と名づく。受法比丘の不受法比丘尼を教誡せば突吉羅にして、上と相違するも亦是の如し。賊住比丘尼を教誡するは突吉羅なり。本犯戒・本不和合・學戒比丘尼も突吉羅なり。比丘尼を教誡する比餘尼なるも亦た教誡を得す。爲に更に羯磨を作すや、作さゞるや。佛言く先に已に作し竟り、但だ應に教訓すべし、

獨々想。若以中國語向邊地人訶戒。…若以邊地人語向中國人訶戒。若向癡人。聾人。瘂聾人訶戒。若向瘂人。若作書、若遣使。若示相、若展轉語訶戒若向狂人。散亂心人、病壞人訶戒皆突吉羅」とある。

【一二五】波夜提第十一、壞生種戒。

【一二六】剃髮することが如何にして生種を斷ずることになるか、十誦に上げて居る生種の名目にも髮はない。又他律にも毘婆沙にも髮を入れて居ない。注意すべき一項である。此の際は髮か、又髮の中に巢喰つて居る生種かを斷ずることを意味すると見ねばならない。

【一二七】波夜提第十二、嫌罵僧知事戒。

【一二八】波夜提第十三、身口綺戒。

【一二九】波夜提第十、四露處敷僧物戒。

【一三〇】波夜提第十五、覆處敷僧物戒。

【一三一】波夜提第十五。

【一三二】波夜提第十六、索他出房戒。

【一三三】驅出とは「比丘房中にて瞋恨不喜して、自ら索出し、若しくは人を引出さしめて、「癡人遠く去れ此處に住する勿れ」と言ふ」の樣。驅出法である。

【一三四】波夜提第十七、强敷坐

我れ食せんと欲す。」と言ふは突吉羅なり。若しは生果未だ淨ならざるを全咽するは突吉羅なり。木耳を取るも突吉羅なり。本不和合、學戒人の取るも突吉羅なり。
[一二七]若しは比丘、他の爲めに罵れば突吉羅なり、畜生を罵るも突吉羅なり罵を傳ふるも突吉羅なり。
[一二八]餘事を問ふに、餘事を說けば突吉羅なり。默然として他を惱ますは突吉羅なり。聞きて憶せずと言ふも突吉羅なり。
[一二九]頗し、比丘にして坐臥牀に坐して露地に著け自ら擧げず、人をして擧げしめずして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く寶牀なりと。
頗し、比丘露地にて臥具を敷き、去る時に、自ら擧げず、人をして擧げしめずして不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは不淨物を雜へて作れるものは突吉羅なり。
[一三〇]若し覆處に在り、若し白衣の攝する所にて、去る時に、擧げざれば不犯なり。先に取る者は擧ぐべし。若し賊住比丘、臥具を敷き、去る時自ら擧げず、人をして擧げしめざれば突吉羅なり。本不和合 學戒人の擧げざるば突吉羅なり。若しは比丘自らの臥具を自ら擧げず人をして擧げしめざれば突吉羅なり。五衆も亦是の如し。
頗し、比丘僧の臥具を自ら擧げず、人をして擧げしめずして不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは白衣舍に坐して擧げず。或は人の奪ふ所となるは不犯なり。近くを經行せるは不犯なり。暫時坐して起きて去りて、自ら擧げず。人をして擧げしめざるは突吉羅なり。衆僧の臥具力勢者が奪ふ所に隨意に坐するは不犯なり。臥牀・坐牀を除きて、餘の長木・長板等は隨意に坐するも、不犯なり。若し比丘、臥具を囑せず、出行して中道にて比丘を見て、語りて言く、「我が與に坐牀・臥牀を擧げよ」と、彼れ囑を受け已りて擧げざれば突吉羅なり。若し比丘臥具房中にいれんと欲し、戶閉むれば當に云何なすべきや。答ふ、應に壁下、牆下、樹下に雨に壞されざる處に著くべし。

【一二五】淨人は、此の際監視的役割で淨人なくして女人に說法せば波夜提を犯する。
【一二六】鬱單越人は無所有の觀念者故であり、邊地人は語が解らぬ故に說話を聞き分けざる故である。他の者は不具者である。
【一二七】波逸第六、與未具人同誦戒。
【一二八】波夜提第八、向非具人麁罪戒。
【一二九】此れは他の比丘に僧伽婆尸沙波羅夷の罪あるを知りて、是れを未受具戒人に向つて說くものである。
【一三〇】波逸提第七、實得道向未具者說戒。
【一三一】聖果の內證で自ら得て居る所をば未受具戒人に告げるは波逸提を犯ずと言ふにある。
【一三二】波逸提第十、毀毘尼戒。
【一三三】雜碎戒は何物を差すかは明らかではないが、第一結集の終る時に、「佛は我が滅後これを持たずともよい」と仰せられたとして阿難が雜碎戒抹殺を主張したとある。これ等の文から推定して、九十事衆學と言つたものがこれに相當するものと思ふ。
【一三四】離波離間には「有…不得波夜提耶。答有。若獨處呵戒。得突吉羅若獨非獨想。非

ず。何を以ての故に。佛は說いて言、淨人と言ひたまへる故に。呪願を說くは僞ならば不犯なり。盲人を淨人と僞して、女の僞に說法し、衆多の啞人を淨人と僞して、女の僞に說法すれば突吉羅なり。五衆を淨人と僞して說法せば不犯なり。不狂を淨人と僞すは不犯なり。淨人を得る無くして八支齋戒を與受するは不犯なり。授經も不犯なり。問答、誦經は皆不犯なり。

[一一七]頗し比丘にして未受具戒人と共に、偈・句・法を並誦して波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。畜生天龍鬼神等と共なれば突吉羅なり。沙彌、沙彌尼等と共なるは突吉羅なり。遣使手印も突吉羅なり。

[一一八]問ふ何を以ての故に、[一一九]波羅夷、僧伽婆尸沙罪をば、未受具戒人に向つて說かば波夜提なるや。答ふ、此の二戒は聚めて麁惡罪を攝す。是を以ての故に他に向つて說かば波夜提なり。

[一二〇]頗し未受具戒人に向つて[一二一]過人法を說きて波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは式叉摩那、沙彌、沙彌尼に向つて說けば突吉羅なり。手印も突吉羅なり。見諦人に向つて說き、正見人に說くは不犯なり。狂人、散亂心人、重病人に向つて說けば突吉羅なり。

不犯とは二十一句あり、五衆展轉相向して說くは突吉羅なり。賊住人、本不和合、學戒人に向つて說き、遣使手印して說くは突吉羅なり。

若し比丘にして僧物を迴し、比丘尼僧に與ふれば突吉羅なり。手印迴向も突吉羅なり。

[一二二]比丘尼言く、何ぞ、半月半月に是の[一二四]雜碎戒を說くを用ひん、と。突吉羅なり。

問ふ、頗し比丘にして雜碎戒を呵說して不犯なる有りや。答ふ、無きなり。[一二三]二十一句を除けば不犯なり。

[一二五]頗し比丘、斷草して、波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。謂く[一二六]剃髮するなり。若し比丘灰土を以て生草を覆ひ、若しは沙及び餘の方便するは突吉羅なり。若しは人に語りて、「是の果を取れ

等と言つただけでは捨戒は成じない。故に比丘であり乍ら自らを「外道なり」又は「居士なり」等と言つたのであるからこれは故妄語であるとされる。捨戒の形式は第一波羅夷の所に說かる。

【一〇三】佛教外の人を師とする意なるべし。

【一〇四】これは故妄語戒と共に人の惡口を言ふ毀呰語（波夜提第二罵戒）をも犯す故に二波夜提に墮するのである。

【一〇五】共に去ることを約束して去らずの意。

【一〇六】出罪は罰を受けた比丘の罪赦免である。二十人以上の僧伽衆、一處に現前して作すべきものである。

【一〇七】天眼は現實的なものでないからで、出罪は事實であるからである。

【一〇八】「坐亦如是」は此のまゝでは甚だ解し難い。これは優波離問に天眼天耳とあるより、「耳亦如是」の誤りに非ざるかと思ふ。

【一〇九】僧中に告げざれば一切の僧行事は不成立である。

【一一〇】前の註一〇四參照。

【一一一】波夜提第二罵戒。

【一一二】波夜提第三兩舌戒。

【一一三】以下波夜提第四發諍戒。

【一一四】以下波夜第四與女人說法過限戒。

にして而して剃師と作る。」と、故妄語せば波夜提なり。刹利出家ついて言ふも亦是の如し。

[一〇六]若しは比丘の行く時に天眼を以て比丘の罪を出す。出罪を成ずるや。答ふ出罪を成ぜず。[一〇七]天眼は事に非ざる故なり。の故に[一〇八]坐すも亦是の如し。

若し比丘にして僧中に比丘罪を出せば、出家を成ずるや不や。答ふ、出罪を成ぜず。比丘突吉羅を犯ず。[一〇九]先語せざるが故になり。賊住人を毀呰せば突吉羅なり。先不和合、學戒、比丘尼を染汚せるもの、「を毀呰するも」亦た是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰せば皆突吉羅なり、遣使手印じてするも突吉羅なり。

比丘が比丘に語りて、汝は是れ婆羅門種なり、と。比丘尼が比丘に語りて、汝は下賤業を作し、剃師を作す、と。二波夜提を得ず。故[一一〇]妄語と毀呰語となり。刹利種「について言ふも」亦是の如し。

他の[一一一]毀呰語を傳ふるは突吉羅なり。天耳を用ひ、兩舌を聞くは突吉羅なり。僧中乞ひて兩舌を作さば[一一二]波夜提なり。賊住・本不和合・遣使・手印は突吉羅なり。

比丘兩舌せば波夜提なり。比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼の邊にて兩舌せば突吉羅なり。比丘尼、比丘の邊にて兩舌するは突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼の邊にて兩舌するは突吉羅なり。

[一一三]已に賊住人罪を滅し、更に發起するは、本不和合も本犯戒も突吉羅なり。遣使手印して發起するも突吉羅なり。比丘尼罪を滅し已りて更に發起するは突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼罪を滅し已りて更に發起するは突吉羅なり。

[一一四]眠れる母人の爲に說法せば突吉羅なり。[一一五]淨人眠れるに說法するも突吉羅なり。[一一六]欝單越人を淨人との爲し、癡人を淨人と爲し、聾人を淨人と爲し、瘂人を淨人と爲し、邊地人を淨人と爲して、說法すれば突吉羅なり、黃門の爲に說法するも突吉羅なり。二根の爲に說法するも突吉羅なり。遣使手印するも突吉羅なり。若し不淨人を淨人と爲して女人の爲に說法するを得る有りや不や。答ふ、得

る故に、六日離衣宿するを限られてあるによつて生じたもの。

【九四】八難は、大體(1)嶮難、(2賊難、(3)惡獸難、4)漲渠水(5)强力提、(6)繫縛、(7)命難、(8)梵行難である。

【九五】尼薩耆第二十八、過前求兩衣過前用戒。

【九六】劫波塗沙、劫波は劫貝衣か、塗沙は不明なり。優婆離問この所では「駱駝毛、牛毛、羖羊毛雜織」として居るだけである。

【九七】兩俗衣は安居の終日迄畜ふることをゆるされる。安居の最後は自恣である。一方で自恣が終り他方で終らないのは安居に前後二つの仕方があつて、一つは七月十五日、一は八月十五日に終るからである。

【九八】尼薩耆波夜提と思ふが波夜提に相當なものがない。

【九九】尼薩耆第二十九廻僧物入已戒。

【一〇〇】律文に曰く、「物の僧に向けられたるを知りて自ら求めて已れに向くるは尼薩耆波逸提なり」と。

【一〇一】小妄語戒。

【一〇二】捨戒は僧伽に正式に申出で所定の僧伽羯せざれは捨戒とならぬ。故に「我れは外道なり」とか、「我れは居士なり」

藥なり。煎じて膏を取れば七日藥となり、燒きて灰を作らば終身藥となる。若し七日藥は不淨地に在りて經宿せず、受持せず、七日受を得するや、不や。答ふ。受を得。終身藥も亦た是の如し。若しは淨膏は漉し已りて油と合し、煎じて七日服するを得。若しは比丘七日藥を捨て還た七日食を作すは其事に隨ひて廣說すべし。餘比丘も亦七日食を得し、其の事に隨つて不犯なり。若しは鼻を灌ひ、若しは耳を灌ひ、若しは摩足は受持するは不犯なり。

問九十事の初

[一〇一]居士比丘に問ふて言く。「汝は是れ誰ぞや。」比丘答へて言く。「我れは是れ外道なり。」と。捨戒なりや不や。答ふ、捨戒ならず[一〇二]故妄語にして波夜提なり。

居士比丘に問ふて言く、「汝は是れ誰ぞや。」答へて言く、「是れ居士なり。」と、捨戒なりや、不や。答ふ、捨戒せず故妄語にして波夜提なり。

[一〇三]餘人を指して和上と爲す捨戒なりや、不や。答ふ、捨戒せず故妄語にして波夜提なり。比丘比丘に語りて言く、汝は是れ「剃師なり。」と、故妄語せば波夜提なり。比丘有りて顚倒說して和上は某甲、阿闍梨は某甲なり、彼に乞はゞ語るに隨ひて物を與ふべし。」と、故妄語せば波夜提なり。

數々に名を稱して乞へば波夜提なり。不聞を聞と言ふは波夜提なり。聞を不聞と言ふも波夜提なり。手印、相は皆突吉羅なり。手にて相を作して、口に語らされば突吉羅なり。

[一〇四]人に語りて眼は瞎くと言ひ、彼れ實に不瞎なれば二波夜提を得ず。故妄語も毀呰語も波夜提なり。聾・盲・瘖・瘂「と言ふ」も亦是の如し。汝發創せり彼れ發創せるに非ず、と故妄語せば波夜提なり。一切工巧も亦是の如し。[一〇五]共期して去らず、故妄語せば波夜提なり。比丘言く、「汝は是れ婆羅門出家

僧伽羯磨の席に讃意を申送つて缺席せる人なり。

【八五】尼薩耆法第二十二、乞鉢戒意は「五綴より少なき破目の鉢を持つものは新鉢を乞ふを得ない」と言ふにある。

【八六】註82參照。その項に本文も同じい。

【八七】尼薩耆第二十三、自乞縷使非親織戒。「若し比丘自ら行いて縷を乞ひ、非親里の織師をして織らしむれば尼薩耆波夜提なり。」

【八八】尼薩耆第二十四勸織師增衣縷戒。

【八九】語るとは、比丘が、施主が自己の爲めに衣を織らして居る織師の所に往き「汝知るや、是の衣は我が爲めの故に織る。汝好く織り、極好に織り、廣く織り、淨潔に織れ、我れ・當に多少汝に益せん」と語るのである。今は往つたゞけで語らないから突吉羅なので語れば尼薩耆である。

【九〇】此の「若語」は語るだけで、織師に所謂「多少の益」をなさなかつた場合である。

【九一】尼薩耆の第二十三奪衣戒この戒は一度他に與へた衣を瞋恚の故奪ひ還すのである。

【九二】尼薩耆第二十六有難蘭若離衣宿戒。

【九三】本戒は前安居が終つて一個月間は、賊難の多い月な

[八八]比丘の爲に衣を織り、比丘往くも[八九]語らされば突吉羅なり。[九〇]若しは語り、若しは不淨縷にて雜織すれば突吉羅なり。比丘の爲に作し、比丘語らざれば不犯なり。黄門衣を織り、比丘が彼に語れば突吉羅なり。二根も亦是の如し。

[九一]頗し、比丘瞋恚心にて比丘の衣を奪ひて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く不淨衣を奪ひ、本犯戒、學戒、賊住、本不和合、沙彌のを奪へば突吉羅なり。遣使手印して奪へば突吉羅なり。減量衣を奪ふも突吉羅。若しは奪衣の人轉根し女人と作らば突吉羅なり、與衣者の轉根するも亦是の如し。

[九二]問ふ、頗し[九三]比丘過六夜にして離衣宿し餘衣を受持せざるも不犯なること有りや、答ふ、有りと。[九四]八難中一一の難起るなり。若し餘衣無く、三衣の中、安居後一月にして離衣宿を得す。是を過ぎて離宿するは尼薩耆なり。

[九五]不淨衣にて雨衣を作さば突吉羅なり。[九六]劫波、塗沙にて雨衣を作さば突吉羅なり。若しは比丘自恣し已りて餘住處に至り、[九七]彼處にて未だ自恣せず、彼に隨つて雨衣を畜へば[九八]波夜提なり。若しは比丘長衣を畜へて捨てざれば尼薩耆波夜提なりや。答ふ、有り。若し比丘自恣し已りて餘住處に至り、彼處にて未だ自恣せざれば彼に隨つて雨衣を畜へば波夜提にして、初受より雨衣を作さゞれば尼薩耆波夜提なり。

[九九]頗し、比丘母邊より衣を取りて尼薩耆波夜提となる有りや。答ふ、有り。[一〇〇]僧衣を迴向し已れば尼薩耆なり。時藥七日藥も亦是の如し。

頗し、比丘、僧衣を與へ迴向し已つて不犯なる有りや。答ふ、有り。若し界外にて犯さば突吉羅なり。第二、第三人に與ふるも亦是の如し。若しは僧の界内にて不和合なるに分衣せば突吉羅なり。

頗し、比丘にして時藥を非時藥、七日藥、終身藥と作す有りや。答ふ、有り。甘蔗は時藥なるも汁は非時藥と作り、糖は七日藥を作し燒きて灰と作さば終身藥なり。胡麻も亦是の如し。肉は是れ時

臥具を作らんことを乞ふ」と。此の時の許可を受けたものが此處に言ふ僧羯磨である。

【七八】 尼薩耆第七過分取衣戒(?)。

【七九】 尼薩耆第二十販賣戒。「若し比丘種種賣買すれば尼薩耆なり」とある。

【八〇】 如法の販賣とは「應に自ら審定して共に相高下すること、市道の法の如くならず餘人に僧へて貿易するを得ず。淨人をして貿易せしむべし。共に物を貿え、前人心に悔すれば應に還し自ら本物を取るべし。」等である。

【八一】 尼薩耆第二十一蓄長鉢過限界。

【八二】 優波離問には「問頗比丘盡形壽畜長鉢不得尼薩耆波夜提耶。答有。若比丘畜長鉢未滿十日便命終者是。」とある或ひは是れが正いのではないかと思ふ。第一の長衣戒の時も十日未滿死を盡形壽畜長衣として居た。本文のまゝ無理に意を通ずるとせば、餘鉢を僧中に捨して作淨して、保管する義に解すべきである。

【八三】 小鉢は大鉢の三分の一であるとされて居る。

【八四】 此れは鉢を得る人、捨する人ではなく、捨を與へる僧衆の犯罪か?、與欲人は、

作すべし、狂心、散亂心の者は不犯なり。

[八一]頗し、比丘にして十夜を過ぎて鉢を畜へて不犯なる有りや。答ふ、有り。十夜の内に狂ひ、若しくは心散亂するなり。

頗し、比丘の終身長鉢を畜へて不犯なる有りや。答ふ、有り。以つて僧中に[八二]捨て已りて悔過せるものなり。

頗し、比丘にして一鉢あり、即ち此の一鉢にて尼薩耆となる有りや。答ふ、有り。謂く受持せざるなり。

頗し、比丘の鉢を有するに、更に餘鉢を乞ひて、終身淨施せずして不犯なるありや。答ふ、有り。謂く[八三]小鉢なり。

[八四]問ふ、頗し乞ひて鉢を得し、捨する時に尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。與欲人なり。滿衆、小鉢を捨すれば突吉羅を犯じ、此の鉢は捨を成ぜず。他をして小鉢を行ぜしめば突吉羅なり。遣使手印するも突吉羅なり。

頗し、比丘にして頻日に鉢を乞ひて不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは易く十夜内に得ると。

[八五]頗し、比丘の五綴鉢を減じて更に新鉢を乞ふて不犯なる有りや。答ふ、有り。二人一鉢を乞ひ、三人一鉢を乞ふは尼薩耆を犯さずして突吉羅を犯ずるなり。

[八六]頗し、比丘終身長鉢を畜へて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く已に僧中に鉢を捨つ。

[八七]頗し、比丘自ら縷を乞ひて織らしめ尼薩耆波夜提を犯さゞる有りや。答ふ、有り。不淨縷を乞ひて織り三衣を作らしめば突吉羅を犯ず。狂心に縷を乞へば突吉羅なり。僧の爲めに乞へば不犯なり。手印遣使して乞へば突吉羅なり。若しは四、若しは五乃至一縷を乞ひ、遣使手印して乞へば突吉羅なり。

僧施耶作鉢和路起。若僧施耶突路。若緤淨緤不淨。若二倶不淨。不淨者、若駱駝毛牛毛羖羊毛。若雜色作敷具突吉羅」とあるに相當する。

【六八】優波離問の「若佛衣等量作得突吉羅」の方が正しきにあらざるかと思はる。

【六九】遣使手印して織作らしめる意なるべし。

【七〇】律制は一毛にても新憍舍耶の混入せるは尼薩耆とする。

【七一】波夜提第九十與佛等量作衣戒。

【七二】尼薩耆波夜提第十四、減六年作三衣戒。

【七三】尼薩耆波夜提第五、使非親尼浣故衣戒。

【七四】尼薩耆波夜提第一長衣戒。

【七五】尼薩波夜提第十三白羊毛戒中の突吉羅犯を指すものなるべし。

【七六】尼薩耆第十四減六年作三衣戒。

【七七】僧羯磨とは、十誦律に依れば若し比丘故敷具若しは太だ厚く、若しは太だ薄く、若しは太だ輕く、若しは太だ重く、若しは太だ大、小、穿壞、緣ぬにして新臥具を作らんとせば、和合僧に乞ふべきである。「故敷具……にして新

純黑を作れる者なり自ら作すも亦是の如し。云何が犯罪なりや。若し成じ已りて敷きて眠ればなり。

頗し、比丘敷具を作して四波夜提を犯す有りや。答ふ、有りと。若し[七一]等修伽陀量[七二]不滿六年、[七三]非親里比丘尼浣、[七四]過十夜なり。[七五]減與白、及び不淨は突吉羅なり。

頗し、比丘の[七六]不滿六年にして敷具を作して不犯なる有りや。答ふ、有り。六年内にして道を罷めり還た復た戒を受くるものなり。狂癡も亦是の如し。

頗し、比丘にして六年内に、敷具を作りて、不犯なる有りや。答ふ、有り。六年内に轉根し女人と爲る者なり。

頗し、比丘にして、六年内に敷具を作りて不犯なるありや。答ふ有り。[七七]謂く僧羯磨するなり。憍舍耶も亦是の如し。「亦た是の如し。」とは前の新憍舍耶敷具は、僧羯磨あれば作るも不犯なり。他の爲に作るは突吉羅なり。

[七八]頗し、比丘僧伽梨を取りて突吉羅を犯す有りや。答ふ、有りと。若し金縷を雜へて作れるものりな。銀縷、金寶縷にて作れるも亦是の如し。若しは前地に著け受用せず、若しは金想にて受くるは尼薩耆なり。若しは遠處に在りて人をして取らしむれば突吉羅なり。

頗し、母邊にて物を取りて尼薩耆有りや。答ふ、有りと。若しは餘物を貿易す。

[七九]頗し、比丘種々販賣し不犯なる有りや。答ふ、有りと。未受具戒人をしてせしむる是れなり。賣買一切も亦是の如し、若しは未受具戒人にて賣買するは不犯なり。若しは[八〇]不如法にて賣買するは突吉羅なり。非人と共に販賣するも突吉羅なり。天龍夜叉乾闥婆一切非人と共に賣買すれば突吉羅なり。親里と共に賣買するも突吉羅にして、狂心、散亂心、苦痛心のものとの賣買は突吉羅なり。本犯戒、本不和合、賊住、黃門、汚染比丘尼のものの所にての販賣は皆突吉羅なり。學戒人の賣買も突吉羅なり。未受具戒の時銀を用ひて、物を賣り、未受具戒の時に得すれば突吉羅なり。是の如く七句を

又は居士にも居士婦にも非ざるものに乞ふに依つて不犯なり。今のは親里に乞ふ故に不犯なるなり。

【六四】劫貝衣とば綿布なるも頭沙は不明なり。十誦の木戒の下に「衣とは白麻衣・赤麻衣・翅夷羅衣・欽波羅衣・芻麻衣・劫貝衣」とありて頭沙はなし。

【六五】第八尼薩耆。勸增衣價戒此れは檀越の所に衣價を請求するをいましむる戒であるがその不犯とせらるゝものは、先きに自恣請を受けて往いて索む。知足減少に求む。親里より求む。出家人より求む。他の爲に求む。他己の爲に求む。求めざるに自ら得。とあり、本文の如きは見出せず優波離問には、非人に囑して親厚をなして衣價を求むるはすべて突吉羅とす。(蛍六49左)

【六六】尼薩耆法第十一、乞蠶綿作袈裟戒「若し比丘新憍施耶にて敷具を作らば尼薩耆なり」とあるに相當す。

【六七】瞿那、劫貝頭鳩羅は共に絹糸にあらざる如きも明確なる決定は今日迄不明なり。此の一文は優波離問に、「問頗比丘憍施耶作新敷具。不得尼薩耆波逸提耶。答有。若憍施耶作劫貝。若憍施耶腐壞。若

て、枕等を浣するも突吉羅なり。云何が浣なりや。乃至三たび水に入るるなり。

[六二]問ふ、頗し比丘の非親里の居士、居士婦に從つて衣を乞ひて不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは僧の爲に乞ひ二根の邊に乞はゞ不犯なり。

[六三]頗し、比丘、居士、居士婦の邊にて衣を乞ひて不犯なる有りや、答ふ、有り。謂く父母なり。房、衣、雨衣を乞ふは不犯なり。學戒の人が乞ふは突吉羅なり。不淨衣を乞ふも突吉羅なり。[六四]劫貝、頭沙を乞ふは突吉羅なり、具戒を受くる時乞ひ、具戒を受くる時得るは四句を作す。若し居士轉根して女人と作らば不犯。居士婦、比丘轉根して比丘尼と作るも亦た是の如し。遣使して乞へば突吉羅なり。手印相をなすも亦是の如し。非人、畜生、天の邊に從ひて衣を乞ふは不犯なり。沙彌の爲に衣を作し、比丘往いて乞へば突吉羅なり。衆多比丘の爲に衣を作し、一比丘往いて乞へば突吉羅なり。居士の時に衣を僞作して、出家し已りて往きて索めば突吉羅なり。具戒を受くる時、衣を僞作して、具戒を受け已りて索めて得れば突吉羅にして、是の衣は應に捨つべし。若し夜叉の邊に索め、天龍所一切外道の所、一切外道所に索むるは不犯なり。遣使手印して索めば突吉羅なり。

[六五]非人直を與へ、非人使と僞り、非人檀越と僞るは不犯なり。非人直を與へ、非人使と僞り、人檀越と僞るは不犯なり。非人直を與へ、人使と僞り人檀越と僞るは不犯なり。人直を與へ、人使と僞り、人檀越と僞るは不犯なり。龍に從つて物を索むは不犯なり。

[六六]頗し比丘新憍舍耶にて尼師壇を作りて尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。[六七]若しは瞿那雜作は突吉羅なり、若しは劫貝雜作は突吉羅にして、頭鳩羅（頭鳩羅とは紵なり。）雜作は突吉羅なり、若しは髮、若しは毛の雜作は突吉羅なり。[六八]佛衣にて尼師壇を作さば突吉羅にして。[六九]遣使手印して作るは突吉羅なり。

[七〇]頗し比丘の新憍舍耶を雜へて敷具を作り、尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。自ら作らずして

このことを怠れば尼薩耆である。又、不足のまゝで三十日を過ぎればこれをも蓄ふるを得ず。蓄ふれば犯戒である。

【五四】　尼薩耆第五、使非尼浣故衣戒。是れは「若し比丘が非親里の比丘尼に自己の衣を浣はしたり打したりさすれば罪になる」の制戒である。

【五五】「非親里の比丘尼に新衣を浣染打せしむるは突吉羅なり」と制文あり。

【五六】　十誦には「親里は、母、姉、妹、若しは女乃至七世因緣のものを名づく」とあるも此處では親父親母以外の親里を言ふ如し。

【五七】　此れは非親の比丘尼に對してゞ前文に關係はない。

【五八】　尼薩耆第四取非親尼衣戒。

【五九】　貿易に當る故に不犯なり。

【六〇】　十誦不犯の文の初に「親里の衣を取るは不犯」とあり。

【六一】　第五尼薩耆を犯すこととなる。

【六二】　第六尼薩耆、非親俗人乞衣戒。「比丘が非親里の居士、居士婦に衣を乞ふは尼薩耆である。奪衣、失衣、燒衣、漂衣時を除く」と言ふのが制意である。

【六三】　前文は、他の爲に乞ひ、

問ふ、[五四]頗し比丘にして非親里比丘尼をして衣を浣はしめて、不犯なる有りや。答ふ、有り。[五五]謂く新衣を浣すと。

[五六]頗し比丘非母親、非父親なるに、比丘尼をして衣を浣はしめて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く母にして、已に浣し更に浣せしめば突吉羅なり。[五七]遣使展轉し手印浣せしめ、浣すれば尼薩耆なり。衣・衆僧衣・不淨衣を賊住をして浣せしめ、本不和合、本犯戒、式叉摩那、沙彌尼〔をして浣はしむるは〕皆尼薩耆を犯せず。突吉羅を犯す。

問ふ、[五八]頗し比丘の非母親比丘尼の所に於て衣を受けて不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く母の賊住人の邊にて衣を受けば尼薩耆を犯さず、突吉羅を犯ず。若し比丘尼地に放して言く、「大德よ寄りて我れに聽け。隨意に用ふべし。我れ當に功德を得べし。」と。比丘の受用するも不犯なり。若し比丘尼衣人をして取らしむるは突吉羅なり、遣使手印して衣を取らば一切皆な突吉羅なり。若し比丘尼衣を以て地に著け默然として去り、比丘同意し、受用せば不犯なり。

又言く[五九]「受用せば我れに直を與へよ。」と。不犯なり。暫時借用は不犯なり。式叉摩那、沙彌尼も亦是の如し。

若しは言く、「某聚落中に衣有り。大德に與へん。往きて取るべし。」と、突吉羅を犯ず。若し默然として、心受し、後同意し取用せば不犯なり。若し比丘言く、「我等は非親里比丘尼の衣を取るを得ず。」と、彼〔の比丘尼〕默然として地に著けて去り、後同意し用ふれば不犯なり。

[六〇]頗し比丘にして、母の衣を取りて尼薩耆を犯す有りや。答ふ、有り。若しは異物を取るなり。

問ふ、頗し、比丘にして衣を著けて、白衣舍に入りて、衣身を離れざるに、卽ち尼薩耆なる有りや。答ふ、有り。[六一]若しは泥土の汚す所を比丘尼拂拭して去るなり。

若し比丘非親里の比丘尼をして尼師壇を浣はしめば尼薩耆波夜提なり。褥を浣するは突吉維にし

比丘に與へしむるを言ふ。(張76左)此の際資生六物(僧伽梨、鬱多羅僧、安陀會、鉢、漉水嚢、尼師壇)は與看病人、餘輕物は僧應分である。

【四八】 打衣は雨浴衣か、雨俗衣は四月以後着用す。四月以前に用ふれば尼薩耆第二十一過前求雨衣過前用戒を犯ず。

【四九】 一般に外道處に衣を置き、僧界内に宿するは、界を異にするから犯である。

【五〇】 界十一種中の樹界のことで身衣同一樹の下にあれば不犯とされて居る。

【五一】 離衣宿して不犯の文には衣時中、加絺那衣を持って居る間、僧の爲に羯磨す、種種の難處、衣を離さねば出來ないこと、等が上げられて居る。

【五二】 尼薩耆第三月望衣戒。これは尼薩耆第一長衣戒でゆるされた十日、をすぎたるもの、それから加絺那衣を持して居たものが捨した後、即ち非時に三衣が不足し、破れた時に一月だけその補足に衣材を保つをゆるさるゝのである。但し三衣が補足出來れば一月を待たず直ちに餘衣は捨すべきものである。

【五三】 若し衣材が不足の場合は、裁割、縫拼し若しは淨施して保ちて三十日迄待つので、

頗し、比丘の即日衣を得て、即日尼薩耆なる有りや。答ふ、有り。[四五]頻日に衣を得るに[四六]先に尼薩耆罪にして未だ懺悔せざると、離衣宿を懺悔已らず、離衣宿已つて三衣を、受けざると、十夜を過ぎたるとは尼薩耆なり。尼師檀離宿は尼薩耆を犯さるゝや。答ふ、三衣は佛所説にして離宿を得ず、尼師檀は、或は離宿を得、或は得ず。尼師檀は一夜離宿衣に非ずと。

世尊所説の如くんば、[四七]贍病衣の過十夜は尼薩耆にして、手巾、漉水嚢、臥具、褥は受持するも不犯なり。若し受持せざれば捨し已りて、更に意に隨つて用ふべし。

「云何が打衣なりや」。若し新衣を、未だ四月を經ざるに受用すれば、是れ[四八]打衣を得ず。云何が打衣を得るや。時衣なり。四月を時となす。四月を經て受用すれば是れを、打衣を得ると名づく。三衣は同意取を得ず、取れば惡取にして突吉羅を犯す。

衆僧界、外道界は共にして、一界內、一門なれば離衣宿なりや。若しは門下に在りて宿すれば不犯なり。

[四九]頗し比丘の、外道處にて衣を著け、僧界內に宿して不犯なる有りや。答ふ、有りと。外道と共同一界なるなり。[五〇]樹界も亦た是の如し。

頗し比丘の四處に[五一]衣を著け、餘處に宿して、不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは臥牀に著け、牀上に坐し、其の事に隨ふも亦是の如し。若し三衣を持せずして行かば、まさに更に餘衣を受くべし。

[五二]佛の所說の如く一月衣あり。云何が受くや。と。一月衣は謂く、三衣不足するなり。若し三衣滿足すれば一月衣を畜ふるを得ず。若し三衣が滿たずして一月を希望し必ず得ればまさに畜ふべし。

[五三]若し得ざれば即ち裁割受持すべし。裁截せずして受持するを得ば尼薩耆波夜提なること、頻日に衣を得るが如しと。

むるは不犯なり。次の水衣も同じ。尙ほ毛の入つた衣はすべて不淨衣で、尼薩耆の十一、十二、十三に依つて罪せられる。

【四一】無常とは死することであつて、優波離問には未滿十日便命終となり。

【四二】淨施とは長衣即ち餘分の衣、衣材あれば此れを一旦衆中に捨して、其の衣に對して執着なきこと表明するのであるとすればこれは淨物で持つて居てもよい。

【四三】此等のものは如何なる場合でも犯戒とならない。

【四四】尼薩耆法離三衣戒、此れは三衣の一々を一夜離せば罪となる。

【四五】頻日とは、十誦律に次續未斷と言ふに當り、每日衣を得て每翌日之を捨すことである。かゝることが十日續けば、結局十日目の得衣は、繼續に依つて十日畜衣したと同じに扱はれるのである。

【四六】先きに尼薩耆を犯して未だ悔過せずして衣を得れば新得の衣はさきの罪を繼承して罪となる。(十誦三十尼薩耆第一戒の末參照)

【四七】贍病衣とは、病比丘の命過の后に其の病比丘の衣鉢等を、住處の現前僧をして分たしめ、白二羯磨して贍病の

優婆夷言く、「我れは某甲比丘が畜生と共に婬を作すを見たり。」と。比丘は答へて言く、「實に作せるは身の外分に作せるなり。」と、應に是の可信優婆夷語を用ひて治すべきも亦應に是の比丘をして自言せしむべし。龍女、天女、人女、夜叉女も亦是の如し。

可信優婆夷言く、「[三二]我れ是比丘某甲女人と婬を作せるを見たり。」と、比丘言く。「[三三]我は餘の因緣を以ての故に彼に到れるなり。」と。是れ可信優婆夷語を用ふべからず。可信優婆夷言く、「[三四]我れ某甲比丘の某甲女人と共に婬を作すを見たり、女人は立ち比丘坐れり」と。是れ優婆夷語を用ひて是比丘を治むべからず。[三五]四威儀中も亦是の如し。

[三六]第二戒も摩觸身戒の如し。[三七]若し比丘是の一々事中に於いて說かざれば、是れ優婆夷語のみを用ひて是比丘を治むべからず。

[三八]問三十事

初

問ふ、頌し、[三九]比丘の過十夜衣にして尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは[四〇]燒、若しは失なり。

問ふ、頌し比丘の過十夜衣にして尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。水衣を用ひて衣を作す。毛衣、不淨衣も亦是の如し。

頌し、比丘壽盡くる迄長衣を畜へて、尼薩耆を犯さゞる有りや。答ふ、有り。[四一]十夜の內に無常す。

頌し、比丘の二十年長衣を畜へ、[四二]淨施せず不犯なる有りや。答ふ、有り。若しは狂、若しは[四三]心散亂、若しは苦病癡騃の者なり。

問ふ、頌し比丘が過十夜衣にして、卽ち此の衣を[四四]一夜離宿する有りや。答ふ、有り。十夜を過ぎて、已に衣を作し、受けて界外に出で明相出づと。

【二六】第一屏處不定。
【二七】波逸提三十一非時食戒。
【二八】波逸提四十索美食戒。
【二九】波逸提七十九、飲酒戒。
【三〇】第一波羅夷婬戒。
【三一】偷羅遮罪。
【三二】第一波羅夷婬戒。
【三三】波逸提第五か、第二十九か、第四十三か、第六十五か、第七十かに當る。
【三四】摩觸女人戒なるべし。優波間によれば、發見の優婆夷二人ありて、二者の言不一致なる場合が此處で述べられて居る。
【三五】此の四威儀とは、發見された時の比丘の行住坐臥を言ふものゝ如し。
【三六】第二と言ふも摩解戒は僧伽婆尸沙の第二戒である。から此の第二は僧殘を指すものではない。故出精戒は第一戒である。これは不定の第二露處不定であると考へらる。
【三七】此れは一々について比丘の自白を必要とする意なり。
【三八】以下優波離問（張六48左）間三十捨墮法に相當する。
【三九】此三十尼薩法第一長衣戒。此の戒は「衣竟り、迦絺那衣を捨して長衣を畜ふること十日を得過ぐれば尼薩耆波夜提なりとある。
【四〇】燒衣失衣を取りて著し、若しは他に與へて著せし

に大戒を受く。若しは十五人も亦是の如し。

佛の所說の如くんば、[二二]衆は羯磨を得ず。衆頗し羯磨衆を得る有りや。若しは大牀、小牀に坐すこと前に說けるが如し。空中に在るを地の人羯磨を作し、羯磨を成ずるや否や。答ふ、成ぜず。諸比丘は呵罪を得す。人の地に在るを、空中にて羯磨を作すも亦是の如し。界內と界外も亦是の如し。[二三]餘四乃至惡性は事に隨ひて分別すべし。云何が不淸淨、淸淨相なるや。若し比丘波羅夷を犯して、而も威儀淸淨なるは、是れ不淸淨、淸淨相なり。云何が淸淨、不淸淨なるや。持戒不犯にして威儀の不淸淨なるなり。云何が淸淨、淸淨相なるや。而も犯戒せずして、威儀淸淨なるなり。云何が不淸淨、不淸淨相なるや。若し比丘にして波羅夷、僧伽婆尸沙を犯じ、威儀淸淨ならざるなり。

僧伽婆尸沙竟る。

問二不定法[二四]

[二五]世尊の所說の如くんば、可信優婆夷の語を信じ、比丘を治す。一切の可信優婆夷の語を信じて、比丘を治すと爲すや。答ふ、應さに可信優婆夷に問ふて言ふべし。[二六]「姊妹よ此の比丘は彼に在りしや、不や。」と。答へて言ふ。「彼に在りき」と。彼は應さに可信優婆夷の語を用ゐて是の比丘を治すべし。可信優婆夷言く、[二七]「我は非食時を見たり」と。比丘言く、[二八]「我れ酥蜜を食せり。」と。應に可信優婆夷の語を用ゐ是比丘を治すべきも、是の比丘にも亦た自言せしむべきなり。可信優婆夷言く、[二九]「我れ是の比丘の酒を飮むを見たり。」と。比丘は言く。「我れは蜜漿酥毘羅漿を飮みたるなり。」と。應に是の可信優婆夷の語を用ゐて治むべきも、亦た應に是比丘をして自言せしむべきなり。可信の優婆夷言く、[三〇]「我れ某甲比丘の婬を作すを見たり。」と、比丘の言く、[三一]「我れは䏶中に婬を作したるなり」と。應に是の可信優婆夷の語を用ひて治すべきも、亦た應に是の比丘をして自言せしむべきなり。可信

戒と僧伽婆尸沙第九假根謗戒を明す。

【一八】比丘尼僧伽婆尸沙の第二が無根謗戒で第三が假根謗戒である。

【一九】以下僧伽婆尸沙第十破僧違諫戒、第十一助破僧違諫戒、第十二汚家擯謗違諫戒、第十三惡性拒僧違諫戒に當る。

【二〇】乞聽とは他比丘の罪を訊問せんとする時その承諾を乞ふことなり。

【二一】羯磨は、(一)四人僧伽＝除受大戒、自恣出罪餘一切羯磨應作。(二)五以上九人僧伽＝除中國大戒出罪餘一切羯磨應作。(邊土受大戒應作)・(三)十人以上十九人僧伽＝除出罪一切羯磨應作。(四)二十人以上僧伽。一切羯磨應作。

【二二】衆の字義甚不明なるは文意より、推して、完全僧は二十人以上なる故にそれ以下を衆と言ひたるか。

【二三】僧殘の終り四戒のことなるべし。

【二四】優波離問二不定法(發六47左)に相當す。

【二五】不定には屏處と露處の二つで屏處とは可婬處で露處は不〃婬處で其の處で比丘のあつた非行を見て訴言するのである。

卽ち是の事を以て比丘、比丘を謗ずれば偸羅遮なり。式叉摩那、沙彌、沙彌尼を謗ずれば突吉羅なり。展轉輪の如く謗ずるも亦是の如し。
難事にて比丘を謗ずれば突吉羅なり。比丘・比丘尼・式叉摩那、沙彌、沙彌尼を謗ずるは展轉輪の如し。
四波羅夷を除き餘者を以て謗ずれば突吉羅なり。少片も亦是の如し。

(八)[19]

乞聽せずして擯すれば、比丘、擯を成ずるや不や。答ふ、答へず、擯を成ぜず。諸比丘は突吉羅を犯ず。
頗し比丘[20]乞聽せずして比丘を擯すれば擯を成ずること有りや、答ふ、有りと、衆僧一時に共に擯するなり。頗し比丘乞聽せずして衆僧中に比丘を擯し、擯を成ずること有りや。答ふ、有り。先に巳に聽きて白せざるなり。
不解人を以て羯磨を作し、羯磨を成ずるや不や。答ふ、成ずるも、諸比丘突吉羅を犯ず。
彼に語らずして比丘を擯し擯を成ずるや、不や。答ふ、擯を成ず。諸比丘は突吉羅を犯ず。憶念せしめざるも亦是の如し。白羯磨を作さずして、比丘を擯し、擯を成ずるや、不や。答ふ、成ず。諸比丘は突吉羅を犯ず。不現前も亦た是の如し。
不受法比丘が不受法比丘を擯し、擯を成ずるや、不や。答ふ、擯を成ず。諸比丘は突吉羅を犯ず。受法比丘が不受法比丘を擯し、不受法比丘が受法比丘を擯するも亦是の如し。若し比丘諸比丘に語り、「我は是れ受法比丘にして是の比丘を擯す。擯を成ずるや、不や」と。答ふ、非法は自ら云ふ。「擯を成ぜず」と。受法比丘は自ら言ふ、「擯を成ずるを得」と。
問ふ、頗し比丘四人と僞り羯磨を作して不犯有りや、答ふ有り。[21]若し大牀、小牀に坐し五人と與

語で支配であるから、「三語令官受用、是名富貴人」とあるものに當り、優波離問の「富貴人の語を受けて貧賤人に向って說く」ものに相當するかである。尙ほ富者同志、貧者同志の媒介は僧伽婆尸沙を犯すものである。

【一二】優波離問に曰く「一は男を懷妊一は女を懷妊せるを、比丘が媒合せば偸蘭遮なり」と。

【一三】僧伽婆尸沙法第六無主房戒。及び第七有主房戒。

【一四】第六戒には僧不處分、量過、有難有妨の房を作る場合には自作不成、使他代不成、爲他作不成の三つは二偸羅遮二突吉羅、使他作成は二僧殘二突吉羅、爲他作不成は四突吉羅ありとせらる。第七戒には僧不處分、有難、有妨の房を作るには自作不成。爲他作成には一偸羅遮二突吉羅があり、爲他作不成には三突吉羅ありとせられる。

【一五】此の連文は脫落か。優波離問には「爲自身乞作房の各種の場合を列記して居る」の相當するとも思はれる。

【一六】これは無難無妨の房を立てゝもよい處であるとの所謂僧處分を受けることである。これは一白一羯磨でなされる。

【一七】僧伽婆尸沙第八無根謗

媒嫁も偷羅遮なり。是の如く人男、非人男をば、彼に於て媒嫁するは偷羅遮なり。人男、非人女も偷羅遮なり。俱に非人なるも偷羅遮なり。梵行人に媒嫁すも偷羅遮なり。媒嫁處の男子轉根し女人を成じ、女人轉根し男子を成ずれば偷羅遮なり」本犯戒人は偷羅遮にして、學戒人も偷羅遮なり。

(六)

[一三]房を乞ひ已りて作さゞれば偷羅遮なり。問ふ、頗し比丘自ら房を作り、僧に從つて乞はずして不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く蚊幬なり。問ふ、頗し比丘自ら乞ひて房を作り、不犯なる有りや。答ふ、有り。謂く[一四]他房他作爲成にして偷羅遮なり。

二人共作すれば偷羅遮なり、十人共に乞ひて一房を作らば十人各々僧伽婆尸沙を犯す。物現前せずして房を作らば偷羅遮なり、房を捨せずして作らば偷羅遮なり。遠處に房を作らば偷羅遮なり。云何が自ら房を乞ふや[一五]。若しは物を得、若しは未だ直有らずして大房を作すも亦是の如し。

[一六]云何が房を乞ふ。衆僧和合して羯磨を作すなり。自物にて房を作さば偷羅遮なり。

(七)

[七]手印して比丘を謗ずれば偷羅遮なり、遣使も亦是の如し、本犯戒人を謗ずれば偷羅遮にして學戒人を謗ずるも偷羅遮にして、沙彌を謗ずれば突吉羅なり。

若し比丘僧中にて不定語を作し、「比丘は婬を作せり。五錢を偷みたり。人を殺せり。過人法を說けり」。といひて、而も其の名を說かざれば偷羅遮なり。手印相も亦是の如し。若し比丘坐より起ちて是の言を作す。「我れは所因無くして說けり。」と。一切衆僧の邊に於て突吉羅を得す。

若し比丘是の事を以つて比丘を謗ずれば偷羅遮なり。比丘尼は是の事を以て比丘を謗ずれば偷羅遮なり。何を以ての故に、[一八]其戒の故になり。式叉摩那、沙彌、沙彌尼を謗ずれば突吉羅なり。非比丘、非沙門、非釋子、不精進の惡沙門乃至少因緣に皆偷羅遮を犯ず。

【七】第三僧伽婆尸沙。與女人麁語戒。本戒の配罪は僧伽婆尸沙は(1)麁語を麁語想。(2)人女を人女想で、兩者について疑又は異想あると、黃門二形は偷羅遮、男子畜生と話すは突吉羅である。

【八】僧伽婆尸沙第四、向女歎身索供戒。本戒の配罪は、人女人女想が本犯で疑、異想、不說婬、黃門二形、が偷蘭遮、男子畜生、不明の者が突吉羅である。

【九】僧伽婆尸沙法第五媒人戒。

【一〇】十利とは制戒の功德で(一)僧を攝せんが爲の故に(二)極好に攝せんが故に(三)僧の安樂に住せんが故に(四)高心の人を折伏せんが故に(五)慚愧ある者の安樂を得んが故に(六)不信者の淨信を得るが故に(七)已信者の信增長の故に(八)今世の惱漏を遮する故に(九)後世の惡を斷ぜんが故に(十)梵行久住の故に、の十である。

【一一】自在非自在は十誦本律になき名目なり。自在語を以つて非自在所に至るとは優波離問にある「比丘が居に顧まれて女人の所に至り、女人これに從はず」とせるものに相當するか、又は、自在とは印度

眠中方便を作し、覺時精出で、若し知らば偷羅遮にして、知らざれば不犯なり。若し男根を起て、水行に逆へば、偷羅遮なり。若し精を出節せば偷羅遮なり。握搦捋弄するも精出でざれば偷羅遮なり。藥を與ふるも出でざれば偷羅遮なり。

（二）

[六]女人を疑觸すれば偷羅遮なり。齒に於いて觸るゝも偷羅遮なり。無肉の淳骨に觸するも偷羅遮なり。餘の女人に染汚心ありて餘女に觸るれば偷羅遮なり。二根人に觸れて、意女想に在らば僧伽婆尸沙なり。男想に在らば偷羅遮なり。

女人と共に相摩觸すれば僧伽婆尸沙なり。黄門と共に相摩觸すれば偷羅遮なり。男子と共に身を摩觸すれば偷羅遮なり、細滑煖等の因緣の爲の故に女人身を摩觸すれば偷羅遮なり母身を摩觸するは母を愛するが故ならば犯ぜず。細滑等の爲めに摩觸を爲せば偷羅遮なり。姉妹も亦是の如し。

（三）

[七]他の爲の故に麁惡語すれば偷羅遮にして、遣使語するも偷羅遮なり。不犯二十一句も亦是の如し。

（四）

[八]自ら身を讃歎するも亦是の如し。

（五）

[九]若し法は過去現在未來に而も顚倒することあらず。此の法は[一〇]十利を以ての故に制し給へり。彼の法は云何。答へて曰く、謂く媒嫁なり。自在語を持つて非自在所に至るは偷羅遮なり。云何が[一一]自在と、若しは眠食戲笑に於いて自在なるなり。彼に於て媒嫁を行ずれば偷羅遮なり、「是の女を買ひて婦と作せば、」といふは偷羅遮なり。[一二]胎の中にあるものを媒嫁するは偷羅遮なり。闘諍中に女人を奪ふは偷羅遮なり。無子所に媒嫁するは偷羅遮なり、黄門所に媒嫁するは偷羅遮なり。自らの

【六】第二僧伽婆尸沙。摩觸女人戒。
本戒の配罪は次の樣である。
（一）女に女想して身手等相觸るゝ——僧伽婆尸沙。
（二）女に疑ありて身手等相觸るゝ——偷羅遮。
（三）女に女想して身具相觸る る——同上。
（四）女に疑ありて身具相觸るる——同上。
（五）女に女想して具具相觸るる——同上。
（六）女に疑あり同上——同上。
（七）女に非人女想——同上。
（八）男子——同上。
（九）黄門——同上。
（十）二形根——同上。
（十一）非人女——同上。
（十二）非人女に疑ありて——同上。
（十三）非人女に女人想——同上。
（十四）女に女想染心なく、觸樂を受く——同上偷羅遮。
（十五）畜生——突吉羅。
（十六）器具——突吉羅。

巻の第二

問十三僧伽尸沙

初[一]

[二]眠中に方便し、眠中に精ずるも不犯なり。覺事に方便を作して眠中に出づれば偸羅遮なり。方便し已つて捨置すれば偸羅遮なり。甲坐して方便を捨すれば偸羅遮なり。
未受具戒時に方便を作して、受具戒竟りて精出づれば偸羅遮なり。受具戒時に方便を作して、受具戒時に精出ずれば僧伽婆尸沙なり。
受具戒時に方便を作し白衣の時に出づれば偸羅遮なり。
何處に從ひて「別住」を與ふるや。初根本の所犯に從ふなり。云何が「出精」なりや。謂く出で、節に至るなり。云何が「知りて」なりや。作心して次第に精の出づるをば是れを知と名づく。
或ひは比丘の時犯にして、非比丘の時淨なるあり。或ひは非比丘の時は犯にして、比丘の時は淨なるあり、或ひは比丘の時犯にして比丘の時淨なるあり。或ひは非比丘の時犯にして、非比丘の時淨なるあり。
云何が比丘の時は犯、非比丘の時は淨なりや、謂く轉根するなり。是れ比丘の時は犯にして、[三]非比丘の時は淨なり。云何が非比丘の時に犯にして、比丘の時淨なるや。[四]謂く轉根す。云何が比丘の時犯にして、比丘の時淨なりや、若しは比丘僧伽婆尸沙を犯し、如法除滅するなり。是れ比丘の時に犯にして、比丘の時に淨なりと名づくるなり。
云何が非比丘の時に犯にして、非比丘の時に淨なるや。[五]謂く比丘尼僧伽婆尸沙を犯し、如法除滅す、是れ非比丘の時犯、非比丘の時淨なり。

【一】優婆離間（盛六44左）問十三時事。
【二】以下第一僧伽婆尸沙故出精戒。僧伽婆尸沙の配罪は次の樣である。
（一）識念故出精＝僧伽婆尸沙
（二）憶方便不出＝偸蘭遮
（三）比丘他の比丘を敎へて出精＝同上
（四）比丘尼同上＝同上
（五）三の不出＝突吉羅
（六）四の不出＝同上
（七）比丘、比丘尼以外を敎唆する＝同上
【三】轉根して比丘尼となれば比丘尼には故出精戒はない。
【四】比文の逆である。即ち比丘尼中は故出精は罪にならぬが比丘になれば罪となる。
【五】但し比丘尼には故出精戒はないからこれは比丘尼の十七僧殘法のいづれかである。故に今論じて居る故出精戒とは關係がないことゝなる。

我れ得果す、といふは波羅夷なり。聾所に於て過人法を說かば偷羅遮なり。瘂人の所、聾瘂人の所に入定、人の所說をなすは偷羅遮なり。

先に犯戒人の過人法を說くは突吉羅なり。學戒人、賊住、本不和合人等の過人法を說くも亦是の如し。我れ慈悲喜捨を修す、と故妄語すれば波羅夷なり。手印爾相は偷羅遮なり。

問第四波羅夷事竟り。

得波羅夷」として居る。

【二九】 此處の原文は「若比丘到居士家言。誰語汝。我是阿羅漢。不實語故偷羅遮とあるが、是れは「誰か汝に某比丘は阿羅漢なりと語りしや。その阿羅漢は我れなり。」と解せらるゝが此れは優波離問の「若比丘言、某甲檀越舍入坐受水飮食已隨意而出。是須陀洹斯陀含阿那含阿羅漢。若問誰是。答言、是我……。作如是語……得偷蘭遮とあるに相應するものとせば、多少の相違あるものの如し。

【三〇】 此れも優波離問に、依るに、施主あつて、沙門果を得たる者は取れと言つて居るものを、自ら沙門果を得たる如くにして取り、問はれて、「我も亦た沙門果を得ず」とあいまいな言ひ方をするものを指す。

【三一】 優波離問には「若比丘言某甲檀越舍敷莊嚴坐處。若得須陀含乃至阿羅漢。是人得座是坐。我次得坐是坐我亦非須陀含乃至阿羅漢……得偷蘭遮」との文がある。

【三二】 以下の中優波離問は地獄等及び八道を論じて居ない。

れ學人と云ひて意、[二六]工巧に在らば偸羅遮なり。若しは三沙門果中の一一の果を說かば波羅夷を犯す。[二七]若しは我れ無所有にして、貪欲瞋恚無しと言はゞ波羅夷を犯す。

今は是れ最[二八]後生なり、〔言ふも〕波羅夷を犯す。

〔比丘語りて言く〕「我が如きは相似す」と。餘人問ふて言く、「何に相似する有りや、」と。答ふ、「得聖法になり。」と言はゞ波羅夷を犯す。[二九]若し比丘、居士の家に到りて言く、「誰か汝に語りしや。我れは是の阿羅漢なりと。」と。不實語の故に偸羅遮なり。

比丘、居士家に到りて言く、汝は大利を得ん我れ汝の家に出入す、と。彼れ問うて言く、長老よ、何等の利が有るや。答ふ、「自ら聖法を說かん。」と、波羅夷を得す。

[三〇]若し比丘、施主に語りて、汝の房を受用する者は是れ阿羅漢なり、と。我れ阿羅漢に非ずといはば偸羅遮を犯す、是の如く衣鉢薦蓆臥具等も偸羅遮なり。

[三一]若し比丘「某處に種々の臥具を敷ける者は、彼の比丘は是れ須陀洹乃至阿羅漢なり。我も亦彼に在り。」と言はゞ波羅夷なり。

若し比丘、[三二]「我れ地獄餓鬼畜生に墮せず。」と言はば偸羅遮なり。若しは四沙門果を說かば波羅夷を犯す。若し比丘言く、「我れ已に結使煩惱を離る」と言はゞ波羅夷なり。比丘が「聲聞所得に於て我は已に得せり。」と言はゞ波羅夷なり。我は「五根を修せり。」と言はゞ波羅夷なり、五力、七覺、八道も亦是の如し。「我れ初禪に於て退す」と言はゞ波羅夷なり。乃至次第して逆順に修禪をいふも亦是の如し。

某臥處にて初禪を起つ、といふも、覺道支と相應せざれば偸羅遮なり。經語を作さんと欲して聖法を說かば偸羅遮なり。我れ施に於て所有無ければ偸羅遮なり。我れは是れ佛なりといふは偸羅遮なり。我れは是れ天人師なり、と言ふも偸羅遮なり。我は是毘婆尸佛弟子なりといふは波羅夷なり。

優波離問では「間直女入薬加羅邏。一女人遲取用。後生子。何者是母。答先者是也。問比丘殺何母得波羅夷幷逆罪。答先母。」（張六43右）とある。

【二五】　優波離問（張六43左）問妄語第四。

【二六】　工巧とは自らの才能の工巧である。優波離問に、「比丘言。我是學人。有人急問云何學人。答言。我多聞利根讀誦通利。若坐禪無勝我者。比丘法應學一切善法。是故我是學人。得何罪。答得偸蘭遮」とあるに相當する。

【二七】　優波離問に依れば、比丘が無所有なりと公言し、人に無所有とは何ぞやと聞かれた時に、「我れ無衣鉢、無戶鉤、無時、無時分、無旨無甞藥、」なり是の故に無所有なりと答へた場合は偸蘭者とされ、「貪欲瞋恚無し是の故に無所有なり」と言つた時に波羅夷となるとして居る。今はその後者の場合のみを出せるなり。

【二八】　最後生は結局聖果を得たことで再生しないことで、此れも優波離問には「比丘言。我是末後身。有人急問云何名末後身。比丘言。我於過去無數生死身。此爲末後身。是故言末後身……得偸蘭遮。若言我身分是盡、更不受後身……

餘人を殺さんと欲して母を殺せば偸羅遮を犯ず、母を殺さんと欲して他を殺さば偸羅遮なり。
二人水中に沒し此の人を殺さんと欲して彼人を殺さば偸羅遮を犯す。
凡夫を殺さんと欲して阿羅漢を殺さば偸羅遮にして逆罪を得せず。阿羅漢を殺さんと欲して凡夫を殺さば偸羅遮なり。阿羅漢を殺さんと欲して阿羅漢を殺さば波羅夷を犯じ、逆罪を得す。

若し比丘にして墮胎すれば波羅夷を得す。

問ふ、[二四]餘の母人が墮胎す。餘の母人〔是れを〕取りて飲みて後に兒を生み、餘の女人養ふ。何等の母を殺さば波羅夷を得し、逆罪を得するや。答ふ、墮胎者なり。出家せんと欲する時は當に問ふべし。「何者か養者なりや。」と。

問ふ、頗し比丘にして、畜生の胎めるを墮して波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。謂く、畜生の懷人胎せる者なり。若し比丘にして、人胎を墮して、波羅夷を犯ぜざるものありや。答ふ、有り。謂く、人の懷畜生胎せる者なり。

若し人をして高處より擲下せしめて水火等に入り、當に安隱を得んとして、彼れ卽ち自ら水火等に擲入して死する者は波羅夷を得す。

母を殺さんと欲して父を殺すは偸羅遮なり。
逆罪を得せず。父を殺さんと欲して母を殺すは偸羅遮を得す。

第三波羅夷竟り。

[二五] 問第四波羅夷

若し比丘、我れ四沙門果より退せりと言はゞ波羅夷なり。我れ已に得し、復た失ひたりとて、沙門果を說かざれば偸羅遮なり。若し四沙門果を得して失せりと言はゞ波羅夷を犯ず。若しは我れ是

つて答を求むれば、〔一〕の如くある。卽ち同書には「若比丘以呪術變身作畜生形。奪人命。得波羅夷不。答、若自憶念。我是比丘得波羅夷。若不憶念偸蘭遮」。となつて居る此の文章からせば比丘が自身畜生形となつて他を殺すものと解せられる。然し本摩得勒伽の文は「若比丘呪術仙藥他作畜生而殺波羅夷」。とある。これは「若し比丘が呪術仙藥をもつて、他を呪ひて畜生となして而して殺す」とも讀むべき樣に考へられる。然し今は十誦律を參照して、更に自ら他を畜生に變形しても人想を如何とも出來ないものであるとせば必然に波羅夷となる點から考へて、前者の如く讀むで置いた。

【二四】此れは甲の女が墮胎して、その墮胎された加羅邏（未だ兒形にならぬかたまり）を乙の女が取りて飮んだ爲に兒が出來て乙女が出產した。然してこの乙女が是れを養つた場合、生れた子には二人の母があるが、その子がいづれを殺せば波羅夷罪となり逆罪となるかを問ふのである。この際殺して逆罪となる母は甲女なりとするのが答へである。故に答への「墮胎者」とは甲女のことである。

若しは五錢に直ひせされば偸羅遮なり。金鬘も亦是の如し。

問ふ、頗し比丘、水器を取りて波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。若し五錢に直せばなり。若し比丘が金、金の未壞相なるを取らば、當に直を數ふべし。若し滿つれば波羅夷にして、不滿は偸羅遮なり。

若し比丘物を貸され、不貸なり、と言はゞ、故妄語にして[一九]波夜提なり。不還は偸羅遮なり。

若し比丘が他の寄を受け、索められたる時に、受けず、と故妄語すれば[二〇]波夜提なり。

物の本處を離して滿ずるは波羅夷なり、若し主聽さば偸羅遮なり。

若し比丘迦梨仙を取り、若し滿ずれば波羅夷を犯し、不滿は偸羅遮なり。

若し比丘減五錢物を取らば偸羅遮にて、賊住して偸盗すれば突吉羅を犯す。

若し羯磨、白二、白四羯磨經たる者、本犯戒人、偸盗すれば突吉羅なり。學戒人、偸盗すれば突吉羅なり。本不和合人、偸盗すれば突吉羅を犯ず。

云何が「離處」なりや。若し物の本處に在るを、移して餘處に著くるなり。

問ふ、頗し比丘にして白四羯磨して具足戒を受けて、四波羅夷中の一々を犯ぜずして而して、比丘に非有りや。[二一]答ふ、二根を生ずるなり。

問第二波羅夷事竟り。

[二二]問第三波羅夷

問ふ、[二三]若し比丘呪術仙藥にて他を呪ひ、畜生と作つて而して、殺せば波羅夷を犯ずるや。〔答ふ、若し自ら「我れは是比丘なり」と憶念せば波羅夷なり。若し憶念せざれば偸羅遮なり。〕

頗し比丘母を殺し、波羅夷を犯ぜず、逆罪を得せざる有りや。答ふ、有り。

【一五】優波離問には、若比丘、摘樹落果。若一時墮　隨計直犯。とある。

【一六】優婆離問には「若比丘。取拘耶尼人物、齊幾許得波羅夷。答。計彼物價直五錢以上。得波羅夷」とあり。故に用ひて迦梨錢に滿つるとは五錢以上となることと解すべきである。尙は優波離問には鬱單越人の物を取ることをも併記して彼の國人は無我無所有なるによりてこれは犯にならぬとして居る。

【一七】僧祇律が十九錢を一罽利沙槃とするに似たり。優波離問にはこれに相當するものなく、銅鐵器を盜取せば計價して五錢を波羅夷とする。尙優波離問には錢貴時は三錢で波羅夷を犯じ、錢賤時は五錢でも波羅夷を盜じないとして居る。

【一八】滿不滿とは、優波離問に計彼物價直五錢已とあるに依つて、五錢の滿不滿を言ふものである。

【一九】波夜第一小妄語戒、

【二〇】同上。

【二一】根缺と同樣二根、半陰陽は比丘となり得ない。

【二二】以下優波離問（張六42左）問殺事第二。

【二三】本文には問ひのみで答が缺けて居るが、優波離に依

若し比丘にして、衣架を取らんと欲し、衣を合して持去るも、當に衣架を數ふべし。滿は波羅夷にして、不滿は偸羅遮なり。若しは衣を架より離れしむるも、若し滿ずれば波羅夷にして不滿は偸羅遮なり。

若し比丘が比丘をして餘人の爲の故に物を取らしめんに、彼れ盜心を起して取らば波羅夷を得す。若し比丘他に盜ましめず、他の爲に盜取すれば偸羅遮なり。

若し比丘劫貝衣を取らんと欲して芻麻衣を取らば偸羅遮なり。展轉して取るも亦是の如し。

若し比丘比丘に語りて、七種衣中に於て一一の衣を取らしめんに、彼れ盜心を起して自ら取らば波羅夷なり。彼に示して取らば偸羅遮なり。疑心にて取るも偸羅遮なり。

佛の所說の如くんば、若し五錢を取らば波羅夷を犯ず。何等を取れば[一三]五錢にして波羅夷を犯ずるや。答ふ、二十錢なり。云何が錢なりや。謂く加呵那なり。一架梨仙は四迦呵那に直す。

云何が滿ずるや。謂く[一四]相言諍なり。

問ふ、頗し比丘にして、物を取り本處を離さずして波羅夷を犯す有りや、答ふ、有り。

謂く田、宅等なり。[一五]若し、比丘が樹上の果を取り、滿ずれば波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。

若し[一六]雅那尼の物を取らば何の罪を得るや。答ふ、若し此の間に用ひて迦梨仙に滿つれば波羅夷なり。此の間に迦梨仙に用ひられざれば偸羅遮なり。

問ふ、頗し比丘銅錢を偸し波羅夷を犯す有りや、答ふ、有りと。

若し迦梨仙は[一七]二十銅錢に直す。

若しは比丘有りて倉を破し、穀を取る、當に取るべくして初に方便す。若し[一八]滿れば波羅夷なり。不滿は偸羅遮なり。若し比丘衆多の物を取るも波羅夷なり。

問ふ、頗し比丘、金像を取りて波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。

【一三】・五錢は本文よりせば五迦梨仙と考へられる。一迦梨仙が四迦呵那なりとせば五錢は二十迦呵那に當る。故に二十錢の說が出來たものと思ふ。然るに優婆離問には「云何是五錢。答若一銅錢直十六小銅錢者是（張六42右）と記して居る。

【一四】相言諍とは相言勝取のことである。此一文も本文だけではよく分らないが優波離に照合する。獨立した一問文の一部だけが出て居るのである。同書に依れば次の樣にある。

問、如佛所說。有二種盜取地。一相言取。二標相取若相言得勝取得波羅夷。不勝取得偸蘭遮。

ば偸羅遮なり、自ら當に二の八十人の數となるも亦是の如し。

問ふ、頗し比丘にして餘人語を作して物を著處より移して、波羅夷を犯すこと有りや。答ふ、有り。謂く碁子を移して餘處に著くれば波羅夷を犯ず。若し商客が比丘に語る。「汝等は輸稅せず、當に我が輸稅物を度せよ。」と。若し比丘が稅物を[一二]度して、稅處を過ぎて事滿つれば波羅夷なり。未だ稅處を過ぎざれば偸羅遮なり。

若し諸の商人を餘道より去らしめ、彼の諸の商人が稅道に從はずして、去りて稅處を過ぐれば偸羅遮なり。

若し比丘、先に餘比丘が鉢嚢中に稅物を盜著せしを知らずして〔稅處〕を過ぐれば、嚢主は不犯にして、著者は事滿ずれば波羅夷にして、不滿は偸羅遮なり。

若し比丘無臘比丘に語りて言く。是物を擔ひ去らば偸羅遮を犯じ、稅處を過ぎ滿つれば波羅夷なりと。無臘比丘問はざれば突吉羅なり。空中に稅物を度すに、稅處に從つて度せば偸羅遮にして、餘處に度せば不犯なり。

若し比丘不可量物を持して、稅處を度して滿つれば波羅夷なり。若し自ら己物を度し稅處を過ぎて、滿つれば波羅夷なり。

若し未受具戒の時に方便を作し、未受具戒の時に取れば突吉羅にして、未受具戒の時方便を作して具戒を受くる時取らば突吉羅なり。未受具戒の時方便を作して具戒を受け已りて取らば偸羅遮なり。九句も亦是の如くに廣說すべし。

若し比丘衣架を取りて五錢に滿つれば波羅夷を犯じ、不滿は偸羅遮なり。

頗し比丘にして、金鬘を偷み波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若し天龍、鬼神の鬘を取るなり。

ど優波離問には「不觸四邊若屈得偸蘭遮」とあり。

【七】 優波離問とは「不觸不墮不虧不蟲噉是中行盜得波羅夷」と言ふ。

【八】 優波離問には「以厚衣厚皮厚木皮若竹簺葉裹如是行盜」とある。

【九】 優波離問（蠻六41左）、問盜事第二に相當す。

【一〇】 優波離問には「若比丘於二部衆各八十人、身在衆數中、若口語、若取籌」とあり。一人で兩方に入つて居りその結果兩方が四十人づゝ又は八十人づつの數となつて居るのである。取分は兩者から分前を取ることならん。

【一一】 意解し難きも數を滿してやる爲めに一方の者が他方に加はるをゆるし、兩者から配分を取るを非とするものと考へられる。

【一二】 盜戒の犯の成立は本處を移すことであるが、不輸稅は、盜物と同時に盜者が稅所を去るので、盜戒の二十七本處の私度關塞不輸稅に當る。

遮にして、精出づれば僧伽婆尸沙なり。

頗し比丘獨り房中に在りて波羅夷を犯す有りや。答ふ、有り。男根長く自ら口及び大便道にて婬を作し、若しは蚊㡡にて拈を爲して婬を作さば波羅夷なり。

問ふ、頗し比丘小便道中にて婬を作して波羅夷を犯ざざること有りや。答ふ、有り。截り已りて婬を作し、或は女根を截り已りて婬を作し、或は倶に截りて婬を作さば偸羅遮なりと。

問ふ、頗し比丘小便道に於て小便道入りて不犯なる有りや。答ふ、小便器中に入るなり。

問ふ、頗し比丘有りて倶に拈有りて婬を作して波羅夷を犯さざる有りや、答ふ、有り。[八]鼻中に婬を作し、又厚衣を以て之を纒ひて、或は筒盛を以て、婬を作さば偸羅遮にして精出づれば僧伽婆尸沙なり。

問ふ、頗し比丘女人邊に於て婬を作して波羅夷を犯さざる有りや。答ふ、有り。初に、作すとは二根邊に於て婬を作さば波羅夷にして石女の邊に婬を作すも、根小にして入らざれば偸羅遮なり。精出づれば僧伽婆尸沙なり。

云何が「受樂」なりや。「受樂」に何義有りや。答ふ、若し、身心に樂を得るは是れ受樂の義なり。

本犯戒の人婬を作さば突吉羅を得。

問初波羅夷竟り

問第二波羅

[九]佛王舍城に住し給ひき、爾の時に尊者優波離は佛に問ひ奉りて言く。世尊よ若しは比丘自ら[一〇]二の四十人の數となり分を取らば、云何が如法なりや、云何が非法なりや。答ふ、[二]前者は如法にして後者は非法なり。何罪を得るや。答ふ、若し事辨じて、物滿五錢なれば、波羅夷にして、不滿なれ

生を、化作して自己が比丘たることを忘るることもないと思ふし、自心起の婬は非人にても波羅夷となるから、次の非人女化作も當然波羅夷で偸羅遮となり得ないと思ふし、捨戒せざれば比丘想をなさずとも比丘であり波羅夷であるから上記の樣に讀んだ。識者の教へを乞ふ。

【三】本文が前文に連らなるものとせば前文の、讀み方が正しくない樣であるが、十誦律は「又問。如佛所說。與非人女行婬得四波羅夷。如何是非人女」とあつて前文から獨立した問文をなして居り、化作に關係がない。從つて、本書の「非人女も亦た是の如し」は如何に扱ふべきかは問題であるが、文章の具合で前文の終りに付加すべき樣だが、何か間に脫落がある樣に思ふ。

【四】過節とは優波離問に、節過齒とあり、男根節齒の奥に入ることとならん。

【五】優波離問には「女人身作兩段。比丘還續行婬」とす。即ち「中が破裂す」とは女人が作婬中に兩斷することで、大小便道、口が壞れず、殘つて居り、そのままに婬して居れば波羅夷となると言ふのである。

【六】「不觸三瘡門邊入」なれ

丘想ならざれば偸羅遮を犯す。

又問ふ、若し比丘、呪術、仙藥にて、畜生女に化作し已つて、共に婬を作さば何罪を犯ずるや。

答ふ、自知比丘想ならば、波羅夷を犯ず。自知比丘想ならざれば偸羅遮なり。

二比丘が呪術仙藥にて畜生に化作し、共に婬を作さば何罪を得するや。答ふ、若し自知比丘想ならば波羅夷なり。自知比丘想ならざれば偸羅遮なり。」

[三]非人女も亦た是の如し。

云何が非人女の邊にて婬を作さば波羅夷を犯すや。謂く身を擧し、捉ふ可きものなり。畜生女も亦た是の如し。若し不可捉のものとて共に婬を作し、若しは精出づれば、僧伽婆尸沙を犯ず。出でざれば偸羅遮を犯す。

云何が口中にて婬を作さば波羅夷を犯ずるや。答ふ、若しは[四]過節ならば波羅夷を犯じ、過ぎざれば偸羅遮なり。[五]若し、中破裂するも、三瘡門壞せずば波羅夷を犯ず。若しは頭斷たるゝも咽喉處より入るは偸羅遮にして、若し精出づれば僧伽婆尸沙を犯すなりと。

云何が「瘡門壞」なりや。答ふ、若しは瘡門の周匝壞するなり。彼に於て婬を作すは偸羅遮なり。精出づれば僧伽婆尸沙なり。云何が「大便道に婬を作して波羅夷を犯す」なりや。答ふ、皮を過ぎて至節を傷すなり。小便道も亦是の如し。[六]三瘡門の邊に觸れず入れば偸羅遮なり。

云何が「女人の瘡門壞」なりや。答ふ、若しは一切壞、半壞にして入るれば偸羅遮なり。精出づれば僧伽婆尸沙なり。[七]女人の中に蛓虫不噉、燒かれずして三瘡門壞せずして入れば波羅夷を犯す。若しは多虫噉ひ、若しは燒けたるに入るれば偸羅遮にして、精出づれば僧伽婆尸沙なり。生女も亦是の如し。

生女の女根を半ば壞して入るれば波羅夷にして、無毛の熟母の賭い邊にて婬を作し、入れば偸羅

ことで結界には必ず結戒の因緣がある。

【一〇八】結地は結界等のことで結界は地上で空中は界時となる。

【一〇九】空行とは、例へば樹上にあつても結界外であつてそれに關する罰罪がある。故に空中の所行のことゝ考へらる。

【一一〇】此れは比丘が比丘尼となり比丘尼が比丘となることで、これも律叢上重大な問題である。結地、空行、轉根と加へたことは律論をより複雜ならしめたものであり、他になき新項目である。無論轉根の如きは廣律に見出せない。

【一】以下十誦律優波離問の初に相當す。(張六八41右)但し十誦律は「佛在毘耶離國」とする。

【二】有比丘以呪術仙藥化作畜生。已共作婬」これに相當する十誦律の文は、若比丘呪術自作畜生形行婬である。此の兩者から比丘自らが畜生に化作して、畜生同志で婬を作すとも考へられる。そうすると比丘想をなすこともよく合理的に讀める樣である。然し本書の文の共作婬より推して讀めば比丘が畜生を作り出して、それと行婬する樣にも讀める。

私は、戒文に乃至雖畜生波羅夷とあること、及び比丘が畜

[95]二人共に一處にして此の人を殺さんと欲して彼人を殺す。

又問ふ、頗し餘人が婬を作して餘人の波羅夷を得る有りや。答ふ、有り。

[96]若し比丘尼の比丘尼の婬を作すを見て覆藏し發露せざれば明相出で波羅夷を得るなり。

問ふ、頗し比丘の行時に五篇戒を犯す有りや。答ふ、有り。

若し[97]比丘學家中に到りて自手にて受食すれば波羅提提舍尼を犯じ、偏割して食すれば突吉羅を犯じ、[98]淨人無く女の爲に說法し五六語を過ぐれば波夜提を犯ず。女人前に於て[99]麁惡語すれば僧伽婆尸沙を犯じ、[100]所有空無にして過人法を說けば波羅夷を犯ずるなり。

又問ふ、若し人非律にして律を說く者有らば、何處にて戒相を求むるや。答ふ、[101]二波羅提木叉中、[102]七事毘尼事中、[103]增一中、[104]目多伽因緣中、[105]共不共毘尼中、[106]結戒中、[107]結地中、[108]空行中、[109]轉根中に求むるなり。

問ふ、頗し一切趣、趣所繫を離れずして勝法中に於いて出家せず、又漏を盡さずして、無餘般涅槃を取りて涅槃するや。答ふ、有り。謂く化人なり。彼を殺さば何罪を得するや。答ふ、偸羅遮なり。

佛所說の毘尼業事分竟る。

問四波羅夷

問初波羅夷

[1]佛舍衞國、祇樹給孤獨園に住し給ひき。爾の時に優波離は佛に問ひ奉りて言く。世尊よ、[2]比丘有つて、呪術、仙藥を以つて畜生に化作し已つて、共に婬を作さんに、何罪を得るや。答ふ。『若し自ら比丘なるを知りて、我れは是れ比丘なり、と想ひて不可事を作さば波羅夷を犯ず。若し、自知比

【九六】人を殺さんとして他を殺したので、殺さんとした人には殺人未遂で、殺された人に對しては異想人殺で偸羅遮罪である。
【九七】比丘尼波羅夷第七、覆比丘尼重罪戒。
【九八】比丘提舍尼第三、學家受食戒。
【九九】波夜提第一、與女人說法過限戒。
【一〇〇】僧伽婆尸沙第三、與女人麁語戒。
【一〇一】波羅夷第四、妄語戒。
【一〇二】二波羅提木叉のことは比丘比丘尼波羅提木叉のことなり。二部の律を言ふ。
【一〇三】十七事とは、四波羅夷、十三僧殘の所謂重要に相當し十七事毘尼中とは十誦律第一卷より第四卷迄を指す。
【一〇四】增一とは十誦律增一法のことで、十誦の第八誦四十八卷から五十一卷迄なり。
【一〇五】目多伽因緣とは論目の出所で、離波離問を指す。十誦の第九第十誦、卷五十二より卷第六十迄である。
【一〇六】共不共毘尼とは比丘、比丘尼の二部の律中の共なるものと不共なるものである。これは第一卷より四十七卷迄、七誦に相當する。
【一〇七】是れは佛が結戒し給ふ

りて轉根し、男子と作り、更に出家と受具足戒を與へられ、出家を成せば具足戒を得るなり。

佛の所說の如くんば邊罪を犯したる人は、出家を與るを得ず受具足戒を與ふるを得ず。頗し邊罪を犯じて出家を與ふるを得、受具足戒を與ふるを得ること有りや。答ふ、有り。

若し比丘尼[八九]不共波羅夷非を犯じ、彼れ捨戒して、轉根して男子と成り、出家と受具足戒與へらるゝを得て、出家と成り、具足戒を得るなり。

僧波離佛に問ひ言く、「世尊よ、幾種の羯磨有りや。」と。[九〇]佛優波離に語りたまふ、「百一種の羯磨あり。」と。

又問ふ、幾ばくの白羯磨あり、幾ばくの白二羯磨あり、幾ばくの白四羯磨ありや。答ふ、二十四の[九一]白羯磨と四十七の白二羯磨と三十の白四羯磨なり。

又問ふ、此百一羯磨は幾の有欲、幾の無欲なりや。答ふ、結界羯磨を除きて餘は皆與欲する有るなり。

又問ふ、幾の羯磨にて一切の羯磨を攝するや。答ふ、三羯磨にして一切の羯磨を攝す。謂く白羯磨、白二羯磨、白四羯磨なり。

又問ふ。餘人語らず、亦た身方便を作さずして、波羅夷を犯ずるや。答ふ、有り。[九二]比丘尼は比丘尼の麁罪を犯すを見て、覆藏して發露せざれば波羅夷を得す。

問ふ。頗し四篇戒を犯じ、發露懺悔せずして清淨を得る有りや。答ふ、有り。

若し比丘[九三]不共の四篇戒を犯じ、彼轉根し比丘尼と作らば、卽ち清淨を得るなり。

又問ふ、頗し比丘尼の五篇戒を犯じ發露懺悔せずして清淨を得る有りや。答ふ、有り。若し比丘尼[九四]不共五篇戒を犯じ、彼れ轉根して比丘と作れば卽ち清淨を得す。

又問ふ、頗し比丘が人を殺して波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。

【九〇】不共波羅夷とは比丘尼八波夷中の第五摩觸戒、第六八事成重戒、第七覆比丘尼重罪戒、第八隨被舉比丘違尼僧三諫戒。

【九一】僧伽行事決議である。「大沙門百一羯磨法一卷」は十誦の羯磨の集められたものである。

【九二】白羯磨とは「斯々をなさんとす」と言ふ決文が誦し提しされ、「斯々をなさんとす、諾ずるものは默せ、異議あるものは言へ」と言ふ告文が一回だけ唱へられるのが白羯磨で白一羯磨とも言はれ最略式な決議法である。白二羯磨とは告文が二度、白四は三度のものである。

【九三】比丘尼波羅夷第七、覆藏比丘尼重罪戒。

【九四】不共四篇戒とは、比丘の立場で云ふので波羅夷の四は盡く比丘尼と共であるから、比丘尼と不共な比丘戒は僧殘波夜提提舍尼、突吉羅の四篇だけである。

【九五】比丘尼の比丘と不共な戒は波羅夷、僧殘、波夜提、突吉羅の五篇に渡つて存する。

[七九]比丘淨生草上に大小便すれば、突吉羅を犯すも、[八〇]比丘尼は突吉羅を犯さず。
比丘尼齋下に著衣すれば突吉羅を犯ずるも、[八一]比丘は突吉羅を犯せざるなり。

問ふ、頗し比丘にして犯戒の時は淨にして、淨時に犯なる有りや。答ふ、有り。

若し[八二]比丘にして女人の前に於て麁惡語を說きつゝ轉根すれば、是れを犯時淨と名づく、云何が淨時犯なりや。若し比丘僧伽婆尸沙を犯じ、[八三]阿浮呵那の時合掌を捨て頭を覆ひ、身は齋整ならずして地に盡き、[八四]草を斷ず。是れ淨時犯なり。

問ふ、頗し異界を捨てゝ自然界を得する有りや。答ふ、有り。[八五]羯磨界を捨て、聚落界を得るなり。

問ふ、頗し餘人が餘人に語りて波羅夷を得し、餘人が餘人に語りて僧伽婆尸沙を得ナる有りや。
答ふ、有り。若し[八六]比丘破僧の方便を作し、他家を汚し、乃至三諫して捨てざれば僧伽婆尸沙を得るなり。

問ふ、頗し餘人の餘人に語らば波夜提を得る有りや。答ふ、有り。
若し、[八七]比丘惡邪見あり、乃至三諫して止まざれば波夜提を犯すなり。

問ふ、頗し餘人の餘人に語りて波羅提提舍尼を犯す有りや。答ふ、有り。
[八八]比丘尼が比丘の爲に食を索むれば波羅提提舍尼を犯ずるなり。

問ふ、頗し餘人の餘人に語を作して突吉羅を犯す有りや。答ふ、有り。
佛所說の如し。若し比丘半月半月波羅提木叉を說く時に有罪を憶ひ發露せざれば突吉羅を得るなり。

問ふ、佛所說の如くんば、比丘尼の捨戒し、更に出家を得て具足戒を受くる有ることなし。頗し比丘尼の捨戒して、更に出家を得、具足戒を受くること有りや。答ふ、有り。若し比丘尼捨戒し已

【八〇】比丘衆學百四參照。
【八一】比丘尼波逸提第百七十四、生草上大小便戒。
【八二】比丘衆學第二。
【八三】比丘僧伽婆尸沙第三、與女人麁語戒。
【八四】阿浮呵那は呼入衆で、僧伽婆尸沙を犯じ、懺悔して所定別住、摩那埵を行じて大衆の出罪を得る時のことである。
【八五】波逸提第十一壞生種戒。
【八六】區界を界と言ふ。布薩、安居等、一僧伽行事に參加すべき範圍でその內の者は必ず參加すべきであり、且つ、すべて行事はその界內にて行ふべきもので、自然物に依つて區界されたものが自然界で、特に決議して決定された境內が羯磨界である。
【八七】比丘僧伽婆尸沙第十二、汚家擯謗違諫戒。
【八八】波逸提第七十八不受諫戒。但し十誦の此の所には乃至三諫は說かれてない。
【八九】比丘尼波羅提提舍尼は八の美食を索むるにあるも、比丘の爲にとは說かれてない。

を犯ぜず。

問ふ、頗し此の事を犯せば波羅夷を得、卽ち此の事を犯さば波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。

若しは[六二]比丘尼が身を摩觸すれば波羅夷を犯し、[六三]比丘が摩觸すれば波羅夷を犯ぜず。[六四]比丘尼の擯比丘に隨順するは波羅夷にして、比丘が隨順すれば波羅夷を犯さず、[六五]比丘尼が麁罪を覆藏すれば波羅夷にして、[六六]比丘覆藏すれば波羅夷を犯さず。

問ふ、頗し此の事を犯さば僧伽婆尸沙にして、卽ち此の事を犯さば僧伽婆尸沙を犯さざるもの有りや。答ふ、有り。

若し比丘[六七]故らに出精せば僧伽婆尸沙を犯じ、比丘尼が出精せば僧伽婆尸沙を犯ぜず。[六八]比丘が身を摩觸せば僧伽婆尸沙にして、[六九]比丘尼は僧伽婆尸沙を犯さず。[七〇]比丘尼が染汚心の男子の邊にて受食等すれば僧伽婆尸沙を犯じ、[七一]比丘は僧伽婆尸沙を犯さず。

問ふ、頗し此の事を犯せば波夜提を得し、卽ち此の事を犯さば波夜提を犯さゞる有りや。答ふ。有り。

若し[七二]比丘麁罪を覆藏すれば波夜提を犯じ、比丘尼は波夜提を犯さず。

若し比丘不病にして[七三]美食を索むれば波夜提を犯じ、[七四]比丘尼は波夜提を犯さず。

若し[七五]比丘尼淨生草上に於て大小便すれば波夜提を犯じ、[七六]比丘は波夜提を犯さず。

問ふ頗し此の事を犯さば波羅提提舍尼を犯じ、而して此の事を犯して波羅提提舍尼を犯せざる有りや。答ふ、有り。

若し[七七]比丘尼美食を索むれば波羅提提舍尼を犯じ、[七八]比丘は波羅提提舍尼を犯さず。

問ふ、頗し此の事を犯さば突吉羅を犯じ、卽ち此の事を犯さば突吉羅を犯せざるありや。答ふ、有り。

【六二】比丘尼波羅夷第五、摩觸戒。
【六三】比丘僧伽婆尸沙第二、摩觸女人戒。
【六四】比丘尼波羅夷第八、隨被擧比丘違尼僧三諫戒。
【六五】比丘波夜提第五十六、隨擧戒。
【六六】比丘尼波羅夷第七、覆比丘尼重罪戒。
【六七】比丘波夜提第五十、覆麁罪戒。
【六八】比丘僧伽婆尸沙第一、故出精戒。
【六九】同上第二、摩觸女人戒。
【七〇】比丘尼波羅夷第五、摩觸戒。
【七一】比丘尼僧伽婆尸沙第九、勸受染心男子衣食戒。
【七二】比丘波逸提第三十、食尼歎食戒。
【七三】前出註65 66參照。
【七四】比丘波夜提第四十、索美食戒。
【七五】比丘尼八提舍尼。
【七六】比丘尼波夜提第百七十四、生草上大小便戒。
【七七】比丘は突吉羅なり。但し。比丘衆學法第百四に菜上大小便洟唾戒あり。
【七八】比丘尼八提舍尼法。
【七九】比丘波夜第四十、索美食戒。

り。謂く根を失する者なり。

問ふ、頗し比丘獨り房中に在りて、四波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。[五六]若し比丘男根長く自ら下部に婬を作し、先に盜を作し、方便して殺生し、方便して妄語し、我れは是れ阿羅漢なりと言ふ。

問ふ、頗し比丘の房中に在り、彼に於いて失衣し安居を破すること有りや、答ふ、有り。[五七]若し比丘結坐し已りて未だ自恣ならざるに衣牀上に著け、[五八]七夜を受けざるに空中に在りて明相出づる時は安居を破し衣を失ふなり。

問ふ、頗し比丘、比丘尼を殺し、母に非ず、阿羅漢に非ずして、波羅夷を犯し、逆罪を得る有りや。答ふ、有り。若し父出家し、具足戒を受けて轉根して比丘尼と作れるなり。

問ふ、頗し比丘尼が比丘を殺し、父に非ず、阿羅漢に非ずして、波羅夷を得し、逆罪を得る有りや。答ふ、有り。母出家して具足戒を受けて、轉根して比丘と作れるなり。

問ふ、頗し比丘が非梵行を作して波羅夷を犯じ、非梵行を作して波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。若しは生女人の女根不壞なると婬を作さば波羅夷を犯し、[五九]若しは壞せば波羅夷を犯ぜず。

問ふ、頗し盜みて波羅夷を犯じ、盜みて波羅夷を犯ぜざる有りや。答ふ、有り。若しは人の重物を取らば波羅夷を犯じ、若し非人の重物を取らば波羅夷を犯ぜず。

問ふ、頗し殺人して波羅夷を犯ずるあり、殺人して波羅夷を犯ぜざる有りや、答ふ、有り。是の人、人想を作して殺さば波羅夷を犯じ、若しは[六〇]異想にて殺さば犯ぜず。非人を殺さんと欲して、人を殺すも波羅夷を犯さず。

問ふ、頗し比丘の過人法を說きて波羅夷を犯ずるあり、過人法を說きて波羅夷を犯ぜざる有りや、答ふ、有り。若しは異想ならずして過人法を說かば波羅夷を犯じ、若し[六一]增上慢にして說かば波羅夷

【五六】第一波羅夷の婬戒（自婬も波羅夷となる）第二盜戒、第三殺生戒、第四妄語戒。

【五七】三十尼薩耆の第二離三衣戒。

【五八】七夜を受くとは、安居法に依るに、安居中にて因緣あらば七日間は許可を得て界外に出ずるを得。樹上安居は禁ぜられてある。今は「七夜を受けざるに」とあるより、許可なく安居の初まつたのも知らず居て夜が明けた剎那犯罪となるを言つたものである。

【五九】此の場合も壞したまま行じて受樂せば無論波羅夷で不能なれば偸羅遮なり。

【六〇】異想とは、例へば人を人なりと考へず他の者と思ふなり。人に非人想をなして殺すは偸羅遮である。

【六一】波羅夷妄語戒の文に「增上慢を除く」とあるに依つてなり。

ば前說の如し。彼覺め已りて如法に除滅す。是れ不知時犯、知時は淨と名づく。

云何が知時は犯にして、不知時は淨なるや。若し比丘が僧伽婆尸沙を犯じ、阿浮呵那をなす時に白を聞き、已りて睡眠し、眠中に羯磨竟る。是れ知時は犯、不知時は淨と名づくなり。

問ふ、頗し一方便中に三波羅夷を犯す有りや。答ふ、有り。若し比丘彼の人に語りて言く、「汝は知るや。我れ過人法を說き、某人を殺し、某重物を盜めり。」と。是れ一方便にして[四八]三波羅夷を犯すと名づく。

問ふ、頗し比丘尼にして一方便にして四波羅夷を犯ずる有りや。答ふ、有り。比丘尼共期する如し[四九]「汝は我擯比丘に隨順する時、某人を殺し、某重物を盜むを見たりや。汝は我れ羅漢を得せるを知るや。」と。是れ比丘尼が一方便にして四波羅夷を犯すと名づく。

問ふ、頗し比丘一坐處に一切五篇戒を犯す有りや。答ふ、有り。[五〇]若し比丘の學家中にて自手にて佉陀尼、蒲闍尼を受くれば波羅提提舍尼を犯す、偏剝して食せば突吉羅を犯す。[五一]淨人無く女の爲に說法し五六語を過ぐれば波夜提を犯す。[五二]女人に向つて麁惡語を說けば僧伽婆尸沙を犯す。[五三]所有空無にして、過人法を說けば波羅夷を犯す。

問ふ、頗し比丘一方便を作して百千罪を犯ずる有りや。答ふ、有り。若し比丘瞋恚し若しは沙、若しは豆を、諸比丘に散擲せば所著に隨つて[五四]波夜提を犯す。

問ふ、頗し比丘重物を盜取し本處を離れ波羅夷を犯さゞる有りや。答ふ、有り。若しは非人の重物を取る。

問ふ、頗し比丘も亦未だ曾て犯戒し乃至突吉羅ならずして、是れ比丘に非ざる有りや。答ふ、有り。謂く[五五]根を矢ふ者なり。

問ふ、頗し比丘尼の未だ曾て犯戒し乃至突吉羅ならずして、是れ比丘尼に非ざる有りや、答ふ、有

僧殘法の第四言人戒、第五度賊界、第六界外解擧戒、第七四觸戒、第八受漏心男子界食戒、第九勸受染心男衣食戒、第十四習近住違僧三諫戒、第十五謗僧勸習近住違僧三諫戒、第十六瞋心捨三寶違諫戒、第十四發起四諍謗僧違諫戒が比丘尼特有のものである。

【四六】比丘僧伽婆尸沙の比丘尼と不共なものは第一―第四、第十一―第十三、第六、第七の十戒である。

【四七】波夜提第八十五、過量牀足戒。

【四八】波羅夷第四妄語戒、第三殺人戒、第二盜戒。

【四九】比丘尼八波羅中、第八隨順被擧比丘違尼僧三諫戒。

【五〇】第三波羅提提舍尼、學家受食戒。

【五一】波逸提第五與女人說法過限戒。

【五二】僧伽婆尸沙第三、與女人麁語戒。

【五三】第四波羅夷妄語戒。

【五四】波逸提第六十三、擊攊戒。

【五五】缺根者は不具者であるから比丘の資格がない。

問ふ、頗し滅ぜば犯を與へ、滅ぜば不犯を與ふる有りや。答ふ、有り。[四一]若し白を滅じ與ふるは犯にして、波夜提なり。黑を減ずるは不犯なり。

問ふ、頗し增益して犯なるあり、增益して不犯なる有りや。答ふ、[四二]增黑は波夜提を犯ず。增白は不犯なり。

問ふ、頗し等量にして犯なるあり、等量にして不犯なる有りや、答ふ、有り。[四三]佛衣等量は波夜提を犯じ、身等量は不犯なり。

問ふ、頗し不作にして犯、作にして不犯なる有りや。答ふ、有り。新衣を得し、三壞色せざれば波夜提を犯ず。壞色は不犯なり。

[四四]問ふ、頗し比丘は初禪に入る時に偸羅遮を犯じ、入り已りて僧伽婆尸沙を犯ずる有りや。答ふ、有り。若し比丘にして餘比丘に語りて言く、「我が與めに房を作れ。」と。是の語を作し已りて、初禪に入り、入り已りて房成らば僧伽婆尸沙を犯ず。第二、第三、第四禪に入るも亦是の如し。

或は比丘に非らざるの時は犯、比丘時は淨なるありや。或は比丘時は犯、比丘ならざる時は淨なるなりや。

云何が非比丘時は犯にして、比丘時は淨なりや。若し比丘尼時に[四五]不共僧伽婆尸沙を犯じ、彼は轉根して比丘と作らば淨を得す。是れ非比丘時は犯にして比丘時は淨なり。

云何が比丘時は犯にして、非比丘時は淨なりや。[四六]若し比丘不共僧伽婆尸沙を犯し、彼れ轉根して比丘尼を作らば淨を得す。

問ふ、頗し不知時は犯にして、知時は淨なるあり。知時は犯にして不知時は淨なる有りや。答ふ、有り。

云何が不知時は犯にして、知時は淨なるや。若し比丘眠熟し、人有りて[四七]高牀の上に擧げ著くれ

衣作加絺那衣受。若生此六心●名善作……復有三心。作是念我以是衣當作迦絺那衣受。●以此衣今作迦絺那衣受。以此衣作迦絺那衣受竟●(張四80右左)なるべし。

【三九】八事とは十誦律に、何等八。一者衣成時。二者衣垂時。三者玄時。四者聞時。五者失時。六者發心時。七者過限。齊限時。八者捨時。詳しき說明は加絺那衣法を見るべし(張四81右)

【四〇】十誦律盜戒には「重物とは物の直五錢若しくは五錢を過ぐとあり減五錢を偸羅遮として居るが、此處では貨幣の標準を利用して此の目得勒迦を作れるものと考へらる。

【四一】尼薩耆波夜提第十三白羊三衣戒の、黑白の羊毛の分量なり。

【四二】增黑とは波逸第八十九過量尼師壇戒の「縷際に一搩手を增す」とある場合なり。尼壇師壇は必ず壞色である故に黑と言ふ。

【四三】第九十波逸提與佛等量作衣戒。

【四四】第六、第七僧伽婆尸沙を犯すものならん。

【四五】不共戒とは比丘尼戒の比丘戒に共通ならざるもので

問ふ、破僧成就は罪の成就と爲るや。「優婆離よ、破僧成就する、破僧者は罪を成就す。」と。破僧は何等の罪を犯すや、[二五]謂く偸蘭遮なり。破僧し已りて懺悔すれば、何等罪なりや。謂く僧伽婆尸沙なり。

問ふ、若し一切の受法は皆不共住なりや、四句を作す。云何が受法にして不共住に非ざるや。謂く若し五法を受くれば是の受法は不共住に非ず。

云何が不共住にして受法に非ざるや。若し一一の波羅夷罪を犯すなり。[二六]五法を受けざれば、是れ非受法にして是れ不共住なり。

云何が受法にして亦不共住なりや。謂く五法を受け一一波羅夷罪を犯すなり。

云何が非受法にして亦非不共住なりや。是の句を除く。

問ふ。若し一切の受法は[二七]皆種々不共住なりや。四句を作すや。答ふ、有り。云何が、種々不共住にして受法に非ざるや。謂く不見擯惡邪不除擯なり。

問ふ、頗し不共住にして、即ち一切種々不共住なる有りや。四句を作す。種々不共住にして不共住に非ざるは惡邪不除の如し。

問ふ、頗し擯羯磨にして、即ち墮羯磨なる有りや。答ふ、有り。擯羯磨にして即ち墮羯磨なり。

云何が羯磨なりや。云何が羯磨事なりや。所起の罪は是れ羯磨にして懺悔は是れ羯磨事なり。

云何が迦絺那なりや。云何が受迦絺那なりや。云何が捨迦絺那なりや。謂く衣は是れ迦絺那なり。[二八]九種心を發起するは是れ受迦絺那なり。[二九]八事は是れ捨迦絺那なり。

問ふ、頗し[三〇]三錢を取りて波羅夷を犯す有りや。答ふ、有り。若し迦梨仙の直ならば十二錢なり。

問ふ、頗し十錢を取り、或ひは五錢を取りて波羅夷を犯す有りや。答ふ、有り。若しは迦梨仙にては直ひ四十錢、或は直ひ二十錢なり。

【二五】　註25で上げた破僧の十四事の各各を犯すだけなら偸羅遮である（叢五38右）。又この十四事の各各で衆を折伏して破僧し終れば大罪を得する。

【二六】　五法とは（1）苦切羯磨、（喜闘諍者）（2）依止羯磨（3）驅出羯磨、（4）不見擯羯磨（5）惡邪不除擯羯磨の五つか？。

【二七】　種種不共住とは。不共布薩説戒。不共自恣。不共作諸羯磨、不共中食、不共寄鉢鉢那。でこれは不見擯、惡邪不除擯を受けたものに適用さるるのである。（叢五4左、六右）。

【二八】　九種心とは、十誦律の加絺那衣法に、●爾時與了了能作四、比丘浣●染●裁●割●簪●刺●安隠量度。浣時應生心……染裁割●●簪刺安隠量度時作是念我以此

問ふ、破僧は一劫の罪を生ぜざるや。或ひは一劫罪を生じて破僧に非ざるありや。答ふ、有り。
云何が破僧にして一劫罪を生ぜざるや。法想、破僧なり、是の法想破僧は一劫罪を生ぜざるなり。
云何が壽一劫罪にして、破僧に非るや。伊羅龍王等なり。梵富樓天を除く。
云何が破僧にして亦た一劫罪を生ずるや。謂く調達なり。
云何が破僧に非ずして一劫罪を生ぜざるや。是の句は除く。
問ふ、若し破僧は一切皆邪定なりや、四句を作るべし。
云何が破僧にして邪定に非るや。法想破僧なり。
云何が邪定にして破僧に非るや。謂く母を殺し、父を殺し、阿羅漢を殺し、惡心もて如來の血を出す。是れ邪定にして破僧に非ず。
云何が邪定にして亦破僧なりや。謂く調達なり。
云何が邪定に非ず破僧にも非ざるや。是の句は除く。
問ふ、一切破僧は明なりや、無明なりや。四句を作す。
云何が明に非ず無明に非ずや。法想破僧なり。
云何が無明にして非無明なりや非破僧なり。謂く六師等なり。」
云何が破僧にして亦明、亦無明なりや。謂く調達なり。
云何が非破僧にして非明非無明なりや。是の句は除く。
又佛に問ふて言く、「世尊よ、唯比丘の破僧にして、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼に非るや。」と。佛、優波離に語りたまふ、[三四]「比丘の破僧は比丘尼に非ず、式叉摩那に非ず、沙彌、沙彌尼に非ず、唯だ破僧を助くるのみ。」と。
問ふ、唯だ比丘尼は比丘尼僧を破し、比丘、式叉摩那等に非ざるや。「是も亦た」前に說けるが如し。

【三四】比丘の僧伽には比丘は如何なる事にも出席發言の權はない。

提木叉を成ぜるも不犯なりや、答ふ、有り。[二八]瓶沙王の因緣を此の中に應に廣說すべし。

問ふ、頗し善心にて犯戒し、不善心にて犯戒し、無記心にて犯戒する有りや。答ふ、有り。云何が善心にて犯戒するや。新出家比丘あつて、未だ戒相を知らず[二九]自手にて淨地の生生草を拔く、若しは經行處にて華髻鬘採るが如し。此れ善心にて犯戒するなり。

云何が不善心にて犯戒するや。佛結戒する所を、故らに犯ずるなり。

云何が無記心にて犯戒するや。佛所說の戒を故らならずして犯すなり。

問ふ、阿羅漢は善心にて犯戒するや、不善にて、無記心にて犯戒するや。答ふ、有り。若し阿羅漢の犯戒は一切皆無記心の犯なり。

云何が無記心の犯戒なりや。若し阿羅漢、眠り已りて、人有りて[三〇]高牀上に擧げ著け、或は[三一]女人盜入して房に宿し、[三二]未受具戒人と二夜宿り已りて、後ちに復た盜入して宿す。是れを無記心の犯戒と名づく。

問ふ、[三三]若し破僧せば一切は皆な一劫壽なりや。若し壽一劫ならば皆悉く破僧なりや。四句を作す。或は破僧にして一劫壽に非ず。或は一劫壽にして破僧に非ず。或は破僧にして亦一劫壽なり。或は破僧に非ず。一劫壽に非ずと。

云何が破僧にして一劫壽に非るものなりや。法想破僧の若し。

云何が一劫壽にして破僧に非るものなりや。伊羅龍王、善建立龍王、摩那斯龍王、今の婆羅龍王、譬多羅龍王、提梨咤龍王、迦羅龍王、難陀龍王、鉅鉢難陀龍王及び梵富婆天なり。此れは一劫壽にして破僧に非ず。

云何が一劫壽にして亦破僧なるものなりや、謂く調達なり。

云何が破僧非ず亦一劫壽にも非ざるものなりや。是の句は除く。

說波羅提木叉」、是二比丘應一處集三語布薩」與上三比丘同。とあり。三語とは「長者憶念今、僧布薩日若十四日若十五日。長老知我清淨僧持無遮道法清淨作布薩戒衆滿故を三度唱へるを言ふ。

【二八】瓶沙王が佛に外道の讀例を說きて佛教者も半月には集會すべきを乞ふにより、布薩に始まつたとされる。然し皮肉なことには、十誦律には「爾時異道梵志聞諸比丘」とありて瓶沙王を記さず。一考を要す。

【二九】波逸第十一壞生種戒。

【三〇】波逸提八十五過量牀足戒。

【三一】同上六十五、共女人宿戒。

【三二】同上五十四、共未受具人宿過限戒。

【三三】十誦に曰く、破和合僧已僧大罪、得大罪已。一劫壽墮阿鼻地獄中（[illegible]）此の大罪に結局逆罪であるから。逆罪と破僧の關係は前の註(25)を參照。

れを吾心にて母を殺すと名づく。波羅夷を得し、隨つて逆罪を得す。
云何が善心にして母を殺し、波羅夷を得ず、逆罪を得ざるや。若し母病み母をして服薬せしむる時、薬等の因によりて是れ命終せば波羅夷を犯さず。逆罪を得ず。
又た復た佛に問ひて言く。「不善心にて母を殺さば、波羅夷を犯し、逆罪を得す。不善心にして母を殺して、波羅夷を得ず、逆罪を得ざることありや。」と。佛言く「有り。」と。
云何が不善心にて母を殺して、波羅夷を得、逆罪を得するや。若し財物等の爲の故にすること、前に説けるが如し。
云何が不善心にして母を殺して、波羅夷を得ず、逆罪を得ざるや。若し他の母、羊母、鹿母等を殺さば、是れ不善心にして母を殺し、波羅夷を得せず、逆罪を得ざるなり。
又た復た佛に問ひて言く、「無記心にて母を殺して、波羅夷を犯し、逆罪を得る有りや、」と。「無記心にして母を殺して波羅夷を得せず、逆罪を得せざるありや。」佛言く、「有り。」と。
云何が無記心にして母を殺し波羅夷を得、逆罪を得るや、先に殺母方便を作し、眠りて後に母死せば波羅夷を得、逆罪を得す、是れ無記心にて母を殺し、逆罪を得するなり。
云何が無記心にして母を殺し、波羅夷を得せず逆罪を得せざるや。若し樹を斫る等のこと、前に説けるが如し、是れ無記心にして母を殺して波羅夷を得せず、逆罪を得せざるなり。
又た復た佛に問ふて言く。共住淨行の比丘、界內に在りて和合ならず、僧、羯磨を作し、羯磨を成作して不犯なるありや。佛言く、「有り」と。如來阿羅訶三藐三佛駄なり。
又問ふ、頗し比丘に[二六]五種の説波羅提木叉有り、一一の波羅提木叉を説きて布薩を作し、布薩を成作するやと。答ふ、有り、謂く[二七]三語の布薩なりと。
又問ふ、佛の所説の如くんば、白衣の僧中に在りて、僧布薩を作し、波羅提木叉を説き、説波羅

今後にも關するからその配罪を作成して見ると左の通りになる。
(一)人に人想、殺す＝波羅夷
(二)人に疑あり、殺す＝偷羅遮
(三)人に非人想、(有智、畜生を含む)殺す＝同上
(四)非人に人想殺す＝同上
(五)非人に疑あり、殺す＝同上
(六)非人に非人想(有智、畜生を含む)、殺す＝同上
(七)殺人、未遂、(方便不死)＝波夜提、又は偷羅遮
(八)畜生、畜生想、殺す＝波夜提
(九)殺非人、未遂＝突吉羅
(十)殺畜生未遂＝同上
【二六】 十誦律に、有五種説波羅提木叉。云何五。(1)僧一心布薩説波羅木叉序。餘殘先聞。已説波羅提木叉。僧和合布薩竟。(2)僧一心布薩説波羅提木叉序説四波羅夷。餘殘先聞。(3)僧一心布薩説波羅提木叉序説四波羅夷説十三僧伽婆尸沙。(4)僧一心布薩説波羅提木叉序説四波羅夷説十三僧伽婆尸沙。説二不定三十捨墮。餘殘先聞…。(5)第五廣說。(張四41右)。
【二七】 十誦律に曰く。有一住處二比丘…三比丘布薩時不應

與ふるを得ず。若し一布薩を經たるのみか、或は經ざる者なれば、此の人は應に出家と受具足戒を與ふべし。

問ふ、[二四]破僧人は出家と受具足戒を與ふるを得ず。頗し此の事を行じて出家と、受具足戒を與ふるを得ること有りや。答ふ、有り。非法想破僧者は、出家と受具足戒を與ふるを得ず。法想破僧者は出家と受具足戒を與ふるを得。

問ふ、若し人、母を殺さば出家と受具足戒を與ふるを得ず。即ち此の事を行じて出家と受具足戒を與ふるを得るや。答ふ、有り。若し母想を作して殺さば、出家と、受具足戒を與ふるを得ず。[二五]若し餘想を作して殺さば出家と受具足戒を與ふるを得。母を殺すが如く、父、阿羅漢を殺すも亦た是の如し。

優婆離、佛に問ひて言く、「世尊よ、善心にて母を殺し、不善、無記心にて母を殺すこと有りや。」と。佛優婆離に語りたまふ。善心にて母を殺し、不善心、無記心にて母を殺すこと有り。云何が善心にて母を殺すや。若し母重病にして、久しく苦惱を受けしむること莫らしめんが故に奪命す、是れ善心にて母を殺すと名づく。

云何が不善心にして母を殺すや。若しは財物の爲に、若しは妻子の爲の故に、故らに母の命を奪ふ。是れを不善心にして母を殺すと名づく。

云何が無記心にして母を殺すや。或は樹を斫り、壁を斫り、地を斫りて、誤りて母を殺す、是れを無記心にして母を殺すと名づく。

又た復た佛に問ひて言く、「善心にして母を殺さば、波羅夷を得するや、逆罪を得するや、と。又た復た善心にして母を殺さば波羅夷を犯さず、逆罪を得ざるありや、」と。佛言く、「有り。」と。

云何が善心にて母を殺し波羅夷を得し、逆罪を得するや、若し母重病なるは前に說くが如し。是

【二四】破僧事に十四あつて、(1)非法說法(2)法說非法(3)非善說善(4)善說非善(5)犯說非犯(6)非犯說犯(7)輕說重(8)重說輕(9)有殘說無殘(10)無殘說有殘(11)常所行法說非常所行法(12)非常所行法說常所行法(13)非說言說(14)說言非說とある。破僧については「若十四事中隨用何事。亦名破僧、(1)若比丘非法中生非法想。於破僧中生非法見。知破僧是非法。以是心破僧得逆罪。(2)若比丘非法中生非法想破僧中生疑。以是心破僧得逆罪。(3)若比丘非法中生非法想破僧中生是法見。是人不得逆罪(4)若比丘非法中生法想破僧中生法見。是比丘不得逆罪(5)若比丘非法生法想破僧因緣中生疑。是比丘不得逆罪。」の五種を上げて居る。

【二五】殺波羅夷の配罪は「人に人想をなして殺す」のみが殺波羅夷を成じて他は輕罪となつて居る。

と。若し[一一]比丘尼が身を摩觸すれば波羅夷にして、[一二]比丘の摩觸するは僧伽婆尸沙なり。

問ふ、頗し是の事を犯さば波羅夷にして、卽、此の事を犯さば波夜提のもの有りや。答ふ、有り。[一三]比丘尼、麁罪を覆藏せば波羅夷にして、[一四]比丘の麁罪を覆藏するは波夜提なり。

問ふ、頗し是の事を犯さば波羅夷を得、卽、此の事を犯さば突吉羅のもの有りや。答ふ、有り。若し[一五]比丘尼擯比丘に隨順すれば波羅夷を得、比丘擯比丘に隨順すれば突吉羅なり。

問ふ、頗し此の事を行じて僧伽婆尸沙を犯し、卽、此の事を行じて波夜提を犯すもの有りや。答ふ。有り。[一六]若し比丘故らに出精せば僧伽婆尸沙にして、[一七]比丘尼故らに出精せば波夜提なり。

問ふ、頗し此の事を行じて僧伽婆尸沙を犯し、卽、此の事を行じて突吉羅を犯すもの有りや。答ふ、有り。若し[一八]比丘尼、比丘尼に勸めて染汚心の男子の邊に衣食等を受くれば僧伽婆尸沙にして、比丘の勸むるは突吉羅を犯す。

問ふ、頗し此の事を行ずれば波夜提を犯し、卽、此の事を行ひて波羅提提舍尼を犯すもの有りや。答ふ、有り。若しは[一九]比丘尼、美食を索むれば波羅提提舍尼を犯し、[二〇]比丘は波夜提を犯す。

問ふ、頗し、此の事を行ずれば波夜提を犯じ、卽、此の事を行ずれば突吉羅を犯ずものありや。答ふ、有り。若しは[二一]比丘尼が淨生草の上に大小便すれば波夜提にして、比丘は突吉羅なり。

問ふ、頗し此の事を行ずれば行染比丘尼不得出家、不得受具足戒にして、卽、此の事を行じて汚染比丘尼、得與出家と得與受具足戒なる有りや。答ふ 有り。[二二]非梵行にして比丘尼を汚染せるものは、此の人には出家を與ふるを得ず、受具足戒を與ふるを得ず。身摩觸して比丘尼を汚染せる者は、此の人には出家を與ふるを得、受具足戒を與ふるを得。

問ふ、賊住人には出家を與へ、具足戒を受くるを得ず。頗し此の事を行じて出家と受具足戒を與ふるを得ること有りや。答ふ、有り。若し[二三]布薩羯磨を經たる者は、此の人出家と、受具足戒を

【一一】比丘尼波羅夷第五摩觸戒。
【一二】比丘僧伽婆尸沙第一同上。
【一三】比丘尼波羅第七、覆藏戒。
【一四】比丘波逸提第五十覆他麁罪戒。
【一五】比丘尼波羅夷第八、隨順被擧比丘尼僧三諫戒。
【一六】比丘僧殘第一故出精戒。
【一七】比丘尼の十七僧殘には故出精戒はない。
【一八】比丘尼僧殘第九、勸受染心男子衣食戒。
【一九】比丘尼八提舍尼は(1)酥、(2)油、(3)蜜、(4)黑石蜜、(5)乳、(6)酪、(7)魚(8)肉を乞ふ戒である。
【二〇】比丘波逸提第二十一、索美食戒。
【二一】比丘尼波逸提第七十九、棄屎尿著生草上戒及び第百七十四、生草上大小便戒の二戒あり。
【二二】非梵行は波羅斷頭罪にして、摩觸戒は僧殘なるより出し原則かと考へらる。
【二三】布薩揵度に依る時は、布薩全僧伽の出席を必要とし、以外の何人も加へず、最も清淨であるべきで、和合住の基本となるものであり、新和合教團成立條件となるものである。

於いて一一犯し已り、或は都べてを憶し、或は少しく憶する。是れを憶犯と名づく。云何が不憶犯なりや。若しは比丘五篇戒に於いて一一犯し已りて、都べて憶せず或は少しく憶せず是れを不憶犯と名づく。

問ふ、頗し現前犯、不現前犯有りや。答ふ、有り。如何が現前犯なりや。若しは現在前に犯罪す。云何が不現前犯なりや。謂く現前に犯さざるの罪なり。

問ふ、頗し犯有りて、悪邪見罪〔一〇〕不共住にして、卽ち是事を以て種々不共住なるありや。答ふ、有り、不見擯と悪邪不除との如し。

問ふ、頗し此の羯磨不共住を作し、卽ち此の羯磨が種々の不共住を作す有りや。答ふ、有り。前に說くが如し。

問ふ、頗し羯磨不共住を說くに、卽ち此の羯磨が種々の不共住を說く有りや、答ふ、有り上に廣く說けるが如し。

問ふ、頗し自言不共住にして自言種々不共なる住有りや。答ふ、有り。此の事應に廣說すべし。

問ふ、頗し事を犯じ、僧羯磨を作し、卽ち此の事を以て、衆多の比丘、若しは二、若しは一が羯磨を作すことを得る有りや。答ふ、有り。云何が比丘の犯罪し、僧羯磨を作すや。若しは比丘尼、僧、比丘と與に不禮拜、羯磨、不共語羯磨　不供養羯磨を作し、是れ僧羯磨を作すと名づくるなり。衆多、二、一、比丘も亦是の如し。

問ふ、頗し卽ち此の事を以て苦切羯磨を作さば卽、以つて此の事が驅出羯磨を作し、卽、此の事が以て擯羯磨、折伏羯磨を作す有りや。答ふ、有り、義を說かば彼の三句、五句を得ず。修多羅に說くが如し。不成作苦切、異驅出、異擯、異折伏、異餘の三作句も亦是の如し。

問ふ、頗し此の事を犯さば、波羅夷にして卽、此の事を犯さば僧伽婆尸沙なる有りや、答ふ、有り

〔一〇〕此の不共住とは波羅夷罪の如き敎團外放逐ではなく別住のことと解せらる。單なる別住は覆藏別住で罪を隱した日數を、別住刑に課せらるるがこの見罪は被罰者が未だに自己の非を認めないことである。見罪不共住に不見罪と悪邪見の二種あるを論ずるなり。

調伏、隨順して、諸比丘界外に出罪を與へ、已りて共に食し、共に住し、共に宿す。諸比丘是の比丘に問ひて言く。「汝、長老よ、是比丘の不見擯、惡邪不除擯なり。汝等は是比丘と共に食し、共に住し、共に宿すること莫かれ。」と、彼答へて言く。「是れ、長老よ、比丘は下意、調伏、隨順して、我等已に界外に出罪を與へたり。」と、其の事に隨つて犯するなり。

云何が不犯なりや。諸比丘、不見擯、惡邪、不除擯の比丘を擯す。是の比丘は諸比丘に向ひて下意、調伏、隨順し、諸比丘界內に出罪を與へ、已りて共に食し、共に住し、共に宿す、諸比丘、是の比丘に語りて言く。「此れ、長老よ、」と、比丘の不見擯なること上說の如し。諸比丘答へて言く、「此れ長老よ、比丘は下意、調伏、隨順して、已に出罪を與ふ。」と、諸の比丘問ふて言く「何處にてなりや。」と、答へて言く「界內にて出せり。」と、界內の出罪は不犯なり。是の故に卽ち此の羯磨を說くに犯なるあり、不犯なるあり。

問ふ、頗し、說犯あり說。不說亦犯有りや。答ふ、有り。

云何が說犯なりや。若し比丘にして、五篇戒に於いて一一を犯じ已りて、自ら犯を說く。是れを說犯と名づく。

云何が說不說犯なりや。若し比丘五篇戒に於いて一一を犯し已りて、或は說き、或は說かざるも亦故犯なり、是の故に說不說犯なり。

問ふ、頗し犯に、自說犯、他說犯有りや。答ふ、有り。

云何が自說犯なりや。若し比丘五篇戒中に於いて、若しは一一犯し已りて、他に向ひて說くをば、是れを自說犯と名づく。云何が他說犯なりや諸比丘の可信優婆夷の語を信じ如法に比丘を治するが如し。是れを他說犯と名づく。

問ふ、頗し憶犯あり不憶亦犯ありや。答ふ、有り。云何が憶犯なりや。若し比丘にして五篇戒中に

告白せず自ら懺悔せずして僧團から不懺者としての罰を宣告さるることで、惡邪見不除擯は、佛教外の邪見を保持してこれを捨てず、滅擯の罰を宣告されたものである。

見斷なりや、修斷なりや、無斷なりや、答ふ、修斷なり。
身と爲すや、口と爲すや、意罪と爲すや、答ふ、或は身、或は口なり。
云何が[二]身なりや、若しは比丘の故らに衆生の命を奪ひ、偸盗し、婬を作し、身を摩觸身して故らに精を出し、草木を殺し、自手にて地を掘り、非時に食し、飲酒する等此れは是れ、身罪なり。
云何が口罪なりや。[三]若しは比丘、所有の空無なるに過人法を說き、女人と共に麁惡語し、淨人無くして女の爲に說法する等は、是れは是れ口罪なり。
獨り心のみの犯罪は無きなり。
問ふ、頗し此の事を行へば犯罪にして、即ち此の事を行へば不犯なるありや。答ふ、或は有犯あり、或は不犯あり。
云何が犯なりや。如し比丘にして迦絺那衣を受けず、[四]長衣を受畜し、[五]別衆食し、[六]處々食し、[七]白せずして聚落に入る等は其の事に隨つて[八]犯罪なり。
云何が不犯なりや。[八]若し比丘迦絺那衣を受け、隨意に衣を畜へ、別衆食し、處々食し、白せずして聚落に入るは、其の事に隨つて不犯なり。是の故に即ち此の事を行じて、犯と不犯とあり。
問ふ、頗し此の羯磨を作さば犯にして、即ち此の羯磨作すも不犯なること有りや。答ふ、有り。
[九]不比丘が不見擯、惡邪不除擯せられて、諸比丘に向ひ下意、調伏、隨順して、諸比丘の界外に出罪を爲すが如きは其の事に隨つて犯なり。云何が不犯なりや。比丘が不見擯、惡邪不除擯を作されて是の比丘が諸比丘に向つて下意、調伏、隨順し、諸比丘が界內に出罪を爲さば不犯なり。是の故に此の羯磨を行ずるには犯あり不犯あり。
問ふ、頗し羯磨を說きて犯なるあり、即ち此の羯磨を說きて不犯なる有りや。答ふ、有り。
云何羯磨を說きて犯なりや、比丘の不見擯、惡邪不除擯の如し。是の比丘、諸比丘に向ひて下意、

【二】身罪の代表として此處に出されて居るのは、波羅夷の第三殺生波逸提の第十九、第四十一、第六十一等の一切の生命を害ふことに關する戒、波羅夷第二の盗戒、波羅夷第一の婬戒、僧伽婆尸沙第一故出精戒、第二摩觸戒、波逸提第十一壞生種戒、同第七十三堀地戒、同第三十七非時戒、同七十九飯酒戒である。
【三】是れも次いでの如く、波羅夷第四大妄語戒、僧殘第三與女人麁語戒、波逸提第五等である。
【四】三十尼薩耆第一長衣戒。
【五】(波逸提)第三十六別衆食戒。
【六】同上第三十一展轉食戒。
【七】同上第八十一不囑同利入聚落戒。
【八】此等の戒はいづれも、除時例があつて、從つて同一のことで犯と不犯が生ずるのである。各戒參照
【九】出罪羯磨が界內である場合が有効で、界外でなされた場合は無効たるのみならず、犯罪を得るを上げたのである。
倘ほ不見擯とは、自らの罪を

云何が不隱沒なりや、佛の所結戒は故犯せざるなり。隱沒、不隱沒の如し。穢汚、不穢汚も亦是の如し。

染汚なりや不染汚なりや、答ふ、染なり。依家なりや、不依家なりや。答ふ、依家なり。

問ふ、罪は有諍なりや、無諍なりや、答ふ、有諍なり。

有緣なりや、無緣なりや。答ふ、無緣なり。

心なりや、非心なりや。答ふ、非心なり。

心數なりや、非心數なりや。答ふ、心數に非ず。

有報なりや、無報なりや。答ふ、或は有報なり。或は無報なり、云何が有報なりや有記の犯なり。云何が無報なりや無記の犯なり。

業なりや、非業なりや。答ふ、是れ業なり。

內入なりや外入なりや、答ふ、外入なり。

過去なりや、未來なりや、現在なりや、答ふ、或は過去、或は未來、或は現在なり。云何が過去なりや。若しは犯罪し竟り已に懺悔せるは、是れ過去なり。云何が未來なりや、若しは未犯罪にして必ず當に犯さんとするは是れ未來なり、云何が現在なりや、若しは犯罪して發露悔過せず是れ現在なり。

問ふ、罪は善なりや、不善なりや、無記なりや。答ふ、或は不善なり、無記なり。

云何が不善なりや。佛所結戒の故らに犯ずるなり。云何が無記なりや。佛所結戒をば故犯せざるなり。記、無記は前に已に說く。

欲界なりや、色界なりや、無色界攝と爲すや。答ふ、欲界攝なり。

學となすや、無學となすや、非學となすや、非無學と爲すや。答ふ、非學、非無學なり。

離るれば則ち寂滅ならず

問ふ、毘尼罪を犯すは、作なりや、無作なりや。答ふ、犯罪は作と無作となり。

色なりや、非色なりや。答ふ、是れ色なり。

可見なりや、不可見なりや。答ふ、或は可見なり、或は不可見なり。云何が可見なりや。謂く、身作なり。云何が不可見なりや。謂く、身無作、及び口作、無作なり。

有對なりや、無對なりや。答ふ、若し作ならば是れ有對にして、無作ならば是れ無對なり。

有漏なりや、無漏なりや。答ふ、有漏なり。

有爲なりや、無爲なりや、答ふ、有爲なり。

世間法なりや、出世間法なりや。答ふ、世間法なり。

陰の攝なりや、不攝なりや。答ふ、陰の攝なり。界の攝なりや、不攝なりや。答ふ、界の攝なり。

問ふ。罪は受なりや、不受なりや、答ふ、不受なり。（此の受は根を離れざるが如し。色受の受なり）

受生は、受生に非るや、

受に從つて生ずるや、非受の生なりや。答ふ、從受生なり。（此の受は四受の受なり）

四大造なるや、四大造に非るや。答ふ、四大造なり。

從結生なるや、非結生なるや。答ふ、從結生なり。

記なりや、無記なりや、答ふ、或は記、或は無記なり。

云何が記なりや。佛の所結戒故犯せざるなり。云何が無記なりや、佛の所結戒は故らに犯ぜさるものなり。

隱沒なりや、不隱沒なりや。答ふ、或は隱沒、或は不隱沒なり。云何が隱沒なりや。佛の所結戒の故犯するなり。

【一】以下、犯戒について阿毘達磨的問答を重ねるが、本宗は所謂三世實有法體恒有を說く說一切有部宗の說である。犯罪の體を述ぶる所を略記せば、

(1)作、無作。(2)色法。(3)可見、不可見。(4)有對無對。(5)有漏。(6)有爲。(7)世間法。(8)蘊。(9)界。(10)根受。(11)四受。(12)大種所造。(13)從結生。(14)記無記。(15)隱沒不隱沒。(16)染汚。(17)依家。(18)有諍。(19)無緣。(20)非心。(21)非心數。(22)業。(23)外入。(24)三世。(25)不善、無記性。(26)欲界繫。(27)非學非無學。(28)修所斷。(29)身、口、等約三十個條を犯罪の體性として擧げて居る。

薩婆多部毘尼摩得勒伽

卷の第一

宋元嘉年僧伽跋摩譯

初毘尼衆事分

前に世尊を頂禮す
諸の惡行を降伏し
毘尼を最勝と爲し給ふ。
樹根を本と爲して
一切の善法の聚るは
大覺の說く所なり。
大駛流も壞せざるが如く
諸の惡戒の水を防ぐ
最も人中の尊と爲す。
牟尼の諸弟子
亦毘尼の因を說く。
今離れ及び當に離れんとするには
是を離れて解脫無し
聖衆は和合して住せん。
世に在りて常に滅せず

法王の聖種に生じ給ひ
善く諸の弟子を調し給ひ
我れ今少分を說き
枝葉は彼に依りて增すが如く、
毘尼を根本と爲す。
堤塘の水を防ぎ・
是の如く毘尼の堤も
佛及び諸菩薩は
辟支佛は清淨にして
應供も阿羅漢も
以て諸の有縛を離る
皆な毘尼の中に住すべし。
是の故に精勤に學び
諸佛の秘密藏は
法燈は世間を照し

期して、本書を再檢して自ら補ふの時を待つ。敢へて恕を乞ふ次第である。尚本書の註等に統一なきは書き下しの關係と出來た部分から前後して印刷に廻してしまつた爲である。

尚ほ本書の書き下しを近々數日にしてなして頂いた、文學士梶原重道君に深く感謝の意を捧げる。

昭和九年八月十日

湘南大佛座下

譯者　佐藤密雄　識

かゝる持律者があらゆる戒相を知る爲めに、兼ねて一般教團人が知る爲めに、矛盾あり複雜せる廣律を整理して作られたものが本書である。

故に廣律は隨犯隨制集錄であり、原始的な法律の型でありとせらるゝも（S. Dutt Eerly Buddhist monarcism ch, 1.）本書は純然たる、然も定型化されたる法律書である。故に本書は、その眞實の義に於いて防非止惡の書ではあらうがその形式上は犯罪集であり配罪書である。更に又僧團行事の手續要集でもある。

既に僧團行事に關しては白一羯磨集が早くからあつたのであるから、本書の如きものが要求され作られたことも又必然であらう。いづれにしても本書の七千偈を理解し、其の典據をたどらんとせば十誦律六十一卷悉く精讀しない限り不可能である程に、あらゆる場合が集錄されて居る。

七、本書と四分の相違について

從來支那及び日本に於いては四分が正統的な地位に置かれその犯罪配罪がよく知悉されて居るが本書に依れば、多少の相違がある樣である。これはとくに四波羅夷及び十三僧殘に目立つ。

例へば殺人にしても四分は波羅夷は人に人想して殺すので人に疑ありて殺し、人に非人想して殺す場合は偸羅遮であるが本書は共に波羅夷とする。

又大妄語戒でも人を疑ひてする場合、人を非人想してする場合は偸羅遮なのであるが、本書は共に波羅夷として居る。

斯樣な相違は所々に見出せる。本書の如く戒相のみを說く律書は直に見分け易いので、四分等の戒相と比較して見る場合に種々相違を見出せる。

支那日本に於いて律は四分、阿毘達磨は有部と言つた立場から、四分の戒體を有部思想で論ずることへの不正確さを糺す爲にも本書は重要な書となり得るものである。

附記

本書について論ずべき種々なること柄、とくに私が興味を以つて、カードした墮胎論、密輸論（不輸稅）、詐僞論、賊人逮捕に捕吏に協力すべきや、否や。破獄は罪になるや等の諸論、更に僧團の田耕論、田地兼併等多くの僧團に關する論議、更に又偸婆、佛像、經卷に關する盜罪の扱ひ方等の宗教行事に關する者等、多くの興味ある問題が本書に散在する。

然も、徒らに空虛な解題と亂雜粗漏な譯文のまゝ出版することとは、自らの淺學と、時日の餘りにも切迫したことに歸する。種々なる事の爲にとは言へ全く學的な尊嚴さの前に何等申譯もないと思ふ。

Encyclopedia）が、佛教僧伽として一個の社會であり、然も社會と言はるゝものの根柢的な要素、卽ち生產、金融の兩經濟と、家庭的生活、又は社會存續の根本的な生殖的な行爲を拒否した社會であつた。僧伽自身は出世間的であると主張しながらも、生理的な肉體を生かして居る者達の集りであり、經濟を否定して捨物に衣食住を求めんとしつゝ、然もその捨物を自由經濟と所有本能に生きる世間的な社會から仰がねばならなかつた。かくして律藏の全面を覆ふものは、對外的な威儀の汚損に依る外部非難への警戒と、內面的には本能の抑壓で、此の兩者相連關して居る事件がすべてをなして居る。かゝる非社會的な社會の故に、統制と個人間の相競が一般社會以上に嚴密な規律を要求する。かゝることに依つて生じた種々なる事件に對して、「作して好し」「なすべからず」「かくなすべし」とされたものゝ集錄が律藏であるとすれば、法律ならざる法律も社會的ならざる社會では、法律なのであらう。否、その整備せる滅諍法の如きに至れば、共同社會の完全な法律とも言へる。

律藏は隨犯隨制と言はれ、すべてが全能者である佛陀の制定とされる。故に一度結せられた規則は改廢せらるゝことなく、其れ故に矛盾した前後の事件に對して敎誡せられたものを規則として肯定することから生ずる法則相互の衝突があり得る。

尼薩耆波逸提はある不都合なことがあつた爲めに、「比丘は衣を完全する期間が過ぎた後、十日を過ぎては餘分の衣を持つてはならぬ」とせられた。然し乍ら、若し餘分なものを持つた時は人に與へて、自らの所有欲を捨てれば持つて居てもよいと言ふ規則も出來た。

此れは法的解釋が進步して所有と保管の二概念に分けたものとも言ひ得る。事實、他人の所有物の保管は罪にならぬと言ふ規則も生じた。

所が、此の規則の合法的な脫法行爲として每日衣を受けて、形式的に每日人に施して結局所持して居ると言ふ方法もあつた。波逸提の奪衣戒は、一度人に與へたものを、貰つた者の承諾なしに無理に取戾してはならぬ、と言ふ規則であるが、此戒の成立因緣は、合法的に餘分の衣を畜へんとして、與へて直ちに奪ひ返したことから作られたものである。

か樣に複雜化した制規はすべての敎團人が理解して居たとは考へられない。そこで持律者なるものが、あらゆる事件に關して決的な解釋を下すことゝなつて來たものであり、その事を證明するものが波逸提の第七十五の拒勸學戒で、「確かな持律者に說明を聽かされば承知出來ぬ」となつたものである。

て居ると見るのが穩當である。

いづれにしても、本書は全體的に論母の集錄であるが、典型的なものは此の五卷六卷に亙るもので、續いて七卷の增一法的攝收、分別と合せて本書が目得勒伽と名づけらるゝ所以をなして居るものと考へられる。

目得勒伽は所謂 mātika (pāli) mātṛka (skr) で一般に論母と呼ばれる。典型的な論母は南傳法聚論 (Dhammasaṅgaṇi) の mātika であらうが、彼の論事 (kathā-vatthu) の、論心も論母と呼ばれる。覺音 (Buddhagasa) の註釋に依れば、論母は佛誦であるとせられる。彼の論事等於いても論母は「勝義我あり」とか「中有あり」と言つた論題的な命題で、法聚論や分別論 (vibhaṅga) でも命題は、「五蘊とは色受想行識なり」と言つたものに相當する。故に論母は單なる名目ではなく、命題である。

十誦律にも修多羅、毘尼、目得勒伽と並稱して、阿毘達磨に相當する樣にも說き、或る所では修多羅、毘尼、阿毘曇、目得勒伽とも並べられて居るから、目得勒伽は時に阿毘達磨に配せられ（薩婆多論）時にはそれ以外にも取られたものである。

最初は持經者、持律者持論母者が僧伽の學人であつたらうが、阿毘達磨が佛敎の要目集としての論母から獨立して廣大してからは持論母者が必要となり、毘尼の如きも同樣に持律者が波羅提木叉及びその廣說をなし、持論母者が要目持者として必要であつたのでなからうかと思ふ。かゝることから本書の發生も一分肯定さるゝのであらう。

卷第七＝本卷は邊地受戒等から藥持、羯磨等の雜事及び一法から十一法迄を說く。然し乍ら十誦律の增一法には一致しない所が多い。

卷第八＝優波離問四波羅夷、問十三僧伽婆尸沙がある。此れは第一卷の重複にもなるが、十誦律、第五十二卷に完全に一致し、本書の不明な箇所は完全に十誦律に依つて訂正し得る。

卷第九＝には問三十事があるが此れも前卷同樣に十誦律の第五十三卷前半、即ち優波離問二不定法、問三十捨墮法に完全に合致する。

卷第十＝本卷は、前卷末からかけて九十波逸、問波羅提提舍尼法を說くが、是れも十誦律第五十三卷の後半、問波夜提、等に一致する。但し此處では優波離問にある問七滅諍法を說かない。

六、律制文書としての本書の地位

リステヴィッ氏は佛敎法律の項目下で律藏を取扱つて、「律藏は嚴密な意味では法律ではない。」と言つて居る (Hesling,

のであるが、內容は十誦律巻第五十二前半、優波離問部問婬第一、問盜事第二、問殺事第三、問妄語事第四に依つて立てられた目得勒伽であつて、本書の不明な部分は此の優波離問に對照することに依つて明らかになる。

巻第二＝問十三僧伽婆尸沙、問二不定法、問九十事（前半）が收められてある。十誦律第三巻より第十五巻に依つて立てられた戒相の目得勒伽であり。此れも優波離問、卽ち十誦律第五十二巻中より第五十三巻の大部分に相當するものに依つて立てられて居る。

巻第三＝問九十事の餘と、問四波羅提提舍尼、七滅諍、問受戒時、問布薩事、問自恣法、問安居法、問藥法、問衣法、問受迦絺那衣法、問倶舍彌事、問羯磨事、問覆藏僧殘事、問遮布薩事、臥具事、問滅諍事、問破僧事、問覆鉢事が前部約三分の二程の部分に論ぜられて居る。此れは十誦律の第十五巻後半より第四十巻迄に相當する部分である。然して此れも優波離問の問波夜提から最後問雜事迄で十誦律第五十三巻中より第五十五巻迄に依つて戒相が立てられて居る。

尙ほ本巻の後部には毘尼摩得勒伽雜事の初がある。此の雜事は、四波羅夷等に入るべき種々なる犯罪の場合を列擧するもので、四波羅夷法等の犯罪中の種々なる相の種類を律藏中の各說話から引出して、これに配罪したものである。此處にはその中の第一婬戒の前半が收められて居る。

巻第四＝前に引續きて毘尼摩得勒伽の後半、第四波羅夷迄を論じて居る。

巻第五＝前巻に等しき毘尼衆事分中の十三僧殘中の媒人戒迄が前半に收められて居る。

本巻の中半より、卽ち上記媒人戒の終ると同時に、受具戒以下二百有餘の名目が列擧せられ、引續いてその名目についての論母が、「受戒者受羯磨」と言つた樣な、典型的な目得勒伽が列ねられて居る。

巻第六＝前巻來の目得勒伽が此巻全部で終つて居り、末尾に佛說摩得勒伽善誦竟と記して居る。

十誦律に於いて善誦と唱へらるゝものは、第六十巻及び第六十一巻で此の兩巻は善誦毘尼と名づけられる。其の內容は五百集法毘尼、七百集法毘尼、毘尼中雜品、毘尼序、因緣品が收められて居る。

此の中の兩度の集法を最後の論母として雜品等の大部分をなすものを基本として二百有餘の摩得勒伽が成立して居るとも考へらるゝが、內容的には第五十六巻比丘誦が內容に於いて可成り近似して居る。然し此の比丘誦そのものは犍度部全體を基本として、法部行部を組織して居るのであるから、本目得勒伽は犍度部卽ち七法、八法全體を基本として立てられ

不共戒なり」と言つて居る。

二波羅提木叉とは言ふ迄もなく比丘、比丘尼の二つの戒本で、本書五卷（寒七79左）に謂ふ所の戒身、又は戒聚であつて、反面から言へば犯聚で波羅夷、僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅である。

毘崩伽とは所謂 Sutta vibhaṅga のことで、廣律の前分卽ち波羅提木叉因緣廣說である。然しながら北傳戒律はいづれも此の部分を毘崩伽と呼ばない。のみならず毘崩伽なる音譯字も北傳中に極めて見出し難いものである。

今日迄、少なく共私共は、廣律を毘崩伽と犍度部に分けることは南傳のみのことであると考へて居た。それ故に此處に此の言葉を得て、十誦も印度にて經分別部と犍度とに分け呼ばれて居たことを知ることに於いて、非常な興味がある。

十七毘尼事は無論四波羅夷と十三僧殘を指すものであらう。修多毘崩伽を十七事と、三十捨墮以下とに兩分して、波羅夷 (pārajika) と波逸提 (pācittiya) の二部に分け呼稱することも亦南方律の仕方である。

犍度部を七法と八法に兩分することは、現在の十誦律の分類の仕方と同一であるが、この分け方も、南方律の大品と小品の分け方に適合する。無論大體の合致で、八法中の加絺那衣法以下三つは南方では大品中にありはするが。

此等のことは十誦律が印度に於いて扱はれて居た當時の形式、又は呼稱、分別の仕方として極めて重要であり、引いて律一般の取扱ひの型として現在の南方律が正型であること。示すものである。

五、本書の內容と目得勒伽の意義について

先きに述べた如く本書は十誦律の律摩得勒伽であり、十誦優波離問を目得勒伽因緣として居るものである。故に全體を通じて優波離問分に最も多く合致する。

第一卷＝前半卽ち初毘尼衆事分は犯罪の體性についての阿毘曇磨分別で、作無作、可見不可見、身口意の作無作、色非色、善等の三性、欲等の三界繫等から、羯磨、界內界外、五篇七聚等の所謂分別說をなして居る。然して此の事は、後世戒體論としての戒羯磨の體性分別が、支那以來日本の律學の根本となつたに對して、此れは犯罪の體性分別であることが注目せらるべきである。

戒體論は調伏律、止惡防護律儀としての立場から成立せるものであるが、本書は全體が犯戒の戒相を明すものであるから、この初頭の分別自體が本書全體の主旨を明示して居るものとも言ふべきである。

第一卷の後半は、問四波羅夷戒である。十誦律第一卷と二卷の戒相を開明するも

（是れは漢譯（昃十40）に依つて、其の後半の漢譯にない部を南傳の英譯に依つて補つたものである。今、巴利本が手許にないので英譯に依つた Dialogue of Buddha P.P. 118）

此れに依れば四摩訶鍋波提舍とは

（一）佛親受の言葉
（二）衆聖有法戒者の言葉
（三）耆舊長老の言葉
（四）賢才高明智達人の言葉

である。是は實に弟子を通じて表現さるる經律說者としての、佛陀の而も時代的推移を表はす所の、觀念である。

第一の場合は、例へば第一結集時に際して、王舍城住の比丘達の結集に對して、富樓那が「私は、私が佛陀から親受した法に從ふ」と言つた如きものである。

第二の場合は、例へば第二結集に集つた長老達は佛陀の孫弟子であり、「佛陀に親受せる我師より、我れ斯く聞く」と言つたものが立論の規格であつたと考へられる。

第三に至れば各地教團の長老達が持つ解釋意見が裁定の規準となることを示す。

第四の場合は賢才高明の持律者があらゆる律制の護持者であり解明者となつて居ることを意味するものである。

かくして常に佛陀に最後の審判を求めた律儀は此の四つの鍋波提舍を通じて佛陀の眞意を見出して來たのである。然して此の鍋波提舍が正しくあるには唯一つ、「法句、經律に合する」と言ふことであり、本目得勒伽論に依れば、「三藏に合致する」と言ふことである。

其の故に、律藏に於ける律の解決は、「佛から斯々と聞きたるが故に」とか、「親受の弟子が言へるが故に」とか、「彼の長老が言へるが故に」とか、「或ひは律の學者が斯く言へる故に」と言ふ四の「故に」は歸して「法に相應なりや」にあるので、相應ならざる者は迦盧鍋波提舍（kāla-upadesa）と言ふのである。迦盧は所謂「惡」で、非法鍋波提舍義である。此の迦盧鍋波提舍なる語は、未だ外の經律に見出せない本目得勒伽得特有の言葉の様である。いづれにしても、律制を論ずる本書が、四鍋波提舍に言及することは、本目得勒迦の進歩性を見るに極めて重要なものゝ一つであらねばならない。

四、本書の見たる十誦廣律

本書の本據の典籍は疑ひもなく十誦律である。本書自身が、目得勒伽因緣は優婆離問なり、として居るが、全體は優婆離問に相當し、優婆離問を通じて見たる十誦律の戒相を明す目得勒伽である。

本書卷五末に「云何が毘尼因緣なる。謂く、二波羅提木叉、毘崩伽、十七毘尼事、七法、八法、善誦、增一散毘尼共戒

有りて來りて說かん。是れ修多羅なり、毘尼なり、阿毘曇なり、我れ佛より是の法を口受せりと、言はんに…………當に修多羅、毘尼、阿毘曇の中に覓めて、彼と相應せば當に其の人を稱歎すべし。若し不相應ならば當に彼れに、此れは佛法に非ずと言ふべし。…………何を以ての故に摩訶鎞波提舍と名づくるや。答ふ、大淸白說、聖人なり。聖人の所說法に依るが故に…………摩訶鎞波提舍と名づく。上と相違するを伽盧鎞波提舍と名づく。」と言つて居る。

此處に摩訶鎞波提舍(mahāupadesa)としては、大淸白說聖人としか出て居ないが、四摩訶鎞波提舍の說は大般涅般經(mahāparinibbāna sutta)に出て居るものと同じものを指す樣である。

「我滅度後。若有比丘言、我見佛口受是法是律是教。然其言說。不近不經而虧損法。當持法句經所說言律所見爲解語之。若經不與法意諍則。諫曰賢者且聽佛不說是吾子妄受與法違非法非律不如佛教當知棄是 But if they harmonise with the suttas and fit in with the rules of the order, then you may come to the Conclusion ; —— "verily this is the wordd of the Exalted One, and has been well grasped by that brother", This, brotheren you should recieve as the first Great Authority (Mahā-upadesa)」

「若有比丘言。我所止得依聖衆有法戒者面受。是法是律。然其言說不近不經虧損正法。當持法句經義律語爲解說之若不入與法意諍則。當諫言賢者且聽比丘衆者知法曉律非法律吾子妄受不應於與法意違不如律當知棄是 But if they harmonise with Suttas and fit in with rules of order,…………This, brothren, you should recieve as the second Great Authority (mahā-upadesa)

「若有比丘言我面從。耆舊長老者口受是法是律是教。然其言教不近不經虧損正法。當時法句經義語爲解說之。若經不與法意違則當諫謂賢者且聽耆舊長老知法曉律此非法律。吾子妄受不應於經與法意違不如律教當知棄是 But if they harmonise with suttas and fit in with the rules of the order, ………… This brothren you sould recieve as the third Great Authority (mahā-upadesa)」

「若有比丘言我得近賢才高明知達福慧衆所宗事。面從是經法律教。然其言說不近不經虧損正法當持法句義解說之。若經不入與法意諫。則當諫言謂正賢者賢哲高明曉法律此非法律吾子妄受不應非經與法意違不如教佛知棄是 But if they harmonise with the suttas and fit in with the rules of the Order ; ………… this is brethren, you should recieve as the fourth Great Authority」

の分類であり、結戒、結地は廣律中の戒相であるが、空行と轉根は本目得勒伽の特徴である。

空行は强いて廣律中に求むれば、地上に對して樹上等の行爲に當るが、(盗戒不輸税) 轉根に至つては廣律中にはない。轉根は所謂男子が女子に變化することである。

地上に於ける比丘の罪が成立するか、否か、を決するには一般から言へば、廣律に照して二波羅提木叉以下結地迄の條件を考慮すれば、斷罪し得るのであるが、本目得勒伽は、空中に於ける場合の地上との關係(結界等に關して)をも考慮する必要ありとする。又た更に男女に不共な戒がある限り、犯罪の途中に男が女に、女が男に轉根した場合に、斷罪上に相反した結果が生じ得ることを考慮せねばならないとする。

此の轉根なる考へそのものが如何なる意義を持つか、或ひは比丘が女人に觸れて僧殘罪に問はれた時に、脫法的に自ら女人に變形せりと僞裝せるものか、事實男が女に、女が男に變化せるものかは、後世教團生活考察の大きな題目である。

いづれにしても此の九個の條件が本目得勒伽が指し示す戒相であつて、七千偈と言はるゝ項目が此の戒相を求めて、一々の事柄の上に考慮しつゝ說かれて居るものである。

三、鏂波提舍について

律藏中の規定がすべて佛陀に依つて、規定されたとすることは、本書に於いても亦た異りはない。然し乍ら佛陀の制定とする限りに於いて一度定められた規定は改變を許さず、而も生ける教團の相繼ぐ事實は幾多の疑義ある事柄を生ずるに至る。とくに波逸提には、波羅提木叉そのものすら否定する者のあつたことを意味する規定が二個(十誦第七十五、八十三)も存在する。又僧殘法第十は和合を破る理由を固執するものは、三度諫言を受けても意見を捨てない場合に僧殘罪になることを規定して居るが、十誦の第三十卷等には朋黨異見者は擯羯磨の所刑となつて居り、更に合法的教團分裂を認める樣にさへなつて居る。

かゝる律制の矛盾、又は新事件に對して、佛陀にその最後の法としての法源を求めねばならないとするならば、此の佛陀は無限の律の源と、永遠に新しき眞理をもつ正義としての佛陀であるべきである。佛教僧伽の律はかくして佛陀の神聖律である。此の神聖規準として、如何なる決定をも佛陀律となし得るもの、從つて非律を非律として斷定し分判する規格が鏂波提舍である。

本書第六卷初頭に「云何が摩訶鏂波提舍なるや。四摩訶鏂波提舍有り。一比丘

薩婆多部毘尼摩得勒迦解題

一、本書の譯出

本書は宋文帝世、元嘉十年、天竺沙門の僧伽跋摩に依つて將來せられ、建業道場寺に於いて、彼れ自ら譯主となり、法雲が傳語し、慧觀が筆受して出たされたものとされ、これは諸經錄の一致する所である。

當時は既に各廣律が譯出された時代であつたが、僧傳に依るに羅什毘摩羅叉等の十誦律が出でゝより宋を經て梁陳に至る迄は專ら十誦律が支那に行はれ、十誦關係のものが譯出又は撰集された。其の間往々僧祇の學者を見るが五分の研究者はほとんど見ず、僅かに梁の明徽の『五分尼戒本』の撰集、唐の愛同の『尼戒本』のことを見る位のものである。即ち羅什門下としては、律に長ずるものに、僧業ありて、此の人は廣律によりて、戒本を撰したとあるから、恐らく僧尼二部の戒本を集めたものであらう。此の僧業の弟子に惠光、僧璩などの人々があり、僧璩はまた「十誦羯磨」一卷を撰集した人である。僧等と共に、羅什門下の律學者に、長樂寺の惠詢があり、有名な道場寺の惠觀も「十誦律」に達して居つたと言はれて居る。(故境野博士戒律の研究より)

此の道場寺主惠觀に依つて譯出され、此の十誦全盛期に支那に傳來された本書が當時の學匠の間に珍重されたであらうことは想像に難くはない。惠觀は、「十誦義疏」八卷の著者の惠猷の師であり、彼れは十誦に依つて「內禁輕重」を撰して「紙貴きこと王の如し」と言はれた十誦の達人であつた。

本書は薩婆多部と銘記するが如く、十誦律に依つて造られたもので、その內容は續いて論ずる如く、他の律書とは趣きをことにし、律中の戒相を集聚せるもので、十誦律六十二卷を餘蘊なく整理し、攝收し、卷末に言ふが如く七千偈に括めて、以つていやしくも律制に關する限りに於いてのあらゆる論題を單的な命題として記すものである。

二、本書に取扱ふ戒相について

本書の戒相を取扱ふ態度について、第一卷に「問ふ。若し人有つて非律を律と說かば戒相を何處に求めん。答ふ、二波羅提木叉中、十七事毘尼中、增一中、目多伽因緣中、共不共毘尼中、結戒中、結地中、空行中、轉根中に求むべし。」と言つて居る。此の中で、初めの五つは廣律

或は未だ起らざるの事は便ち起り、已に起れる事は滅すべからざること有らん。今や汝等當に自ら意を屈すべし。我等の作す所の罪は、偸蘭遮を除き、白衣相應罪を除きて、今、自らの爲めに、及び彼の爲めの故に、當に現前に發露悔過して、覆藏せず。」と、諸比丘言く。「汝は自ら罪を見るや、不や、」と。答へて言く、「罪を見、如法に悔過す。復た更に起すことなし。」と。第二部衆も亦た是の如く說く。是れを如布草毘尼と名づく。

一切の鬪諍、誹謗、犯罪、和合事、現前毘尼の[六九]所攝なり。唯だ下の四事有りて、上の七毘尼を用ひて滅して餘り無きなり。

一切の善、不善、無記及び十四破僧、六諍を本として生ぜるは通じて諍事と名づく。人に在りては諍、僧に在りては事と名づく。三毘尼を用ひて滅す。現前と多覓と布草なり。

見聞疑に從つて根として生じたる、作不作、倶に犯すと言ふは出事と名づく。人に在りては出、僧に在りては事と名づく。四毘尼を用ひて滅す。現前と憶念と、不癡と實覓となり。

身作、口作、身心作、口心作、身口心作に從つて生じたるを、通じて犯事と名づく。方便を犯と名づけ、事成を破と名づけ、不悔を越と名づく。二毘尼を用ひて滅す。現前と自言となり。

白、白二、白四、布薩、自恣、差十四人、僧より僧に至り事を爲すを本とするを作事と名づく。一毘尼を用ふ。現前なり。

【六九】一切の諍事に、他のいづれの滅諍法を用ふる場合も現前毘尼だけは必用である。

後に語無からしめんと欲するが故なり。亦た欲を受くる人の多く非法の籌を取るを恐るゝが故なり。四衆の尊重する所とは上二種籌を取り、停め等しく斷じ亘きるを以ての故に、有德人の衆の歸伏する所に就く。不用の語なきが故に、隨はざる者は羞ぢ、亦た諸人の爲に笑はれん。必ず受語せる傳事、人は多く事を說きて、人を說かず。大德比丘も亦直ちに事を說く。是れ人を說かざるに非ず。有事の二人は各ゝ自ら内知して伏すれば、則ち勝負相ひ現ずるなり。「還た發起せば波逸提なり。」とは二罪を以て之を印し、彼をして此の後更に無言ならしむるが故に結罪するなり。

六八 第七事〔布草毘尼〕

何を以て「布草毘尼」と名づくるや。或は一住處の諸比丘、闘諍し相言するを喜ぶあらば、諸比丘應に一處に和合し、已りて應に是の念を作すべし。諸長老よ、我等は大失にして非得なり。大衰にして非利なり。大惡不善なり。我等信を以ての故に、佛法中出家し、道を求む。然るに今や闘諍し相ひ言ふをば喜べり。若し我等にして、是の事の根本を求めんとせば、僧中に、或は未だ起らざるの事便ち起り、已に起れる事は滅すべからず。是の念を作すが故に僧に白す。「若し僧時到らば、僧忍じ給へ。是の事を布草毘尼を以て滅せんことを。」是れを白と名く。諸比丘は應に分れて二部と作るべし。是の中若し上座大長老有らば應に此の一部は語りて言ふべし。「我等は大失にして非得なり。大衰にして非利なり。大惡非善なり。我等は信を以つての故に佛法中出家し、道を求む。然るに今闘諍相言するをば喜ぶ。若しは我れ當に自ら意を屈すべし。我等の作す所の罪、偷蘭罪を除き、白衣相應罪を除き、是れを汝等の現前に發露悔過して覆藏せず。」と、是の中、若しは一比丘の是の事を遮する者無ければ、應に第二部の衆所に到るべし。是の中、若し長老上座有れば應に語りて言ふべし。「我等大失にして非得なり。大衰にして非利なり。大惡非善なり。我等信を以つての故に佛法中に出家し、道を求む。今や闘諍相言を喜ぶ。若し我等にして是の事の根本を求めんとせば、僧中に

【六八】僧團の爭論諍事が紛糾せる場合、論ずる兩派合意の上にて、かかる論爭は僧團としてなすべからずと、中止する方法にて、宛かも草にて地を覆ふ如く、爭論の醜惡さを覆ひ治めるを言ふ。

「其處に乃至摩多勒伽を持する者を聞く」とは佛法二柱ありて能く佛法を持す、謂く坐禪學問の故に、此の人輩を求むれば亦中に、大德人有り諍事羞難ならしむが故なり。

「傳事人斷」とは、恐らく他處に至るも滅し難きを恐れ、亦其の人を望め他處に向ふも、僧に愧有りて諫を受くるが故になり。又坐禪せる道遠勞るるの故になり。亦た惡事の滅を得るは善と爲すが故になり。

「期を作す」とは事を以て起れるは夏從よりなる故に、夏三月を除いて餘の九月を取りて事を明す。若しは斷じ叵くとも、其れ當に方を宜しく作して、斷ずべく、還た夏分に至らしむるなかれ、となり。

若しは能者は付するに傳事を以てす。便ち還る。所以は界外にて滿衆をして四人を明らに差せしめて、〔四人をして〕界外にて滅せしめ、若し事を斷ずべくは、必ず後に起らざらしむるが故に、以つて衆中に還つて重ねて羯磨を作さしむべし。

[六六] 五事の爲の故に、行籌人を立つるなり、疾く滅せんとするなり。「强」とは三有り、一には其の人の身に力有り、二には倚すものが有力人なり、三には錢力なり。「往來」とは、一住所より一住所に至る者にして事を明すこと久しく、既に多處を經て不斷にして、事纏し堅結せるなり。其の人無慚無愧にして心轉じ姧巧なるが故に。行籌する所以のものは事既に斷じ難く、若しは一は是と說き、一は非とし、必ず其の惡心を增すが故なり。籌を衆人の前に於いて行ぜば、好惡自ら伏し、理も亦偏藏無し。「行籌」とは行籌人心に非法人と爲すが故に。非法を望取する者多くば、若し明處に在らば、非法者を助くる者は、非法の籌を取るを羞ずる故なり。

[六七] 「期行」とは要を共にする相親しむ者が要を共にし、要を作すなり、「一切僧取籌」とは此の事重きを以ての故に、一切悉く集る。說戒自恣にも要すと雖も猶來らざる有り、此れ將さに相助者をして

【六六】　註五十三參照。

【六七】　行籌に、(一)祕行籌、(二)顚倒行籌、(三)に期行籌、(四)一切行籌の四種ありて、今此の第三を言ふなり。

す。

[五九]闥刺吒利とは闥轁は地に名け、吒利とは住に名く、智勝れ、正法に於いて不動なること、人の地に住して傾覆無きが如きなり。

[六〇]「應滅期」とは恐事を纒め難を斷ずるなれば當に云ふ受語なり。偏へに有るべく、亦た前人恐れて、及び已に求むるが故なり。

[六一]「應に捨てゝ僧に付すべし」とは以て僧中に從つて來り旣に不能滅ならば宜しく本に還付すべきが故なり。

「僧現前」とは僧旣に集り、中に能遮者有るも遮せざれば則ち僧は和合すと明すを名づけて現前と言ふ。

[六二]「烏迴鳩羅」とは烏迴は二を名づけ、鳩羅は、平等を名づく。心無二にして共れ平らかなること稱(はかり)の如し。今は必ず二人の五法有るものを以つてす。五法とは愛に隨つてせざるが故に、有罪を捨す。瞋に隨つてせざるが故に罰に過ち無し。彼を畏れざるが故に、而も法に違はず。不癡の故に、罪を畏れ非法に輕く事を斷ぜざるなり。斷と不斷とを知る故に烏迴鳩羅と名づく。

[六三]「欲を與へて以つて小らく遠去せよ、」とは、僧中に事を相ひ佐助する有らば、必ず斷じ叵きが故なり。所以は、欲を取りし者は、佐助有らしむるも後更に無言なるが故になり。「更に烏迴鳩羅を立つ」とは諍事遂に增し、恐らくは、破僧の由あり、行道を妨ぐる有るが故になり。故に更に多方に能く事を善斷する者を差すなり。必ず五法を具せざるものなり。

[六四]「遣使近處僧」とは、若しは他處に就かば事は必ず增多して斷じ難きが故に使を遣はすなり。彼旣に來り已りて、若し彼の中に能者するものは[六五]七日を云ふべし。「盡く已り安居を破する」とは、未だ三十九夜を開かざるを以ての故なり。

【五九】事件の紛亂せる時に選ばれて裁判者となる人で十誦律は闥轁比丘と記す。他の律に言ふ斷事人か。

【六〇】斷ずることを引受けた時の約束にて十誦律に依れば九ケ月中に斷ずべく期をなすべきこと約束するを言ふ。

【六一】斷事すること能はずして委託を放棄すること。

【六二】斷事に選ばれたる委員のことなり。

【六三】十誦律に、「是の烏迴鳩羅若し是れ上座なれば、諸の下座比丘は欲を與へて已つて小らく遠去すべし。若し烏迴鳩羅是れ下座なれば應に諸上座より欲を取り、已つて小らく遠去すべし」とあり。

【六四】十誦律の所謂傳事人なり（註五三參照）。而しての此の使は使の途中にて自ら紛爭を斷ずる方法が見付かれば自分で引返して自ら斷じてもよいとされて居る。

【六五】安居犍度に依れば破僧を謀るものありて、親友に諫を依賴して、自身を界外に去る時は七日間界外に出ることをゆるされる。これを指す。七日盡きて、安居を破するとは、急因緣の故に安居を廢棄することである。

尼を與ふべきが故になり。

實覓毘尼の行法は、是の比丘他に受大戒を與ふべからず。他の依止を受くるを得ず。新舊の沙彌を畜ふべからず。比丘尼に法を敎ふるを得ず。若し僧、羯磨して比丘尼を敎化せしむるも應に受くべからず。僧が實覓毘尼を作して與へし所の罪をば、更に犯すべからず、若しは是れに似たる罪、及び是の罪を過ぎるものも亦應に作すべからず。應に僧羯磨を訶すべからず、亦、應に作羯磨人を訶すべからず、應に他に從ひて乞聽すべからず。應に說戒を遮すべからず、應に受戒を遮すべからず。應に自恣を遮すべからず。應に無罪比丘の過罪を出すべからず。應に共に同事すべからず。應に心行を調伏し、比丘僧の意に隨順すべし。若し是の如きの行法をせされば盡形するも是の羯磨を離るゝを得ず。

[五六] 第六事〔多覓毘尼〕

多覓毘尼とは多く、因緣を求め、多處に斷ずるも未だ斷ぜずして、多人に從つて斷ずるが故に多覓毘尼と名づく。行籌の時、斷事の時は一切の僧集るべく、[五七]欲を取るを得ず、何を以ての故に、或は多比丘の非法を說くが故に。是れを名づけて、一切行籌とす。此の中一切の比丘は應に欲を取るべからず、行鉢法の如きなり。

若し斷ずる能はずは、乃至彼處の僧坊中に若しは三人、二人、一人の比丘有りて、三藏を持し、四衆に重ぜらる者あらば、應に彼處に到るべし。應に彼の一比丘に語るべし、前の次第の如く事を具足して向つて說くべし。是の大德比丘は應に是の語を作すべし。「二人相言ひて、俱に勝を得るべからざるなり。是の中必ず一つは勝ち一つは負く。」と。是の如きの語は是れ如法說と名づく。若し是の如く語らざれば是れを非法說と名づく。是の諸の相言ふ比丘、若し如法に事を斷じ已りて、還た更に發起すれば[五八]波逸提なり。若しは但だ訶責して是の斷事は不如法なりと言はゞ突吉羅を犯

【五六】此れは現前毘尼法に依つて圓滿所決せざるものを多數決に依つて決する法である。即ち、次の文の初めに多くの因緣を求め、多處に斷ずる能はずと記して居るのは、現前毘尼法に於いて闍維陀比丘と名づくる斷判決人を上げても決せず、烏廻鳩羅と名づける委員を選んで委員付託に依つても決せず、傳事人と稱する者を選んで他の僧團に知者を求めても決定せざる事柄を行籌即ち投票にて多數決に依つて決定する方法である。無論爭はる事件は爭論諍事で、(一)堅(二)强(三)佷戾(四)往來(五)疑畏の五個の條件を具へたものである。堅は主張堅固なること、强は主張者反對者の强硬事、佷戾は爭ふ兩者の惡性相ひ瞋恨なること、往來とは事件が多處に至ること、疑畏とは和合破るる畏れあることである。

【五七】缺席して贊意を言ひ送ること。

【五八】波逸提第五十三戒。

に作すを憶念せず。裸形にて東西に走せたるを憶せず。立ちて大小便せるを憶せず。と。是の人僧に從つて、不癡毘尼を乞はんに、若し僧、是の人に、不癡毘尼を與ふれは、是れを四如法不癡毘尼と名づく。

不癡毘尼を得たるものの行法は、餘比丘其の過罪を出すべからず。應に憶念せしむべからず。從ひて乞聽すべからず。亦た應に他比丘の乞聽を受くべからず。若し、彼に從ひ乞聽すれば突吉羅を得す。若し他の乞聽を受くるも亦た突吉羅を得ず。若し彼聽さずして過罪を出し、若しは憶念せしむれば波夜提を得す。

第五事〔實覓毘尼〕[五五]

此れは是れ折伏毘尼にして一切五篇戒について盡く實覓毘尼を與ふ、一切五衆に盡く此の毘尼を與ふ、比丘、比丘尼は現前なり。三衆は不現前なり。白四羯磨にて實覓毘尼を與ふ。五種の非法と五種の如法と有り。

五種非法とは比丘有りて、波羅夷罪を犯じ、先に不犯と言ひ、後に犯と言ふ。若し僧、是の人に實覓毘尼を與ふれば、是れを非法と名づく。何を以ての故に、是の人には應に滅擯を與ふべきが故なり。比丘有りて僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯じ、先に不犯と言ひ、後に犯と言ふ。若し僧是の人に實覓毘尼を與ふれば、是れを非法と名づく。何を以ての故に、是の人は所犯に隨ひて、應に治すべきが故になり。

五如法とは比丘有りて波羅夷を犯じ、先に犯と言ひ、後に不犯と言ふ。若し僧是の人に實覓毘尼を與へば、是れを如法と名づく。何を以ての故に、是の人には應に實覓毘尼を與ふべきが故になり。若し比丘僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯じ、先に犯と言ひ、後に不犯と言ふ。若し僧は是の比丘に實覓毘尼を與へば、是れを如法と名づく。何を以ての故に。是の人には應に實覓毘

【五五】此れは本文が示すが如く折伏罪であつて、前の憶念、不癡兩毘尼が比丘の無罪の決議要求の爲にあるもので守護毘尼と言はるるとは趣きをことにす。これは訊問中の告白に不一致がある場合に、その不一致を指摘され罪の宣告を受くるものである。故に所犯の罪の外に、告白辯明の不一致なる所から此れによる罪だけが加上さるることゝなる。然し訊問中に無罪の實の告白が、强要又は暗示に依つてなされた場合もあり得るが、此れとても罰せられる譯である。然し此の中に、波羅夷罪を犯じたものが取扱はれて居るが、事實波羅夷罪の犯された時は、僧團不共住で本宣告は役立たない。是れは罪過諍事の適用法である。

憶念毘尼の行法は、餘比丘其の罪過を出すべからず、憶念せしむべからず、乞聽すべからず。亦餘比丘の乞聽を受くべからず。若し彼に從ひて乞聽すれば突吉羅なり。若し他の乞聽を受くれば亦突吉羅なり。若し彼れ聽かざるに、若しは過罪を出し、若しは憶念せしむれば波夜提を得す。

第四事〔五四〕「不癡毘尼」

此れは是れ守護毘尼なり五衆盡く不癡毘尼を與ふべし、不癡毘尼を與ふるには必ず白四羯磨なり。或は現前あり、不現前にして與ふ。比丘、比丘尼は現前にして、三衆は現前ならず。

若し比丘不癡毘尼を得し已つて、若し反戒して、沙彌と作らば卽ち先の不癡毘尼なり。若し反戒して、還俗して後更に、出家し、若しば、沙彌と作り、若しは具戒を受くるも、卽ち先の不癡毘尼なり。若し沙彌が不癡毘尼を得し已りて、若し具戒を受けば、卽ち先の不癡毘尼なり。若しは、反戒し、還俗して、後ち更に出家して、若しは沙彌となり、若しは具戒を受くるも、卽ち先の不癡毘尼なり。若しは根變じて、沙彌尼と作るも、亦卽ち先の不癡毘尼なり。若しは比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼の、不癡毘尼を得し已つて、展轉して次第せるものも、比丘、沙彌法の如し。

不癡毘尼に、四種の非法と、四種の如法と有り。

四種の非法とは、比丘有り。癡狂ならざるに狂癡の相貌を現ず。諸の比丘、僧中に問ふ。汝狂癡の時の作す所を憶念するや、不や、と。答へて言ふ。長老よ、我れは癡の故に、作せるを憶念す。他人我れに敎へて作さしむ。二に、夢中に作すを憶す。三に、裸形にて東西に走る。立ちて大小便せるを憶せるは四也、と是の人、僧に從つて不癡毘尼を乞ひ、若し僧、是の人に不癡毘尼を與ふれば、是れを四つの非法と名づく。

四つの如法とは、比丘有り。實に狂癡し、心顚倒して、狂癡の相貌を現す。諸比丘、問ふ。汝は、狂癡の時に、作せる所を憶念せるや、不や。答へて言く。憶念せず。他我れに敎へて作さず。夢中

【五四】此れは前の憶念毘尼と甚だよく似て居るが、その異りは、憶念毘尼の三非法の第二に擧げられて居る如くである。佛敎の律制は狂亂、錯神中の出來事は、よしそれが如何なる大罪であつても罪にはならない。かゝる場合に罪にはならない。かゝる場合に罪せられた時には、記憶するとせざるを問はず、此れを訴へて愚癡（罪人）ならざる決議を要求する方法である。形式は全く前の憶念毘尼と同一である。

三種非法憶念毘尼有り、三種如法憶念毘尼有り。三種非法とは(1)比丘有り、無殘罪を犯し、自ら言ふ「有殘罪を犯す。」と、是の比丘、僧に從ひて憶念毘尼を乞ひ、若し僧是れ比丘憶念毘尼を與ふれば、是れを非法と名づく。何を以ての故に、是の人應に滅擯すべきが故になり。(2)又施越比丘の如し、狂癡心の故に、多く不清淨、非法、不隨順道、非沙門法を作す。是の人還りて本心を得、先の所作罪を若しは[五三]僧、三人、二人、一人常に是の事を說くにより、是の人僧に從ひて、憶念毘尼を乞ふ。若し僧是の人に憶念毘尼を與ふれば是れ非法と名づく。何を以ての故に、是の人應に不癡毘尼を與ふべきものなるが故になり。(3)又訶多比丘の如し、無慚、無愧、破戒にしての見聞疑の罪あり。是の人自ら言ふ「我は是れ罪有り」と。後に言く「我は是れ罪無し」と。若し僧是の人に憶念毘尼を與ふれば是れを非法と名づく。何を以ての故に、此の人には應さに實覓毘尼を與ふべきが故になり。是れを三非法憶念毘尼と名づく。

三如法とは(1)又陀驃比丘の如し。慈地比丘尼の僞に無根の波羅夷にて謗ぜられたる故に、若しは僧、三人、二人、一人は常に是の事を說く。是の比丘、僧に從ひて憶念毘尼を乞ひ、若しは僧、是の人に憶念毘尼を與ふれば、是れ如法と名づく、何を以ての故に、是の人には應に憶念毘尼を與ふべきものなるが故になり。(2)又一比丘の如し。罪を犯し。是の罪を發露し如法に悔過し、除滅す。若し僧、三人、二人、一人、猶ほ是の事を說けば、是の比丘は僧に從つて憶念毘尼を乞ふべし。若し僧、憶念毘尼を與へば、是れを如法と名づく。何を以ての故に、是の人には應さに憶念毘尼を與ふべきものなるが故になり。又、如し比丘、未だ是の罪を犯さざるも、將に必ず當に犯すべしとするに、是の事を以ての故に若しは僧、三人、二人、一人が此の犯罪を說かんに、是の比丘は僧に從ひ憶念毘尼を乞ひ、若し僧是の人に憶念毘尼を與ふ。是れを如法と名づく。何を以ての故に、是の人には應に憶念毘尼を與ふべきが故になり。是れを三如法憶念毘尼と名づく。

【五三】僧と四人以上を僧とする。

人、二人を約敕して折伏せしめて現前毘尼を與ふ。是れ一非法現前毘尼と名づく。

不如法僧有りて如法僧を約敕して折伏せしめ現前毘尼を與ふ。不如法僧有りて如法の三人二人一人を約敕して折伏せしめ現前毘尼を與ふ。乃至、不如法一人、如法の一人、僧、三人、二人を約敕して折伏せしめて現前毘尼を與ふ。是れ二非法現前毘尼と名づく。

二種如法現前毘尼とは如法僧有り。如法の僧を約敕し、折伏せしめ現前毘尼を與ふ。又如法僧、如法の三人、二人、一人を約敕して折伏せしめ現前毘尼を與ふ。乃至、如法一人、如法一人、僧、三人、二人を約敕して折伏せしめ現前毘尼を與ふ、是れ一如法現前毘尼と名づく。又如法僧、不如法僧を約敕し折伏せしめ現前毘尼を與ふ。又如法僧、不如法の三人、二人、一人を約敕して折伏せしめ現前毘尼を與ふ。乃至如法一人は不如法一人、僧、三人、二人をして折伏せしめ現前毘尼を與ふ。是れを二種の如法現前毘尼と名づく。

第三事[五一]〔憶念毘尼〕

此れは是れ守護毘尼なり。三衆に悉く憶念毘尼を與ふ、五篇戒は盡く憶念毘尼を與へ、憶念毘尼を與ふるには必ず白四羯磨にて與ふ、或は現前なるあり、或は不現前なるあり。比丘、比丘尼は現前すべく、三衆は現前せず。

[五二]若し比丘憶念を得已りて、若しは反戒して、沙彌と作るも先の憶念なり。若しは反戒還俗して後更に出家し、若しは沙彌と作り、若しは具戒を受くるも、卽ち先の憶念なり。若しは根變じて沙彌尼と作り、卽ち先の憶念なり。若しは沙彌、憶念を得已りて、若しは具戒を受けるも、卽ち先の憶念なり。若しは返戒還俗して後更に出家し、若しは沙彌と爲り、若しは具戒を受くるも卽ち先きの憶念なり。若しは根變じて沙彌尼と作るも亦た卽ち先の憶念なり。若しは比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼の憶念を得已りて、展轉次第するも比丘、沙彌法の如し。

【五一】此れは誹雜諍事、罪過諍事に關する處理法で或る比丘が無罪に罪とされた場合の如きは憶念毘尼法に依つて無罪證明の訴訟を提起し、自己の明確な記憶に依つて無罪を明らかにして僧伽の無罪の決議を求める法である。

此の成立條件としては、(一)訴へる者が無罪であること、(二)無罪の罪で誹謗されて居ること、(三)憶念毘尼の訴へを起すこと、(四)僧伽はその手續により適法な取扱をすべきこと、等が擧げられて居る。

【五二】以下は、憶念毘尼は、その非難されたこととその時の其の比丘の狀態に於いてのみ適用さるるもので、非難された時比丘であつたものが、其の後轉根して比丘尼となるとも、比丘尼としての憶念毘尼ではないとするのである。

第一事〔自言滅諍法〕[四九]

自言滅諍法は五衆事あり及び五篇戒にして犯、不犯有らば盡く自言滅諍法にて滅す。

自言滅諍に十種非法と十種如法と有り。十非法とは若しは比丘波羅夷罪を犯して自ら「不犯なり」と言ふ。衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け。」と。自ら言く「犯ぜず。」と、是れを非法と名づく。又比丘、僧殘、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯じ、自ら言ふ「犯さず、」と。衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」と。自ら言く、「犯ぜず。」と、是れ五非法と名づくるなり。

又、比丘波羅夷罪を犯さずして自ら言く、「犯ぜり、」と。衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」と。自ら言ふ、「我れ犯ぜり、」と。是れを非法と名づく。比丘有りて僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯さずして自ら言ふ、「我れ犯ぜり」と。衆僧問ふて言はく、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」と。自ら言ふ、「我れ犯せり。」と、是れ十非法と名づく。

十如法とは比丘有り、波羅夷を犯じ、自ら言ふ、「我は犯せり。」と、衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」自ら言ふ「我れ犯ぜり。」と、是れ如法と名づく。比丘有りて僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯し、自ら言ふ、「我は犯せり。」と、衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」と、自ら言ふ、「我は犯せり。」と、是れを五如法と名づく。

又比丘波羅夷、僧殘、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯さざるに自ら言ふ、「犯さず、」と、衆僧問ふて言く、「汝自ら犯ぜしや不やを說け、」と、自ら言ふ「不犯なり。」と、是れ十如法と名づく。

第二事[五〇]〔現前滅諍法〕

現前の滅諍に二種の非法と二種の如法と有り。

二非法とは非法僧有りて、非法僧を約敕して折伏せしめ、現前滅諍を與ふ。非法僧有りて非法の三人、二人、一人を約敕して折伏せしめ、現前毘尼を與ふ。乃至不如法一人、不如法一人、僧、三

【四九】自言法で滅するは罪過諍事中のもので、言は告白で、一人乃至三人等の前で告白する略式のものと、僧伽に告白する正式の場合がある。

【五〇】現前とは僧現前（全僧伽出席）人現前（事件當時者出席）比丘現前（戒律の明文）である。故に七滅諍法中の他の六の法の場合にもすべて此の現前法が加つて居て初めて成立するものである。此處では特に現前のみで事件の解決する場合を論じて居る。現前毘尼のみに依つて對治せらる事件は、爭論諍事のある者と、義務諍事の全部である。

三には、「[39]參差せず」、四には、「[40]斫頭の如くならず」、五には、「[41]多羅葉の如くならず」、六には、「象鼻の如くならず」、七には、「麨揣の如くならず」、八には、「細攝せずして」、九には、茸「著茸せずして」、十には、「兩邊を並攝せずして」、十一には、「細縷の內衣を著せず」、十二には、「周齊に著す」。

[42]三衣に四事有り。「高く」、「下く」とは泥洹僧の上四指なり。三に「不參差」、四に「周齊」なり。

[43]白衣の舍に入るに四十一事あり。

[44]食を受くるに二十七事あり一には「一心に飯を受け」、二には「一心に羹を受け」、三には「鉢に溢れて羹飯を受けず」、四には「拘飯等の食」、五には「不拘飯食」、六には「構へて飯食をせず」、七には「大揣飯食せず」、八には「手捉して食をせず」、九には「豫め口を張りて食を待たず」、十には「食を含みて語らず」、十一には「齧半食をせず」、十二には「吸食して聲を作さず」、十三には「嚼食し聲を作さず」、十四には「味咽食せず」、十五には「吐舌して食せず」、十六には「縮鼻して食せず」、十七には「手を舐めて食せず」、十八には「指にて鉢を抆ひて食せず」、十九には「手を振りて食せず」、二十には「箸を棄て半飯せず」、二十一には「膩手にて飲器を捉らず」、二十二には「不病にして自らの爲に羹飯を索むるを得ず」、二十三には「飯にて羹を覆ひ更に得るを望まず」、二十四には「比丘の鉢を相ひ看ず」、二十五には「鉢を端視す」、二十六には「次第に噉食して盡くす」、二十七には「洗鉢の水を飯有るに、主人に問はずして、舍內に棄てざるべし」。

[45]人の爲に說法するに十九事有り。

[46]大小便唾涕に三事有り。

[47]上樹に一事あり。

[48]七　滅　諍

【三九】第三、不そろひに內衣を著けざる戒。
【四〇】第四蛇の頭の如く內衣の先をはし折る着方。
【四一】以下十誦の第六、第五、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二に相當する。
【四二】十誦の第十三—第十六。
【四三】十誦の十七—五十七。
【四四】十誦、五十八—八十四に相當するも。本文の第四と十誦の第六十一、第五と十誦六十二、第六と十誦の六十三、第十四と十誦七十一、第二十と十誦七十七等は相當すべきに內容異るを見る。
【四五】第八十五—百三。
【四六】第百四—百六。
【四七】第百七。
【四八】僧團にて起り得る諍ひを爭論諍事（法非法乃至罪不罪に關する諍論）、非難諍事の（生活態度に對する非難攻擊諍論）、罪過諍事（罪ありと非難攻擊する諍論）、義務諍事（手續に關する論諍）の四種に分けるが、是れ等を處理止滅する方法が七滅諍法である。十誦では此の四種を次いての如く諍事、出事、犯事、作事と名づけて居る。

佛眼を以つて、去來の諸佛、及び淨居天を觀じ給ふ也。而して後に結し給ひ、來世の衆生をして、慢罪を生ぜざらしめ給ふなり。」と。

復た次に、「三世の諸佛の戒を結し給ふに、同なる有り、不同なる有り。五篇戒中に於いては必しも盡く同じからず。此の泥洹僧、袈裟を著くることは、三世の諸佛、一切盡く同じ。是の故に此の戒は、諸佛及び淨居天を觀じ給ひ餘篇は觀ぜざるなり。」と。

問ふて曰く、「此の衆學戒の結せられたるは旣に初に在りて、而して後に在る耶。」と。

答へて曰はく、「佛は初めに在りて結し給へり。後に集法者は銓次して後に在らしめしなり。何を以ての故となれば、罪名は一なりと雖も、輕重に五有り。重き戒を以つて先きに在らしめ、輕き戒を以つて後に在らしめしなり。此の戒は五篇中に於いては最も輕し。是の故に後に在るなり。又一は是れ實罪、二は是れ遮罪なるを以つてなり。實を以つて初に在らしめ、遮罪を以つて後に在らしむるなり。又た、一は是れ無殘、二は是れ有殘なるを以つてなり。又た、焦の敗種の如きを以つてなり。又た、多羅葉の如きを以つてなり。是の故に重きは初めに在り、輕きは後に在るなり。」と。

問ふて曰く、「餘篇戒には應當學とは言はざるに、而も此の戒のみ獨り爾るや。」と。

答へて曰く、「餘の戒は持易くして而も罪重し。犯せば則ち罪を成ず。或ひは衆に悔し、或ひは對首に悔す。此の戒は持し難くして而も罪は輕し。脫るゝこと爾り。犯す有れば、心に悔み念じ、學せば罪卽ち滅する也。戒は持し難くして、犯じ易きを以つての故に、常に心に愼みて、念じて學すべきなれば、罪名を結せずして、直ちに應當學と言ふなり。」と、

[三八]「高く」、「下く內衣を著する」とは踝上一搩手の上下を過ぐるを名づけて「高く」、「下く」とす。若し比丘、沙彌の遠く行、來する時は、踝上二搩手上、膝下に至るまでを聽す。比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼は一切時に、踝上一搩手を正しくして、行來せしむべし。高きを得ざるなり。

【三八】衆學法第一、第二なり。

是の中に人有りて賊に似る。若し是の持食人の强いて來る者は不犯なり。律師は云く。所羯磨人は必ず勇健多力にして能く賊をして却かしむべし。若し却くこと能はずば一切の僧は盡く應に有賊處に至るべし。若し復た能はざれば應に聚落の檀越に語り多人をして防禦せしむべきなり。

〔四悔過法竟り〕

衆學初

此れは是れ共戒なり。

「極高に泥洹僧を著す」ものは是れ五比丘に非ず。是れ優爲迦葉等にも非ず。亦た舍利弗、目犍蓮等にも非ず。又た善來比丘にも非ず。多くは是れ[三六]白四羯磨にて具戒を受けたる者なり。釋種の千人同時に出家せる者の如きなり。此等の諸人等は多く威儀を壞せり。

釋種比丘の如きは本と豪族より出でたり。以つて先きに「下に泥洹僧を著くる」を習ひとせり。

諸婆羅門、外道の佛法中に在つて出家せるものは「高く泥洹僧を著く」。

諸六群の比丘は「參差して泥洹僧を著く」。

問ふて曰く。[三七]「五篇戒中に、佛は何を以つて正しく泥洹僧、三衣を著くるを制し給ひ、去來を及び現佛及び淨居天を觀じたまふ耶。」と。

答へて曰く、「佛は五篇戒を結するに、皆な應に三世諸佛、及び淨居天を觀じ給へり。但し、年歲久遠にして〔律本に〕文字漏落せるために餘篇には盡く無きなり。此の〔衆學の〕中にのみ獨り有るなり。」と。復次に、「五篇戒を結するに、此〔の衆學法〕は最にして初めに在りしなり。結して後に集藏者が次を詮はして後に在らしむ。此の篇を以つて初を貫くが故に餘篇に說かざるなり。」と。復た次に、「此の戒は餘篇に於けるよりも是れ輕なり。將來の弟に重んずるの心生ぜず。是の故に如來は、

【三六】五比丘、三迦葉、舍利弗、目連も善來比丘である。善來比丘とは佛陀の教團の初期には、白四羯磨にて具足戒を受けて入團する形式なく、佛が「汝、善來比丘」と仰せられれば入團したことゝなつた。故に受具の比丘は善來比丘以後の比丘である。

【三七】衆學の初の著衣法の因緣には、佛陀が、過去未來、淨居天の內衣の著方について觀察して、結戒し給ふことを記して居る。この理由について以下論ずるのである。

落外なる、若しは比丘尼坊舍中にて與ふは不犯なり。

第　二　事[三三]

此れは是れ不共戒なり。比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼は無犯にして、沙彌は突吉羅なり。是の中犯とは若しは比丘、比丘尼に敎へられて與ふる食を受くれば波羅提提舍尼罪を得す。受くるに隨つて爾の所にて波羅提提舍尼なり。若し二部の僧共に坐し、一部の僧中に若し一人ありて、是の比丘尼に語る者有らば、第二部の僧も亦名づけて語ると爲す。若し別入別坐して別食別出すれば、是の中、檀越門に入り比丘は應に出づる比丘に問ふべし。「何比丘尼ありて、是の中に檀越に敎へて、比丘に食を與へしむるや、」と。答へて言く。「某なり」と。應に問ふべし。「約敕せりや未だなりや、」と。答へて言く。「已に約敕せり」と。是の人比丘も亦た約敕せり、と名づく。諸比丘の城門を出る時、比丘有りて、入る者は出る者に問ふべし。「若し出づる者未だ約敕せざれば入る者は應に約敕すべし、」と。若し出づるもの約敕せば、入る者も亦た約敕せり、と名づく。

第　三　事[三四]

此の戒は比丘尼と共にして、三衆は不共なり。是の中犯とは若し比丘の學家中にて、僧が學家羯磨を作し已りて、先に請せられずして後に來り、自手にて根食を取らば波羅提提舍尼を得す。若し一時に十五種食を取らば一罪を得す。若しは異時各々取らば十五波羅提提舍尼を得す。

第　四　事[三五]

此れは是れ不共戒にして四衆は無犯なり。是の中犯とは若し比丘僧未だ是人を差せずして僧坊の外にて自手にて根食を取らず僧坊內にて取らば波羅提提舍尼の罪を得ず。若し比丘、僧羯磨を受け已り、是の比丘、是の中に賊ありて入るを知らば、應に淨人を將ひて是の中に立たしむべし。若し是の中人の賊に似る者有るを見れば應に是の食を取り、諸持食人と語るべし。汝來り入ること莫れ。

【三三】在俗偏心受食戒。有諸比丘白衣家請食。是中有比丘尼指示言。與是比丘飯。與是比丘羹。諸比丘應語是比丘尼。小住待諸比丘食竟。若諸比丘中無有一比丘語是比丘尼小住待。諸比丘食竟者。是一切諸比丘應向餘比丘言。長老。我等墮可呵法。不是處。是法可悔。我今發露悔過。是名波羅提提舍尼法。

【三五】學家受食戒。有諸學家。僧作學家羯磨竟。若比丘如是學家。先不請後來自手受食。是比丘應向餘比丘說罪。作是言。長老。我墮可呵法不是處。是法可悔。我今發露悔過。是名波羅提提舍尼法。

【三四】有難蘭若受食戒。有比丘僧住阿練兒處。有疑怖畏。若比丘知是阿練兒住處有疑怖畏難。僧未作差。不僧坊外自手受食。増坊内取。是比丘應向餘比丘說罪言。長老。我墮可呵法不是處。是法可悔。我今發露悔過。是名波羅提提舍尼法。

比丘の浴するあり。一比丘有りて其の身體の鮮淨にして細輭なるを見便ち欲心生じて、後久しからずして男根墮落して、卽ち女根有り。則ち休道し俗となり、子を生みて後還りて、遇ゝ見て卽ち之を識りて、本所の因を知る。卽ち歸して、情を求む及び羅漢敎へて悔過せしむ。用心して純に至り。還た男根を得たり。故に宜しく露形すべからず。云く婬は持戒の大比丘及び沙彌は罪なり。七寶塔を破するに同じきなり。人に勸めて出家精進せしめば斯の福は塔に同じきなり。

九十事[三一]第九十

云く、佛の衣量は佛身は丈六なり、常人は之に半す。衣量の廣長は皆半すべきなり。佛弟難陀は佛より四指短く衣も應に長中一尺、廣中四寸を減ず。難陀先に上衣を著け、佛は中衣を著く。今過等を聽さず。下衣を著くるを聽す、常人は則ち下中の下なり。

佛の衣色は金の如く、詰施、髹色も亦た爾り。故に難陀の衣は宜しく當に覆沙すべし。覆沙とは桼に壞色と言ふなり。比丘の衣に同じからしむるなり。

〔九十事竟り〕

四悔過法〔四波羅提提舍尼法〕

第　一　事[三二]

此れは是れ不共戒なり。比丘尼式叉摩尼、沙彌尼は無犯にして、沙彌は突吉羅なり。

此の戒體は罪名無く、一人の邊に一說する悔過なり。是中犯とは若し比丘不病にして聚落中に入り、非親の比丘尼の邊より、自手にて根食を取らば波羅提提舍尼罪を得す。若し一時に十五種食を取らば一波羅提提舍尼にして、若し一一に取らば十五波羅提提舍尼なり。不犯とは若しは病なる、若しは親里比丘尼なる、若しは天祠中多人聚の中にて與ふなる、若しは沙門住處にて與ふなる、聚

【三一】第九十、與佛等量戒。若比丘與佛衣同量作衣及過作得波逸提。

【三二】在俗家從非親尼取食戒。若比丘不病入聚落中。非親里比丘尼所自手受食。是比丘應向餘比丘說是罪。長老我墮可呵法不是處。是法可悔。我今發露悔過。是名波羅提提舍尼法。

り。蟲の喜びて生ずるが故なり。又若しは軟暖上に臥し後に寒及び飢餓を得るの時堪忍せざるが故なり。乞ふ時は突吉羅を犯ず。貯ふるに隨つて、犯墮を成ずるに至る。
凡そ佛に施さば卽ち其の福を得、用ふるに從て生ずること無し、今佛は用ひざるが故に、僧は則ち常に用ひ、福は則ち常に生ずるが故に應に臥具を護作すべきなり。

九十事[二七] 第八十七

覆瘡衣とは先きに未だ涅槃僧を畜ふを聽されず。一比丘有り病みて癰の膿血流出して安多衛を汚す。佛見たまひ覆瘡衣を畜ふを聽し給ふ。乃至瘡差えて後十日內は畜ふるも不犯なり。旣に涅槃僧を聽す。瘡を患ふの時は涅槃僧の內に之を著くべし。量は涅槃僧の如し。

九十事[二八] 第八十八

「尼師壇」とは本、佛在す時は臥せざるが故に小さく作れり。て後難陀に因り縷を益すを聽す、織邊に從つて唯一頭に於いて更に一搩手を益す。凡そ長さ六尺にして廣さは三尺なり。比丘をして臥せしむるが故に、僧の臥具量四八尺なり。今若し尼師壇の量を作らんと欲する故に[二九]本作の如くすべきなり、言く此れは先制なるを以ての故に、此の中に〔量の定め〕在る所以なり。後に三十捨墮を結するを以て則ち捨墮に入れられたり。今不如法を作せば便ち捨墮に入るなり。

九十事[三〇] 第八十九

「雨浴衣の中「求願」とは、「佛は過を願ふを與へず。」とは、云く過を願ふは王大人法の如し。求願するに從つて所索有らば禮は必ず違せず。若し、妻・妾・奴・婢・田・宅を求めば悉く與ふ。佛は此を過ぐれば不如法與なるを以ての故に「過の願を與へず」と云ふ、唯だ如法の願を與ふるなり。
言く今凡そ比丘浴するに、若しは露覆室なれば白衣不共にして、及び上身を覆ふを要す。要ず、當に蝸支を著くべし、一は當に羞媿あるべく、二には喜び他の欲想を生ずるが故になり。昔は、羅漢

【二七】第八十七、覆瘡衣過量戒。若比丘欲作覆瘡衣。當應量作。量者長佛四搩手。廣二搩手。過是作者波逸提。(尙ほ十誦廣律は第八十八戒となつて居る。)

【二八】第八十八、過量尼師壇戒。若比丘作尼師檀。當應量作。量者。長佛二搩手廣一搩手。過是作者波逸提。(此の戒も十誦廣律は第八十九戒となつて居る。又「後に難陀に依りて縷を益を聽す」と言ふも十誦律は加留陀夷として居る。尙「一頭に於いて更に一搩手を增す」とは長さを增すことで、これも十誦、四分等の四遍增加說と異る。

【二九】三十尼薩者波逸提第十五、參照。

【三〇】第八十九、雨衣過量戒。若比丘欲作雨浴衣。當應量作。量者長佛六搩手。廣二搩手半。過是作者波逸提。(此の戒は十誦廣律では第八十五となつて居る。)

吉羅なり、夫人ありて寶無きは突吉羅なり。天龍鬼神の宮門を入らば突吉羅なり、空の宮門を入らば不犯なり。王とは聚落主已上を取るなり。

九十事[二一]　第八十三

「我れ今始めて是の法を知る」とは言く、輕心にして、聽き、亂心にして、戒を聽く故に犯すなり。言く初め衆學に至りて〔知らずと言はゞ〕突吉羅を犯す。說き竟れば墮を犯す。實は先に知り、始めて知ると言ふは妄語の墮を犯すなり。此の中正に專心ならずして聽くの罪を結するなり。

九十事[二二]　第八十四

「鍼筒」とは是れ小物を以ての故に、[二三]三十事に入らざる所以なり。故に、又應に破すべきものなる故なり。若し主に還し主受けず、若し他に與ふれば惱みを生ず。僧に施せば則ち非法なれば唯毀棄するのみなり。

「骨」とは象、馬、龍の骨、「牙」とは象及び猪の牙なり。「齒、角」とは牛・羊・鹿の角なり。貪好の故に、不淨の故に、犯なり。現に餘の鉢支等も亦爾なり。

九十事[二四]　第八十五

「高廣の牀」とは憍慢を生ずるを以ての故なり。木牀の高大は悉く俗人の八戒を犯すは同じく是なり。

「八指」とは一指は二寸なり。「隨得」とは用ふる時坐臥に隨つて罪を得るを明し、[二五]「捨墮」に入らざる所以のものは截斷するを以ての故なり。截して應量ならしめ、僧中に入つて悔すべし。若し下濕の處は八寸支を聽す、過ぐれば悉く犯なり。

九十事[二六]　第八十六

「兜羅」とは草木華綿の總稱なり。是れは貴人の所畜なるを以ての故なり。又人の慊する所の故な

【二一】　第八十三、恐舉先言戒。若比丘說戒時。作是言、我今始知是事入戒經中隨半月次來所說。諸比丘知是比丘先曾再三聞說此戒。何況復過。是比丘非以不知故得脫。隨所犯事。應令如法悔過。應更呵令折伏。汝失無利是惡不善。說戒時不尊重戒不一心聽。以是事故得波逸提。

【二二】　第八十四、骨牙角針筒戒。若比丘骨牙齒角作針筒者波逸提。

【二三】　衣等に關する戒は三十尼薩耆波逸提中に結せられてある。

【二四】　第八十五、過量牀足戒。若比丘欲作牀者。當應量作。量者足高八指、除入梐。過是作者波逸提。

【二五】　三十尼薩耆波逸提。

【二六】　第八十六、兜羅綿牀戒。若比丘自以兜羅綿貯臥具。若使人貯波逸提。

[一八]「食の前後」とは此れ檀越家の爲めに、比丘に結せられたる〔戒〕なり。跋難陀に緣りて、〔長者が〕百兩金錢、百兩貯畜、百兩飮食を出すは、此れ、施主が佛及び僧を請ずるを以て、僧中に在つて、其の乞に從つて生きんと欲し、然も其の乞を欲するを知るが故に、先きに至つて餘に行じ已つて晩來る、因つて戒を制したまへり。

檀越道人の食を設くるに、日晨に僧に白して往くは不犯なり。白せずして往く者は墮を犯す。若し白して往くも道中に於いて餘家に至り食を索めて、食して正食を得れば墮なり。助食なれば突吉羅なり。若し僧と一時に去り、白せずして、先きに入るものは墮なり。主人が明日當に食を作さんとするに、今日自ら往く者は墮なり。主人を除きて食を喚び、後ち主人留めざるに、輙ち自ら住する者は墮なり。主人に經勞を作して、僧先きに至りて、而して方に後に〔主人〕至る者は墮なり。食後に未だ嚫せざるに去る者は墮なり。餘の道人私行を欲して、直ちに同學に報ずるは、犯を得すると不犯なるとは、上と同じ。大界內の近寺の白衣家なりと雖も、白せざれば墮を犯す。入城は突吉羅なり。若し白して而して晩還るは、僧をして惱ましむれば突吉羅なり。

九十事　第八十二[一九]

「門」とは王宮の外門なり。「門閫」とは宮門前の一限木なり、此の木を過ぐれば犯なり。[二〇]「未藏寶」とは王已に外に出ずるも夫人未だ起きず其の進御時所著の寶衣の輕く明照し內身に徹して身外に現れ、以て欲意を發するもの、未だ此の衣が藏せざるを未藏寶と名づく。又は男の寶と爲す。夫人未だ餘衣を以つて身を覆はざるも亦未藏寶と名づく。

「夜未だ曉けざる」とは胡本に二義あり。一は未だ曉けざる、二には夫人未だ起きざるなり。王及び夫人未だ出でず、寶衣が未だ藏入せざるに限木の內に入らば犯なり。已出已藏に限に入らば不犯なり。及び王夫人・大臣・太子の勢力、强將なるは入るも不犯なり。或は未藏寶にして夫人無きは突

【一八】「食の前後」とは四分等戒又は「食前食後」となつて居る。中前中後と意同じ。此の戒は跋難陀を知れる長者が、跋難陀との緣に依つて、衆僧を請せるに跋難陀は他にて食をなし遲れて至るに依つて制せらる。

【一九】第八十二、突入王宮戒。若比丘水澆王頂剎利王。夜未過未藏寶。若過門閫及門閫處。除急因緣波逸提。

【二〇】寶は夫人の隱語なり。未藏寶とは夫人が起きて莊嚴具をつけざるを言ふ。

以て、此の三中に入るが故なり。輕事は白羯磨たり。中事は白二なり。重事は白四說なり。此の三つの羯磨の時に若し起去せば墮を犯す。餘の非羯磨事に起去すれば突吉羅を犯す。

九十事[一四]　第七十八

「不恭敬」とは胡には惱他と云ふなり。凡そ四事は他を惱ます。記を與へ識り已つて、師及び已に上座が語りて是の事を作す莫らしめたるに初めは言に順つて不作といひて、後に作すは一なり。二には言に逆つて當に作すものにして墮を犯す。下座を惱まさば突吉羅を犯す。未だ記を與へざる時に二事有り。唯だ突吉羅を犯す。

九十事[一五]　第七十九

飲酒の中凡そ酒香・酒味・醉有り、此の三つの中にて若しは一を飲めば墮を犯す。「噉麴犯」とは言く此の麴は麥及び藥草を以てし、酒を以て之に和臥して、後に乾して持し行きて、水を和して之を飲む。能く人を醉はしむるものなり。餘の麴は無犯なり。「若し是の罪を過つ者」とは此の酒は極重にして之を飲む者は能く四逆を作す。破僧逆を除き、破僧の要を以て當に自稱して佛の爲す故なりとし、亦能く一切の戒を破り及び餘の衆惡をなすなり。

九十事[一六]　第八十

「非時入聚落」中、「在阿練若處」を明すとは、檳越有りて聚落外に近く、住處學問處及び阿練若處を作る。遠くに阿練若住あれば賊の畏れあるが故に聚落に近く僧藏を作すなり。若し寺が聚落外に在りて白さずして寺を出で城門に至れば突吉羅を犯す。又言く聚落內に入る時、若しは總じて白し、聚落に入りて後隨意所に至に到るなり。若しは別相に白して、若しは先に白せず異寺の比丘を見るに隨つて白せば無犯なり。

九十事[一七]　第八十一

【一四】第七十八、不受諫戒。若比丘不恭敬者波逸提。

【一五】第七十九、飲酒戒。若比丘飲酒者波逸提。

【一六】第八十、非時入聚落戒。若比丘非時入聚落。不白餘比丘波逸提。除急因緣。急因緣者若聚落失火。若八難中一一難起去者不犯。

【一七】第八十一、不囑同利入聚落戒。若比丘許他請僧。中前中後行到餘家波逸提。

に二月に請し、或は多財の人は數々請ふが故に、事一同ならず。三時の中に隨請す。若しは夏の初に請ひて夏の中に受け、若しは夏の半に來りて請ふ。四月に盡きざれば則ち幷びに冬分に入りて受く。餘時も亦爾り。別請とは私に大德人に請ひて犯さざるなり。

九十事[一〇] 第七十五

「結同戒」とは若し二部同戒なるも、必ず大僧中に於て結す。後に大比丘をして尼に告げしめるなり。女人は賤しきを以て當に大僧に從つて受くべきが故に。若し獨り尼のみの戒を結するには二部の中に就くなり。或は因の尼に起るも同、或は因の比丘に起るも同、或は俱因にて起るは不同なり。

[一一]修多羅とは四阿含及び二百五十戒にして、毘尼とは折伏を言ふ、能く貪恚癡を折伏するを以ての故に、諸律は是なり。

「摩多勒伽」とは善く諸の諸相を釋するなり。義は阿毘曇に似るところ有るなり。「毘婆沙」とは阿毘曇及び戒の增一を言ふ。是れ以て義相を明し、色・非色・敎・非敎等を論ずるが故なり。及び「毘尼經に入る」とは餘經の中の諸の說戒處を、是れ云ふ。若し此の經中の戒を以て未受大戒に向つて說くは突吉羅を犯す、要は心口に其の人を輕んじ來聽せずば戒を犯す。若し餘事ありて來らざれば苦無し。

九十事[一二] 第七十六

「往聽鬪諍犯」とは能く佛法を破し僧をして二部たらしむるを以てなり。是の故に諍を制す。後に聽、者、犯、所以は高下處に在りて聽く。犯とは諍事重きを以ての故なり。故に說戒・布薩・羯磨等に同じからざるなり。此の中諍人及び餘の不諍人も、來聽するものも、及び人に向つて說くも說かざるも皆犯なり。

九十事[一三] 第七十七

僧の事を斷ずる時に默然として起去する中、若し但だ白、白二、白四羯磨と明すは、百一羯磨を

【一〇】第七十五拒勸學戒。若比丘說戒時作是言。我受學是戒。先當問餘比丘持修多羅持比尼持摩多羅迦者波逸提。若比丘欲知法者應從此戒學。已當問餘比丘持修多羅持比尼持摩多羅迦者應如是問。是語云何。是事應爾。

【一一】此の文の前后甚だ不明で誤譯かと思はる。とく「修多羅者四阿含及二百五十戒」は漢文者の頭惱的混亂を思はせる。又十誦の廣律は二百五十三戒を釋して居つて二百五十戒ではない。

【一二】屏聽四諍戒。若比丘共餘比丘鬪諍已。盜往立聽。彼比丘所說我當憶持。波逸提。

【一三】第七十七、不與欲戒。若比丘僧斷事時默然起去波逸提。

強いて授くるも亦不得なり。其の人苦行道に任堪せず、又は心智鈍弱なれば唯だ沙彌と爲るを聽す。七歲以下も亦度を聽さず。度、受戒は倶に突吉羅なり。僧祇家に親相貌の義ありて、年未滿二十にして聽さざるは、其の輕躁寒苦に耐えざるを以てなり。若し大戒を受けし人なれば多く訶責することとも、若し是れ沙彌の人なれば則ち訶せざるが故なり。尼十二に得るは夫家の使ふ所と爲り衆苦、加厭本事に任忍するが故なり。

九十事　第七十三[七]

地を掘る中生地とは胡本に云く實地にして、不生とは不實地を云ふ。四月及び八月此れは是れ雨時にして地相連著し潤勢相淹ひ能く草木を生ずるが故に、義により生地と名づく。餘の無雨の時は日炙乾燥し、風吹き土起ちて草を生ぜざるが故に、義により[八]不生地と名づくるなり。若し此れに觸れ上の乾土ならば突吉羅を犯し、下も侵濕地までせば墮を犯す。牆を根元築處を齊しくするは不犯なり。地を異にするを以ての故に、地を築治すと雖も若し濕相淹發すれば墮を犯す。凡そ菜を草土に取らんと欲せば當に遙言すべし。「某處に好むものあらば淨來すべし。」と。若し邊に到りて指示すれば犯なり、蟻の封せるは雨の時は突吉羅を犯す。根本は實地に非るを以ての故なり。若し中に草生じて草に觸るれば墮を犯す。封土は突吉羅を犯す。*突吉羅を犯す所以のものは少相連分あるが故なり。屋下の地は墮を犯し。屋上牆上に生草するは蟻封の如し。通じて處地を覆ひ若し土起たば突吉羅を犯す。及び下地は墮を犯すなり。

九十事　第七十四[九]

四月請の中、佛は非時非親里に乞ふを遮し給ふ。六群は釋摩男を以て是れ親の故に、四月竟りて已つて從つて乞ひたるなり。非時非法なるを以て訶責し強索せる故に之を制し給ふ。「數々請を以つて」とは或は請主官事忽懅にして所請に如かず、後更に請ひ、或は二月已に盡く、後財有りて更

【七】第七十三、掘地戒。若比丘自手掘地。若教他掘。作是言。汝掘是處波逸提。

【八】十誦律には、地者有二種。生地不生地。不生地類牆土石底蟻封土聚。生地者若多雨國土八月地生。若少雨國土四月地生。是名生地。（張四、七右）とあり。
※突吉羅は、大正藏に突とあるも、宋元明三本に突吉羅とある、今便宜上三本に依つて改む。以下同じ。

【九】第七十四、過受四月藥請戒。若比丘受四月自恣請過。除常請。除數々請除別請。復更索者波逸提。

巻の第九

九十事[一] 第六十九

人を謗せば重きは偷蘭遮を犯し、突吉羅を犯す。一人に向つて謗ずるも亦犯す。

九十事 第七十[二]

女人と同道し行くは上には尼を制す[三]、此の制は白衣女なり、義は上の尼中の如し異なる無きなり。若し多女と共なれば多を犯すなり。

九十事[四] 第七十一

賊と共に行く者は袈裟、秦には染と言ふなり。結愛等も亦染と名づく、此の服を著くれば獸在るも共れをして畏れしめず。是の故に獵師喜んで之を假服す。後に獸をして遠くより見せしむ。比丘便ち畏心を生じ遠くにして之を避く。賊と共に行くも亦爾り。是を以て人、比丘の賊と共に行くを見れば便ち不信を生ず。是の故に佛は制し給ふなり。

九十事[五] 第七十二

不滿二十年中人、若しは不滿二十にして自ら不滿と想ふ。戒を得ず。」とは、眞實不滿乃至無十九の故に戒を得ざる所以なり。[六]胡本十九にして戒を得るものは秦に如かざるなり。要は日を數へて滿ち、年と爲り、下不滿にして戒を得るものは母胎を以て足す故なり。

「共事」とは說戒羯磨等にして「共住して罪を得、」とは過二宿を以てなり。若し歳滿ち日少きも亦得るなり。若しは人滿二十にして自ら滿二十と想ふものも僧中に問ふべし。不滿と言ふものに二種あり。一は誤り、若しは忘るゝなり。此の人は得戒す。二には意に受くるを欲せず、師強いて與へんとするが故に不滿と說く。此の人は戒を得ず。年六十にして大戒を受くるを得ざるあり。若し師僧

【一】第六十九、無根殘謗戒。若比丘以無根僧伽婆尸沙法謗他比丘波逸提。

【二】第七十、與女人期行戒。若比丘與女人共期道行。乃至一聚落波逸提。

【三】九十事中第二十四戒。

【四】第七十一、與賊期行戒。若比丘與賊共期同道行。乃至一聚落波逸提。

【五】第七十二、與事不滿戒。若比丘未滿二十歲人。與受具足戒。波逸提。是人不得具足戒。諸比丘亦可訶。是事應爾。

【六】受戒は必ず二十才であるが、滿二十才でなくともよいとの說があり、支那では「四分律鈔簡正記」や「戒疏」には第一年を十二月三十日に生れたりとして、二十年目の正月一日を二十才として十八年二日で二十才とする。此れに胎中の月、閏月を加へて十九年四月十七日の說もある。然し、律文には二十才の滿不滿を論ずるものであるから元來は滿二十才が標準であると考へられる。故に此の胡本十九才は、印度か、西域の說であるとしても可成り後のものと思はれる。

續薩婆多毘尼毘婆沙序

西京東禪定沙門智首撰

世雄化を息め給ふや、律藏は技分して、遂に天竺の聖人は部に隨つて別釋をなす。佛教東流してより年代は綿として久し。西土の律論頗く此方に傳る。然るに此の薩婆多は其れ十誦を解す。

智首宿緣、積善によつて早くも緇門に預る。始め戒品を進め、即ち毘尼藏を學せんが爲めに、諸律諸論に至る每に披尋して、常に斯の論の要妙にして而も文義少しく闕くるを慨せり。乃至江左淮右して爰に關の西に及ぶ。諸の藏經あれば皆親しく檢閲せり。悉く同彫にして落し。具する有る者は罕なり。復た之れを求むと雖も、彌よ懇にして而も緣由測り莫し。每に殘缺を恨み譯に滯む。

靜言、此を思ひ、恒に深く非歎す。この比、詔旨を奉じて來居禪定し、幸ひに西蜀に寶玄律師に逢ふ。共に此の論の闕義を談ず。玄言はく。本鄕には備ふる有りと。非意に之を聞き、慶躍に勝へず。是に於いて慇懃三覆して其の所由を問ふ。方に此の典の譯、蜀に在るを知る。若し本翻に依らば其の九卷有り。

往し、魏の世道、武法門を殄滅せるに因り、乃ち玆に妙旨をして首末露落せしめ、遂に四方皆な闕本を傳へしむ。其の眞言を圓備して尙ほ成都に蘊めんとす。智首、乃ち印慧を行人に託して、井路、良信經涉すること三周にして所願を方に果せり。

以つて皇隋の天下を馭する二十六載、大業二年、歲次丙寅、冬十二月なり。

躬ら此の本を獲て之れを京邑に傳ふ。智首深く流玆覺水を願ひ、此の慧燈を散じて彼の學徒を悔らしめんとし、其の法寶を補ふに已に一本有りたり。齊州の神通寺の僧、沙禪師に附して、海岱の間に於いて諸藏を傳寫せしむ。

猶恨むらくは、晋魏燕趙未だ流布を獲ざることなり。相州の靜洪律師、毘尼の匠主たり。復た是れ智首、生年躬ら訓導を蒙れり。今謹んで一本を附して、屈して之を河朔に傳ふ。

故らに由序を具述して是れを卷首に標す。願くは尋覽するの諸賢、猜惑無かれ。

しむる者は、突吉羅なり。所謂、若しは多眠、多食、多言語を以て常に地獄、餓鬼、畜生に墮つべしとして、是の如くにして、比丘が他を怖れしむるは突吉羅なり。若し比丘尼、三衆、六罪人、五法人、狂心、亂心、病壞心、在家、無師僧、越濟人、阿羅漢を殺したる、比丘尼を汚したる、本不能男、一切の外道出家人、一切の在家人を怖れしむるは盡く突吉羅なり。戒得の沙彌、盲瞎、聾瘂波利婆沙、摩那埵、不見、不作、惡邪、不除擯、依止等の四羯摩人は盡く波逸提なり。

四六 九十事 第六十七

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘他比丘の衣、鉢、戸鉤、革屣を藏さんと、若しは覓めて得ざるとも波逸提なり。若しは覓めて得すれば突吉羅なり。若し石鉢、金鉢、銀鉢、瑠璃鉢を藏し、是の如き一切の諸の寶鉢を若し覓めて得んとして得ざれば盡く突吉羅なり、若しは五大色衣、駝毛、牛毛、羖羊毛、雜羊毛衣を藏せば盡く突吉羅なり。若しは得戒沙彌、波利婆沙、摩那埵、盲瞎、聾瘂、依止等の人、不見、不作、惡邪不除擯人の衣鉢を藏せば盡く波逸提なり。若しは六罪人、五法人、在家、無師僧、本比丘更出家、越濟人、賊住人、阿羅漢を殺したるもの、比丘尼を汚したるもの、本不能男、比丘尼、三衆、是の如き等の人の衣鉢を藏するも皆突吉羅なり。一切の百一物を藏せば盡く波逸提なり。若し鉢の未だ熏せざるも亦波夜提なり。若しは鉤、鉢、鍵、鎐一切の長衣、鉢を作淨すべきものを蓄へる者、乃至鍼筒の藏者は波逸提なり。若しは鍼筒に鍼有らば波逸提なり。鍼無ければ突吉羅なり。

四七 九十事 第六十八

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして三衆は突吉羅なり。此の戒體はもと他に衣を與ふるに誑心を作し、與へて使役せしめんと欲するが故に他をして已有想を作さしめ、作し已つて便ち奪へば波逸提なり。與を重んぜざる所以は根本與ならざるが故なり。是の中犯とは若し比丘、比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼、に衣を與へて、他の還へさゞるに便ち奪ひ取れば波逸提なり。

【四六】第六十七、藏他衣鉢戒。若比丘藏他比丘鉢若衣戸鉤革屣針筒。如是隨法所須物。若身藏。若教他藏。乃至戲笑波逸提。

【四七】第六十八、眞實淨不語取戒。若比丘與他比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼衣。他不還。便奪取著、波逸提。

在りて、若し比丘房戸を閉めざれば突吉羅なり。戸を閉むれば無犯なり。若し是の房にして牆障相連り、上も復た同覆にして、戸を並ぶるも、出入處を異にして、相連りて同覆なりと雖も、但だ比丘戸を閉むれば無罪なり。若し樹下ならば突吉羅なり。若しは女人、是れ畜生女にして婬欲を作すに堪ふれば波逸提にして、若し婬欲を作すに堪任せざれば、石女、根壞、鬼神女、天女、鴿雀等の如きは突吉羅なり。

九十事　第六十六[四五]

此れは是れ共戒なり。比丘尼も俱に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。是の中犯とは六種あり。色聲香味觸法なり。色とは若し比丘象色、馬色、羊色、水牛色を作す。是の如き等は畏るべき色なり。問ふ「此れは是れ常に所見の事なり。何を以て怖畏するや。」と、答ふるに「非時の故を以て、人をして怖れしむるなり、」と。若し能く人をして怖れしめ、若しは能はざるも皆波逸提なり。是れを「色」と名づく。「聲、香、味」も亦た是の如く、非時を以ての故に人をして怖れしむるなり。「味」とは若し比丘他比丘に問はん.。「汝今日は何物を用ゐて噉食するや、」と。答へて言く、「酪、魚を用ふ」。と。又言く、「若しは酪魚を用ひ、飯を噉ふ者は是の人は癩、癖病を得す、」と。若し衆を怖れしめ、若しは怖れざらしめざるも「かくの如くなさば」皆波逸提なり。是の如き等を「味」と名づく。觸とは若し他が先に堅物を敷き、坐するに用ひたるも怖れしめんと欲して、故らに堅を去り、軟を敷き、事相忽ち異らしめて、驚怖せしむるなり。軟を去り、堅に著くも亦爾り。是の如き等種々異觸を以て他を怖れしむるを「觸」と名づくるなり。法とは若し比丘、餘比丘に語らん。「汝生死業中に於て大小便をすること莫れ。當に地獄、餓鬼、畜生に墮つべし。」と。若し能く怖れしめ、若しは能はずとも皆波逸提なり。若し比丘自ら六事を以て怖れしめ、若しは他を敎へて餘比丘を怖れしめ、若しは能く怖れしむるも、若しは能はざるも皆波逸提なり。此の六事を除いて、更に餘事を以つて比丘を怖れ

【四五】第六十六、怖比丘戒。若比丘自恐怖他比丘。若敎他恐怖。乃至戲笑波逸提。

し、五には水を弄する、六には他をして喜ばしめ、七には他をして樂ましめ、八には他をして笑はしむるなり。若し比丘八事中に於て趣一事を爲し、若しは水を拍ち、若しは倒沒し、若しは魚の宛ら轉ずるが如く、若しは一臂にて浮びき、若しは兩臂にて浮び、若しは身を踊らし、若しは仰ぎて浮び、是の如き等種々の非威儀事は一々波逸提なり。乃至槃上に水有り若しは牀上に坐し、指を以て之を畫けば突吉羅なり。不犯とは若しは浮を學ばんとし、若しは直渡するは不犯なり。

[四四] 九十事　第六十五

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして三衆は突吉羅なり。舍に四種有り、一切覆一切障、一切障不一切覆、一切覆不一切障、一切覆少障、なり。此の中犯とは若し比丘是の四種舍の中にて女人、畜生女と共宿せば波逸提なり。若し起ちて還た臥せば起還臥に隨つて爾の所にて波逸提を得す。不犯とは通夜して臥せず乃至異舍に女人ありて宿せるなり。孔は狸子の入るを容る、處なる、此の舍の中に宿れば波逸提なり。若し房中に一女人有らば一波逸提にして十女人有らば十波逸提なり。此の戒も亦た身敎成罪なり。亦た人上成罪なり。一臥すれば一波逸提にして、十臥すれば十波逸提なるを、是れを身敎成罪と名く。若し一臥し一女人有らば一墮、若し一臥する時十女人有らば十墮なるを、是れを人上得罪と名く。若し舍が一切覆無障ならば突吉羅なり。若し一切覆三邊有障、一邊無障、若しは乃至一邊有障三邊無障ならば突吉羅なり。若し四邊有障不一切覆ならば突吉羅なり。若し一切覆一切障は大小を問はず盡く波逸提なり。

若しは都堂招提舍を作るも同覆、同障なり。設ひ堂舍中に諸小房をあらしめて房々各異ると雖も堂同じきを以ての故に是れ一房なり。設し堂の四邊をして障有らしめ上覆あらしむるも亦同じなり。若し比丘堂内の小房中に在りて自ら房戸を閉め女人復た一小房中に在りとせんに、堂は一覆なるを以ての故に波逸提なり。若し白衣舍內の房舍にて各異にして若し比丘一房中に在り、女人は餘房に

【四四】第六十五、共女人宿戒。若比丘、與女人同舍宿、波逸提。

事を以て疑悔せしめんと欲して、故らに語る者は、前比丘の疑悔、不疑悔を問はず悉く波逸提なり。此の六事を除き更に餘事を以て疑悔せしめんと欲して故らに語る者は、突吉羅なり。所謂比丘に語りて言く、「汝は多眠、多食、多語言なり」と、等は是の人は比丘に非ず。沙門に非ず。釋子に非ず。若し此の六事を以て餘人をして疑悔せしめば突吉羅なり。所謂若し比丘尼、三衆、在家、無師僧、本破戒、還俗し後比丘と作れるもの、越濟人、賊住、滅擯人、六罪人、五法人、狂心、亂心、病壞心、阿羅漢を殺したるもの、比丘尼を汚したるもの、本不能男は悉く突吉羅なり。若し得戒の沙彌、盲瞎・聾瘂、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、波利婆沙、摩那埵、依止等の四羯磨人は盡く波逸提なり。若し此の六事を以て遣使し人に教ふは突吉羅なり。

九十事　第六十三[四一]

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。是の中犯とは、若し比丘一指を以て他比丘を擊攊せんに波逸提なり。若し二三乃至九指を以て一一擊攊すれば一一に波逸提にして、若し十指にて一時に擊攊すれば一波逸提なり。若し比丘尼、三衆、六罪人、五法人、狂心、亂心、病壞心、在家、無師僧、是の如き等の人を擊攊すれば盡く突吉羅なり。盲瞎、聾瘂、波利婆沙、摩那埵、得戒沙彌、不作、不見、惡邪不除、依止等の四羯磨人は盡く波逸提なり。若し木を以て擊攊せば突吉羅なり。若し人に教へて擊攊するも突吉羅なり。[四二]十七群の擊攊し死するは是れ年小比丘なり。

九十事　第六十四[四三]

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして三衆は突吉羅なり。「諸比丘の與に結戒す」とは佛法尊重の爲の故なり。敬信を長ずる爲の故なり。正業を廢せざるが故なり。正念を修せんが爲の故なり。是の中犯とは八種あり。一には喜を作し二には樂を作し、三には笑を作し、四には戲を作

【四一】第六十三、擊攊戒。若比丘以指擊攊他者波逸提。

【四二】本戒は十七群比丘が一衣の小兒を笑せる爲に擊攊して小兒多笑して死せるに依つて作らる。

【四三】第六十四、水中戲戒。若比丘水中戲波逸提。

の如く種々の殺の義は波羅夷中に説くが如し。正しく人と畜生とを以て異と爲すのみ。

此れは是れ共戒なり、比丘尼も俱に波夜提なり。三衆は突吉羅なり。是の中犯とは六因緣あり、

四〇　九十事　第六十二

(一)には生、(二)には受具戒、(三)には犯、(四)には問、(五)には物、六には法なり。「生」とは二種あり、(一)には餘比丘に問ふ、「汝は何時生れしや」と、(二)には問ふ、「汝の腋下に何時毛生ぜしや、口邊には何時鬚を生ぜしや、咽喉は何時現ぜしや」、と。「受具戒」には四種あり。(一)には若し比丘餘比丘に問ふ、「汝何時具戒を受けしや」、と。(二)には「誰か是れ汝の和上阿闍梨なるや、誰か是れ汝の教授師なるや、」と。(三)に問ふ「汝十衆に於て具戒を受けたるや、五衆中に受けたるや、」と。(四)に問ふ「汝は界外に於て具戒を受けたるや、界內にて受けたりと爲すや、」と。「犯」に四種あり。(一)には言く僧殘を犯し、二には波逸提を犯し、三には波羅提に舍尼を犯し、四には突吉羅を犯すなり。「問」とは他の比丘に問ふなり。「汝某聚落に行き、某巷に行き、某家に到り、坐し、某處に某女人と共に語るや、」と。是れ惡みて女人と名づくるなり。「某尼坊に到りて某尼と共に邪を語るや、」と。惡みて尼と名づくるなり。是れを「問」と名づく。「物」とは若し比丘餘比丘に語らん。「汝誰と心を同じうし、鉢を用ひ、乃至終身藥法を(用ふる)や、」と。若しは比丘他の比丘に語らん。「多く衣を蓄ふること莫れ」、「數々食することなかれ」、「別衆食すること莫れ」、「他の請ぜざるに他家に入ること莫れ」、「非時に聚落に入ること莫れ」、「僧伽梨を著けずして村邑に入ること莫れ」、と。

前の六事中に於て、「生」とは或は波逸提を得し、或は突吉羅を得し、或は無罪なり。若しその生を推すときに、(問はるゝ人)年歲及び三相久近にして未だ具戒を受くべからずして具戒を受け、前人實に戒を得ざるを、慈愍、好心の爲めに語るならば無罪なり。若し故らに其れを疑悔せしめんと欲してなすは突吉羅なり。若し前人戒有るに惱まさんとして疑悔せしめば波逸提なり。若し後の五

【四〇】第六十二、疑惱比丘戒。若比丘故令餘比丘疑悔。使須臾時心不安隱。以是因緣。無異波逸提。

熱時と名く。是の如く處に隨つて熱時の早晩あり。數を二月半と取り、中に於て浴すれば無犯なり。「病」とは冷、熱風の病にして洗浴すれば差し得るを病時と名づく。「風時」は必ず塵坌の身體を汚するあり。是れを風時と名づく。「雨時」とは必ず雨水をして衣を濕し身體を汚染せしむ。是れ雨時と名づく。「作時」とは乃至僧坊の地を掃くこと五六尺にして作時と爲す。「行路時」とは乃至半由旬若しは來り、若しは去るなり。是の中犯とは若し比丘昨日來り、今日浴すれば波逸提なり。若し明日去らんとして今日浴するも波逸提なり。若し卽日來り去ること半由旬を經て浴するものは無犯なり。若しは諸の因緣無く減半月にて浴すれば波逸提なり、若しは因緣ありとも餘の比丘に語らずして輙ち浴すれば突吉羅なり。

[三八]九十事　第六十一

此れは是れ共戒なり、尼も俱に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。「諸の比丘の與に結戒す。」とは憐愍を爲すが故に、罪惡を斷ぜん爲めの故に、敬信の心を長ぜん爲の故なり。是中犯とは三種あり。畜生の命を奪ふは波逸提なり。自奪、敎奪、遣使なり。凡て三事は以て殺罪を成ず、すなはち(一)には衆生想、二には殺衆生意、三には斷命にして波逸提なり、自ら殺すとは死なしめんと欲するが故に、若しは手拳、若しは頭脚、若しは杖木、瓦石、刀矟、弓箭等をもつて、また能殺衆生物を以て此を以て打擲し、若し死すれば波逸提なり。若し卽死せず後に是を因として死するも波逸提なり。若し卽死せず後に是を因として死せざれば突吉羅なり。若しは毒藥を以て眼中に著け、若しは身處分中に著け、若しは食中に著け、若しは行處、臥處に著け、若しは死し、または不死の〔場合〕の義は前說の如し、若しは弶、機、撥、按腹、墮胎を作し乃至母[三九]腹中初めて二根を得するを念じて死せしめんと欲する。死なざるの義は前說の如し。若しは殺を敎へ、若しは使を遣りて殺し、使に敎へて殺す、此れ乃ち彼を殺さば突吉羅なり。來るに殺を敎へ、乃ち去る時殺さば突吉羅なり。是

【三八】第六十一、奪畜生命戒。若比丘、故奪畜生命波逸提。

【三九】二根を得するとは身根命根を得するにて母胎に宿るを言ふ。

縫補衣を設し點淨を作さず著くれば突吉羅なり。凡そ淨法に三種あり、(一)には如法三點淨衣なり一切漿の須く淨を作すべきものは比丘自作するを得。(二) には 若し 果菜と五種子は應に沙彌白衣にて淨を作さしむべし。(三)には若し二重以上の革屣を得、若しは新靴を得ば應に白衣をして著け五六歩を行かしむべし。卽ち是れ作淨なり。蓄寶、用種々寶、販賣物の如き、此の三種物は盡く白衣の邊にて淨と作す。復た二種の淨あり。一には故作淨す。果菜と五種子との淳漿との如き若しは火、若しは刀、若しは爪甲、若しは水にて、故らに淨を作す。是れを故作淨と名づく、二つには不故作淨、果菜と五種子の如き、若し刀火自ら上に墮つれば卽ち名づけて淨と作す。鸚鵡も亦爾なり。若し雨漿中に墮つれば、卽ち名づけて淨と爲す。是れ不故作淨と名づく。凡そ壞色の點淨をなすに三種あり。一は青、二は皂、三は木蘭なり若し如法色衣に五大色を以て點を作して著くるものは突吉羅なり。五大色を除いて純色の黃藍、鬱金、落沙、青黛及び一切の青を純色と名づけ、亦著くることを得ず。若し黃赤白衣は、三點淨を作すと雖も、著くれば突吉羅なり。若し先に衣財の時に點淨を作し、後染めて色を作し成じ已らば、若し更に點淨せざるも咎無し。先きに淨するを以ての故に。五純色衣は受持を成ぜず。若し三點淨を作して著くれば突吉羅を得。若しは先に純色にして、後に如法色を以て壞すれば則ち受持を成ず。紫草、𣗥、皮、蘗皮、地黃、紅緋の染色、黃櫨木は、盡く皆是れ不如法色なり。如法色を以て更に染めて上を覆へば、則ち受持を成ず、若し先に如法色にして、後に不如法色を以て、更に染め點淨を作さば著くるを得。受持を成ぜず。

[三七] 九十事　第六十

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして三衆は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘未だ十五日に滿たずして浴せば波逸提なり。若しは滿十五日、若しは過ぐれば不犯なり。「熱時を除く」とは、春殘一月半と夏初の一月にして是の二月半を熱時と名く。律師言く、天竺の早熱は是れ天竺

【三七】第六十、半月俗過戒。若比丘減半月俗除因緣波逸提。因緣者春殘一月半夏初一月。是二月半大熱時。除病時風時雨時作時。

る後に與ふべし。若しは相應せざれば與ふべからず、若し僧の籬牆の外も復た白衣住處は取るべからず、次第法は律文に說くが如し。

[三五]九十事　第五十九

此れは是れ共戒なり、尼も波逸提にして、三衆は突吉羅なり。新衣とは新故を問はず自ら初得を以ての故に名づけて新と爲す、色には五大色あり、黃赤青黑白なり、黃とは鬱金銀、黃藍にて染む。赤とは羊草、落沙にて染む。青とは或は言く藍黛是れなり。或は言く其の流にして、即ち是れに非ず。是も亦禁ず。餘は未だ其の本を識らず。凡そ此の五大色は、若しは自ら染むれば突吉羅にして若しは衣を作れば受を成ぜず。若し應量衣、不應量衣を作るも、一切著くることを得ず。若し先に五大色衣を得、後更に改めて如法色と作さば、則ち受持を成ず。若し先に如法色と作し、後に五大色を以て後に壞する者は、受持を成ぜず。受を成ぜずと雖も、若しは三點淨を作さば、一切の處に著くるを得。若し紺黑青にて作衣せば、受持を成ぜず。三衣を除き餘の一切の衣は、但だ三點淨を作せば著くるも過無し。若し皂と木蘭とは、衣を作すに一切作ることを得。亦受持を成ず。若し純青に非ずして淺青及び碧は點淨を作し衣を作るを得。[三六]裏舍勒は外に若し現はれざれば著くることを得。若し現をなす處は、衣盡く著くることを得ず。赤黃白色の、色の純大ならざる者も亦是の如し。富羅と革屣と餘の一切の衣を除き、臥具物乃至腰帶は盡く三點淨すべし。若し點淨せずして著用するものは、皆波逸提なり。一切の不如法の色衣は、受持を成ぜず。一切の如法の色衣は則ち受持を成ず。一切の如法の色衣、不如法の色衣、淨を作さずして著くれば皆波逸提なり。若し衣故くして點滅するも、猶ほ是れ淨衣なり。更に點淨するを須ひず。若し先に點淨せる衣を、更に新物を以て段補せんに、設し十處、五處ならば、但だ一處に一點淨を作し、一々淨することを須ひず。皆却刺を以つて補ふが故に。若し但だ直縫ならば、應さに各々點淨を作すべし。若しは却刺補衣、若しは直

【三五】第五十九、著新衣戒。若比丘得新衣者。應三種色中隨一々種。壞是衣色。若青若泥若茜。若比丘不以三種壞衣色著新衣者波逸提。

【三六】若非純青。淺青及碧。作點淨得作衣。裏舍勒外若不現得著とあるを「飾宗義記」は若作ニ純青淺青及碧ー。作ニ點淨ー得レ作ニ衣裏ーとして居る。舍勒は「玄應音義」に內衣として居るが裏を「飾宗義」の如くする時は純青作衣を聽す如くなつて上文と合はない。故に裏舍勒と讀み、裏衣舍勒と解すべきである。

に波夜提なり。若し別句說すれば、句句に波逸提なり。若しは擯沙彌に從ひ受經讀誦するも亦是の如し。若し衣鉢、乃至終身藥を與へれば皆波逸提なり。若し從つて鉢を取り、衣を取り、乃至終身藥を取るは皆波逸提なり。若しは四種房中に共宿するは波逸提なり。若しは起ち已りて還た臥せば、起還臥に隨つて爾の時に波逸提を得す。若しは通夜し坐して臥せざるも亦波逸提なり。若しは沙彌の惡邪を除かず、三教するも止めずして滅擯羯磨を與へられ、若しは服俗白衣と作り、後還りて沙彌と作りたるもの、卽ち先に羯磨、若しも具戒を受けたるもの、亦た卽ち先に羯磨、若しは根變じ沙彌尼を作れるもの、亦卽ち先に羯磨し、三衆の惡邪不除擯されたるものと共に共宿し共事し共住すれば突吉羅なり。滅擯三衆と共に共宿共事するも亦突吉羅なり。

[三四] 九十事　第五十八

此れは是れ共戒なり、比丘尼も俱に波逸提なり。三衆は不犯なり、「若し寶」とは金、銀、硨磲、碼碯、瑠璃、眞珠、若しは金薄金像なり。凡て是れ寶器を捉れば一切波逸提なり。若し金像を自ら捉り擧ぐれば波逸提なり、若し淨人共に擧ぐれば無犯なり。一切似寶を、若しは捉り、若しは擧ぐるは無犯なり。若しは似寶を以て女人の莊嚴具を作りたるを捉れば突吉羅なり。若しは以て男子莊嚴具を作り、矛、矟、弓、箭、刀、杖を除きて鞍勒鞭帶を作りたる一切を捉ふるは無犯なり。若し鐵、一切の樂器を捉へば突吉羅なり。若しは自ら錢を捉へば突吉羅なり。若し比丘重寶を捉へば波逸提なり。若し三衆白衣をして捉へしむるは無犯なり。僧坊內を除き、若しは住處內に若し人ありて寶を忘れ是の如く立心して取るべし。主來り索むるあらば應に還すべし。是れ爾るべし。僧坊內とは牆、壍、籬、障の內なり。住處內とは白衣が舍に隨つて比丘の住處を安止するを、是れを住處內と名づく。此の二處に人有りて寶を忘れ、中に在り、若し淨人有らば、敎へて取りて看弃せしむべし。若し淨人無くんば自ら取りて擧すべし。若し主ありて來らば應に相を問ふべし。相應ぜば然

【三四】第五十八、捉寶戒。若比丘若寶若似寶、自捉擧敎人捉擧波逸提。除因緣。因緣者若寶、若似寶、在僧坊內若住處內。以如是心取。有主來者當還是事應爾。

外道の弟子なりき。外道の邪師遣して佛法中に入らしめて佛法を倒亂せしむ。其の人聰明利根にして少時を經ずして三藏に通達して、即ち倒說して言く、「障道の法を行ずるも道を障すること能はず。」と。その智辯を盡くし成ぜしむること能はざりき。此の戒體は先に三たび輭語にて約敕しても止めず。次いで僧中にて、白四羯磨にて約敕し、若しは如法に、如律に、如佛教に三諫して止めざれば波逸提なり。三衆の惡邪除かざるも亦た三教して止まざれば盡く滅擯なり。

〔三二〕九十事　第五十六

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波夜提なり。三衆は不犯なり。「諸比丘の與に結戒す」とは惡法を滅せん爲めの故なり、佛法淸淨とせんが爲めの故なり。此の戒體は、若し比丘あつて比丘の如法に惡邪不除擯と作されたるを知りて、即ち與に共に住し同室に宿れば波逸提なり。共事には二種事あり、一には法事、二には財物事なり、共住とは是人と共に住し、白、白二、白四羯磨、布薩說戒、自恣、十四人羯磨するを差す。此の中犯とは、若し比丘、擯人と共に法事を作し、若しは經法を敎へ、若しは羯磨せば波逸提なり。若しは經說せば事事に波逸提なり。若しは別に句說せば句句に波逸提なり。若しは擯人に從ひ、義を問ひ、經を受くるも亦是の如し。共財とは若しは比丘擯人に衣鉢を與へ、乃至終身藥を與ふれば皆な波逸提なり。若し擯人に從ひ衣鉢を取り乃至終身藥を取るも皆波逸提なり。若し四種の舍中に共臥すれば波逸提なり。起ち已りて還た臥すれば、起還臥に隨つて、一一波逸提なり。若し通夜し坐して臥せざれば突吉羅なり。

〔三三〕九十事　第五十七

此れは共戒なり、比丘尼も倶に波逸提なり。三衆は無犯なり。此の戒體は、若し比丘にして、是れは滅擯の沙彌なるを知りて、便ち畜へ、營恤して、共事し、共宿すれば波逸提なり。是の中犯とは若しは比丘、擯沙彌に經法を敎へ、若しは偈說すれば偈々に波逸提なり。若し經說すれば、事々

【三二】第五十六、隨擧戒。若比丘知比丘作如是語不如法悔不捨惡邪見如法擯出。便與共事共住共同室宿波逸提。

【三三】第五十七、隨擯沙彌戒。若沙彌作是語。我知佛法義。行婬欲不能障道。諸比丘應如是敎沙彌言。汝莫作是語。我知佛法義。行婬欲不能障道。莫謗佛。謗佛者不善。佛不作是語。汝當知。佛種々因緣訶責。婬欲能障礙道。汝當捨是惡邪見。若是沙彌諸比丘如是訶時。堅持不捨者。諸比丘應再三敎令捨是事。再三敎時若捨者善。不捨者諸比丘應如是語沙彌。汝從今不應言佛是我師。亦不應隨諸比丘後行。諸沙彌得共比丘同房二宿。汝今不得。癡人滅去。不應住此。若比丘知是滅擯沙彌。便畜營恤共事共宿波逸提。

て共に之を斷決して後更に訶すれば若しは法に順じ、毘尼に順ずれば波逸提なり。若しは是れ王制と雖も毘尼に順ぜざれば突吉羅なり。

三〇 九十事 第五十四

此れは是れ共戒なり。比丘尼も俱に波逸提なり。三衆は無犯なり。「邊小房」とは或は言く、「諸房舍は最も是れ邊外の故に邊と言ふ。」と。又言く「房舍卑陋にして諸臥具の所須を少ぐ、三品中に於て最も下なる故に名づけて邊と爲す。」と。「諸比丘の與めに結戒す」とは佛法尊重の爲の故に誹謗を息めむと爲すが故に、未受大戒と、一房にて二宿を過ぐれば波逸提なり、二宿を聽す所以は若し以つて都てを聽さゞれば、或は失命の因緣あること有り。又若しは二宿を聽さゞれば必ず種々の惱事因緣有り。憐愍を以ての故に共に二宿を得す。佛法を護るを以ての故に三宿を聽さず、未受大戒とは比丘、比丘尼を除き、餘の一切人は是有り。「舍」に四種あり。一には一切覆一切障、二には一切障不一切覆、三には一切覆、半障、四には一切覆少障なり。

是の中犯とは若し比丘、未受大戒人と四種舍中に宿り二夜を過ぐれば波逸提なり。起ち已つて還た臥すれば爾の所にて波夜提を得す。若し通夜坐するは不犯なり。若し共宿し二夜を過ぎ已りて第三夜更に異人と共に宿するも波逸提なり。前人相續を以ての故に、若しは共に二夜を宿り已りて餘處に移在して一夜を過ぎ已りて還り、共に同宿すれば過無し、若し直に覆有り、障無くば突吉羅にして、若し但だ障有り、覆無きは突吉羅なり。若し却つて內に入り、戸を閉むれば無犯なり若し大籬牆內は過無し。若し黃門、二根共に一夜を宿れば突吉羅にして二宿を過ぐれば波逸提なり。若し一切覆三邊障一邊不障は突吉羅なり。

三一 九十事 第五十五

此れは是れ共戒なり、比丘尼も俱に波逸提になり。三衆は突吉羅なり。阿利吒比丘は是れ先きに

【三〇】第五十四、共未受具人宿過限戒。若比丘與未受大戒人共舍宿。過二夜波逸提。

【三一】第五十五、惡見違諫戒。若比丘作是言我如是知佛法義。作障道法法不能障道。諸比丘應如是教彼比丘。汝莫作是言。我如是知佛法義。作障道法不能障道。汝莫謗佛。謗佛者不善。佛不作是語。佛種々因緣說障道法能障道。汝當捨是惡邪見。諸比丘如是教時。堅持不捨。諸比丘當再三教令捨此事。再三教時捨者善。不捨者波逸提。

ひて、火を須ふれば消息するを、是れを病の可然火物と名く。

凡て五種あり、(一)には草、(二)には木、(三)には牛屎、(四)に木皮、(五)に糞掃なり。此の五種物は若しは自ら然やし、若しは人をして然やしむれば波逸提なり。必ず無覆障處に在りて然の物に向ふに、五事中若しは一時に五種を以て火中に著くれば波逸提なり。若しは一々を火中に著くれば一々について波逸提なり。若しは他が先に火を然して後に何の事によつて隨ふも火中に著くれば各々波逸提を得す、若しは他に與へ前に已に薪を然せば突吉羅なり。若しは手にて火を把りて東西房に[行く]は無罪なり。若しは一莖・小薪・若しは一把草を以て火中に著くれば波逸提なり。若しは露地の火・灰・炭を火中に著くれば突吉羅なり。不犯とは若しは病、若しは飯を煮、羹を煮、粥を煮、肉を煮、湯を煮、染を煮る、鉢を熏じ、杖を治し、戸鉤を治する、是の如きの因縁は不犯なり。若しは行路盛寒なれば不犯なり。

[二七] 九十事　第五十三

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提なり。[二八] 三衆は不犯なり。「跋難陀を羯磨にする」とは或は驅出羯磨と言ひ、或は依止羯磨と言ひ、或は不見羯磨と云ひ、或は惡邪不除擯羯磨と言ふ。「六群比丘を佐助す」とは或は六群中の一人を言ひ、或は六群門徒の甚だ多きが、是の門徒中の一人を言ふ。「僧事」とは若しは白羯磨、白二、白四。若しは布薩說戒、自恣にして、若しは十四人を差す、是の中犯とは若し比丘の如法[二九]僧事に欲を與へ竟りて後悔ひて言く、「我れ與ふべからず」と。波逸提なり。心に隨つて悔言するは一一に波逸提なり。僧羯磨事を除く僧の凡ての所斷事を和合して作し已つて後に悔ひて譏訶すれば突吉羅なり。若しは僧如法に一切羯磨事を作し已つて後訶して不可と言はゞ波逸提なり。若しは僧一切の羯磨事を作し、不如法を作し、當時力能く轉易する所有らざる故に默して訶ざりしも後に不可と言ふは無罪なり。僧羯磨を除き一切の非羯磨事は衆僧和合し

【二七】 第五十三、與欲後悔戒。若比丘如法僧事與欲竟後悔言我不應與波逸提。

【二八】 三衆には僧伽羯磨に參加する資格ないから犯すことはない。此の戒は、跋難陀に擯羯磨（種々の比丘としての權利を停止する罰罪決議）を與へんとして、決議終つて不平を言ふものありたるより制定されたり。本文は此の因緣談の字句の說明なれば十誦律を合せ讀まないと意が通じない。

【二九】 僧伽の行事に於ける場合は比丘たるものは全員の出席を權利と義務に於いて強要されて居る。但だ病氣の時は同意を申送ることが許されてある。この同意を申送ることが與欲である。

なり。此れ不共戒なり。三衆は突吉羅なり。無根誹謗他に四種あり。無根波羅夷を以て他を謗ずるは僧殘なり。無根なるを以て佛身の血を出すとし、〔謗じ〕無根なる破僧輪を以て他の四人を謗ずるは偷蘭遮なり。無根の僧殘を以て他を謗ずるは波逸提なり。無根の波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を以て他を謗ずるは突吉羅なり。是れを四種と名く、未受具戒人に向ひ他の麁罪を說くに三種あり、(一)には波羅夷、僧殘にして、波逸提を得す。(二)には他の出佛身血の、破僧輪を說くものにして對首を得れば偷羅遮なり。(三)には他の波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を說けば突吉羅を得す。覆藏麁罪に三種あり、波羅夷、僧殘を覆藏せば波逸提を得す。出佛身血の、壞僧輪を覆藏し對首を得れば偷蘭遮なり。下三篇は突吉羅を得す。

[24] 九十事　第五十一

此れは是れ共戒なり。比丘尼も倶に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。此の戒體は若し比丘が惱ます爲めに故らに失食せしめ、將に白衣舍に向はんとすれば惱還らしむるなり。是の中犯とは若し比丘餘比丘に語りて言く、「汝來りて共に他家に到らん、」と、若しは未だ來りて城門に入らずして還らしむるは突吉羅なり。若しは城門に入りて還らしむるも亦突吉羅なり。若し未だ來りて外門、中門、內門に入らずして還らしむれば突吉羅なり。若し內門に入りて未だ聞處に至らずして還らしむるも亦突吉羅なり、若しは聞處に至りて還らしむれば波逸提なり。[25] 跋難陀達磨に語りて還らしむる時の如し。檀越に聞ゆる處は是れ聞處と名づく。若し檀越の偶々出でゝ其の還去を見て、喚びて住せしめんに、若し聞きて住せざれば突吉羅なり。若し聞かざれば波逸提なり。

[26] 九十事　第五十二

此れは是れ共戒にして、比丘尼も倶に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。此の戒體は病無くして、餘の因緣も無くして、露路に火を然し、向へば罪を得するなり。冷、熱、風の病、何れかの病に隨

【二四】第五十一驅他出聚戒。若比丘語餘比丘。來共到諸家。到諸家已是比丘不敎與食。便作是言。汝去與汝共坐共語不樂。我獨坐獨語樂。欲惱彼故以是因緣無異波逸提。

【二五】十誦の本戒の因緣なり。

【二六】第五十二、露地燃火戒。若比丘無病。露地燃火向。若燃草木牛屎木皮糞掃。若自燃若使人燃波逸提。

彌尼、白衣の女人を打たば悉く偸殘なり。若しは殺意無く但だ瞋心にて比丘を打たば波逸提なり。打ちて滿たず及び餘人を打つは皆突吉羅なり。

〔二一〕 九十事　第四十九

此れは是れ共戒にして、尼も倶に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。此れは前戒とは打を擬するを異にす。餘義は盡く前戒に同じなり。若し打てば波逸提なり。擧げて、擬して打たんとして便ち止めば突吉羅なり。打を滿たさゞるを以ての故に此の戒の本意は打を規せず。直に掌を擬して惱怖ならしめんとするを欲し、但だ擬するとは波夜提なり。本意は女人の上出精を欲するが如し。若し意を遂ぐれば偸殘なり。若し精出でず直に摩捉し便ち止めば偸蘭遮なり。若し本心が直に摩捉を規し樂意せば僧殘なり。此の二戒も亦爾り。〔二二〕是の中犯とは若し比丘、手掌、脚掌を擧げ肘を擧げ膝、杖を擧げ比丘に擬して向へば波逸提なり。比丘尼、沙彌尼に擬して向へば突吉羅なり。若し得戒の沙彌、盲瞎、聾瘂、波利婆沙、摩那埵（モト）、苦切驅出等の羯磨されたる人に擬して向へば皆波逸提。六罪人、五法人、越濟人、賊住人、本破戒、捨戒、還俗し更に比丘と作れるもの、在家、無師僧、比丘尼を汚したもの、阿羅漢を殺し、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不能男に〔擬して向へば〕盡く突吉羅なり。或は擬して向ふに波羅夷、偸蘭遮、波逸提、突吉羅なるあり。若し殺心にて他の死者に擬して向ひて死せば波羅夷なり。死せざれば偸蘭遮なり。殺心を作さず但だ瞋心にて比丘に擬して向へば波逸提なり。餘の身分を擬して向へば突吉羅なり。餘人に擬して向へば突吉羅なり。不犯とは若し比丘掌を擧げ惡獸を遮し、若しは惡人を遮する是の如き等の恐難を救護する爲にするは不犯なり。

〔二三〕 九十事　第五十

此れは是れ共戒なれども少分は共ならず。尼は覆藏七波羅夷は波逸提なり。覆藏、行婬は波羅夷

〔二一〕 第四十九、搏比丘戒。若比丘。瞋恚故不喜擧掌向他。波逸提。

〔二二〕 前戒と本戒の關係に於いても、前戒は打つを目的とする故に打ら前に手を上ぐるだけで止めれば未遂罪で卽ち打不滿で突吉羅であるが本戒の場合は打を擬して怖畏せしめるのが目的であるから打不滿は豫定のことで擬したゞけで罪を形成する。

〔二三〕 第五十、覆他麁罪戒。若比丘。知他比丘有重罪覆藏乃至一夜。波逸提。

中に往いて二夜宿を過ぎ當に第三夜地了時に至れば波逸提なり。若し軍中に病み、若しは狂心、亂心、病壞心ならば不犯なり。

二九 九十事　第四十七

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘往いて軍陣を看、器仗を著するを見るを得れば波逸提なり。見ざれば突吉羅なり。若しは下きより高きに向ひ。高きより下きに向ひ、見るを得れば波逸提なり。見るを得ざれば突吉羅なり。四兵乃至一軍も亦是の如し。若し牙旗と幢旛ともつて兩陣の合戰するを觀れば波逸提なり。不犯とは故らに往かず、因緣ありて道中るによりて過ぐれば不犯なり。此の戒體は軍中にありて二宿する時の故に、二宿住時の故に、往いて看るも乃至軍陣の合戰をみるも亦波夜提なり。若し坐して見へざるが故に立ちて看れば突吉羅なり。乃至軍幢旛を見れば波逸提なり。

三〇 九十事　第四十八

此れは是れ共戒なり。尼も倶に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘瞋心を以ての故に若し手を以て打ち。若しは肘、若しは膝、若しは脚、若しは杖にて打つは皆波逸提なり。若し餘の身分にて打つは皆突吉羅なり。若し呪を爲すが故に、若しは食噎し打拍するは不犯なり、若し比丘、比丘尼を打てば突吉羅なり。若し三衆を打つも突吉羅なり。若し得戒の沙彌、盲瞎、聾瘂、波利婆沙や摩那埵の比丘を打てば悉く波逸提なり。戲笑して他を打つも突吉羅なり。六罪人、五法人、越濟人、賊住人、本破戒、捨戒、還俗して更に比丘と作れるもの、在家、無師の僧、比丘尼を汚したるもの、阿羅漢を殺したるもの、不能男、不見擯、不作擯、惡邪不除擯を打つは皆突吉羅なり。若し他を打たば或は波羅夷或は僧殘或は偷蘭遮或は突吉羅或は波逸提となるあり。若し殺心にて他を打ちて死せば波羅夷なり。死せざれば偷蘭遮なり。若し婬亂心にて比丘尼、式叉摩尼、沙

【二九】第四十七、觀軍合戰戒。若比丘。二夜軍中宿。時往看軍陣。看著器仗牙旗幢幡兩陣合戰。波逸提。

【三〇】第四十八、瞋打比丘戒。若比丘。瞋恚發不憙打餘比丘。波逸提。

無きなり、若し自手にて一切[一六]九十六種の異見人に食を與へば、在家と出家、裸形と有衣とを問はず、悉く波逸提なり。若しは人に與ふるを教ふれば突吉羅なり。一切無見の人に食を與ふれば無咎なり。若し衆僧、外道に食を與へるも亦過無きも、正しく自ら手與するを得ざるなり。

[一七]九十事　第四十五

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして三衆は突吉羅なり。諸比丘の與に結戒するとは佛法尊重の爲の故なり。誹謗を滅せん爲の故なり。諸々の惡法を息め善法を増長せんが爲の故なり。是の中犯とは若し比丘故らに往いて軍の發行を看んに、見るを得れば波逸提なり。見ざれば突吉羅なり。軍に四兵あり、象兵、馬兵、車兵、歩兵なり、或は四兵は一軍と爲り、或は三、二、一兵の一軍となる。若し故らに往いて乃至一兵軍を觀、高きより下きに至り、下きより高きに向ひて見るを得ば波逸提なり。見るを得ざれば突吉羅なり。若し故往ならず行來の因緣を以て道中るに由つて過ぎるは不犯なり。若し住立して看て威儀を壞せば突吉羅なり。若し左右反顧して看れば突吉羅なり。

因緣を除くとは因緣とは若しは王、王夫人、太子、大臣、大官、諸將是くの如き等が使を遣して喚びて往かば不犯なり、凡人も亦た爾なり。誹謗を止むるが故に〔行くべし〕。若し喚ばれて往かざれば、當に〔彼等〕は言ふべし「比丘は求むる所有る時には喚ばずとも自ら來り求むる所無き時は故に喚ぶも來らず」と。沙門果の爲めの故に若し往いて說法せば、或は須陀洹を得、或は斯陀含を得、或は阿那含を得ん。又信敬善根を長ずるが故に、又道俗相須の佛法を長養するを以ての故に、是を以て往くを聽す。歡喜心を以ての故に、沙門果を得るなり。

[一八]九十事　第四十六

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘往

【一六】開宗記引用文には九十五種外道とあるが、今は九十六種とある。いづれが正しいかは外道の數の佛敎的示し方として注意すべきである。

【一七】第四十五、觀軍戒。若比丘。故往看軍發行除因緣。波逸提。

【一八】第四十六、軍中過限戒。若比丘。有因緣往軍中宿過二夜。波逸提。

を致すに足らざるなり、」と。又諸天の食は多く人得ると雖も食するを得ず。天食法の如く、少食すれば則ち消す。」と。昔維衞佛の時、高行梵志の因緣は應に此の中に說くべし。

凡そ馬の食は麥二斗なり一斗は馬に與へ、一斗は比丘に與へしなり。中に良馬有り、食は麥四斗なり、二斗は馬に與へ、二斗は佛に與へしなり。問ふて曰く。「佛法は平等なり、何を以て一多一少なるや、」と。答へて曰く、「僧祈物とは法は平等なるべし、此れ檀越麥は施主の意に隨ふ、」と。又「佛身は大にして比丘身は小なり。各々の量腹の食の平等を失する義なり。阿難は佛の分麥を取り幷びに自らの分を取りて聚落中に入る。[一四]一女人前に佛の功德を讚ず、佛の色身及び法身、梵音聲を讚ず、菩薩修行の時に口に四業より多く二業を修す、一には惡口せず梵音聲を得、二は不非時語を修して凡て言說する所人皆信受するを得たり。若し飯を作さば彌勒佛の時に轉輪聖王、玉女寶と作らん。自ら飯を作さば此の福無量なり。此の因緣を以ての故に必ず阿耨多羅三藐三菩提に至る。凡そ菩提心を發すに二種あり、一には見佛發心と、二には聞法發心なり。此の女人は亦た見佛にして亦た聞法なり。先に阿難の佛の功德を說くを聞き、後に麥を取る時心福深重を以ての故に、一切林障廓然として開闢し遙かに世尊を見、阿難は指を以て之を示し此れは是れ佛なりと。女人佛光相殊妙なるを見、內心喜勇して菩提心を發せり。佛言く、「佛の五衆を除き餘殘の出家人は皆外道と名づく、」と。食とは十五種食皆名づけて食と爲す。此の中犯とは若し比丘一時に外道に十五種食を與へば一波逸提なり、若し一一與ふれば一一波逸提なり。不犯とは、若し外道、外道女病み、若しは親里、若しは出家を求むる時與ふれば不犯なり。[一五]出家の時とは四月の試時なり。化食は若し化主、人食をして飽滿ならしめんと欲せば卽ち飽滿なるを得。若しは欲せざれば卽ち得ざるなり。若し盜化物は對首を得れば偷蘭遮にして化食を食するは殘宿食の罪無し。若しは五衆、檀越を勸め食を作すは一切過無し。但だ比丘は三種の勸むる所の食を食へば波逸提にして、比丘沙彌の勸むる所の食を食へは罪

【一四】佛が馬麥中に一女人ありて料理をなして佛に奉れりとする十誦所出の因緣談を指す。

【一五】出家するには四月の試練期があるそれを出家時と呼んで居るのである。

と爲らず。又佛は現に宿報を受けんと欲するが故に爾かならしむるのみ。」と。又云く、「阿耆達は本、惡心無きも直に外人の誤する所と爲る。是れが爾かならしむるのみ。」と。王、夜夢に自身地に倒れ佛即ち挽起するを見る、覺め已つて諸の婆羅門の師を請じ以て此の夢を占はし諸々の婆羅門嫉心を懷くを以て誑言す、「此の夢は是れ大不祥なり、」と。阿耆達言く、「何を以て之を却くべきや、」と。婆羅門言く、「王は當に四月外人の客を斷じ女樂自誤すれば、此れを滅すべきなり、」と。即ち其の語に隨つて如法に之を行ぜるなり。無上道とは道に凡そ三種あり。一には聲聞究竟道。二には辟支佛究竟道。三には佛究竟道なり。此の三道究竟は泥洹門に入るが故に道と名づくるなり。佛究竟道は三道中に於て最無上道と爲す。鬚髮を剃除し袈裟を著け問ふて曰く、「佛は常に剃除するや否や、」と。答へて曰く、「爾らず、佛の髮は常に剃髮後一七日の狀の如し。」と。問ふて曰く「佛は初め道を得る時袈裟を著けしや、否や。」と、答へて曰く、白衣有ること無く佛を得るとは、要は三十二相有り、出家は法衣を著け、威儀具足し、煩惱を捨離し而して復た一切種智其の身內に入る王女の喩の如きなり。若しは凡夫、若しは聲聞、若しは緣覺は、一切種智終に其の身に入らさるなり。佛の苦行は三阿僧祇劫なり。緣覺は百劫、聲聞は二三身も亦得べきなり。佛大衆と此の林中に止る、然る所以は本要の四聖種法を稱するを以てなり。又將來の弟子の憍慢心を折伏せんと欲するが故なり。故に若し弟子有りて諸禪定を得、又は多聞にして、經藏に通ずる者有らば、謂く常に僧坊堂閣に處して、林藪に處せず。而るに三界の法王も尙ほ林野に處す、況んや餘人をや。又將來弟子の爲めに軌則を作らんがための故に、佛は既に處を山澤に受く。後に諸弟子も甘心して受行す。又天龍善神に說法を爲さんと欲するが故に、一切天龍は多く閑靜を樂しむをもつて是の故に如來は林樹下に處す。〔三〕是の時舍利弗獨り不空道山中に住し、天王釋夫人阿修羅女請を受く。四月安居す。とは問ふて曰く、「一人は云何が能く天食を消するや」と。答へて曰く。「禪定人は不可思議を得するゆえに凝

【三】佛毘羅然國に安居し給ふ時に舍利弗一人は不空道山中に天王釋夫人阿須倫女の請を受けて夏四月安居して天食を受けたとせられ、馬麥を食して林中に夏中安居せると。その時佛と四百九十九人の大衆であつたとせられる。

有らば突吉維なり。若し戸を開き內に向ひ淨人有らば不犯なり。此の前後二戒は若し是れ童女・石女・小女の未だ婬欲を作すに堪えざるもの、若しは根壞せるは盡く突吉羅なり。女と屛處に坐する戒は凡て二種有り、一には夫婦と同處なり。[九]二には女人と獨りの處に坐すなり。女人と露處に坐するは正しく一種なり。[一〇]更に第三人無くして尼とも屛處に坐する戒有り、前戒の如し。不與尼屛處坐戒には是れも亦た與尼露坐戒有り、此の九十事には尼の戒因在ること無けれ共、尼は緣有るが故に同戒を制す。

九十事　第四十四[一一]

此の戒は共にして、三衆は突吉維なり。毘羅然國は雪山に近きが故に[一二]毘羅然と名づく、是れ外道、沙門志の樂まる處なり。阿耆達とは火を供養するを以ての故に阿耆達と名づく。問ふ、「頗し沙門大衆の師と僞り多人に敬せらる者有るや、否や。」と。佛將に宿報を受けんとするが故に〔阿耆達に〕是の念を發さしむ。端正とは身端正なり。衣服端正なり。威儀端正なり。法端正なり。諸根寂靜とは六根亂れざるが故に身に圓光有りて眞金聚の如し。設ひ閻浮檀金を以て佛前に置とも、佛一臂を出さば卽ち土石の如く復た光色無し。〔彼れ阿耆達は〕卽ち自國に還りて佛及び僧の爲めに夏四月多美飮食を辦ず。四月に辦ずる所以は、夏一時は四月有るを以ての故なり。又彼の國の安居は常に四月を以つて〔始むるが〕故なり。〔然るに彼れ阿耆達は〕外人の客を斷り女樂自娛し外事好惡は一に白を得せずありき。問ふて曰く、

「佛は是れ豪族たり。是の如き法王は、世を擧げて宗せられ毀失を畏れず、遠近聽望す。何の故に〔阿耆達は〕爾るや、」と。答へて曰く。」此の婆羅門王〔阿耆達〕は無始より來(このかた)癡闇の盲する所と爲り、好惡を顧みず、是の故に爾るのみ。」と。

又「此の婆羅門は長夜惡邪にして是法怨賊し復た佛を請すと雖も信敬の心無し、是の故に以て意

[九] 九十事二十九戒。獨與女人坐戒。
[一〇] 九十事中二十八戒。獨與尼屛處坐戒。
[一一] 第四十四、與外道食戒。若比丘。倮形外道。外道女。自手與飮食。波逸提。
[一二] 佛が三月馬麥を食ひ給ひたる因緣の地なり。十誦の此の戒の因緣談（張三、八十六右以下）參照。阿耆達が王舍城に來りたる時に王舍城の人に此の間をなした。

著、浣染し、口身手足を洗ひ、一切用ふれば爾の所に隨つて虫死して一一波逸提なり。若し有虫水を無虫想して用ふれば波逸提。若し有虫水に有虫想し、有虫水を疑用せば、波逸提なり。若し無虫水を有虫想し、無虫水を疑用せば突吉羅なり。若し無虫水を無虫想して用ふれば無罪なり。

[七] 九十事　第四十二

此れは是れ共戒なり。比丘尼も倶に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。此の戒は五道中、人道中に於いて波逸提を得す。餘道は突吉羅なり。趣異るを以ての故に、食家とは女人は男子の食と名く、家とは白衣房舍なり。此の戒體は若しは白衣舍が是れ婬欲を行ずる處にして、更に異人無し。此處に强いて坐し、他夫婦をして欲する所を意に隨つて得ざらしむれば波逸提を得す。是の中犯とは、若し比丘食家の中に强ひて坐せば波逸提なり。若し起ちて還りて坐し、隨起還坐は爾の所にて波逸提を得す。不犯とは、婬欲を斷ずる家、若しは齊家、若しは尊重する所の人有りて座に在り、卽ち和上・阿闍梨・父母なり。是の如きを此れを尊重人と名づくるなり。若し此の舍にして多人出入の處は不犯なり。此の戒は夫婦と一處するなり、後戒の獨りが一の女人と「處するとは」異ると爲す。

[八] 九十事　第四十三

此れは是れ共戒なり。比丘尼も倶に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。五道中に於て人道は波逸提を得す、餘道は突吉羅なり。趣異るを以ての故なり。食家中とは、義前說の如し。此の戒體は、比丘が獨りにして一女人と深く屏處に坐せば波逸提なり。獨りとは獨りと一女人とにして更に第三人無きなり。此の中犯とは若し比丘食家に有りて獨り一女人と共に坐し三事起らば一波逸提なり。(一)に有食の家たること、(二)には獨り一女人となり、(三)には深邃處に坐す。若しは坐より起ち還坐するに隨つて爾の所に波逸提を得す。更に三事起るを得ば一波逸提なり。隨起還坐に隨つて爾の所にて波逸提を得す。若し戸を閉め外に向ひ淨人無くば波逸提なり。若し戸を開き外に向ひ淨人

【七】第四十二、食家坐戒。若比丘。有食家中强坐者。波逸提。

【八】第四十三、屏處與女坐戒。若比丘家家中。獨與一女人舍內强坐。波逸提。

乳酪酥等を以てするは是れなり、或は美藥非美食有り。生酪油は是れなり。亦た是れ美食にして亦美藥なるあり。酥肉魚哺は是れなり。或は美食に非ず亦美藥に非ざるあり。訶梨勒等は是れなり。是の中[三]犯とは若し比丘病無く、身の爲に乳酪生酥熟酥油魚肉哺を索むれば波逸提を得す。得ざれば突吉羅なり。若し比丘病無く身の爲に飯羹茶等を索め得れば突吉羅なり。得ざるも亦突吉羅なり。不犯とは病、若しは親里、若しは先に請ぜる、索めずして自ら與ふるは不犯なり。若し比丘乞食の時檀越の門に至り彈指し、杖を搖り、若しは問者の所須に隨ひ語りて意を知らしめ、得れば善し。若し得ざれば强索するを得ず。强索して得れば突吉羅なり。此の中食を制し病無くして酥油等を索むれば波逸提なり。[四]後四月中を過ぎ藥を制し四月請を過ぎ已りて酥油を索むれば波逸提なり。

[五]第三誦九十事　第四十一

此れは是れ共戒なり、比丘尼も倶に波逸提なり、三衆は突吉羅なり。前に制する有虫水[六]は草土に澆ぎ泥と和するなり、此こに制して一切虫水を用ふるを得ずとは、若しは眼の所見と、若しは漉水嚢の所得となり。一時舍利弗淨天眼を以て空中に虫を見ること水邊の沙の如く、器中の粟の如く無邊無量なり。見已りて食を斷ず二三日を經て佛勅し食せしむ。

凡そ有虫水を制するは肉眼の所見と、漉水嚢の所得とに齊るのみ。天眼見を制せざるなり。凡て用水の法は應に上好の細氎・縱廣一肘を取り、漉水嚢を作るべし。一比丘の、持戒多聞にして深く罪福を信じ安祥審悉肉眼清淨の者をして、其の水を知らしめ、如法に水を漉し、一器中に置き、一日の用に足し、明日更に看て若し虫有らば、更に好く漉し、淨器を以て水を盛り、日に向ひ諦視すべし。若し故(なほ)虫有らば、二重の漉水嚢を作るべし。若し二重にして故(なほ)虫有らば、應に三重に作るべし。若し故(なほ)虫有らば此の處に住すべからず、應に急に移去すべし。此の中犯とは若し比丘水に虫有るを知りて用ふれば隨所に虫の死する有りて一一波逸提なり。若し比丘有虫水を用ひて飯羹湯を

【三】行事鈔に道宜は、(一)美食、(二)無病、(三)自爲己、(四)食咽の四つを此の罪の成立條件とするも、本文に依れば「乞非親里」の一項を加へねばならない。

【四】九十事第七十四過受四月藥請戒參照。

【五】第四十一、有蟲水戒。若比丘、知水有蟲用者波逸提。以下は十誦の第三誦、十誦律第十四卷に當る。

【六】九十事第十九用蟲水戒で、これは蟲水を泥に和して用ひ又は草土に注ぐことを制したものである。

卷の第八

[一] 九十事　第三十九

此の戒は比丘と比丘尼は共なり。三衆は不共なり。是の中犯とは若し比丘不受の飲食を口中に著くれば波夜提なり。隨所に多少とも口中に著け咽咽せば波逸提なり、四人有りて從つて食を受くるを得。男女黄門、二根、一切非人なり畜生も亦受食を成ず。凡そ受食は(一)に竊盜の因緣を斷ぜんが爲めの故に、(二)には證明を作さんが爲めの故に、非人より食を受くるは、受食を成ずることを得るも、證明を成ぜず。非人の邊に受食を聽す所以は、曠絶の處は人の受食する無し是の故に之を聽す。若し人中に在りては、非人、畜生及び無智の小兒は一切聽さゞるなり。又誹謗を止めんが爲めの故に。少欲知足の爲めの故に。他の信敬心を生ぜしむるが故に。

昔一比丘有りて外道と共に行くが如し。一樹下に止る。樹上に果あり。外道、比丘に語る、「樹に上りて果を取らん。」と。比丘言く。「我が比丘法は樹は人に過ぐ。上るべからず。」と。又言く。「樹を搖りて果を取らん。」と。比丘言く「我法は樹を搖りて果を落すを得ず。」と。外道樹に上り果を取り地に擲ち之を與へて語る。「果を取りて食へ。」と。比丘言く、「我法は不受にして食するを得ず。」と。外道は信敬の心を生じ、佛法淸淨なるを知る。卽ち比丘に隨つて佛法中に出家し尋いで漏盡を得たり。若しは果を受け樹葉大に樸するも受食成するや、不や。大盤小盤圓盤杌案ありて但だ一人ならば受けて過無し。手不淨にして食を受くれば突吉羅を得るなり。

[二] 九十事　第四十

此の戒は不共なり、比丘は波夜提。比丘尼は四悔過なり。三衆は突吉羅なり。美食と名づくる所以は價貴きを以ての故に、得難きを以ての故に、病を愈するを以ての故なり。或は美食非美藥有り。

【一】第三十九、不受食戒。若比丘不受食著口中波逸提。

【二】第四十、索美食戒。若比丘不病。白衣家中有如是美食。乳酪生酥油魚肉脯自爲索如是食者波逸提。

來る故に在り。若し鳥獸の食處無く、取りて食を得、若しは多人共に粟麥を手觸し各〻分ち已らば即ち淸淨なり。若し是を食せば佛臘・面門臘・自恣臘、先に受捉して後買ひ食を得ると雖も已想無きを以ての故に無罪なり。

ば波逸提なり。非時とは日中より後夜の後分に至るまでを名づけて非時と爲す。晨より日中に至るまでを時と名づく。何を以ての故に。日初めて出で、乃至日中には明轉た盛んにして、中には則ち滿足するを以つての故に名づけて時と爲す。中より後夜の後分に至るまでは明轉た減沒す。故に非時と名づく。又晨より日中に至るまでは、世人事業を營務し、飲食を作す、是の故に名づけて時と爲す。中より後夜の後分に至るまでは燕會嬉戲し、自ら娛樂する時なり。比丘遊行するに、觸惱する所あり、故に非時と名づく。又晨より日中に至るまでは、俗人種々の事務あり、婬惱發らず、故に名づけて時と爲す。中より後夜の後分に至るまでは、事務休息し、婬戲言笑す。若し比丘出入遊行せば、或は時に誹謗を被り、諸の惱害を受く、名づけて非時と爲す。又比丘晨より中に至るまでは、是れ乞食の時なり、應に聚落に入りて、往來遊行すべきが故に名づけて時と爲す。中より後夜の後分に至るまでは、靜拱端坐し、誦經坐禪して、各所業に當る、是れ行來して聚落に入る時に非ず。故に非時と名づく。

九十事[三二]　第三十八

此の戒は比丘尼と共なり。三衆は不犯なり。是の中犯とは若し比丘舉殘宿食を噉へば波逸提なり。若し一時に十五種の食を噉へば一波逸提なり。若し一一噉せば一一に波逸提なり。此の戒體は咽々は波逸提なり。共食宿に三種あり、若し食を受け已りて、已有の想を作して、若しは共宿、若しは不共宿、宿を經れば突吉羅なり。食すれば則ち波逸提なり。若し自ら食を捉らば惡捉と名づく、捉る時は突吉羅なり。己有想を作して宿を經れば亦突吉羅なり食するも亦爾なり、若し食は受けず、捉らず己有想を作し、宿を經れば突吉羅なり。食するも亦突吉羅なり。共宿・不共宿を問はず、但だ己有想を作さば內宿と名づく。若し他比丘食し共宿するは過無し。白衣の食を觸捉し已り白衣還りて自ら收攝して後比丘に與へば食を得ず、若しは曠野中に多飲食を得食し、已りて棄て去るも後に

【三二】第三十八、殘宿食戒、若比丘舉殘宿佉陀尼蒲闍尼噉者。波逸提。

に住し、不被請の中の六十臘あらば應に入るべし。若し無くば次に應に唱ふべし。「五十九臘の者入るべし」と。次第して無くんば應に唱ふべし「沙彌は入るべし」と。若し沙彌も無くば亦清淨を得ず。若し檀越ありて僧界內に食を作り、堂舍に容れず、次第に出で異處に在り食すれは過無し。若し僧食の時に若しは是の僧食を、若しは檀越食を、各〻の食分を取りて外に在りて四人共に一處に食するも無犯なり。若し檀越の舍內に四人已上を請じ食するに揵椎を打つと雖も、若しは檀越の遮する者、即ち一比丘の食を得ざる者有るを知りて「食を得たる者は」盡く波逸提を得ず。若し大界內に二處に[五〇]僧祈有りて一日中に二處俱に檀越食有り、布薩處は過無く、布薩ならざる處、若しは布薩處なれば一人を請ぜず、若しは一分食を送らざれば此の處の僧は盡く波逸提を得ず、若しは狂心・亂心・病壞心・滅擯人、若しは三比丘一狂心、三狂心一比丘、設し界內の四比丘四狂心ならば各〻檀越食を與ふるは盡く過無し。亂心、病壞心滅擯人も亦た是の如し。凡て別衆食は必ず界內に在り、界は種々衆僧結界あり、聚落界あり、家界あり、曠野處自然一拘廔舍界あり、此の界內は別食を得ず、別布薩を得ず、但だ衣界には非ず。是の如く、比丘は是の界內には別食を得ず、又必ず是れ檀越食を四人已上共に一處し、設しは界內に衆僧有りて不如法食すれば波逸提なり。若しは但だ一人の不如法食する者あるを知るも波逸提なり。

[五一] 九十事　第三十七

此れは是れ共戒なり、比丘尼も俱に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。是の中犯とは、若し比丘非時噉食すれば波逸提。若し五種の佉陀尼、五種の蒲闍尼、五種の似食を食し、若しは十五種を一時食せば一波逸提なり。若し一一食すれば一一の波逸提なり。若し比丘非時中に非時想食せば波逸提なり。非時中に時想食せば波逸提。非時中に疑ひて食せば波逸提なり。若し時中に非時想食せば突吉羅なり。時中に疑ひて食するも突吉羅なり。時中に時想食せば不犯なり。若し非時に食を咽々せ

【五〇】僧伽のこと。二處が別々に布薩をなす所であればよく、二處は一つになつて布薩する所であれば別衆食となるを論ず。これは一布薩界が原則的な一僧伽をなすからである。

【五一】第三十七、非時食戒、若比丘非時噉食。波逸提。

僧中一人を請ずべし。設し餘界の僧を請ぜば罪を免れざるなり。若し此の僧十拘屢舍界を結し、僧を去ること道遠く、復は先に請ぜずして即日に請する者は亦一分の食を作し、上座頭に置くべし。若し能く送るを得て僧に與ふる者は善し。若し送り與ふるを得る能はざれば應に次第に之を行るべし。若し三比丘と一比丘尼は不犯。若しは三比丘尼、一比丘も不犯なり。乃至三比丘、一沙彌尼は不犯。若し三比丘界外に在りて一比丘界內に在らば不犯なり。若し三比丘界內に在りて一比丘界外に在らば不犯なり。若し三比丘地中に在り一比丘空中に在らば不犯なり。若し三比丘空中に在り、一比丘地に在らば不犯なり。

病時作衣時を除く、作衣とは應量、不應量衣を問はず一切盡く聽す。若し衣を作る時、食得難ければ別衆食を聽す。食若し得易ければ別衆食を聽さず。行時を除くとは極めて半由旬に至り、若しは從來す。是の中犯とは、若し比丘昨日來り今日食するは墮なり。明日行くに今日食せば波夜提なり。若し即日行きて即日に道中に食し若しは所至處に到り食すは無犯なり。船も亦爾り。大衆集る時は或は法事を以てするも或は餘緣を以てするも衆僧集會は極少は舊比丘四人、客比丘四人を名づけて大衆と爲す、大衆集ると雖も食得難からざれば別衆食を聽さず。食すれば波逸提なり。[四九]沙門請食時とは、是れ外道沙門なり。佛の五衆を除く。一切外道の出家も皆な沙門と名づく。此の中犯とは若し沙門を請じ、請じ已りて俗を服して白衣を作り、食を持して比丘に與へて比丘が食すれば波逸提なり。受請は不犯なり。若し白衣が比丘を請じ已りて外道に出家し沙門と作り手に食を持ち比丘に與へ比丘食すれば波逸提なり。若し〔外道〕沙門、比丘を請じ、沙門食を持ち比丘に與へ受請し及び食すれば不犯なり。若し檀越ありて長食を作し或は一月或は九十日先づ意に隨つて人を請じ、各令定せしめ食を作すに至る、初日に一切を集めしめ清晨に揵椎を打ち衆僧集り已らば勸化の主比丘に一處に立ちて聲を擧げて大唱すべし、「六十臘は應に入るべし。」と。先きに請を被りたる衆僧各よ一處

【四九】別衆食の許さるるは病時、作衣時、道行時、船行時、大衆集時、沙門請時である。今此處に言ふのは最後の沙門請時で外道が佛僧を招待して供養するを言ふ。十誦律によれば阿耆維外道、即ち邪命外道の招待である。

逸提なり、若し僧食し竟りて客比丘來る有りて檀越食を四人已上に與ふるも無罪。若し客比丘遊行して有僧の界内に入りて檀越の食を受け、四人已上一處に食すれば波逸提なり。若し先に自ら糧を賫ひたるは、設ひ本は是れ檀越の與ふるものなりとも共に食するは無罪なり。若し同行四人にして一人食有りて僧の界内に一處に在り。三人に與へ共食すれば波逸提なり。若し曠遠無僧界の處に在りて多比丘共に伴有りて一比丘別に請じ、三比丘共に一處に食すれば波逸提なり。住處に隨つて自然の拘屢舍界有るを以ての故なり。若し行糧有りて共に一處に食すれば過無し。若し客比丘衆多、伴と共に聚落界に入り、無僧界と雖も、若しは比丘、若しは白衣、檀越の爲に別請四人已上、一處に食すれば波逸提なり。若しは同伴四人已上、聚落界内に在りて一檀越食を受け、先に僧無しと雖も、但だ一比丘有りて中に在るを知り、共食を請ぜざれば波逸提なり。若し疑心を生じ、「僧の」有無を問はず食ふは突吉羅なり。若し如法を欲ふ者は好んで隱る。聚落を悉して「比丘有りや」「比丘なしや」の疑心を生ぜずして食ふは過無し。若し爾らざれば揵椎を打つべし。若しは遠くして聞えず、若しは聞ゆるも來らざれば則ち清淨にして如法なり。復次ぎに若しは僧界、若しは自然界、若しは聚落界に檀越食、僧食し有りて食し竟りて客比丘の來るあり、檀越が食を四人以上に與ふるは無罪なり。若し比丘僧は比丘尼僧に於いて「別に食するも」別衆の過無し。(四八)凡て是れ別衆食は盡く是れ檀越食なり。若しは僧祈食は一切盡く別衆の罪無し。但だ如法に食せずして僧祈食するは、食は清淨ならず。多く盜僧祈罪を得す。若し僧界内に檀越の別食あらば僧中の一人を請ずべし。若しは一分の食を遣り、若し爾らざれば三人已下各〻異處に食せば過無し。若し僧界内に檀越食ありて先づ僧中一人を請ぜんと意を作して而して忘れて請ぜずば食し已る前に在つて應に一分の食を作して上座頭に置き送りて衆僧に與ふべし。若し僧遠ければ應に此の食を取りて次第に之を行るべし。

凡て檀越食の法は必ず先に比丘を請ずべし。若しは檀越僧界内にあらば檀越と語りて、此の界内

施主あり別衆食を構成することとなる。

【四七】波演とは大である。不淨食は別衆食とならず、五正食(飯、麨、乾飯、魚、肉)でなければならない。此の文は律文になく、又道宣や法礪も「足食にあらざるも別衆にして食を受くれば罪となる」と見て居る樣であるが本文に依れば、足食即ち大食即ち大食なると否とが重大な別衆食成立の條件となつて居る。

【四八】開宗記には本文の先きの「一人食あり三人食なくして共に一處に食すれば波逸提なり」との文に依りて別衆食の條件なる施主を道と俗に通ずと言ふ。今「別衆食は盡く是れ檀越食なり」とあれば施主は俗人に限るとすべきである。もつとも、一人の僧が三人に與ふる食も元來は白衣の檀越の與へたるものに限ると見れば、意一貫する樣である。

[四二]僧祇食法は隨所に人多少有らば食をして常限有らしむべし。僧祇の食を計り、一日の食を調べ、限り幾許にて周一年を得るやを〔計るべし〕。若し日に一斛を食して周一年を得ば、常に一斛を以て限りと爲すべし。若し一斛を減ずれば盜僧祇と名づけ、若し二斛を增出するも亦た盜僧祇と名づく。若しは一斛食を減ぜば僧は應に得べき者が此の食を失するが故なり。若し一斛を出さば則ち僧祇〔の食〕は斷絕し續かざるが故なり。既に常限有り、多少に隨つて一切を遮すること無し。若し僧多時に隨ひ共に之を食ひ、若しは僧少時も亦共に之を食す。設ひ餘長有るも留りて明日に至り、次第に之を行ずれば、是の如き法は一切過無し。[四三]留めて明日に至らば未だ許さゞる所なり。若し行路の時に檀越あつて食を請し四人已上あり若し伴中乃至一比丘有りて別食すれば此の諸の比丘は別衆食罪を得す。[四四]遠く遊行を以つてする時には隨所の住處は縱廣一拘屢舍有らば此の界内には別食、別布薩を得するを得ず。衣界に非ると雖も若し人各ゝ食を貰ひ、四人一處にて共食すと雖も過無し。若し檀越食し、三人以下各ゝ異處食するも亦過無し、若し一切、共に一處食すれば大いに善し。若しは僧食、若しは檀越食を食するの時に異檀越有りて別に四比丘に食を與へ、四比丘僧中に在りて次第に並び坐し此の食を受けて食へば別衆罪を得す。若し四人先に僧中に次第食を取りて後益を得る者は罪無し、若し僧食の時、自ら維那在りて、僧祇物を以て別に肥好を作り已りて四人共食し、四人一處に在りと雖も別衆食の罪無し。但だ食は不淨なるのみ。若し比丘、或は僧食、若しは檀越食を食し、各ゝ食分を取り、四人已上別處に於て食ふと雖も別衆を犯さず。[四五]若し四人已上、界內に在りと雖も各自物有りて共に食を作さば別衆を犯さず。若し四人各自乞食し一處に於て食ふも亦罪無し。[四六]若し四人中一人食を出し、三人食無く、共に一處に食へば波逸提なり。[四七]若し別房に波演あり檀越別に小食を四人已上に與ふるも足食に非るが故に無罪なり。設し續いて後食を與ふるに僧中一人を請じ、若しは一分の食を送り、若しは各別食するも食を成ぜず。衆は不犯なり。爾らざれば波

【四二】僧伽の食物の量は一年分の食量を一年の日數で割つたもので每日食をなすべきで、人數の多少のかゝはらず每日の一僧伽の食量に常限あるべきを論ずるもので此れは僧團の食法として注目すべきことである。

【四三】留至明日所未許。此前文が設有餘長留至明日次第行之。如是法者一切無過と言ふよりせば、前者の「留めて」は一日分を減じて殘量を殘して明日に加へる意と見るべく、後者の「留めて」は食した殘りを留めての意に解すべきか？。

【四四】凡そ別衆食は界內で、界は衆僧組界、聚落結界、家界、曠野一拘盧舍界で此の諸界內では別食、別布薩するを許さない。

【四五】別衆食は施主ある食に于するもので各自の自己物を食する時には成立しないことを論ずる。

【四六】此の一句は施主に道俗ありとする論の起る所以で、四人の比丘の中一人が施主となり三人が被施者となる故に、

るも亦た是れ清淨なり。若し都て無ければ亦た清淨と名づく。若し初日に唱へざれば應に日々に唱へ初日の法の如くすべし。若し初日唱へれば、乃至長く竟りて若しは遮するも遮せざるも一切過無し。若し初日に唱へざれば日々に唱ふべし。乃至一人入り已りて餘を遮するも遮せざるも亦復咎無し、若し此の二種の法を作さゞれば、若しは食時に遮する有りて界內乃至一比丘なりとも遮を以ての故に、食を得ざれば此の中の一切の僧は別衆食罪を得す。設し界內に比丘無きに故らに遮有らば食清淨ならず。若し九十日の長食を作して初日に如法に唱へれば九十日にして竟りて、若し檀越續いて一月半月の食をなす有るも卽ち前唱の法を清淨と爲し更に唱ふるを須ひず。唯だ僧房と臥具とは九十日竟らば日々唱ふべし。若し日々唱へざれば卽ち不淸淨なり。若し檀越ありて四人已上を請じ、僧布薩界內に在りて食せんには、應に布薩處に僧次一人を請じ、若しは一分の食を送るべし。若し一人を請ぜず、一分の食を送らざれば波逸提なり。若し二處三處も亦是の如し、若し各々布薩處に至り、僧中に一人を取り、若しは一分の食を送れば則ち淸淨なり。自處に展轉して人を取り食を送るべからず。何處に隨つても僧中一人を請せず、一分の食を送らざれば波逸提なり。設ひ一人を請じ一分の食を送るも、外に異處の比丘來る有らんに若しは遮し乃至一人の食を與へざれば波逸提なり。若し聚落界內に僧界無しと雖も設し二檀越四人以上を請じ、二處に於て食するに揵椎を打ち、二處互に一人を請すべし、若しは食の一分を送るべし。若しは更に異比丘有らば如法に入るべし。乃至一人にても若しは互に請じ及び食分を送ることをせずして食へば墮なり。若しは遮して一人に食を與へざるも亦波逸提なり。若し聚落界內にて先に衆僧無くして檀越のみ有りて四人以上を請ぜば應に揵椎を打つべし。若し揵椎を打たざれば、設ひ此の中に乃至一比丘有りて來り食せざる者を知らば別衆食罪を得す。若し比丘有りと疑ひて便ち食すれば突吉羅なり。若しは都て疑心無く、若しは揵椎を打たば有無を問はず、一切罪無し。

以て惱ましめんと欲するが故に强いて勸めて食はしめんとす、食へば波逸提にして食はされば突吉羅なり。是中犯とは若し比丘餘比丘の食し竟るを見、食を囑せず自恣請し十五種食を噉はしめば食するに隨つて何を食するも皆波逸提なり。一切の麥・粟・稻・麻・床・米作の麨・飯・糒を盡く[三七]似食と名づく。若し變じて麨・飯・糒と成らば盡く正食別衆食と名づく。

九十事[三八]第三十六

此の戒は尼と共にして三衆は不犯なり。[三九]若し僧祈食する時は應に四種の相を作すべし、(一)には揵椎を打ち、(二)には貝を吹き、(三)には鼓を打ち、(四)には唱令す。界內をして聞知せしめ、此の四種の相は必ず常限あらしむ。或時は揵椎を打ち、或は復た鼓を打ち、或は復た貝を吹きて、事を相ひ亂れしむるを得ず。定則あること無ければ、僧法を成ぜず。若し四相を作さずして僧祈食を食する者は不淸淨にして名づけて盜食僧祈と爲す。界內の有比丘たると無比丘たるとを問はず、若しは多なるも若しは少なるも、若しは遮、若しは不遮たるを問はず、若しは有比丘と知るも、若しは無比丘と知るも盡く不如法食と名づけ、亦盜僧祈と名づく。別衆罪とは名づけず。若しは四相をなして僧祈食を食すれば設ひ界內に比丘有るも比丘無きも、若しは多なるも若しは少なるも、若しは有比丘、無比丘を知り若しは來、不來を知りるも但だ遮せさらしめば一切咎無し。[四〇]若し遮有らしむれば揵椎を打つと雖も、食は淸淨ならず盜僧祈と名づく。若しは大界內に二處、三處あり、各〻始終僧祈同一布薩有り。若しは食の時但だ各〻揵椎を打ちて一切遮莫くば淸淨にして過無し。

[四一]若し檀越有りて或は一月を作し、或は九十日を作し、長食する者は若し一切遮無ければ大いに善し。若しは遮なき能はされば、初め食を作す日に應に揵椎を打ちて唱へて云ふべし。「六十臘の者は入れ」と。若し六十臘ある者、若しは多、若しは少、但だ一人入らしむれば卽ち是れ淸淨なり。若し六十臘無く、次に五十九臘のものを唱へ、若し無くんば、次第に唱へ乃至沙彌に至り沙彌一人入

【三七】 此の記述は註三十五に上げた十疏の似食と少しく異る。注意を要す。

【三八】 第三十六、別衆食戒。若比丘別衆食波逸提。除因緣。因緣者。病時作衣時道行時、船行時大衆集時沙門集時。

【三九】 別衆食の成立の第一要件は施主のあることで、四方僧食卽ち寺內に於ける共同食物及び自己食は別衆食とはならない。今此處に言ふ僧祈食はこの僧食を言ふのである、

【四〇】 僧祇食は別衆食に關係なく食法の如法不如法に關するものであるが、客來の比丘があるのに一人でも遮して入れなければ非法である。四相は一般僧に食を知らしめる方法であるから、これを作さないことは正しく食を私することであり、客來比丘を遮することは四方僧伽の否定で僧食を私することであるから盜僧祈と言はるるのである。僧は僧祈は僧祇に等しく僧伽の字義である。

【四一】 別請別乞に關して以下論ずるのである。卽ち四方僧食も自己食も、上座から順次施主が招待する。

事法の如くすべし。若し下座の邊は惟だ胡跪を除き餘法は悉く同じきなり。
優波離は佛に問ふ、「比丘には幾處ありて行時自恣なるや。幾住・幾坐・幾臥なるや」と。問ふ所以は、義は佛に問はざれば義相顯はれざればなり。問ひ已つて理相分明なり。

行とは無礙なり。優波離佛に問ふ、印封し已りて後諸弟子頂載し奉行すること王封を得るが如く四闕に至るに隨つて敢えて遮する者無きが如し。此れも亦是の如し。又佛は三千世界に於て法を自在にし給ひ能く過ぐる者無きが如く優波離閻浮提の內に於て解律自在にして能く過ぐる者無し。又云く優波離は三千世界に能く及ぶ者無し。是の人佛に問ふ、佛自ら之に答へ給ふ、理は盡きざるなしと、佛優波離に告げたまふ、五處ある比丘は行時自恣なり。五處の住と坐と臥となり。行に五者有りとは(一)行を知り(二)供養を知り(三)應食を知り(四)種々食を知り(五)壞威儀を知るなり。住と坐と臥とも亦た是の如し。若し比丘行きて口を洗ふ時檀越ありて五種食を與ふ、比丘應に食ふべし。應に行にて殘食法を受くべし。住、坐、臥すべからず。若し住し坐し臥せば當に威儀を壞すと知るべし。受と名づけず。若し此を以て受食と爲すは皆波逸提なり。不犯とは若し比丘が「小らく住せ」、若しは「日時早し」と言ひ、若しは粥を啜り、若しは一切を噉ふ可きものに囑すれば不犯なり、一切五衆及び一切の解法、白衣の邊は盡く囑を得べし。若しは一人殘食法を受け餘人食すれば成ぜず。「若し行きて食せば應に行ずる時に殘食法を囑受すべきや不や。」「必ず行ずるべきなり」。

行を知るとは是れ行時を知る。供養を知るとは前人の食を與ふるを知る。應を知るとは應受不應受を知る。種々食を知るとは食を分別するを知る。壞威儀とは食を行ずる時、是の如きは威儀を壞す、是の如きは威儀を壞せずと知るなり。

九十事[三六] 第三十五

此れは是れ不共戒にして三衆は不犯なり。戒體は若し比丘食を囑せず殘食法を受けずして瞋心を

【三六】第三十五、勸足食戒。若比丘知比丘食已無自恣請。欲相惱故。勸食食沸闍尼。佉陀尼。以是因緣無異者波逸提。

なり。此れは是れ共戒なり、比丘は尼と共に墮なり。三衆は突吉羅なり。五道中人に從ひ食を取り限を過ぐれば墮なり。四道は突吉羅なり。是の中犯とは若し比丘上鉢を以て取らば應に一鉢を取るべし。過ぐべからず、若し二鉢を取らば墮なり。若し中鉢を以て取らば極多く二鉢を取り、若し三鉢を取らば墮なり。若し下鉢を以て取らば極多三鉢を取り、若し四鉢を取らば波逸提なり。

九十事[三四]　第三十四

此の戒は不共にして三衆は不犯なり。是の中犯とは若し比丘食し竟つて坐より起ち去りて殘食法を受けずして若し根食を噉へば波逸提なり。此の[三五]十五種中にて何食を隨噉し已りて坐より起ち去りて殘食法を受けずして、十五種中の何食を噉へば墮なりや。若し一時に和合して十五種を噉へば一波逸提なり。若し異時に各ゝ異つて噉へば十五波逸提なり。

殘食法を受くる者は能く食する所の多少に隨ひ盡く鉢中に著き諸比丘の一食して未だ竟らず坐より起たざるを知りて、是の人の邊に從ひて偏袒し胡跪して鉢を擎して言へ、「長老憶念して我が殘食法を受けよ。」と。若し前比丘が少多に取らざれば殘食法受くとは名付けず。若しは鉢食を以て地に著け、若しは膝上に著くるも殘食法を受くとは名付けず。若し此を以て受殘食法と爲すは墮なり。若し相ひ去つて手相及ばざれば「殘食法を」受くとは名づけず。若し不淨食を以て、若しは不淨肉を以て受けるも殘食法を受くとは名づけず。不淨食とは殘宿食、惡捉食、共宿食なり。不淨肉とは狗肉、惡鳥肉等なり。

若し五種の佉陀尼を食はんと欲して五種の蒲闍尼を以つて「殘食法を」受くれば名づけて受となさず。是の如く展轉し此を食はんと欲して彼をもつて「殘食法を」受くるも悉く受を成ぜず。諸の受を成ぜずして食へば皆波逸提なり。

大比丘の邊は殘食法を受くるを得るなり、四衆の邊は得せず。若し上座の邊は偏袒し胡跪して事

【三四】第三十四、足食戒。若比丘食竟有從坐處起去。不受殘食法。若噉者。波逸提。

【三五】十五種とは十誦（一）五種の佉陀尼食(1)根食(2)莖食(3)葉食(4)磨食(5)菓食―（二）五種の蒲闍尼食―(1)飯(2)麨(3)糒(4)魚(5)肉―（三）五種の似食―(1)糜(2)粟(3)䵃麥(4)莠子(5)迦師の十五種食のことであつて、此の中五種の蒲闍食が所謂五正食であつて、一食法に於いては五正食でなければ足食ではないとされる。名目は四分、五分異るも十五の數は諸律一致して居る、（戒三、八〇左參照）。

是の如く十三の因緣ありて、慈心と神力を以て惡心を除滅し給ひて後法利を授け給ふ。
外國の法は白衣舍晨に起きて食を作すに常に分食して乞食比丘に分與せんと一處に置きて來る者には之を與ふ。外國の僧法は若し乞食の時各々處を分つ。「某甲比丘は某處に至り、某甲比丘は彼處に至る」と。各當に衰利なるべし。若し檀越先に一升を分たば當に一升を取るべし。長く索むるを得ず。若し長く索め更に一小鉢を「多く」得ば波逸提にして、得ざれば突吉羅なり。若し主人先に大鉢を辦じ一鉢を盡くして比丘に與ふれば更に索むることを得ず。若し更に索めて得すれば波逸提なり。已に食を得已りて外に出づることなく、比丘法を與ふ。此の食は若し能く自ら食ひ盡せば則ち止みなん。若し盡すこと能はずんば意に隨つて分處すべし。若し如法ならんと欲すれば、主人は舍にて先づ三鉢を盡して比丘に與ふ。若し腹を量りて取らば好し、餘長なる者は外にて乞食比丘を見ば應に示處すべし、若し示處せざれば突吉羅なり。

鉢の量數は、大鉢は一鉢、是れ中鉢の二鉢にして下鉢の三鉢なり。中鉢の二鉢は是れ下鉢の三鉢なり。若し檀越の舍にて先づ上鉢を留め一鉢を盡くして比丘に與へんに、比丘は更に索むれば突吉羅なり。小鉢一鉢を得れば波逸提なり。若し主人先づ小鉢一鉢を留め盡くして比丘に與へんに、比丘が更に索むれば突吉羅なり。索めて乃至更に小鉢二鉢を得るも亦た突吉羅なり。本の制戒は小鉢三鉢に限れるを以ての故なり。若し更に索めて小鉢三鉢を得れば波逸提なり。若し主人先づ中鉢二鉢を留めて盡くして比丘に與へ比丘更に索むれば突吉羅なり。索めて更に小鉢一鉢を得れば墮なり。若し主人先きに食を留めず檀越に隨ひ多少を與へ過ぐること無く、更に索むれば突吉羅なり。若し先づ小鉢一鉢を與へ若しは更に索め乃至小鉢二鉢を得れば突吉羅なり。若し小鉢三鉢を得れば墮、是くの如く多少を與ふるに隨つて、後に更に索むれば突吉羅なり。三小鉢を得外に更に一小鉢を索むれば墮なり。類を以て之を推せば盡く辦すべきなり。若し檀越の自恣に請ずるは多少を問はざる

り、其の手足を刖し塹中に擲置す。佛慈心を以つて神力によりて手足を得しめ聞法し見諦せしめ給ふ。

（七）には佛樹下に在り爾の時魔王無數の兵衆と來り佛を害せんと欲す。佛は神力を以て魔敵を降伏し、前類の像に隨ひ化して之を伏し、師子の像と爲りて以て其虎を伏し、金翅鳥像以て其の龍を伏す。其の夜叉は毘沙門王を現ず。是の如く比ぶ。

（八）には[三二]舍利弗目連、佛泥洹を見るに忍びざるを以て便ち先きに泥洹す。其の先きに泥洹せるを以ての故に、七萬阿羅漢も同時に泥洹せり。當に爾の時に於いて、四輩弟子の荒亂せざるなし。時に如來は神通力を以て二大弟子を化作し、佛の左右に在す。此の緣を以ての故に衆生は歡喜し憂惱卽ち除く。佛爲に說法したまひ各〻利益を得たり。

（九）には一居士あり。佛は「七日にして當に命終を取りて地獄に入るべし」と記し給ふ。阿難往いて〔彼の居士に〕語る。誠に佛語は無二と知る。而も〔居士は〕世樂の染心にして以て意に在らしめず猶ほ作樂自娛す。阿難は日の盡きるに垂んとするを以つて、兼ねて大力を有して强索して佛所に至る。手を以て之を摩し兼ねて出家せしむ。隨宜說法によりて阿羅漢道を得たり。

（十）には一長者有りて唯一子あり、甚だ愛せるも象に踏み殺さる。父卽ち荒迷し東西を狂ひ行く、佛神力を以て其の兒を化作し之を見せしめ給ふ。荒心卽ち除く。佛爲に說法し給ふ。[三三]辟支佛の因緣を發す。

（十一）には龍女あり。往いて佛所に至る、其の夫瞋恚す。佛感じ給ひ瞋を滅せしめ給ひ尋いで爲に說法す、三自歸を受く。

（十二）に鴿は佛の影中に入りて移轉せず。

（十三）に病比丘あり。佛自ら洗浴し給ひ然る後に說法し阿羅漢を得たり。

【三二】舍利弗目連は釋尊弟子中の上足、一雙の弟子と言はれ、其の死は釋尊の弟子中に大きな衝動を與へた。尙ほ四輩弟子とは預流、一來、不還、阿羅漢の四果を言ふ。

【三三】獨覺のことで、十二因緣を觀じて一人で覺るものである。

佛の慈力を以て彼の瞋即ち滅せるなり。衆生有りて應に佛より利益を得べし、設ひ煩惱を起し、必ず先づ慈心神通力を以ての故に、煩惱心を滅せしめ、然る後說法す、此の如き比類に十三因緣有り。

（一）には眛眼女の父が瞋を懷きて佛所に詣る。佛は慈心を以て神通力によつての故に、彼の瞋を即ち除き、而して後に說法したまふ。

（二）には舍衞國に一長者あり。一子ありて之を愛すること甚だ重し。而るに少くして死す、又多くの穀麥は雹霜に壞敗蕩盡せり。此を以て狂亂す、佛は神力を以て狂迷を即ち除き給ふ。法を聽き見諦せり。

（三）には婆羅門ありて六子を生む、皆容貌端正なりき。一時に盡く死す。〔彼の婆羅門は〕猖狂して行く。佛は慈心を以つて神力によりて六子を化作し給ひて盡く佛前に在らしむ。即ち慚愧し歡喜して狂亂を尋いで除きたり。佛爲に說法したまひ、見諦して道に入る。

（四）には阿闍世王飮醉し象來り佛を踏まんと欲す。佛慈心を以つて神力によりて火坑を化作し五指にて師子王を作る。象畏怖し膝を屈し佛を禮す、佛手を以て頭を摩せば命盡き天に生る。

（五）には優波斯那は瞋を懷きて佛に向ふ。佛は慈心を以つて神力によりて大毒蛇を化し道の兩邊に在りて悟らしめんとし給ふ。〔彼れは〕恚毒心を以つての故に此の蛇中に墮し、怖畏心の故に恚害即ち滅す。

（六）には瑠璃王舍夷國を罰し諸子を得て地中に埋身し動搖せざらしむ。佛神力を以て園林浴地を化作し、以て其心を歡ばしめ給ふ。瑠璃王は諸釋女と與に堂に在りて五欲によりて自ら娛む。諸女は王に問ふ。「何を以て歡喜して種々娛樂するや」と。王は女に答へて言はく。「怨家に勝を得る。是の故に爾るのみ」と。女言く。「諸の釋種は盡く是れ賢聖にして物と諍はざるが故に王勝つを得るのみ。若し爾らざれば但だ一人にて王と共に鬪はしむるも王は勝つ事能はざるべし。」と。瑠璃即ち恚

も無犯なり。食するも亦た無犯なり。有衣食請無衣食請とは若し衣食の請は請を受くるも無犯なり。食するも亦た無犯なり。若し無衣食請に請を受くるは突吉羅なり。食するは波逸提なり。凡て兩つながら有るは必ず一得一失なり。若し隻句ならば心ず應ずべし。若し有衣食請ならば請を受くるは無犯なり。食するも亦た無犯なり。彼れに無衣食來り、外に出ずるに若し檀越ありて「食を與ふ」と言ふ。無衣にて請を受けば突吉羅にして食せば波逸提なり。此の類の義を以つて解す可きなり。

九十事[二九]　第三十二

此の戒は共にして、尼も俱に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。此の中犯とは若し比丘福德の舍に一食を過ぐれば墮なり。若し過一夜宿にして食せざれば突吉羅なり、若し餘處に宿し是の中にて食へば墮なり。若し不病にして是の中過一食すれば墮なり。病とは乃至一聚落より來りて身傷破し乃至竹菜の傷くる所、皆名けて病と爲す。不犯とは一夜宿し一食を受け、若しは病、若しは福德舍の主が是れ親里なる、若しは先きに請ぜらる、若しは伴を待ちて險道に入らんと欲する、若しは福德の舍多く次第に住する、若しは福德舍の人が請じ住するを知るは皆不犯なり。福德舍とは根本は佛弟子一切出家人の爲に福深廣ならしめんと欲するが故になすなり。然れども一切出家を宿し、在家、沙門、婆羅門悉く皆聽さず食を遮し、而して食は多く出家人の爲にし、在家人は不定にして或は與へ、與へずと。

九十事[三〇]　第三十三

凡そ衆生の煩惱を起して發狂するは、皆な先きに深く愛樂するを失ふ所重きが故なり。[三一]佛神通力を以て化して之を見せしめ給ふ。是の如くにして長者は女の夫を失ふが故に、恚惱して狂と成る。佛神力を以て女の夫を化作したまひて共に一處に在りしなり。此の因緣を以て恚心は卽ち滅せり。

【二九】第三十二、施一食處過受戒。若比丘、不病福德舍。過一食波逸提。

【三〇】第三十三、取婦婦賈容食戒。若比丘住白衣家。自恣請多與餅麨。諸比丘須者。應二三鉢取。過是取者波逸提。二三鉢取已出外。語餘比丘共分。是事應事。

【三一】十誦の因緣に依れば、長者あり跋難陀に供養せる爲に、女の睞眼の夫家へ歸る土產を無くし、爲に離緣せらるるを記す。今其れを論ずるなり。

日の行道する所は高からず、下からざるが故に、寒熱を以て倶に穴熱病を發すあり。比丘を利益するための故に、三種の具足食を食するを聽す、應に食すべし。謂く食は好色香味なり。病比丘は應に一請を受くべし。二請を受くべからず。若し一請を受け飽く事能はざれば第二請を受くることを聽すも第三請を受くべからず。若し第二請を受けて飽くこと能はざれば第三請を受くるを聽すも第四請を受くべからず。若し第三請を受け飽くこと能はざれば受け已つて漸々に食して乃ち日中に至るべし。若し比丘にして數々食せば波逸提なり。「時を除く」とは謂く病時なり。若し病なれば食を以つて消息すべし。病なれば則ち折損して數々に食するを聽す。又施衣時を除く。是も時と名づく。

是の中、犯は、若し比丘の有衣食の請に彼れに有衣食來らば請を受け及び食するは不犯なり。若し比丘の有衣食の請に彼に無衣食來らば請を受くるは不犯にして食せば波逸提なり。有衣食の請に彼に有衣無食來らば請を受くるは不犯にして食するは波逸提なり。若し、無衣食の請に彼に無衣食來らば請を受くるは突吉羅にして食せば波逸提なり。若無衣食の請に彼に有衣食來らば請を受くるは突吉羅にして食するは無犯なり。若し無衣食の請に彼に有衣無食來らば請を受くるは突吉羅にして食するは[二八]墮なり。若し有衣無衣食の請に彼に有衣食來らば請を受くるは突吉羅にして食するは犯なり。若し有衣無衣食の請に彼に無衣食來らば請を受くるは突吉羅にして食するは波逸提なり。不犯とは多衣有食の請を得て、一切の有衣食來るは不犯なり。

今より諸の比丘の節日に數々食をするを聽す。彼を他に與へ竟りて彼の中に受を受けよ。何者を他に與ふるや。謂く、相食なり。相とは吉凶相なり。故作食なり。作食とは大德比丘の爲に故らに〔供養を〕作すなり。齋日食・月一日・十六日・衆僧・別房・衆僧請・獨請は皆他に與ふべし。若し五衆請ならば他に與ふべからず。若し有衣食の請に彼に有衣無衣食來らば請を受くるは無犯なり。若しは外に至りて檀越有りて請をなして「比丘よ、來り食せよ、汝に衣を與へん」と言はゞ、請を受くる

【二八】墮。波逸提。

三昧は此れは是れ世俗三昧にして無漏に非るなり。諍とは三種あり、一には煩惱諍、二には五陰諍、三には鬪諍なり。一切羅漢には二種の諍盡く。煩惱諍と鬪諍なり、此の二諍盡くれば五陰は是れ[二六]有餘なるが故に未盡なり。此の五陰あるは能く人諍を發す。唯無諍三昧のみありて、能く此の諍を滅す。一切の羅漢は自ら無諍なりと雖も前人をして身上に諍心を起さゞらしむること能はず。無諍羅漢は能く彼此をして諍無からしむ。一切滅の故に能く衆生をして現世の福を得しむ。

比丘尼、居士婦に語りて言く、「比丘比丘を請じて請爲すは誰れなりや。」と。答へて言く。「某比丘を請ず。」と。尼は居士婦に語りて言く、「爾は粳米・飯・蘇・豆・羹鷄肉・鵽肉・鶉肉を辦ぜんと爲す。比丘が食せば波逸提なり。」と。乃至教ふるに少蓋を以て食中に著くることを以つてす。「かゝる食をば」比丘食へば突吉羅なり。此戒體は但だ偏へに其の徳を讃じ、凡聖を問はず盡く食へば波逸提なり。若し比丘尼言く。「比丘を請ぜよ。」と。居士婦言く。「誰を請ぜんと爲すや、」答へて言く。「某を請ぜよ。」と。居士婦言く。「我已に先に請ぜり。」と。問ふ。「何食を辦ずるや。」答へて曰く、「麁食にして粳米飯米飯乃至鵽鶉肉等を辦ぜんとす。」と。「かゝる食をば」比丘食へば突吉羅なり。若し曲げて功徳を讃ぜず、但だ布施沙門の功徳其の福甚大なるを説くこと是の如し。凡そ布施の福を說きて比丘食へば罪無し。

九十事[二七]　第三十一

此れは是れ不共戒にして、比丘尼と三衆は不犯なり。爾の時一比丘あり。秋月冷く熱病盛にして飲食する能はず。天竺の冬末月八日と春初月八日の此の十六日寒勢猛甚にして多く冷病を發す。冬春の氣交諍するを以ての故なり。又日は下道にありて行光の照す處少し、是の故に寒さ甚だし。春末月八日を夏初月八日の此の十六日は熱勢極めて盛にして多く熱病を發す、日正に上にあるを以ての故に、照す所廣し、是の故に大熱なり。夏末月八日と冬初月八日の此の十六日は寒からず熱からず、

【二六】有餘涅槃なり。

【二七】第三十一、展轉食戒。若比丘數數食波逸提。除時。時者病時。施衣時。是名時。

[二三]與女人同室宿戒の此の二戒は設ひ多人あるとも亦た罪を成ずるを得る。又前の四戒は晝日犯にして、後の二戒は夜の犯なり。此の二戒は是の如く差別あり。是の中、犯とは若し比丘獨り一女人と露處に共に坐せば波逸提にして、起ち已りて還りて坐するも波逸提なり、起つに隨つて還りて坐せば、爾の所に隨つて波逸提を得す。相去ること一尋にして坐せば波逸提なり、相去ること一尋半にして坐せば突吉羅なり。不犯とは若し相去ること二尋にして坐せば不犯なり。

九十事[二四] 第三十

此れは是れ不共戒なり。沙彌は突吉羅なり。此の戒體は比丘尼が檀越に向ひ、偏に比丘の功德智慧を讃して而して後に食を得れば波逸提なり。若し式叉摩尼、沙彌尼が[二五]因緣食を作すも亦波逸提なり。大迦葉、舍利弗、大目連、阿那律を請せば凡て五事ありて能く衆生の與に現世の福田を作る。一には見諦道に入り、二には大盡智、三には滅盡定、四には四無量、五には無諍三昧なり。見諦道を出ずるは人をして現世の福を得せしむる所以なり。已に無始より已來邪見の惱ます所と爲る。今見諦を證し、一切五邪を盡くし、皆悉く餘無く不壞の信見今始めて成就す。此の因緣を以て人をして現世の福を得せしむ。大盡智生する所以によつて現世の福を得せしむ。衆生は無始よりこのかた癡愛慢の惱ます所と爲る。今盡智を得し、三垢永く盡く。此の因緣を以て人をして現世の福を得しむるなり。若し滅盡定を出づるも亦衆生をして現世の福を得しむ。又言く滅盡定より出づるは正しく泥洹中より來るに似たり。此の因緣を以ての故に現世の福を得す。又言く若し滅盡定に入らば、必ず次第して初禪乃至非想處よりして然る後滅盡定に入る。若し定を出づる時は必ず非想〔定〕より次第して無所有處に入る。乃至初禪より散亂心に入り、心を以て諸禪に遊遍し、功力深重なり、是の故に衆生をして現世の福を習せしむ。四無量とは心を以つて無邊の衆生を緣じて、苦を拔き、樂を與へ益物深廣たることなり。此の因緣を以ての故に、衆生をして現世の福を得しむるなり。無諍

【二三】第五十四戒のこと。

【二四】第三十、食尼嘆食戒。若比丘知比丘尼讃歎得食。波逸提。除檀越先請。

【二五】托鉢乞食するに當り、兎や角口實を設けて食を得ることを云ふ。例へば前にある比丘の功德智慧を讃歎して食を得る如きなり。

若し比丘尼が非親里の比丘の與に衣を作らば突吉羅なり。三衆も亦突吉羅。是の中犯とは若し比丘、非親里の比丘尼の與に衣を作れば一々の事中に隨つて波逸提なり。若しは割截篸は突吉羅なり。若しは刺針、針は波逸提なり。若しは直縫針針は突吉羅なり。若しは縄綴の時は突吉羅なり。若しは篸緣は突吉羅なり。若し親里の尼に與ふるに作るは不犯なり。此の中衣を作るは盡く是れ應量衣なり。若しは白衣を作り、若しは非法の色衣を作らば盡く波逸提なり。若しは五種の糞掃衣を作れば三種は波逸提なること前の如し。二種は突吉羅なること亦前說の如し。若し尼、使を遣はして衣財を持ち來り與へて衣を作らしむれば突吉羅なり。若しは人に與へて作らしむれば突吉羅なり。若しは二人共に一衣を作らば突吉羅なり。若しは式叉摩尼に與ふるに衣を作らば波逸提なり。若しは與へて一切の不應量衣を作らば突吉羅なり。若しは浣ひて一々の事に隨へば突吉羅なり。若しは染めて一一の灑すは波逸提なり若しは駝毛・牛毛・羖羊毛等の衣を作るも亦波逸提なり。

九十事[一八]　第二十八

此れは是れ共戒にして、尼も俱に波逸提なり。三衆は突吉羅なり。若しは式叉摩尼、沙彌尼と屛覆處に坐せば盡く波逸提なり。屛覆とは慚愧無き處にして婬欲を作す可き處なり。獨り一尼とは、更に第三人無きなり。是の中犯とは若し比丘獨り比丘尼と屛覆處に坐せば波逸提なり、起ち已り還りて坐せば波逸提なり。起つに隨ひ還りて坐せば、爾の所隨つて波逸提を得るなり。

九十事[一九]　第二十九

此れは是れ共戒なり。尼も俱に波逸提にして、三衆は突吉羅なり。若しは石女、小女にして未だ婬欲を堪任し作さざる者は突吉羅なり。前の屛處戒と、此の露處戒と、[二〇]後の二の食家中戒と[二二]與未受具戒人同宿過二宿戒と[二三]與女人同室宿戒の六戒は護嫌事同じくして而も義に異りあり。屛處、露處と二の食家戒の此の四戒は正しく二人にして更に第三人無くして罪を成ずる。後の過再宿戒と

【一八】第二十八、獨與尼屛覆處坐戒。若比丘獨與一比丘尼屛覆處共坐波逸提。

【一九】第二十九、獨與尼露處戒。若比丘獨與一女人露地共坐波逸提。

【二〇】第四十二戒と四十三戒。尙は食家とは女人ある家又は欲事をなす家なり。

【二二】第五十四戒。

【二三】第六戒。

種の糞掃衣を與ふるに三種は波逸提なり、牛嚼衣・鼠嚙衣・火燒衣にして、二種衣は突吉羅なり。男女初めて交會して汚す所の衣、女人産して汚す所の衣なり。若し應量の白衣を與ふれば波逸提なり。染應法を以ての故に、若し不如法の色衣を與ふるも亦た波逸提なり。亦た染應法を以ての故に、若し二比丘共に一尼に衣を與へ、若し一衣を以て二尼に與ふれば突吉羅なり。若し不應量の衣鉢・鍵・鎡・匙・楮の一切の器物、衣紐乃至一尺・一寸・一縷・一鉢食中乃至一餅・一果は皆な突吉羅なり。揵椎を打つて衆中次第に食を與ふるは除きて不犯とす。是の中犯とは若しは親里に非ざる尼をば是れを親里なりと謂ふ。[16]是れを親里と謂ふは姉妹ありて別離する事既に久しくして後に他人と見るが如きこと有るも是を親里と謂ふ。又更娶られた異母、或は私通を以て生ぜし男女、或は先〔夫の所にて〕に懐妊し、今〔夫の所にて〕生じたる男女〔等の〕如き是〔等の〕因縁あるものを以て是れを親里と謂ふ、是の如く諸比丘は類を以て倂す可し。若し衣を與ふれば波逸提なり。若し非親里尼をば是れ親里比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼なりと謂ひて與ふれば波逸提なり。若し非親里尼に對して是れは親里なりや非親里なりや乃至是れ出家尼なりや非出家尼なりやの疑を生じて衣を與ふれば波逸提なり。若し比丘にして親里の尼あるも非親里の想を生ずる者は謂く、若し姉妹別離既に久しく後に設ひ相見るも非親里と謂ふ。父の外に通して設しは男女を生むが如き、又異母が懐妊後他家に適きて男女を生むが如き、又父が自家の婢使と共に通じて男女を生めるが如きは是れ親里にして非親里の想をなすものと謂ふ。〔是の想にて〕若し衣を與ふれば突吉羅なり。若しは親里尼を非親里と謂ひ乃至……是れ出家と謂ひ、若しは是れ親里なりや非親里なりや乃至是れ出家尼なりや非出家尼なりやと疑を生じ若しは非親里尼をば若しは謂ひ、若しは謂はず、若しは疑ひ、若しは疑はずして不淨衣、駝毛衣・牛毛衣・羖羊毛衣・雜毛織衣を與ふれば突吉羅なり。

九十事　第二十七[17]

【一六】十誦律は「親里、名母姉妹若女乃至七世因緣。異是非親里。」と言ふ。七世の母係を中心として七世の關係を云ふ、と見るべきである。

【一七】第二十七、非親里作衣戒。若比丘與非親里比丘尼作衣波逸提。

に行けば犯さず。設ひ夫人あるも若し共に期せば亦突吉羅なり。

若し多くの尼共に期して行止せば一波逸提なり、不犯とは期せずして去り若しくは王夫人ありて共

九十事[一三]　第二十五

此れ是れは比丘尼と不共戒なり、尼は比丘と議して船に載れは突吉羅にして、三衆も突吉羅なり。是の中犯とは、若し一比丘、一尼と共に期して一船に載らば一波逸提にして、[一四]若し比丘一乃至四比丘尼と共に一船に在れば四波逸提なり、尼の多少に隨ひて爾の所に波逸提を得す。若し四比丘が一尼と共に一船に載らば各〻一波逸提を得す。亦た尼の多少に隨つて爾の所に波逸提を得するなり。式叉摩尼が沙彌尼と共に期して船に載るも尼に同じ。是の中犯とは、若し比丘が比丘尼と共に期して一船に載り水を上り一聚落より一聚落に至るは波逸提にして、道中にて還らば突吉羅なり。若し聚落無ければ空地乃至拘盧舍は波逸提にして中道より還らば突吉羅なり。水を下るも亦是の如し。不犯とは若しは共に期せず、若しは直ちに渡り、若しは直ちに渡らんと欲し水の漂する所と爲りて去り、若しは直渡し前岸の端崩墮し、若しは行具を失ひ、若しは般を行る人が船を捉るを知らず、是の如くにして比丘が直渡せんと欲して此の諸難を以て或は上り或は下るならば不犯なり。若し尼が比丘と各〻異船に在りて共に期して白衣の伴無くば波逸提なり。若し期せずして必ず語聲相聞えざらしめて「然も」若し相聞えたるは突吉羅なり。若し陸道を行かば恐怖あり水を行かば恐怖無きゆえに共に期すは罪無し。若し船に多くの白衣ありて期すは罪無し。

九十事[一五]　第二十六

此れは是れ不共戒なり。比丘が尼に應量の衣鉢を與ふれば波逸提なり、沙彌が非親里の尼に衣を與ふれば突吉羅なり。式叉摩尼、沙彌尼が非親里の比丘に衣を與ふれば突吉羅なり、若し比丘が式叉摩尼沙彌尼に與ふれば尼に同じく波逸提なり。若しは使を遣りて與ふれば突吉羅なり。若しは五

聚落、至聚落。除因緣波逸提。因緣者。若是道中要須多伴所。行道有疑怖畏。是名因緣。

【一二】　五百弓なり。

【一三】　第二十五、與尼同船戒、若比丘。與比丘尼共期載一船。上水下水波逸提。除直渡。

【一四】　比丘が四人の比丘尼と同船せば四波逸提を犯すとは十誦特有の犯罪の輕重の定め四分五分等とはかかることはない。

【一五】　第二十六、與非親里衣戒。若比丘與非親里比丘尼、衣波逸提。

供養し各〻願を發して言ふ。「願はくば我等將來此の王邊に從つて解脫を得しめ給へ」と。此の時の王とは今の難陀は是れなり、爾の時五百夫人とは今の五百尼是なり。是の本願の因緣を以ての故に應に難陀に從つて解脫を得べし。

此の中次第に三戒已に捨つ、羯磨敎尼人の故に三戒亦捨つ。設し尼の爲に說法する時日沒に至れば威儀を壞すを以て突吉羅なり、若し呵して尼の與に說法すれば人は威儀を壞すを以ての故に亦突吉羅なり。[一〇] 拘摩羅偈とは堂ありて拘摩羅と名付く、堂主拘摩羅と名付くるを以ての故に堂は拘摩羅と名付く、佛拘摩羅堂上に在りて拘摩羅天の爲に此の偈を說き見諦に入るを得、此の因緣を以ての故に拘摩羅と名付く。〔九十事第二十三は缺く〕

九十事　第二十四[一一]

若し期せずして偶〻共に同道せば當に相ひ去らしむべく語りて言く、「相聞かざる處に」と。若し相聞き已りて還らば突吉羅なり。若しは尼が比丘と期して比丘許さず、若しは比丘が尼と共に期して尼許さず、若しは相語聲を聞かば突吉羅なり。水道も亦是の如し。水とは中を涉行するなり。尼の比丘と期して行くは突吉羅なり。此の戒は不共(戒)なり。三衆は突吉羅なり。此の中犯とは若し比丘、尼と共に期して陸道を行くに一聚落より一聚落に至れば波逸提なり。若し中道にて還らば突吉羅なり。空地にして聚落無き處に向ふは乃至一[一二]拘盧舍なれば波逸提にして若し中道にて還らば突吉羅なり。水道も亦是の如し。若し式叉摩尼、沙彌尼が共に議して共に道行せば同尼なり。大衆前去とは、佛男子中に在して阿耨多羅三藐三菩提を得るを以ての故に、又比丘は四衆中に於いて最上首たるを以ての故に、此の因緣を以ての故に(比丘の衆を)大衆と名付く。因緣を除くとは若し多く伴ひて行くべき所の道にして疑怖畏あるなり、多く伴ふとは若し二三の白衣ありて若し行を議せば突吉羅なり、若し百千伴とも亦た爾り。白衣と議せざれば罪無し。水道も亦是の如し。此の戒

面目な修行とその効果に依る大威力で聽者を感銘せしめた。

【七】次の與尼說法戒の場合を指す。

【八】與尼說法至日暮戒。若比丘。僧差敎誡比丘尼。至日沒者。波逸提。

【九】五分律は般特とする。然も本戒の因緣として第二十一の因緣を上げて居る。

【一〇】拘摩羅偈は、周利般特比丘の暗誦して居た唯一の偈で彼れが比丘尼に敎誡したのもこれである。十誦律に依れば「智者は身口意に一切惡を作さず、常に繫念して現前に諸欲を捨離し世間無益の苦行を受けず」とあるが五分律卷七初には「好心を得んと欲せば放逸すること莫れ、聖人の善法を當に勤學すべし。若し智慧一心の人あらんに乃ち能く復憂愁の患なけん」とある。これは拘那含佛の偈で五分、巴利のみに引用するものである。然るに今本書に從ふ時は佛陀の說偈となつて居る。而も十誦律の本戒因緣に何等關係なきこの拘摩羅偈を此處に論ずることは元來波逸提の二十一、二十二、二十三の三戒の因緣は元來固定的なものでないことを示すものである。

【一一】與尼期行戒。若比丘。與比丘尼、共期同道行。從一

め、佛は神力を以て諸弟子に檀越を與へ、次第に說法を感じ給ふ。凡そ作房の法に三品上中下あり、覆房の法には各々自ら限りあり。若し[三]下房をば中上の房の覆法を以つてするは、鎮重を以つての故に、兼ねて頓成の故に若しは草を用ひて覆草せば草の波逸提なり。若し中房を、上房の覆法を以つてするも亦た鎮重を以つての故に、若しは草を用ひて覆草せば、草の波逸提なり。若しは上中を下の覆法に隨はゞ頓成を以ての故に、房は成り已るも一波逸提なり。若し頓に疊牆を成ぜざれば罪無きなり。

[四]九十事　第二十一

僧差せざるに比丘尼に戒を教へるの初緣

爾時佛諸比丘に告げ給ふ、[五]「我れ四衆を教化し、疲れ極し」と。問ふて曰く。「佛は那羅延身を得す。身疲れ極しきこと無し。十力四無所畏大慈大悲を得す心に疲れ極しきこと無し。何を以て疲れ極しと云ひ給ふや。」と。答へて曰く。佛は疲れ極しきこと無きも世俗法に隨ふが故に。父は子の家事を理むるに堪えるを知るが如し。自らは力ありと雖も兒の堪任するを以ての故に、事業を以て兒に委付せんと欲するが故に、云く「我が氣は衰耄す。家事は汝一切之を知る。」と。佛も亦た是の如し。疲れ極しからずと雖も教法を以て弟子に授くるを以て世法に隨はんと欲するが故に說いて「疲れ極し」と言ひたまふ。諸弟子をして尼に教誡せしむる所以の者は、一に無悋法を現ずるを以ての故に、二に師は弟子と與に知見同じきが故に、三には[六]槃特比丘の功德智慧を現ぜんと欲するが故に、[七]四には諸比丘の爲に、尼衆に各因緣ありて應に教化を受くべきが故に。

[八]九十事　第二十二

[九]難陀には更に難陀あり、佛弟の難陀に非ず、往昔維衛佛世に出現し給ひて衆生の爲に說法し給ふ。彼の佛滅して後、王ありて牛頭栴檀の塔を起て、種々に莊嚴す。此の王に五百夫人ありて此の塔を

【三】上中下三品の作方は律本にないが、下等の建造物に上等家根をつけ造作をするは重味がかかり破れ易い。今戒められてあるのは(一)鎮重(珍は恐らく誤り)これは下品又は中品の建物に中品又は上品の覆法をなすこと、(二)頓成、これは即日成り即日に崩るる如き即成の粗成を戒めたるもの(三)草覆、これは屋根を草に覆ふに二重以上にすることである。

倘此の文より上中下三品の作房産を以下の文から推定せば下品＝頓成、不鎮重覆法 中品＝不頓成、不鎮重覆法 上品＝不頓成、(中下より)鎮重覆法と言ふ樣に考へられる。

【四】訓教尼戒。若比丘。僧不差教誡比丘尼。者。波逸提。

【五】十誦律(藏三71 〃)に爾時佛告諸比丘。我教化四衆疲極。令諸比丘。當教誡比丘尼。」とあるを當面の論題として居る。

【六】周利般特は佛弟子中にては鈍根鈍智として暫られて居り、彼れが比丘尼に說法する當番に當つたことが此の戒成立の初緣である。結果於いて彼れは大說法をなしその眞

本譯卷の第六迄は境野黃洋博士之を擔當せられしが、同氏は不幸長逝せられしため、卷の第七以後は佐藤密雄學士之を承けて擔當せらる(編輯者記)

(薩婆多毘尼婆沙)卷の第七

九十事第二十[一]

此れは是れ不共戒なり、尼は突吉羅、三衆も突吉羅なり。闡那は房を作り卽日に成りて卽ち崩倒す。此の大房を作るに[二]三十萬錢を用ふ。功用甚だ大なり。諸比丘は檀越の爲に說法す。房は崩倒すと雖も功德は成就す、と。房未だ壞せざるの時、佛は已に此の房中に到り給ひて卽ち是れを受用し給ふ。佛は是れ無上福田なりとて佛は旣に受用し給ひ、功德深廣なること測量すべからず、と。

又云ふ。房の始めて成る時一新受戒の年少比丘ありて、戒德淸淨にして此の房中に入り、楊枝を以て房に倚る、此の一持戒比丘を以ても已に檀越信施の德を畢る、と。若し億數種々の房閣、種々の莊嚴を起し、下は金剛地際に至る高廣にして嚴飾なること猶ほし須彌の如くならんも、設し一淨戒の比丘ありて暫時受用せば已に施恩を畢るべし何を以ての故とならば、佛は無量劫中にがて菩薩行を修し今や佛道を成じたまひ、始めに波羅提木叉を體解し以て衆生に授け給ふ。波羅提木叉は世間法に非ずして是は世俗に背離するものにして泥洹に向ふの門なり、凡そ房舍・臥具・飲食・湯藥は是れ世間法にして、是は世を離れたる難得の法には非ず。是の故に一淨戒の比丘あつて若しは暫く受用すといへども已に施恩を畢るなり。若し僧の新房舍を作り及び以て塔像をなし、曠路に井を作り、及び橋梁を作らば此の人は功德一切の時に生ず、たゞし三因緣を除くなり。一は前時に事毀壞すると、二は此人若し死すると、三に若し惡邪起るとなり、此の三因緣無ければ福德常に生じ、佛は先に已に此の房中に入り給ひ、上下重なり往返、經行し、檀越をして功德を施すこと空しからさらし

【一】二十、過三節犯房戒。若比丘欲起大房。當壘安梁戶向治地。應再三覆。過是覆者。波逸提。

【二】大房とは十誦律に依るに溫室、講堂、合霤堂、高樓、重閣、狹長屋となり。價格を三十萬錢とは律本にはない。故に本書成立時代の大房の價格標準とも見るべく、いづれにしても價格の出してある所は面白い。

目次

（本　丁）（通頁）

律部 十六

佐藤密雄譯

國譯一切經

大東出版社藏版